

最終 2 カ年行財政構造改革推進方策 [最終 2 カ年行革プラン]

平成 3 0 年 3 月改定
兵 庫 県

目 次

1	はじめに	1
2	行財政構造改革の基本方針と視点	2
3	プラン策定にあたっての基本的な考え方	5
4	財政フレーム	9
5	各分野における改革内容	
	(1) 組織	
	ア. 本庁	2 2
	イ. 地方機関	2 4
	ウ. その他の組織	2 6
	(2) 職員	
	ア. 定員	2 8
	イ. 給与	3 1
	ウ. 多様な働き方の推進	3 6
	(3) 行政施策	
	ア. 事務事業	4 1
	イ. 投資事業	6 2
	ウ. 公的施設	7 2
	エ. 試験研究機関	7 5
	オ. 教育（教育委員会所管）	8 7
	カ. 公舎・待機宿舎	9 3
	キ. 県営住宅事業	9 5
	ク. 流域下水道事業	9 8
	(4) 公営企業	
	ア. 企業庁	9 9
	イ. 病院局	1 2 0
	(5) 公立大学法人兵庫県立大学	1 3 4
	(6) 公社等	1 4 2
	(7) 自主財源の確保	
	ア. 県税	1 4 8
	イ. 課税自主権の活用	1 5 0
	ウ. 使用料・手数料	1 5 2
	エ. ネーミングライツ・広告収入	1 5 3
	オ. 債権管理	1 5 4
	カ. 資金管理の推進	1 5 5
	キ. ふるさと納税	1 5 6
	(8) 長期保有土地	1 5 8
	(9) 地方分権の推進	1 6 1
6	新たな施策展開	1 6 4
7	2019(H31)年度以降の行財政改革	1 7 4

1 はじめに

行財政構造改革は、その時々々の県民ニーズに機動的かつ的確に対応できる行財政構造を確立するための取組である。

兵庫県は、阪神・淡路大震災後の平成 11 年度からこれに取り組んできた。阪神・淡路大震災からの創造的復興を成し遂げるため、本県は 1.3 兆円に上る震災関連県債の発行、約 4 千億円の基金の活用など多大な負担を強いられた。この財政を立て直す必要があった。その後、長引くデフレ経済や三位一体改革の影響によって、行財政環境がさらに厳しさを増したことから、平成 20 年度に、「行財政構造改革の推進に関する条例」（以下、行革推進条例）を制定し、平成 30 年度を目標年度として、行財政全般にわたる改革に全力で取り組んでいる。

取組の成果としては、平成 19 年度に 1,280 億円あった収支不足額が、平成 29 年度には 170 億円と 8 分の 1 まで縮減している。行革推進条例に基づき、平成 28 年度に行った総点検では、平成 30 年度には、目標とする構造改革を遂げなければならないとの基本姿勢のもと、残すところ 2 年となった改革期間においても、「選択と集中」を基本に、各分野において仕上げとなる改革を進めることとした。

しかしながら、本県を取り巻く環境は、楽観できる情勢にはない。震災関連県債は減ったとはいえ、その残高は 4,400 億円もあり、今後とも多額の償還を行わなければならない。また、平成 28 年度の県税収入は、年度当初の円高に伴う地方消費税の減収や企業業績の鈍化などから 300 億円を超える減収となった。平成 29 年度においても、米国の新政権による政策、英国や新興国の動向など世界経済や国内景気の先行き不透明感が見られる。また、国の骨太の方針では、地方一般財源総額について、平成 30 年度まで抑制することが示されている。しかし、国と地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指す国の財政健全化は、2020 年度まで続く。加えて、今後とも社会保障費が増加する中で、その財源となる消費税・地方消費税の引上げが 2019 年 10 月に延期されたことなど、目標とする平成 30 年度だけでなく、2019(H31)年度以降も引き続き予断を許さない。

こうした状況を踏まえても、改革が目指す県民の夢や希望をかなえることができる県政を実現していかなければならない。このため、「最終 2 カ年行財政構造改革推進方策」（以下、最終 2 カ年行革プラン）では、2019(H31)年度以降も見据えながら、目標とする構造改革を確かなものとするための取組に加え、行財政構造改革を成し遂げた後の本県の目指すべき施策の方向性、そして 2019(H31)年度以降の行財政改革のあり方について取りまとめた。

行財政構造改革を終える平成 30 年度は、兵庫県政 150 周年の節目である。改革の成果である確固たる行財政基盤のもとで、人口が減少する中であっても、兵庫の強みである“多様性と連携”を基本に、県民が豊かさを実感し、将来への夢が描ける兵庫を創っていく。

2 行財政構造改革の基本方針と視点

改革の目的を達成するため、次の基本方針と視点に基づき、改革の取組を進める。

【4つの基本方針】

(1) 持続可能な行財政構造の確立

改革の着実な推進により、収支均衡など平成 30 年度までの財政運営の目標を達成し、持続可能な行財政構造の確立をめざす。

(2) 県民の参画と協働による改革の推進

県議会をはじめ、行財政構造改革審議会、行財政構造改革県民会議などから幅広い意見を求めるとともに、各種広報媒体を通じて改革の取組や財政状況を分かりやすく情報発信することにより、県民の理解と協力を得ながら、県民の参画と協働による改革を推進する。

(3) 選択と集中の徹底

時代の変化への的確な対応、国と地方、県と市町の役割分担、効率的な県政運営の推進、個人給付や行政サービスの受益と負担の適正化等の視点に基づき、施策をゼロベースで点検し、見直すとともに、優先度を見極めながら、地域創生など県民ニーズを踏まえた施策への重点化を図る。

(4) 兵庫の未来づくりのための改革の推進

阪神・淡路大震災で悪化した財政の改善を図り、行財政基盤を確かなものにするこ
とにより、南海トラフ巨大地震や風水害への備え、少子化対策、超高齢社会への対応、
地域活力の再生、産業競争力の強化、エネルギー・環境対策など、兵庫の未来づくり
に向けた施策を積極的に推進する。

【7つの視点】

(1) 時代の変化への的確な対応

- ① 人口減少、少子高齢化、地域格差の拡大、世界経済の一体化、ICTの発展などの時代の変化を踏まえ、制度や施策、事業内容についての見直しを行い、新たな課題に的確に対応する。
- ② 「社会保障と税の一体改革」や「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」など国における改革や制度改正との整合を的確に図る。

(2) 国と地方、県と市町の役割分担

- ① 国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等について国への要請を行い、地方が必要な権限、財源を有し、その責任のもと決定、実行できる自立分権型の行政システムの構築を目指す。
- ② 府県域を超えて広域的に対応した方が効果的な課題については、関西広域連合での推進を図る。
- ③ 住民に身近な事務は市町が自立的かつ主体的に担い、県は市町間の広域調整や専門的・先導的な分野への対応、市町運営の支援を担うことを基本に、分権社会にふさわしい自立的な県と市町の間関係を構築する。
- ④ 県と市町が適切な役割分担のもと、県から市町への権限移譲や市町との重複事業等の廃止、事務のワンストップ化等の連携を進める。
- ⑤ 県と市町の負担により実施する事業について、すべての市町が同一内容で一律に進めるのではなく、地域の実情に応じた展開を図る方向に見直しを図る。

(3) 参画と協働の推進

- ① 地域団体やNPO、ボランティアグループ等の活動の活発化や活動内容の多様化等を踏まえ、地域社会の共同利益の実現及び県行政の推進の両面から、参画と協働のさらなる推進を図る。
- ② 子育て、教育、防犯、環境など地域が直面する様々な課題について、地域での支え合いをめざして、地域住民による主体的な地域づくり活動を支援する。
- ③ 地域住民とのパートナーシップによる道路・河川等の維持管理、地域住民と学校が一体となって取り組む地域教育や体験学習など、多様な主体との協働事業を推進する。

(4) 効率的な県政運営の推進

- ① 本庁組織について、広範な政策課題に総合的かつ機動的に対応する体制とするとともに、県民局・県民センターをはじめとする地方機関については、地域の特性や市町行政体制に応じた機能・組織の整備を行い、簡素で効率的な組織体制や業務執行体制を構築する。
- ② 多様な働き方の推進や女性が活躍できる場の拡大など仕事と生活の調和を推進する。
- ③ 事業実施に係るトータルコストとその効果との比較・検証等を通じて、最小の費用で最大の効果を実現する。
- ④ 地方財政措置や他府県の実施状況等を踏まえ、事業水準の見直しを行う。
- ⑤ 民間の有する技術力や専門性を活用し、アウトソーシングを推進するとともに、ICTの活用等により、必要最小限の体制のもとで、行政サービスのコスト縮減とサービス内容の質の向上を図る。

- ⑥ 内部事務の執行や決裁手続など仕事の進め方の見直し、事務的経費の節減など事務改善の取組みを全庁的に推進し、限られた行政資源を効率的・効果的に活用する。
- ⑦ 公社等外郭団体においては、公社等経営評価委員会の意見等を踏まえ、経営の改善、事業の見直し、統廃合を含めた簡素で効率的な運営体制の整備等を進める。
- ⑧ 企業庁、病院局の公営企業においては、地域のニーズを踏まえた新たな事業展開、一層の収益の確保や費用の抑制など経営改善の取組を進める。

(5) 個人給付や行政サービスの受益と負担の適正化

- ① 個人給付や行政サービスの提供について、関連制度等との均衡を図りつつ、対象とすべき範囲を検証するとともに、給付、受益と負担の適正化を図る。
- ② 実施に必要な費用が十分まかなえていない事業や、類似事業と比較して負担が不均衡な事業については、使用料・手数料など受益者負担を適正化する。

(6) 公共施設等の計画的、効率的な管理、整備

- ① 想定を上回る災害に「備える」、県民の日々の暮らしや交流を「支える」、次世代に持続的な発展を「つなぐ」の視点から、将来を見据えた社会基盤の整備を着実に進める。
- ② 自然災害に備える防災・減災対策の充実強化に向け、「津波防災インフラ整備計画」、「南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム」、「山地防災・土砂災害対策計画」等の着実な推進を図る。
- ③ 財政負担の縮減・平準化、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を図るため、「兵庫県公共施設等総合管理計画」を策定し、施設総量の適正化、計画的・効率的な老朽化への対応を推進する。
- ④ 社会基盤施設、県営住宅、県立学校など施設類型ごとの老朽化対策について、「ひょうごインフラ・メンテナンス 10 箇年計画」、「県営住宅整備・管理計画」、「県立学校施設管理計画」など、個別施設計画に基づく取組を推進する。

(7) 自主財源の確保等

- ① 自己決定、自己責任の原則に基づく自主的な財政運営を展開するため、県税収入や県営住宅使用料等税外収入の確保、適切な債権管理と効率的な回収、安定かつ低利な資金調達、ネーミングライツや広告料、ふるさと寄附金など自主財源を最大限に確保する。
- ② 時代の要請に応える施策を展開していくため、法人関係税の超過課税、県民緑税など、自主課税の取組を推進する。
- ③ 先行取得用地の計画的な処理を進めるとともに、その他の未利用地の利活用や売却を推進する。

3 プラン策定にあたっての基本的な考え方

【基本的な考え方】

(1) 平成 30 年度の財政運営目標を確実に達成するための推進方策

行革推進条例が終期とする平成 30 年度まで残すところ 2 年となったことから、収支均衡など財政運営の目標達成をより確実なものとする必要がある。

このため、最終 2 カ年行革プランでは、改革の仕上げとして、行財政構造改革の視点に基づき、2019 (H31) 年度以降の情勢も踏まえ、目標達成に向けた追加対策をまとめた。

(2) 構造改革実施後の重点施策

本格的な少子高齢社会を迎え、人口減少が続く中であっても、活力ある兵庫を創る“地域創生”の取組みが喫緊の課題となっている。また、平成 30 年度は県政 150 年周年の節目である。行財政構造改革の取組の成果として、県民ニーズに的確に答えていかなければならない。

このため、最終 2 カ年行革プランでは、今後、重点的に取り組むべき施策及び事業について取りまとめた。

(3) 2019 (H31) 年度以降の行財政改革の進め方

今後とも、多額の震災関連県債の償還が続くとともに、県債管理基金の積立不足の解消にも取り組む一方で、税収や国の地方財政対策の動向などに対応しつつ 2019 (H31) 年度以降においても、収支均衡を継続しなければならない。選択と集中を基本姿勢として、未来の兵庫づくりに向けた新たな施策に重点化するなど行財政全般にわたる改革に取り組む姿勢は変わらない。

このため、最終 2 カ年行革プランでは、2019 (H31) 年度以降における不断の取組として改革を進めるための方向性を示した。

(参 考) 行財政構造改革の取組み状況

1 財政構造

[平成 30 年度の姿]

- ① 財政運営の目標を概ね達成し、財政健全化指標は、震災の影響を除けば平成 19 年度における他府県並の水準となること。
- ② 阪神・淡路大震災からの創造的復興のために発行した県債の償還を行っても収支均衡できる財政構造となること。

(1) 歳入歳出の均衡

[平成 30 年度の目標]

収支不足を解消し歳入・歳出の均衡を達成する。

[取組み状況]

収支不足額は、平成 19 年度に△1,280 億円あったが、平成 28 年度年間見込では△320 億円と 960 億円改善し、19 年度の 1/4 水準となっている。

(2) プライマリーバランス

[平成 30 年度の目標]

毎年度、プライマリーバランスの黒字を確保する(臨時財政対策債・減収補填債 75% 分を除く)。

[取組み状況]

平成 19 年度では 226 億円の赤字であったが、平成 28 年度年間見込では 187 億円の黒字を確保している。

(3) 実質公債費比率

[平成 30 年度の目標]

実質公債費比率(単年度)を 18%水準に抑制する。

[取組み状況]

平成 19 年度では 18.9%であった。その後、平成 21 年度(22.2%)にピークとなったが、平成 28 年度年間見込では 15.1%であり、19 年度と比べて 3.8 ポイント改善している。

(4) 県債残高

[平成 30 年度の目標]

平成 19 年度末残高の 80%の水準に圧縮する。(臨時財政対策債・減収補填債 75% 分を除く)

[取組み状況]

平成 19 年度では 3 兆 3,592 億円であったが、平成 28 年度年間見込では 2 兆 9,046 億円となっており、19 年度の 86.5%水準となっている。

(5) 将来負担比率

[平成 30 年度の目標]

震災関連県債を除いた比率を、平成 19 年度決算における全国平均水準(250%水準)に抑制する。

[取組み状況]

平成 19 年度では 272.3%であったが、平成 28 年度年間見込では 270.1%となっており、19 年度と比べて 2.2 ポイント改善している。

(6) 県債管理基金活用額

[平成 30 年度の目標]

財源対策として活用する額は、当該年度におけるルール積立額の概ね 1/3 以下に抑制する。

[取組み状況]

平成 19 年度では 465 億円を活用していたが、平成 28 年度年間見込では 120 億円となっている。19 年度と比べて 345 億円減少し、活用額は、ルール積立額の概ね 10% の水準となっている。

(7) 県債管理基金積立不足率

[平成 30 年度の目標]

平成 19 年度の 2/3 の水準に圧縮する。

[取組み状況]

平成 19 年度は 58.5%であったが、平成 28 年度年間見込では 34.8%である。19 年度と比べて 23.7 ポイント改善し、平成 19 年度の概ね 60%の水準となっている。

(8) 経常収支比率

[平成 30 年度の目標]

90%水準に抑制する。

[取組み状況]

平成 19 年度は 103.5%であったが、平成 28 年度年間見込では 97.2%であり、19 年度と比べて 6.3 ポイント改善している。うち人件費や公債費は減少しているものの、社会保障関係費等が増加している。(人件費△12.3%、公債費△1.3%、社会保障関係費等+7.3%)

2 組 織

[取組み状況]

本庁は、平成 19 年度では 6 部体制であったが、平成 20 年度からは 5 部体制としている。

地方機関は、平成 19 年度では 10 県民局体制であったが、平成 26 年度からは 7 県民局 3 県民センターとしている。

3 定 員

[取組み状況]

一般行政部門における職員数は、平成 19 年度では 8,279 人であったが、平成 28 年度では 6,063 人となっており、19 年度と比べて概ね 30%削減する目標に対し 26.8%の減となっている。

〔 定員削減率(H19-H28) : △26.8% (全国第 1 位)
人口 10 万人あたり職員数(H28) : 107.9 人(全国第 43 位) 〕

4 給 与

[取組み状況]

給与抑制措置は、平成 27 年度から段階的に縮小を開始しており、平成 28 年度は給料の減額措置を管理職は 2/5、一般職員は 2/4 縮小している。

給与構造改革については、年功的な給与構造の見直しや給料・ボーナスへの勤務実績の適切な反映等の取組みを実施している。

5 事務事業

[取組み状況]

(見直し総額)

平成19年度以降、新行革プラン～第3次行革プランに基づき事業の見直しを行い、446億円（一般財源ベース）を縮減している。

(事務事業数の見直し)

平成19年度以降、2,385事業を廃止する一方、1,162事業を新たに実施した結果、事務事業数は平成19年度の3,013事業から平成28年度では1,790事業となり、19年度と比べて41%減となっている。

6 投資事業

[取組み状況]

通常事業費については、平成19年度では2,540億円であったが、地方財政計画の水準による見直しにより、平成28年度では1,580億円となっている。

一方、別枠措置をした事業は、経済対策事業も含めて、緊急防災・減災事業や山地防災・土砂災害対策事業など、平成28年度までの累計で4,359億円となっている。

7 公社等

[取組み状況]

(団体数)

設置の必要性が低下した2団体を廃止するとともに、事業の目的、内容が類似または関連する6団体を3団体に統合している。

(職員数)

県派遣職員（当初配置職員）は、平成19年度と比べて概ね50%削減する目標に対し、平成28年度では47.6%の減となっている。

また、一般行政類似部門のプロパー職員（当初配置職員）は、平成19年度と比べて概ね30%削減する目標に対し、平成28年度では37.7%の減となっている。

(県の財政支出)

事務事業や人員体制の見直しにより、県の財政支出（一般財源）は、平成19年度の約144億円から平成28年度は約90億円となっており、37.4%の減となっている。

4 財政フレーム

(1) 財政運営の目標の見通し

平成30年度においては、収支均衡するとともに、各指標とも概ね30年度の目標を達成する見通しである。

(単位:億円、%)

区 分	H30年度までの見込み			H30年度までの目標	(参 考)	
	H28	H29	H30		H31	H32
収 支 均 衡	△ 320	△ 170	0	収支均衡 《改革期間後半》	+ 10	+ 20
プ ラ イ マ リ ー バ ラ ン ス (臨時財政対策債・ 減収補填債75%分 除き)	187	1,019	1,164	黒字 《毎年度》	1,141	1,108
実 質 公 債 費 比 率 (単 年 度)	15.1% 【16.8%】	15.6% 【15.3%】	15.4% 【14.8%】	18%水準 《H30》	17.8% 【17.0%】	18.1% 【17.1%】
県 債 残 高 (臨時財政対策債・ 減収補填債75%分 除き)	86.5%	83.5%	79.8%	H19の80%水準 《H30》	76.5%	73.3%
将 来 負 担 比 率 (震災関連県債残高除き)	270.1%	290.1% 【256.7%】	283.5% 【249.3%】	震災の影響を除く 比率がH19年度の 全国平均水準 (250%水準) 《H30》	278.8% 【245.8%】	267.8% 【235.6%】
県 債 管 理 基 金 額 活 用	1/3以下	0	0	ルール積立額の 概ね1/3以下 《毎年度》	0	0
県 債 管 理 基 金 率 積 立 不 足 率	34.8% 【41.8%】	35.3% 【40.3%】	35.4% 【38.3%】	H19の2/3(39.0%) 水準 《H30》	37.7% 【38.9%】	37.7%
経 常 収 支 比 率	97.2%	95.5% 【95.8%】	94.2% 【94.5%】	90%水準 《H30》	94.2% 【94.5%】	94.0% 【94.2%】
う ち 人 件 費	39.9%	36.5% 【39.5%】	35.9% 【38.8%】		35.5% 【38.4%】	34.5% 【37.3%】
う ち 公 債 費	24.3%	24.5% 【23.4%】	24.0% 【22.9%】		24.5% 【23.4%】	24.8% 【23.7%】
うち社会保障関係費等	33.0%	34.5% 【32.9%】	34.3% 【32.8%】		34.2% 【32.7%】	34.7% 【33.2%】

※1 収支不足額が生じる平成29年度においては、退職手当債(100億円)及び行革推進債(70億円)を発行すること
で対応

※2 国の「経済・財政再生計画」における財政健全化目標年度が平成32年度とされていることから、当該年度までの
試算を行い、参考値として記載

※3 【 】書きは、教職員給与負担事務の政令市への移譲に伴う標準財政規模、超低金利環境を踏まえて平成28年
度を実施した借換債の前倒し発行による県債管理基金残高等の影響を考慮した場合の数値

※4 平成28年度のプライマリーバランスの黒字額は、県債を追加発行したため、小さくなっている。

追加発行額 超低金利環境を踏まえた平成29年度新規発行債の前倒し(300億円)、補正予算債(200億円)、
減収補填債(185億円)、緊急防災・減災事業債(140億円)、地方消費税減収対策債(70億円)
計:895億円

(2) 試算の前提条件

① 経済成長率

「中長期の経済財政に関する試算」(平成29年1月公表)のうち、経済再生ケースの名目経済成長率

区 分	H30	参考	
		H31	H32
名目経済成長率	2.9%	3.7%	3.8%

(参考)

直近5か年の経済成長率をみると、全国と本県との伸び率に乖離が生じていないことから、乖離率は乗じない。

[全国と兵庫県の名目GDPの対前年度比推移(直近5か年(平成23~27年度))]

区 分		H23	H24	H25	H26	H27	H23~H27平均
全 国	A	98.9%	100.2%	102.6%	102.1%	102.8%	101.3%
兵庫県	B	97.8%	99.8%	101.6%	103.3%	101.8%	100.9%
乖 離	B/A	0.989	0.996	0.990	1.012	0.990	0.996

② 歳入

ア 県税等

平成29年度当初予算をもとに、平成30年度以降の経済成長率等を用いて試算

- (ア) 所得課税・消費課税税目：前年度見込額×経済成長率×1.1(弾性値)
- (イ) 上記以外：前年度見込額×経済成長率
- (ウ) 徴収強化や平成30年度特別徴収一斉指定に伴う効果額を含む。

(参考①)

- ・平成30年度以降は、教職員給与負担事務の政令市への移譲に伴う税源移譲(個人県民税所得割2%)を反映(平成29年度分は、県民税所得割臨時交付金を交付)

(参考②)

- ・地方消費税率改定時に実施が見込まれる地方法人課税の偏在是正(法人住民税交付税原資化の拡大、地方法人特別税・譲与税制度の廃止、法人事業税交付金の創設)等税制改正の影響は織り込んでいない。
- ・地方消費税の税率改定に伴う増収見込

区 分	H31	H32	H33
0.5%引き上げ分	5%	75%	100%

イ 地方交付税等

平成29年度当初予算をもとに、次のとおり試算

- (ア) 基準財政収入額
前年度見込額に、毎年度の県税等の増収額の75%(地方消費税率の改定に伴う増収額は100%)を加算
 - (イ) 基準財政需要額
 - a 個別・包括算定経費(社会保障の充実分を除く)
前年度見込額に、給与(定期昇給等を除く)及び社会保障関係費の歳出増加額に見合う伸び率を乗じて試算
 - ・平成30年度：+1.6%(給与：+0.5%、社会保障関係費：+1.1%)
- [(参考)・平成31年度以降：+1.7%(給与：+0.6%、社会保障関係費：+1.1%)]

b 社会保障の充実分

前年度見込額に、国・地方の社会保障の充実分の伸び率を乗じて試算
 [国・地方の社会保障の充実分（財務省資料をもとに試算）]

区分	H29	H30	参考		
			H31	H32	H33 (平年度)
社会保障の充実	1.35兆円	1.35兆円	1.42兆円	2.44兆円	2.8兆円
対前年度の伸び率	—	—	+5%	+72%	+15%

c 事業費補正・公債費：毎年度の算入見込額

d その他（人口減少等特別対策事業費等）：平成29年度当初予算と同額

ウ 国庫支出金

社会保障関係費（国制度分）や投資事業費（国庫補助事業）などの事業費に対応した見込額

エ 特定財源

各種貸付金の償還金などの見込額

オ 県債

今後の投資事業量に応じた発行見込額

（今後の投資事業量は、歳出の「エ 投資的経費」の表を参照）

カ その他の収入

土地の売払収入、債権の回収、ネーミングライツなどの見込額

③ 歳出

ア 人件費

(ア) 職員給等

- ・定員：行革プランの削減目標を反映（H19→H30：△30%（一般行政部門等））
教職員給与負担事務の政令市への移譲に伴う定員減を反映
- ・給与：平成29年度当初予算をもとに、伸び率（定期昇給等を除く）は経済成長率の1/3の率とする。給与抑制措置は平成30年度末までの解消に向けて取り組むことを踏まえ試算

(イ) 退職手当：今後の退職者数の見込をもとに試算

イ 公債費

(ア) 起債発行額

今後の投資事業費の計画額等に基づく発行見込額

(イ) 発行利率

「中長期の経済財政に関する試算」（平成29年1月公表）における経済再生ケースの名目長期金利

区 分	H30	参考	
		H31	H32
名目長期金利	0.5%	1.5%	2.6%

ウ 行政経費

(ア) 行革プランに記載している事業
見直しに基づく所要額

(イ) 所要額を個別に算定する事業

a 社会保障関係費（社会保障の充実分）

前年度見込額に、国・地方の社会保障の充実分の伸び率を乗じて試算

[国・地方の社会保障の充実分（財務省資料をもとに試算）]

区分	H29	H30	参考		
			H31	H32	H33 (平年度)
社会保障の充実	1.35兆円	1.35兆円	1.42兆円	2.44兆円	2.8兆円
対前年度の伸び率	—	—	+5%	+72%	+15%

b 社会保障関係費（社会保障の充実分を除く）及び個別算定事業

前年度見込額に、直近の伸び率等を踏まえて試算

(ウ) その他の行政経費

平成29年度当初予算と同額を基本に、クラウド化・事務改善などコスト縮減を踏まえて試算

エ 投資的経費

地方財政計画の水準を基本に、本県の喫緊の行政課題に対応する事業費を別枠で確保
[各年度の投資事業費総額] (単位：億円)

区 分		H28当初	H29当初	H30	参考	
					H31	H32
国庫補助事業	通常事業	1,020	1,015	1,015	1,015	1,015
	別枠事業	24	15	※	※	※
	災害関連事業	24	15	※	※	※
	国庫補助事業 計	1,044	1,030	1,015	1,015	1,015
県単独事業	通常事業	560	565	565	565	565
	別枠事業	135	140	130	145	145
	山地防災・土砂災害対策事業	25	25	15	25	25
	緊急防災・減災事業	110	80	80	60	60
	長寿命化・環境整備対策事業	—	35	35	60	60
	県単独事業 計	695	705	695	710	710
合 計		1,739	1,735	1,710	1,725	1,725

注1： 災害関連事業は、災害復旧事業に応じて、毎年度、所要額を精査

注2： 山地防災・土砂災害対策事業の平成30年度の事業費（15億円）は、平成27年度に10億円前倒し

平成31年度以降については、「第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画」（平成26～30年度）の次期計画として、同水準（5年間125億円）を確保する前提で仮置き

注3： 緊急防災・減災事業は、県有施設耐震改修事業の進捗に伴い減少

平成31年度以降は、津波防災インフラ整備計画（平成26～35年度）等に必要な事業費として、60億円で仮置き

注4： 長寿命化・環境整備対策事業の平成31年度以降は、60億円で仮置き

(3) 財源対策

収支不足額が生じる平成29年度においては、退職手当債（100億円）及び行革推進債（70億円）を発行することで対応

(4) 財政フレーム(事業費ベース)

区分	(単位:億円)										20~30小計		参考			
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	26~30小計	20~30小計	31年度	32年度
県	8,250	8,070	6,240	6,300	6,390	6,450	6,775	7,310	8,090	7,840	8,080	8,080	39,400	79,625	8,405	9,110
地方消費税								205	795	760	745	770	3,275	3,275	830	1,250
地方消費税	3,650	3,790	4,630	5,110	4,850	4,930	4,800	4,655	4,330	4,325	4,115	4,125	21,550	49,660	3,980	3,970
地方消費税	1,660	1,850	2,780	2,060	1,930	2,460	2,045	1,715	1,810	1,780	1,565	1,590	8,460	21,585	1,590	1,620
地方消費税	3,920	4,090	5,895	5,980	5,400	4,340	4,200	29,905	3,485	3,010	3,910	3,860	17,415	47,320	3,825	3,780
地方消費税	1,170	1,040	1,260	1,020	1,000	1,230	910	6,460	935	1,310	880	865	5,015	11,475	875	875
その他収入	340	310	330	300	240	200	250	205	215	200	215	200	1,035	2,665	200	200
収入	18,950	19,150	21,135	20,770	19,810	19,610	18,980	18,305	18,620	18,465	18,765	18,720	92,875	212,330	18,875	19,555
人件費	6,340	6,090	5,780	5,740	5,680	5,600	5,380	5,425	5,335	5,370	4,675	4,670	25,475	59,745	4,655	4,645
公債費	2,420	2,420	2,560	2,790	2,850	2,820	2,860	2,895	2,955	2,750	2,750	2,730	14,080	30,380	2,790	2,835
臨時財政対策債	165	200	230	300	335	355	385	1,805	450	560	625	690	2,840	4,645	725	775
その他	2,255	2,220	2,330	2,490	2,515	2,460	2,500	14,515	2,445	2,190	2,125	2,040	11,240	25,755	2,065	2,060
税金	2,070	1,970	990	870	830	840	930	6,430	1,415	1,240	1,575	1,350	6,585	13,015	1,330	1,680
地方消費税	6,860	7,380	9,830	9,905	9,250	8,520	8,270	53,155	7,580	7,215	8,200	8,260	38,650	91,805	8,365	8,650
行政経費									90	450	475	475	1,875	1,875	490	715
社会保障の充実	0	10	20	30	30	30	30	150	35	35	35	35	175	325	35	35
新規枠																
投資	総額	2,540	2,380	2,220	1,970	2,480	2,150	14,030	1,890	1,900	1,735	1,710	9,445	23,475	1,725	1,725
起債		1,170	1,040	1,260	1,020	1,230	910	6,460	935	1,025	1,310	880	6,585	11,475	875	875
事業	総額	1,420	1,310	1,540	1,290	1,770	1,255	8,425	1,020	1,110	1,280	1,030	5,455	13,880	1,015	1,015
起債		500	470	720	600	820	555	3,735	440	480	440	435	2,395	6,130	435	435
事業	総額	1,120	1,070	1,290	930	710	895	5,605	870	790	705	695	3,990	9,595	710	710
起債		670	570	540	420	440	355	2,735	495	545	440	430	2,620	5,355	440	440
歳出	計 B	20,230	20,240	21,985	21,525	20,580	19,590	124,180	18,795	19,000	18,785	18,720	94,235	218,415	18,865	19,535
収支不足額	A - B	△ 1,280	△ 1,105	△ 850	△ 755	△ 770	△ 610	△ 4,740	△ 490	△ 380	△ 320	0	△ 1,360	△ 6,100	10	20
財源対策	E + F + G + D	1,280	1,105	850	755	770	610	4,740	490	380	320	0	1,360	6,100	0	0
退職手当	債の発行	370	430	300	250	250	200	1,680	200	200	100	100	600	2,280	0	0
行革推進	債の発行	290	350	240	250	250	170	1,360	125	150	70	0	445	1,805	0	0
県債管理	基金の活用	620	325	310	255	270	300	1,700	165	30	120	0	315	2,015	0	0
最終収支	C + D	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	20

※1 平成19~27年度は最終予算、平成28年度は年間見込ベース(経済対策補正を含む)

※2 教職員給与負担事務の政令市への移譲に伴う財政影響(対前年度比)

<平成29年度> 地方交付税等: △215億円、国庫支出金: △150億円、人件費: △660億円、県税交付金: +305億円、行政経費: △10億円
 <平成30年度> 地方交付税等: △275億円、国庫支出金: △275億円 (参考 平成31年度 県税等: △30億円、県税交付金: △30億円)

※3 臨時財政対策債、繰上補償債は、地方交付税等額に計上

※4 平成28年度県債の額は、追加発行したため、大きくしている

(追加発行額 補正予算(200億円)、緊急防災・減災事業債(140億円)、地方消費税増徴対策債(70億円))

※5 災害復旧事業は除く

※6 5億円単位で表記しているため、合計が一致しないことがある

【財政運営目標等の見直し】

(単位:億円、%)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	20~25小計	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	26~30小計	参考	
															31年度	32年度
プライマリーバランス	△ 226	40	236	809	682	940	942	—	940	993	187	1,019	1,164	—	1,141	1,108
実質公債費比率(単年度) %	18.9	21.0	22.2	19.8	16.6	15.5	16.6	—	15.4	18.5	15.1	15.6	15.4	—	17.8	18.1
					(19.5)	(19.4)	(20.1)	—	(19.1)	—	【16.8】	【15.3】	【14.8】	—	【17.0】	【17.1】
震災関連県債除き %	15.0	14.6	15.2	14.7	12.9	10.8	10.9	—	8.5	11.9	10.2	11.8	12.9	—	13.6	15.2
実質公債費比率(3か年平均) %	20.2	19.9	20.7	21.0	19.5	17.3	16.2	—	15.8	16.8	(17.5)	16.4	15.3	—	16.2	17.1
					(20.5)	(19.5)	(19.6)	—	(19.5)	(19.2)	—	—	—	—	—	—
震災関連県債除き %	13.2	13.5	14.9	14.8	14.3	12.7	11.5	—	10.0	10.4	10.2	11.3	11.6	—	12.8	13.9
県債発行額(臨時財政対策債、減収補填債を除く)	1,883	1,844	1,702	1,495	1,608	1,440	1,233	—	1,284	1,359	1,513	1,072	864	—	875	875
県債	33,592	34,455	35,753	37,039	38,050	39,086	39,825	—	40,442	40,682	41,455	41,280	40,810	—	40,185	39,504
臨時財政対策債、減収補填債75%分除き	33,592	33,651	33,547	32,975	32,392	31,766	30,855	—	29,998	29,182	29,046	28,043	26,815	—	25,682	24,820
対H19年度比 %	—	100.2	99.9	98.2	96.4	94.6	91.9	—	89.3	86.9	86.5	83.5	79.8	—	76.5	73.3
震災関連県債残高	8,460	8,037	7,605	7,136	6,675	6,216	5,757	—	5,303	4,818	4,386	3,992	3,615	—	3,229	2,853
将来負担比率 %	361.7	360.1	366.4	350.2	351.7	345.0	341.1	—	333.0	320.6	329.2	348.5	337.3	—	327.6	311.9
								—	282.3	256.7	270.1	280.1	283.5	—	【291.2】	【276.8】
震災関連県債残高除き %	272.3	274.2	282.7	271.7	275.7	271.8	268.1	—	262.3	256.7	270.1	280.1	283.5	—	278.8	267.8
								—	376.2	352.4	379.5	386.7	4,113	—	【245.8】	【235.6】
県債管理基金残高	1,867	1,650	1,646	2,461	3,530	4,667	5,720	—	3,762	3,524	【3,395】	【3,567】	【3,913】	—	4,022	4,305
					(3,040)	(3,447)	(4,090)	—	—	—	—	—	—	—	【3,922】	—
県債管理基金ルール積立額	870	1,084	1,159	1,296	1,353	1,446	1,358	—	1,289	1,251	1,252	1,275	1,257	—	1,310	1,250
県債管理基金活用額	465	250	249	91	186	271	239	—	168	30	120	—	—	—	—	—
基金活用額/ルール積立額 %	53.4	23.7	21.5	7.0	13.7	18.7	17.6	—	13.0	2.4	9.6	—	—	—	—	—
県債管理基金積立不足率 %	58.5	63.8	65.1	53.1	40.2	25.6	8.9	—	38.6	39.8	34.8	35.3	35.4	—	37.7	37.7
					(48.4)	(44.6)	(34.9)	—	—	—	【41.8】	【40.3】	【38.3】	—	【38.9】	—
経常収支比率 %	103.5	99.1	98.3	94.5	99.3	98.8	97.3	—	96.0	96.1	97.2	95.5	94.2	—	94.2	94.0
								—	40.4	39.5	39.9	【95.8】	【94.5】	—	【94.5】	【94.2】
うち人件費 %	52.2	47.9	45.4	42.6	43.5	42.3	41.0	—	—	—	—	36.5	35.9	—	35.5	34.5
								—	—	—	—	【39.5】	【38.8】	—	【38.4】	【37.3】
うち公債費 %	25.6	24.7	25.6	25.2	27.4	27.2	26.5	—	25.6	24.9	24.3	24.5	24.0	—	24.5	24.8
								—	—	—	—	【23.4】	【22.9】	—	【23.4】	【23.7】
うち社会保障関係費等 %	25.7	26.5	27.3	26.7	28.4	29.3	29.8	—	30.0	31.7	33.0	34.5	34.3	—	34.2	34.7
								—	—	—	—	【32.9】	【32.8】	—	【32.7】	【33.2】
震災関連公債費除き %	96.3	93.0	92.2	88.5	93.3	92.8	91.4	—	90.3	90.7	91.8	90.2	89.2	—	89.4	89.8

※1 平成19~27年度は決算、平成28年度は年間見込ベース

※2 県債残高は、地方財政調査方式で算定しており、事業の年度繰り越しに伴うものを含んでいる

※3 実質公債費比率、県債管理基金残高、県債管理基金積立不足率の()書きは、借換債平準化対策の影響を除いた場合の数値

※4 ()書きは、教職員給与負担事務の政令市への移譲に伴う標準財政規模、超低金利環境を踏まえて平成28年度に実施した借換債の前倒し発行による県債管理基金残高等の影響を考慮した場合の数値

※5 平成28年度のプライマリバランスの黒字額は、県債を追加発行したため、小さくなっている。

※6 (追加発行額) 超低金利環境を踏まえた平成29年度新発債発行の前倒し(300億円)、補正予算債(200億円)、減収補填債(185億円)、緊急防災・減災事業債(140億円)、地方消費税減収対策債(70億円) 計: 895億円

(1) 財政運営の目標の見通し

平成30年度においては、収支均衡するとともに、各指標とも概ね30年度の目標を達成する見通しである。

(単位:億円、%)

区 分	2018(H30)年度までの見込			2018(H30)年度 までの目標	(参 考)				
	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)		2019 (H31)	2020	2021	2022	2023
収 支 均 衡	△ 320	△ 150	0	収支均衡 《改革期間後半》	+ 0	+ 5	+ 15	+ 5	+ 5
プ ラ イ マ リ ー パ ラ ン ス (臨時財政対策債・ 減収補填債75%分 除き)	277	1,032	882	黒字 《毎年度》					
実 質 公 債 費 比 率 (単 年 度)	14.5% 【16.2%】 ※1	13.3% 【14.7%】	14.5% 【14.9%】	18%水準 《2018(H30)》	15.2%	15.5%	15.6%	17.0%	17.7%
県 債 残 高 (臨時財政対策債・ 減収補填債75%分 除き)	86.4% 【83.9%】 ※2	83.7% 【81.3%】	81.6% 【79.1%】	2007(H19)の 80%水準 《2018(H30)》	96.3%	92.5%	88.7%	84.8%	80.9%
将 来 負 担 比 率 (震災関連県債残高除き)	265.7%	277.4% 【252.5%】	275.3% 【246.9%】	震災の影響を除く 比率が2007(H19) の全国平均水準 (250%水準) 《2018(H30)》	<245.9%>	<231.7%>	<224.9%>	<220.2%>	<213.9%>
県 債 管 理 基 金 額 活 用	1/3以下	0	0	ルール積立額の 概ね1/3以下 《毎年度》					
県 債 管 理 基 金 率 積 立 不 足 率	32.7% 【38.9%】	24.7% 【36.5%】	23.8% 【35.7%】	2007(H19)の 2/3(39.0%)水準 《2018(H30)》	23.7%	20.1%	19.9%	19.1%	17.3%
経 常 収 支 比 率	96.7%	95.9% 【96.2%】	95.4% 【95.8%】		95.5%	95.6%	95.4%	95.7%	95.7%
う ち 人 件 費	39.8%	36.8% 【39.8%】	36.1% 【39.1%】	90%水準 《2018(H30)》	35.2%	33.6%	32.9%	32.4%	32.0%
う ち 公 債 費	24.2%	24.4% 【23.2%】	24.5% 【23.4%】		25.1%	25.0%	24.8%	25.3%	25.5%
う ち 社 会 保 障 関 係 費 等	32.7%	34.7% 【33.2%】	34.8% 【33.3%】		35.2%	37.0%	37.7%	38.0%	38.2%

※1 【 】書きは、教職員給与負担事務の政令市への移譲に伴う標準財政規模の縮減、借換債の前倒し発行による県債管理基金残高の増等の影響を考慮した場合の数値

※2 県債残高(臨時財政対策債・減収補填債75%分除き)の【 】書きは、臨時財政対策債・減収補填債75%に加え、行革プラン期間中に発行した補正予算債の残高を除いた数値。なお、2019(H31)年度以降の数値は2018(H30)年度対比の数値

※3 将来負担比率(震災関連県債残高除き)の2019(H31)年度以降の< >書きは、震災関連県債及び行革プラン期間中に発行した財源対策債(退職手当債、行革推進債)の残高を除いた数値

※4 2019(H31)年度以降の財政指標については、補正予算債や災害復旧事業に伴う県債の発行増など、財政運営の変動要素は織り込んでいない。

(2) 試算の前提条件

① 経済成長率

「中長期の経済財政に関する試算」(2018(H30)年1月公表)のうち、成長実現ケースの名目経済成長率

区 分	参考				
	2019(H31)	2020	2021	2022	2023
名目経済成長率	2.8%	3.1%	3.2%	3.4%	3.4%

(参考)

直近5か年の経済成長率をみると、全国と本県との伸び率に乖離が生じていないことから、乖離率は乗じない。

[全国と兵庫県の名目GDPの対前年度比推移(直近5か年(平成24～28年度))]

区 分		H24	H25	H26	H27	H28	H24～H28 平均
全 国	A	100.1%	102.6%	102.2%	103.0%	101.0%	101.8%
兵庫県	B	99.8%	101.6%	103.3%	101.9%	100.5%	101.4%
乖 離	B/A	0.997	0.990	1.011	0.989	0.995	0.996

② 歳入

ア 県税等

2018(H30)年度当初予算をもとに、2019(H31)年度以降の経済成長率等を用いて試算

(ア) 所得課税・消費課税税目：前年度見込額×経済成長率×1.1(弾性値)

(イ) 上記以外：前年度見込額×経済成長率

(参考①)

2018(H30)年度には、同年度から実施される以下の項目の影響額を織り込んでいる。

- ・ 教職員給与負担事務の政令市への移譲に伴う税源移譲(個人県民税所得割2%分に伴う減)
- ・ 個人住民税所得割の特別徴収一斉指定に伴う増
- ・ 地方消費税の清算基準の見直しに伴う増

(参考②)

- ・ 地方消費税の税率改定に伴う増収見込の年度ごとの割合

区 分	2019(H31)	2020	2021～
0.5%引き上げ分	5%	75%	100%

(参考③)

消費税率の10%改定時に実施が見込まれる以下の地方法人課税偏在是正措置については、その影響額を織り込んでいる。(2019(H31)年10月～実施)

- ・ 税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として実施されてきた地方法人特別税・譲与税の廃止及び法人事業税の復元による減
- ・ 地域間の税源の偏在を是正し、財政力格差の縮小を図るための法人住民税交付税原資化の拡大による法人県民税法人税割の減

※ なお、減収額は地方交付税で措置されると見込んでいる。

イ 地方交付税等

2018(H30)年度当初予算をもとに、次のとおり試算

(ア) 基準財政収入額

- ・ 前年度見込額に、毎年度の県税等の増収額の75%（地方消費税率の改定に伴う増収額は100%）を加算
- ・ 地方法人課税の偏在是正措置に伴う減収額の75%を減額
- ・ 法人住民税の交付税原資化の拡大に伴い創設される法人事業税市町交付金は、その全額を減額

(イ) 基準財政需要額

a 個別・包括算定経費（社会保障の充実分を除く）

- ・ 前年度見込額に、給与（定期昇給等を除く）及び社会保障関係費の歳出増加額に見合う伸び率を乗じて試算
〔（参考）・2019(H31)年度以降：+1.6%（給与：+0.5%、社会保障関係費：+1.1%）〕
- ・ 地方法人課税の偏在是正措置に伴い縮小する留保財源分（減収額の25%）は、基準財政需要額に加算されるとして試算

b 社会保障の充実分等

平年度ベースで、国・地方の社会保障の充実分が2.5兆円、「新しい政策パッケージ」に基づき実施される幼児教育の無償化等の教育・子育て支援分が1.7兆円となることを前提に、年度ごとの収入割合を乗じて得た額(※)の対前年度伸び率を前年度の見込額に乗じて試算

[国・地方の社会保障の充実分及び教育・子育て支援]

区分	2017 (H29)	2018 (H30)	参考		
			2019 (H31)	2020	2021～ (平年度)
社会保障の充実	1.35兆円	1.35兆円	<u>1.41兆円</u>	<u>2.19兆円</u>	<u>2.5兆円</u>
教育・子育て支援	—	—	<u>0.08兆円</u>	<u>1.29兆円</u>	<u>1.7兆円</u>
計	<u>1.35兆円</u>	<u>1.35兆円</u>	(※) <u>1.49兆円</u>	(※) <u>3.48兆円</u>	<u>4.2兆円</u>
対前年度の伸び率	—	—	<u>+10%</u>	<u>+233%</u>	<u>+120%</u>

c 事業費補正・公債費：毎年度の算入見込額

d その他（人口減少等特別対策事業費等）：2018(H30)年度当初予算と同額

ウ 国庫支出金

社会保障関係費（国制度分）や投資事業費（国庫補助事業）などの事業費に対応した見込額

エ 特定財源

各種貸付金の償還金などの見込額

オ 県債

今後の投資事業量に応じた発行見込額

（今後の投資事業量は、歳出の「エ 投資的経費」の表を参照）

カ その他の収入

土地の売払収入、債権の回収、ネーミングライツなどの見込額

③ 歳出

ア 人件費

(ア) 職員給等

- ・ 定 員：一般行政部門及び一般行政類似部門の定員は、行革プランに基づく削減後の定員。2019(H31)年度以降は、削減後の定員を維持(6,949人)
法令等により配置基準が定められている定員は、当該基準に基づく配置定員(教職員定数については、生徒数の減に伴う減を見込んで)
- ・ 給 与：2018(H30)年度当初予算時の単価に基づき、定期昇給及び新陳代謝を見込む。
人事委員会勧告に基づく給与改定率は、経済成長率の1/3と試算
給与抑制措置は、一般職員について2018(H30)年度で解消、管理職については2019(H31)年度に解消として試算
給与構造改革及び給与制度の総合的見直し等における給料表の水準の引下げに伴う経過措置は、2020年3月までに段階的に廃止として試算
- (イ) 退職手当：今後の退職者数の見込をもとに試算

イ 公債費

(ア) 起債発行額

今後の投資事業費の計画額等に基づく発行見込額

(イ) 発行利率

「中長期の経済財政に関する試算」(2018(H30)年1月公表)における成長実現ケースの名目長期金利

区 分	参考				
	2019(H31)	2020	2021	2022	2023
名目長期金利	0.0%	0.4%	0.9%	1.4%	2.0%

ウ 行政経費

(ア) 行革プランに記載している事業

行革プランに基づく見直し後の所要額

(イ) 所要額を個別に算定する事業

a 社会保障関係費(社会保障の充実分等)

平年度ベースで、国・地方の社会保障の充実分が2.5兆円、「新しい政策パッケージ」に基づき実施される幼児教育の無償化等の教育・子育て支援分が1.7兆円となることを前提に、年度ごとの収入割合を乗じて得た額(※)の対前年度伸び率を前年度の見込額に乗じて試算

[国・地方の社会保障の充実分及び教育・子育て支援]

区分	2017 (H29)	2018 (H30)	参考		
			2019 (H31)	2020	2021～ (平年度)
社会保障の充実	1.35兆円	1.35兆円	1.41兆円	2.19兆円	2.5兆円
教育・子育て支援	—	—	0.08兆円	1.29兆円	1.7兆円
計	1.35兆円	1.35兆円	(※)1.49兆円	(※)3.48兆円	4.2兆円
対前年度の伸び率	—	—	+10%	+233%	+120%

b 社会保障関係費(社会保障の充実分等を除く)及び個別算定事業

前年度見込額に、直近の伸び率等を踏まえて試算

(ウ) その他の行政経費

- ・ 2018(H30)年度当初予算と同額を基本に、クラウド化・事務改善などコスト削減を踏まえて試算
- ・ 法人住民税の交付税原資化の拡大に伴い創設される法人事業税市町交付金について、その所要額を見込む。

エ 投資的経費

地方財政計画の水準を基本に、本県の喫緊の行政課題に対応する事業費を別枠で確保
〔各年度の投資事業費総額〕 (単位：億円)

区 分		2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	参考	
					2019(H31) ~2020	2021 ~2023
国庫 補助 事業	通常事業	1,020	1,015	1,030	1,030	1,030
	別枠事業	24	15	0		
	災害関連事業(注1)	24	15	0		
	国庫補助事業計	1,044	1,030	1,030	1,030	1,030
県単 独 事 業	通常事業	560	565	570	570	570
	別枠事業	135	140	175	180	100
	山地防災・土砂災害対策事業	25	25	(注2)30	30	30
	緊急防災・減災事業	110	80	100	(注3)80	0
	長寿命化・環境整備対策事業	—	35	45	(注4)70	70
	県単独事業計	695	705	745	750	670
合 計		1,739	1,735	1,775	1,780	1,700

注1： 災害関連事業は、災害復旧事業に応じて、毎年度、所要額を精査

注2： 山地防災・土砂災害対策事業の 2018(H30)年度以降の事業費(30億円) は、山地防災・土砂災害対策計画に基づく事業費

注3： 緊急防災・減災事業は、2019(H31)年度以降、県有施設耐震改修事業の進捗に伴い減少
津波防災インフラ整備計画(2014(H26)~2023年度)等に必要な事業費(240億円)につ
いて、2018(H30)~2020年度の3カ年で確保(80億円/年)

注4： 長寿命化・環境整備対策事業の 2019(H31)年度以降は、70億円で仮置き

【平成30年3月改定】

(3) 財政フレーム(事業費ベース)

区分	(単位:億円)																
	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	考		2023		
													2020	2021	2022	2023	
県	8,250	8,070	6,240	6,300	6,390	6,450	6,775	7,310	8,090	7,840	8,075	8,135	8,385	8,915	9,380	9,655	10,010
地方消費税	0	0	0	0	0	0	0	205	795	760	770	820	875	1,315	1,590	1,610	1,670
地方消費税改定分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方交付税	3,650	3,790	4,630	5,110	4,850	4,930	4,800	4,655	4,330	4,325	4,200	4,105	4,025	4,430	4,360	4,305	4,190
国庫支出金	1,660	1,850	2,780	2,060	1,930	2,460	2,045	1,715	1,810	1,780	1,695	1,515	1,540	1,595	1,645	1,645	1,630
特定財源	3,920	4,090	5,895	5,980	5,400	4,340	4,200	3,485	3,150	3,010	2,985	3,895	3,935	3,735	3,645	3,640	3,635
果	1,170	1,040	1,260	1,020	1,000	1,230	910	935	1,025	1,310	1,225	930	935	935	855	855	855
その他の収入	340	310	330	300	240	200	250	205	215	200	245	190	200	200	200	200	200
歳入	18,950	19,150	21,135	20,770	19,810	19,610	18,980	18,305	18,620	18,465	18,425	18,770	18,920	19,810	20,085	20,300	20,520
人件費	6,340	6,090	5,780	5,740	5,680	5,600	5,380	5,425	5,335	5,370	4,725	4,685	4,650	4,630	4,635	4,620	4,625
公債	2,420	2,420	2,560	2,790	2,850	2,820	2,860	2,895	2,955	2,750	2,715	2,680	2,755	2,780	2,755	2,840	2,905
臨時財政対策債	165	200	230	300	335	355	385	450	515	560	600	680	735	770	805	845	900
その他	2,255	2,220	2,330	2,490	2,515	2,460	2,500	2,445	2,440	2,190	2,115	2,000	2,020	2,010	1,950	1,995	2,005
県税	2,070	1,970	990	870	830	840	930	1,005	1,415	1,240	1,630	1,440	1,410	1,855	1,960	2,030	2,100
地方消費税改定分	0	0	0	0	0	0	0	0	100	395	380	385	435	655	795	805	835
行政経費	6,860	7,380	9,830	9,905	9,250	8,520	8,270	7,580	7,395	7,215	7,320	8,190	8,325	8,760	9,020	9,105	9,185
社会保障の充実	0	0	0	0	0	0	0	90	450	385	450	475	505	930	1,085	1,085	1,085
新規枠	0	10	20	30	30	30	30	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
投資的経費	2,540	2,380	2,830	2,220	1,970	2,480	2,150	1,890	1,900	2,210	2,185	1,775	1,780	1,780	1,700	1,700	1,700
補助事業	1,170	1,040	1,260	1,020	1,000	1,230	910	935	1,025	1,310	1,230	930	935	935	855	855	855
単独事業	1,420	1,310	1,540	1,290	1,260	1,770	1,255	1,020	1,110	1,280	1,275	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030
歳出	500	470	720	600	570	820	555	440	480	600	600	440	440	440	440	440	440
歳入不足額	1,120	1,070	1,290	930	710	710	895	870	790	930	910	745	750	750	670	670	670
財源対策	670	570	540	420	440	410	355	495	545	710	630	490	495	495	415	415	415
財源対策E+F+G	2,280	2,105	2,185	2,155	2,080	2,060	1,990	1,875	1,900	1,885	1,875	1,870	1,890	1,805	20,070	20,295	20,515
退職手当	1,105	850	755	770	770	650	610	490	380	320	150	0	0	0	0	0	0
行草推進	430	300	300	250	250	250	200	200	200	100	80	0	0	0	0	0	0
県債管理	350	240	250	250	250	100	170	125	150	100	70	0	0	0	0	0	0
最終収支	620	325	310	255	270	300	240	165	30	120	0	0	0	0	0	0	0
最終収支C+D	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	15	5	5

※1 2007(H19)年度～2016(H28)年度は最終予算、2017(H29)年度は年間見込ベース(経済対策補正等を含む)

※2 教職員給与負担事務の政令市への移譲に伴う財政影響(対前年度比)

<2017(H29)年度>地方交付税等:△205億円、国庫支出金:△150億円、人件費:△660億円、県税交付金:△295億円、行政経費:△10億円

<2018(H30)年度>県税等:△250億円、県税交付金:△250億円 (参考 2019年度 県税等:△45億円、県税交付金:△45億円)

※3 臨時財政対策債、減収補填債は、地方交付税等欄に計上

※4 2016(H28)年度県債の額は、追加発行したため、大きくなっている(追加発行額 補正予算債(200億円)、緊急防災・減災事業債(140億円)、地方消費税増収対策債(70億円))

※5 災害復旧事業は除く

※6 5億円単位で表記しているため、合計が一致しないことがある

※7 2019(H31)年度以降の財政指標については、補正予算債や災害復旧事業に伴う県債の発行増など、財政運営の変動要素は織り込んでいない。

【平成30年3月改定】

【財政運営目標等の見直し】

区分	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	考			
													2019(H31)	2020	2021	2022
バライマリーパランス	△ 226	40	236	809	682	696	942	940	993	277	1,032	882	15.5	15.6	17.0	17.7
実質公債費比率(単年度) %	18.9	21.0	22.2	19.8	16.6	15.5	16.6	15.4	18.5	14.5	13.3	14.5	14.7	14.9	14.0	14.4
震災関連運費比率(3年平均) %	15.0	14.6	15.2	14.7	12.9	10.8	10.9	8.5	11.9	9.6	9.6	12.6	13.7	13.9	15.4	16.3
震災関連運費比率 %	20.2	19.9	20.7	21.0	19.5	17.3	16.2	15.8	16.8	16.1	15.4	14.1	15.0	15.4	16.0	16.8
震災関連運費比率(3年平均) %	13.2	13.5	14.9	14.8	14.3	12.7	11.5	10.0	10.4	10.0	10.3	10.6	11.4	12.8	13.3	14.3
県債発行額(臨時財政対策債、減収補填債を除く)	1,883	1,844	1,702	1,495	1,608	1,440	1,233	1,284	1,359	1,777	1,022	1,282	932	933	877	853
県債残高	33,592	34,455	35,753	37,039	38,050	39,086	39,825	40,442	40,682	41,391	41,329	41,426	40,980	40,414	39,678	38,781
臨時財政対策債、減収補填債75%分除き	33,592	33,651	33,547	32,975	32,392	31,766	30,855	29,988	29,182	29,008	28,124	27,425	26,408	25,374	24,329	23,247
対H19年度比 %	100.0	100.2	99.9	98.2	96.4	94.6	91.9	89.3	86.9	86.4	83.7	81.6	96.3	92.5	88.7	80.9
震災関連運費比率 %	8.460	8.037	7.605	7.136	6.675	6.216	5.757	5.303	4.818	4.386	3.992	3.615	3.229	2.853	2.498	2.158
震災関連運費比率 %	361.7	360.1	366.4	350.2	351.7	345.0	341.1	333.0	320.6	324.7	335.7	329.4	317.8	294.5	280.8	270.3
震災関連運費比率 %	272.3	274.2	282.7	271.7	275.7	271.8	268.1	262.3	256.7	265.7	277.4	275.3	<245.9>	<231.7>	<224.9>	<213.9>
県債管理基金残高	1,867	1,650	1,646	2,461	3,530	4,667	5,720	3,762	3,524	3,866	4,411	4,564	4,919	5,561	5,932	6,394
県債管理基金残高	870	1,054	1,159	1,296	1,353	1,446	1,358	1,289	1,251	1,229	1,259	1,137	1,228	1,154	1,116	1,094
県債管理基金残高	465	250	249	91	186	271	239	168	30	50						
県債管理基金残高	53.4	23.7	21.5	7.0	13.7	18.7	17.6	13.0	2.4	4.0						
県債管理基金残高	58.5	63.8	65.1	53.1	40.2	25.6	8.9	38.6	39.8	32.7	24.7	23.8	23.7	20.1	19.9	19.1
経常収支比率 %	103.5	99.1	98.3	94.5	99.3	98.8	97.3	96.0	96.1	96.7	95.9	95.4	95.5	95.6	95.4	95.7
うち人件費 %	52.2	47.9	45.4	42.6	43.5	42.3	41.0	40.4	39.5	39.8	36.8	36.1	35.2	33.6	32.9	32.4
うち公債費 %	25.6	24.7	25.6	25.2	27.4	27.2	26.5	25.6	24.9	24.2	24.4	24.5	25.1	25.0	24.8	25.3
うち社会保障関係費等 %	25.7	26.5	27.3	26.7	28.4	29.3	29.8	30.0	31.7	32.7	34.7	34.8	35.2	37.0	37.7	38.0
震災関連運費比率 %	96.3	93.0	92.2	88.5	93.3	92.8	91.4	90.3	90.7	91.8	91.1	91.2	91.4	91.9	92.0	92.4

※1 2007(H19)年度～2016(H28)年度は決算、2017(H29)年度は年間見込ベース
 ※2 県債残高は、地方財政調査方式で算定しており、事業の年度繰り越しに併せてのを含んでいる
 ※3 実質公債費比率、県債管理基金残高、県債管理基金積立不足率の()書きは、借換債平準化対策の影響を除いた場合の数値
 ※4 ()書きは、教職員給与負担事務の政令市への移譲に伴う標準財政規模の縮減、借換債の前置発行による県債管理基金残高の増等の影響を考慮した場合の数値
 ※5 県債残高(臨時財政対策債・減収補填債75%分除き)の()書きは、臨時財政対策債・減収補填債75%に加え、行革プラン期間中に発行した補正予算債の残高を除いた数値。なお、2019(H31)年度以降の数値は2018(H30)年度対比の数値
 ※6 将来負担比率(震災関連運費高除き)の2019(H31)年度以降の数値は、臨時財政対策債・減収補填債75%分除きの()書きは、臨時財政対策債・減収補填債75%に加え、行革プラン期間中に発行した補正予算債の残高を除いた数値。なお、2019(H31)年度以降の数値は2018(H30)年度対比の数値
 ※7 2019(H31)年度以降の財政指標については、補正予算債や災害復旧事業に伴う県債の発行増など、財政運営の変動要素は織り込んでいない。

5 各分野における改革内容

(1) 組織	ア. 本庁	
<div data-bbox="177 295 416 329" data-label="Section-Header"><h3>[改革の基本方向]</h3></div> <div data-bbox="189 333 1417 571" data-label="List-Group"><ul style="list-style-type: none">① 時代の変化に伴う多様な政策課題に対して、総合的かつ機動的に施策展開が図れる部の構築を推進する。② 組織の専門性・機動性の向上と施策の効果的・効率的な執行が図れる局・課室・班の構築を推進する。③ 横断的な行政課題に対応するため設置している本部体制について、必要性の低下した本部を見直しつつ、引き続き活用を図る。</div> <div data-bbox="154 633 445 667" data-label="Section-Header"><h3>1 部の体制の見直し</h3></div> <div data-bbox="177 674 446 710" data-label="Section-Header"><h4>(1) 5部体制の維持</h4></div> <div data-bbox="204 714 1428 795" data-label="Text"><p>時代の変化に伴う多様な政策課題に対して、総合的かつ機動的に施策展開を図るため、引き続き現行の5部体制を維持する。</p></div> <div data-bbox="177 799 446 837" data-label="Section-Header"><h4>(2) 福祉部長の設置</h4></div> <div data-bbox="204 842 1428 965" data-label="Text"><p>保健・医療・福祉が連携した現行の健康福祉部の体制を維持しつつ、今後とも拡大する福祉分野における責任の明確化と機動性を高めるため、健康福祉部内に、福祉監に替えて担当部長として福祉部長を置く。</p></div> <div data-bbox="1101 1005 1375 1039" data-label="Text"><p>【平成30年3月改定】</p></div> <div data-bbox="177 1055 387 1090" data-label="Section-Header"><h4>(1) 技監の設置</h4></div> <div data-bbox="204 1093 1425 1169" data-label="Text"><p><u>安全・安心な社会基盤の整備を一層推進するため、技術面に関する統括者として技監を設置する。これに伴い、理事（技術担当）は廃止する。</u></p></div> <div data-bbox="177 1171 418 1209" data-label="Section-Header"><h4>(2) 広報官の設置</h4></div> <div data-bbox="204 1214 1425 1290" data-label="Text"><p><u>県の魅力を強力に発信する広報の企画、プロモーション活動を行うなど、新たな広報戦略を展開するため、広報官を設置する。</u></p></div> <div data-bbox="177 1294 446 1332" data-label="Section-Header"><h4>(3) 5部体制の維持</h4></div> <div data-bbox="204 1337 1428 1417" data-label="Text"><p>時代の変化に伴う多様な政策課題に対して、総合的かつ機動的に施策展開を図るため、引き続き現行の5部体制を維持する。</p></div> <div data-bbox="177 1422 446 1460" data-label="Section-Header"><h4>(4) 福祉部長の設置</h4></div> <div data-bbox="204 1464 1428 1588" data-label="Text"><p>保健・医療・福祉が連携した現行の健康福祉部の体制を維持しつつ、今後とも拡大する福祉分野における責任の明確化と機動性を高めるため、健康福祉部内に、福祉監に替えて担当部長として福祉部長を置く。</p></div> <div data-bbox="150 1680 504 1715" data-label="Section-Header"><h3>2 局・課室・班の見直し</h3></div> <div data-bbox="204 1720 1453 1758" data-label="Text"><p>各部における専門性・機動性の向上と施策の効果的・効率的執行を図るための組織を構築する。</p></div> <div data-bbox="177 1762 1457 1971" data-label="List-Group"><ul style="list-style-type: none">(1) 局については、一体的な施策推進、効果的な施策の執行の観点から必要な組織再編を行う。(2) 課室については、専門性・機動性の向上と効率的な業務の執行の観点から、施策推進に応じて見直しを図る。(3) 班については、柔軟な人員配置、業務間の連携推進による行政課題への対応力強化とそれに伴う県民サービスの向上の観点から、適宜、見直しを図る。</div>		

3 本部体制の見直し

横断的な行政課題に対応するため、本部体制については、引き続き活用する一方、必要性の低下した本部は廃止する。

4 実施時期

平成 29 年度～

(1) 組織	イ. 地方機関	
<p>[改革の基本方向]</p> <p>① 県民局・県民センターについて、地域ビジョンの実現と地域創生戦略の推進を図るため、市町行政体制の進展や地域の実情等を踏まえて、地域課題に総合的かつ的確に対応する体制の構築を推進する。</p> <p>② 事務所及びその他地方機関について、簡素・合理化を図りつつ、迅速かつ効果的な県民サービスを提供する観点から、県民局・県民センターの所管区域に関わらず、その機能を十分に発揮できる体制の構築を推進する。</p> <p>1 県民局・県民センター組織の見直し</p> <p>(1) 県民局・県民センター体制の維持</p> <p>地域の政策課題に対し総合的機能を発揮するため、現地解決型の総合事務所として、7 県民局 3 県民センター体制を維持する。</p> <p>なお、総合的な取組を行うために、既に農林・環境・まちづくりの分野を統合している阪神南県民センターと阪神北県民局については、各庁舎の状況や地域性を考慮した本局の適切な設置場所、保健医療計画の改定における保健医療圏域のあり方、市町への権限委任や中核市移行の可能性などを含めた事務執行体制のあり方などを踏まえ、平成 30 年度に行う行財政構造改革の検証の中で、統合の可否を決定する。</p> <p>(2) 本局組織の再編</p> <p>県民センターについて、地域創生の取組みを推進するため、センター長を補佐する副センター長（県民交流室長を兼務）を設置する。</p> <p>(3) 県民局・県民センター事務所の見直し</p> <p>① 地域事務所等の見直し</p> <p>農林(水産)振興事務所地域普及所については、相談体制を確保するため開設しているが、現地活動による相談・指導体制を強化することで、農業者の要請に応えることができることから、農業改良普及センターに機能・人員を集約し、廃止する。</p> <p>今後は、J A・市町・農業委員会等とより一層の連携を図り、地域特産物の生産振興や担い手の確保・育成に向け、新たに地域振興会議等を設置するなど、地域の実情に応じた相談指導体制を構築する。</p> <p>② 市町行政体制の変化に伴う事務所機能の再編</p> <p>明石健康福祉事務所（保健所）については、明石市の中核市移行に伴い、平成 30 年度に移管する。</p> <p>③ その他の事務所再編</p> <p>ア 神戸県民センター(県民交流室・県税事務所)、神戸生活創造センター、住宅供給公社(神戸事務所)については、神戸市との協働事業として新長田合同庁舎へ移転する。これに伴い、県民の利便性向上のため神戸県税事務所と西神戸県税事務所を統合するとともに、神戸農林振興事務所を西神戸庁舎へ移転する。(2019(H31)年度～)</p> <p>イ 事務所が宝塚市内 3 箇所点に点在している宝塚健康福祉事務所については、効率的な執行体制を構築するため、新庁舎に移転・集約する。(平成 30 年度～)</p>		

2 その他の地方機関の見直し

(1) 消費者行政を推進する組織のあり方

消費者行政を一層推進するため、県民生活審議会等の意見を踏まえ、生活科学総合センターを核に、市町との役割分担のもと、県が担う消費者被害の防止・救済機能を発揮できる組織とする。併せて、産官学民が一体となった“消費者教育”が総合的に推進できる体制を構築する。

【平成30年3月改定】

(1) 消費生活総合センターの設置

消費者行政を一層推進するため、市町との役割分担のもと、地域消費生活センターの相談機能を集約するとともに、消費活動団体の拠点として消費生活総合センターを設置する。

商品テストについては効率化を図るため、県独自の実施は廃止し、消費生活総合センターにおいて、原因究明を専門の関係機関に依頼する方法に改める。

なお、試験研究機関としての生活科学総合センターは廃止するとともに、県立健康生活科学研究所を県立健康科学研究所に改める。

(2) 消費者センターの設置

地域消費生活センターについては、地域団体支援を行う消費者センターとする。

なお、引き続き市町と連携して相談に対応する但馬地域は、当面の間、但馬消費生活センターを存置する。

3 実施時期

平成29年度～

[改革の基本方向]

- ① 教育委員会、警察について、それぞれの特性を踏まえながら、知事部局の見直しに対応して、引き続き簡素で効率的な組織整備を進める。
- ② 教育事務所について、各市町への新学習指導要領の普及・定着や各市町の個別の課題等に応じて重点化した指導を引き続き行う。
- ③ 附属機関について、行政の簡素・効率化の観点から、新設の抑制、必要性の低下したものの統廃合など運営の合理化を図る。

1 教育委員会

(1) 本庁組織

多様な教育課題等への対応を踏まえた組織の構築を推進する。

(2) 教育事務所

各市町への新学習指導要領（平成 28 年度中に決定予定）の普及・定着や小学校での英語の教科化や道徳の全面実施など全県的な課題への対応に加え、各市町の個別の課題・実情に応じて重点化した指導を行うため、各地域の特性に応じた業務体制のあり方も検討しながら、引き続き 6 教育事務所を維持する。

なお、地域毎に管内市町への指導体制等を考慮しつつ、引き続きあり方を検討する。

2 警察

(1) 警察本部

治安情勢の変化等を踏まえ、組織の見直しに取り組む。

(2) 警察署・交番・駐在所等

治安情勢、人口動態、住民の利便性や意向、交通網の充実等の社会情勢の変化等を踏まえ、警察署、交番、駐在所等の適正配置に取り組む。

【平成30年3月改定】

(1) 警察本部

次世代に向けた兵庫県警察の組織の在り方を考える懇話会からの答申（平成 29 年 12 月）を踏まえ、治安情勢の変化に専門的かつ広域的に対応する組織の構築に取り組む。

(2) 警察署・交番・駐在所等

上記答申を踏まえ、効率的かつ効果的な警察機能の向上の観点から、警察署、交番、駐在所等の適正配置に取り組む。

3 附属機関

(1) 統廃合及び運営の合理化、効率化の推進

- ① 附属機関及び要綱等に基づく協議会等については、引き続き新設を抑制する一方、必要性の低下したものは統廃合する。
- ② 委員報酬の減額措置については、職員の給与抑制措置に併せて縮小することとし、平成29年度は日額8%減額、月額4%減額とする。

【平成30年3月改定】

- ② 委員報酬の減額措置については、職員の給与抑制措置に併せて縮小することとし、平成30年度は日額4%減額、月額2%減額とする。

(2) 運営の活性化・透明性の向上

- ① 政策形成過程への県民参画を一層推進するため、公募委員、女性委員を拡大する。
- ② 透明性の向上を図るため、会議の公開や会議資料等の公表を進める。

4 その他

(1) 庁内自治の推進

職員による新規事業や事務改善の提案、自主的な政策研究などを促すとともに、職場会議や公益通報制度を通じた法令遵守の徹底により県民の信頼確保を図るなど、庁内自治を推進する。

【平成30年3月改定】

(1) 庁内自治の推進

- ① 職員による新規事業や事務改善の提案、自主的な政策研究などを促すとともに、職場会議などを通じた服務規律の遵守はもとより、公益通報制度を通じた法令遵守の徹底により県民の信頼確保を図る。
- ② 兵庫県庁ワーク・ライフ・バランス取組宣言に基づき、「働きやすい職場の実現」「子育て・介護と仕事の両立支援」「超過勤務の縮減」に向けた取組を進める。

(2) 職員

ア. 定員

[改革の基本方向]

- ① 定員削減については、平成 30 年度の目標達成に向け、引き続き着実に進める。
- ② 一般行政部門および一般行政類似部門については、適切な県民サービスの提供と新たな行政課題への的確な対応を図りつつ、事務事業・組織の徹底した見直し、民間委託の推進、ICT の活用等により、定員削減と合わせた業務の効率化を進める。
- ③ 適正な定員管理を行うなかで、年齢構成の平準化に向けた計画的な職員採用を行う。
- ④ 教職員、警察官については、国の配置基準の改正等を踏まえ、適正配置を行う。
- ⑤ 公営企業部門については、経営計画等を踏まえ、配置を行う。
- ⑥ 退職する職員を引き続き再任用職員として活用し、豊富な経験や専門的知識を積極的に生かせる環境を整備するとともに、定数条例等により適切に管理する。
- ⑦ 非常勤嘱託員等については、平成 30 年度の削減目標を達成するとともに、正規職員との役割分担のもと、業務量に応じた適切な配置を行う。

1 職員

(1) 一般行政部門

- ① 平成 20 年度から平成 30 年度までの間、新たな行政課題に的確に対応しつつ、事務事業・組織の徹底した見直し、民間委託の推進、ICT の活用等の業務の効率化などにより、平成 19 年度職員数の概ね 3 割の定員の削減を行う。
- ② 平成 20～28 年度の削減実績を踏まえ、平成 29～30 年度で残りの概ね 3 % の定員削減に取り組む。
- ③ 適正な定員管理を行うなかで、雇用情勢を勘案しつつ、民間経験者等の採用者数を拡大する等、年齢構成の平準化に向けた計画的な職員採用を行う。

(単位：人)

一般行政部門	期間目標	H20～H28 実績	H29～H30 見込	H19 職員数	H30 職員数 見込
	△30%	△26.8%	約△3%	8,279	約5,800

(2) 教育部門（教育委員会）

- ① 法令等により配置基準が定められている教職員については、グローバル化等に対応した新たな取組について国の加配定数等を活用しつつ、基準に基づく適正配置を行う。
- ② 事務局職員及び県単独で追加配置している教職員については、一般行政部門の取扱いに準じて概ね 3 割の定員削減を行うとともに、年齢構成の平準化に向けた取組を行う。
- ③ 平成 20～28 年度の削減実績を踏まえ、平成 29～30 年度で残りの概ね 4 % の定員削減に取り組む。
- ④ 県費負担教職員の給与負担や学級編制基準等の決定権限が神戸市へ移譲されることに伴い、神戸市分の教職員定数を削減する。

(単位：人)

教職員(法定)	法令基準に基づく適正配置				
	期間目標	H20～H28 実績	H29～H30 見込	H19 職員数	H30 職員数 見込
県単独教職員	△30%	△25.9%	約△4%	807	約550
事務局職員	△30%	△25.6%	約△4%	512	約360

(3) 警察部門

- ① 法令により配置基準が定められている警察官は、基準に基づく適正配置を行う。
- ② 県単独定数として条例定数化した警察官については、現行の水準を維持しつつ、国に対して政令定数化を要望する。
- ③ 事務職員については、一般行政部門の取扱いに準じ、鑑識や科学捜査等を除く一般行政類似部門の職員の概ね3割の定員削減を行うとともに、年齢構成の平準化に向けた取組を行う。
- ④ 平成20～28年度の削減実績を踏まえ、平成29～30年度で残りの概ね2%の定員削減に取り組む。

(単位：人)

警察官(法定)	法令基準に基づく適正配置				
県単独警察官	現行水準維持(政令定数化を国要望)				
事務職員 (一般行政類似部門)	期間目標	H20～H28 実績	H29～H30 見込	H19 職員数	H30 職員数 見込
	△30%	△27.8%	約△2%	356	約250

(4) 公営企業部門

① 企業庁

ア 「新・経営ビジョン」「総合経営計画」に基づき、新産業団地の整備や新たな取組を進める一方で、経営基盤の強化に向けた取組を推進することにより、概ね3割の定員削減に取り組む。

イ 平成20～28年度の削減実績を踏まえ、平成29～30年度で残りの概ね5%の定員削減に取り組む。

(単位：人)

企業庁	期間目標	H20～H28 実績	H29～H30 見込	H19 職員数	H30 職員数 見込
	△30%	△24.7%	約△5%	215	約150

② 病院局

ア 医師、看護師等医療職員については、地域医療構想の策定や経営改善に向けた「病院構造改革推進方策」等の見直しを踏まえつつ、法令、診療報酬制度等に定められている配置基準に基づく適正配置を行う。

イ その他の職員については、一般行政部門の取扱いに準じて概ね3割の定員削減に取り組む。

ウ 平成20～28年度の削減実績を踏まえ、平成29～30年度で残りの概ね3%の定員削減に取り組む。

(単位：人)

医療職員	法令、診療報酬制度等の配置基準を基本として、業務量に応じた適正配置				
その他の職員	期間目標	H20～H28 実績	H29～H30 見込	H19 職員数	H30 職員数 見込
	△30%	△27.4%	約△3%	519	約360

2 再任用職員

職員の削減が進む中、退職する職員が有する豊富な経験や専門的知識を生かすため、引き続き退職する職員を再任用職員として活用し、適切な定数管理を行う。

(1) 勤務形態

再任用職員の経験及び知識を本格的に活用していくため、常時勤務の更なる活用を推進する。

(2) 配置

- ① 業務経験やノウハウの円滑な引継ぎの観点から、職員の職務経験、能力等を踏まえ配置。
- ② 役付職員については、常時勤務の更なる活用を図るなかで、スタッフ職からライン職への配置を推進。

(3) 定数管理

活用状況を対外的に明確化するため、定数条例により管理する。

- ① 常時勤務職員については、職員定数として管理。
- ② 短時間勤務職員については、常時勤務に換算した人数を定数として別途管理。

3 非常勤嘱託員等

一般行政部門および一般行政類似部門において、平成 25 年度を基準として平成 30 年度までに、概ね 1 割の削減を行う。

(単位：人)

区 分			期間 目標	H26～H28 実績	H29～H30 見込	H25 職員数	H30 職員数 見込
一般行政部門			△10%	△ 11%	※	1,875	約 1,670
教育部門	教育委員会	事務局部門		△ 10%	※	172	約 150
警察部門	警察事務職員	一般行政類似部門		△ 8%	約△ 2%	111	約 100
公営企業 部門	企業庁			△ 5%	約△ 5%	21	約 18
	病院局	医療部門以外		△ 9%	約△ 1%	117	約 100

※期間目標は達成済であり、引き続き業務量に応じた適切な配置を行う。

(2) 職員

イ. 給与

[改革の基本方向]

- ① 平成 27 年度から段階的に縮小を開始した給与抑制措置について、行財政構造改革期間中における本県の財政状況、国の経済・財政再生計画の動向、職員の勤務状況等を踏まえ、平成 30 年度末までの解消に向けて取り組む。
- ② 2019(H31)年度以降の取扱いについては、本県の財政状況等を踏まえ、今後実施の是非を検討する。

1 特別職

給与抑制措置について、行財政構造改革期間中における本県の財政状況、一般職の状況、国の経済・財政再生計画の動向を踏まえて縮小を図ることとし、その具体的内容は毎年度定める。

(1) 給料の減額

区 分	H26	H27	H28	H29
知 事	△15%	△12%	△ 9%	△ 7%
副 知 事	△10%	△ 8%	△ 6%	△ 4%
教育長等	△ 5%	△ 4%	△ 3%	△ 2%
防災監等	△ 2%	△1.6%	△1.2%	△0.8%

(2) 期末手当の減額

区 分	H26	H27	H28	H29
知 事	△30%	△25%	△20%	△15%
副 知 事	△28%	△23%	△18%	△13%
教育長等	△26%	△21%	△16%	△11%
防災監等	△25%	△20%	△15%	△ 9%

【平成30年3月改定】

(1) 給料の減額

区 分	H26	H27	H28	H29	H30
知 事	△15%	△ 12%	△ 9%	△ 7%	<u>△ 5%</u>
副 知 事	△10%	△ 8%	△ 6%	△ 4%	<u>△ 3%</u>
教育長等	△ 5%	△ 4%	△ 3%	△ 2%	<u>△ 2%</u>
防災監等	△ 2%	△1.6%	△1.2%	△0.8%	<u>△0.4%</u>

(2) 期末手当の減額

区 分	H26	H27	H28	H29	H30
知 事	△30%	△25%	△20%	△15%	<u>△10%</u>
副 知 事	△28%	△23%	△18%	△13%	<u>△ 7%</u>
教育長等	△26%	△21%	△16%	△11%	<u>△ 5%</u>
防災監等	△25%	△20%	△15%	△ 9%	<u>△ 3%</u>

(3) 退職手当の減額

知事、副知事 5%減額

(注) 給与抑制措置とは別に、特別職報酬等審議会の答申により、平成25年度から給料本則△5%、期末手当本則△5%、退職手当本則△25%の改定を実施済

(参考) 平成29年度特別職・議員の年収削減の状況(平成19年度との比較)

[特別職]

区 分	答申による削減額	行革による削減額	合計
知 事	△125 万円	△274 万円	△399 万円
副知事	△107 万円	△161 万円	△268 万円

(注) 人事委員会勧告に準じた改定額を除く

【平成30年3月改定】

(参考) 平成30年度特別職・議員の年収削減の状況(平成19年度との比較)

[特別職]

区 分	答申による削減額	行革による削減額	合計
知 事	△125 万円	<u>△212 万円</u>	<u>△337 万円</u>
副知事	△107 万円	<u>△125 万円</u>	<u>△232 万円</u>

(注) 人事委員会勧告に準じた改定額を除く

[議 員]

区 分	答申による削減額(率)	行革による削減額(率)	合計
議 員	△81 万円 (△5%)	△48 万円 (△5%)	△129 万円

(注) 人事委員会勧告に準じた改定額を除く

2 一般職

給与抑制措置について、行財政構造改革期間中における本県の財政状況、国の経済・財政再生計画の動向、職員の勤務状況等を踏まえ、平成30年度末までの解消に向けて取り組むこととし、その具体的内容は毎年度定める。

(1) 給料の減額

- ① 行政職は役職に応じて次のとおり減額措置を縮小
- ② 他の職種も行政職との均衡により減額措置を縮小

区 分		H26	H27	H28	H29
管理職	部長・局長級	△ 7 %	△ 5.6%	△ 4.2%	△ 2.8%
	課長級	△ 6 %	△ 4.8%	△ 3.6%	△ 2.4%
	副課長級	△ 4 %	△ 3.2%	△ 2.4%	△ 1.6%
一 般 職 員	主任専門員級	△ 3 %	△ 2.3%	△ 1.6%	△ 0.9%
	班長・主査・主任級	△ 2.8%	△ 2.1%	△ 1.4%	△ 0.7%
	若手職員	△ 2.5%	△ 1.8%	△ 1.1%	—

(注) 地域手当は含まない。

(2) 期末・勤勉手当の減額

役職に応じて次のとおり減額措置を縮小

区 分		H26	H27	H28	H29
管理職	部長級	△14 %	△11.5%	△10 %	△ 9 %
	局長級	△13 %	△10.5%	△ 9 %	△ 7.5%
	課長級	△10 %	△ 7.5%	△ 6 %	△ 4 %
	副課長級	△ 4 %	△ 2 %	△ 1 %	—
一 般 職 員	主任専門員級	△ 4 %	△ 2 %	—	
	班長・主査・主任級	△ 1 %	—	—	

(注) 地域手当は含まない。

(3) 管理職手当の減額

管理職全員 20%減額

(参考)

① 地域手当の支給状況

区 分	H19	H20～H26	H27	H28	H29 当初
1 級地	10%	8 %	8.75%	9.55%	9.25%
2 級地	7 %	5 %	5.75%	6.55%	6.25%
3 級地	5 %	3 %	3.75%	4.55%	4.25%

(注) 平成28年度の引上げ(+0.8%)のうち、0.3%は28年度限りの措置

② 平成29年度職員1人あたりの年収削減の状況(平成19年度との比較)

区 分	行革による削減額
部長級	△ 97 万円
課長級	△ 61 万円
全職員平均	△ 19 万円

(注) 人事委員会勧告による改定額を除く

(1) 給料の減額

- ① 行政職の減額措置について、一般職員は解消し、管理職は役職に応じて縮小
 ② 他の職種も行政職との均衡により、減額措置を解消もしくは縮小

区 分		H26	H27	H28	H29	H30
管理職	部長・局長級	△7.0%	△5.6%	△4.2%	△2.8%	△1.4%
	課長級	△6.0%	△4.8%	△3.6%	△2.4%	△1.2%
	副課長級	△4.0%	△3.2%	△2.4%	△1.6%	△0.8%
一般職員	主任専門員級	△3.0%	△2.3%	△1.6%	△0.9%	—
	班長・主査・主任級	△2.8%	△2.1%	△1.4%	△0.7%	
	若手職員	△2.5%	△1.8%	△1.1%	—	

(注) 地域手当は含まない。

(2) 期末・勤勉手当の減額

- ① 行政職の減額措置について、一般職員及び副課長級は解消し、課長級以上は役職に応じて縮小
 ② 他の職種も行政職との均衡により、減額措置を解消もしくは縮小

区 分		H26	H27	H28	H29	H30
管理職	部長級	△14%	△11.5%	△10%	△9.0%	△3.5%
	局長級	△13%	△10.5%	△9%	△7.5%	△3.0%
	課長級	△10%	△7.5%	△6%	△4.0%	△0.5%
	副課長級	△4%	△2.0%	△1%	—	—
一般職員	主任専門員級	△4%	△2.0%	—	—	—
	班長・主査・主任級	△1%	—	—	—	—

(注) 地域手当は含まない。

(3) 管理職手当の減額

管理職全員 20%減額

(参考)

① 地域手当の支給状況

区 分	H19	H20～H26	H27	H28	H29～
1級地	10%	8%	8.75%	9.55%	9.4%
2級地	7%	5%	5.75%	6.55%	6.4%
3級地	5%	3%	3.75%	4.55%	4.4%

(注) 平成28年度の引上げ(+0.8%)のうち、0.3%は28年度限りの措置

② 平成30年度職員1人あたりの年収削減の状況(平成19年度との比較)

区 分	行革による削減額
部長級	△52万円
課長級	△29万円

(注) 人事委員会勧告による改定額を除く

3 旅費の見直し

実費弁償の観点から、旅行諸費の定額支給分を廃止する（平成 29 年 4 月）。

（参考）宿泊料の見直し（平成 27 年 4 月）

① 特別職

実費支給（上限 16,500 円）

② 一般職

国・他府県、民間の宿泊料の支給状況、旅費支給の事務処理を考慮し、宿泊地の区分を現行 2 区分から 4 区分に見直す

A 地域	B 地域	C 地域	D 地域
11,800 円	10,900 円	9,800 円	8,700 円

A 地域：県の地域手当 1 級地のうち政令市（神戸市）

国の地域手当 1～5 級地のうち政令市

B 地域：県の地域手当 1 級地のうち政令市以外（尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市）

国の地域手当 1～5 級地のうち政令市以外

C 地域：県の地域手当 2 級地（姫路市、明石市、川西市）

国の地域手当 6、7 級地

D 地域：県の地域手当 3 級地（その他）

国の地域手当非支給地

[改革の基本方向]

- ① 職員一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、職務上の責任を果たすとともに、育児・介護や自己啓発などに取り組みやすい職場環境づくりなど多様な働き方を推進する。
- ② 効率的な業務執行を進めるなど超過勤務の縮減を図る。
- ③ 女性職員の活躍推進に向け、職域拡大やキャリア形成支援のための研修の充実等の取組を進める。
- ④ 退職する職員が有する豊富な経験と専門的知識を生かせるよう再任用制度の活用及び「退職者人材センター」の適切な運用を図る。

1 仕事と生活の調和

(1) 職場環境づくりの推進

所属長をはじめとした管理・監督職の意識改革、休暇・休業等制度の取得促進に向けた取組みを推進する。

(2) 支援制度の充実・活用促進

育児・介護等を行う職員に対する支援制度の充実を図るとともに、運用改善と周知徹底により更なる活用を推進する。

(参考)

(1) 主な休暇・休業等制度

① 休暇・休業

	制 度	概 要
育 児	(1) 産前産後休暇	出産予定日 8 週間前の日から産後 8 週間を経過するまでの期間
	(2) 配偶者の出産補助休暇	妻の出産に係る入退院時・出産時の付添い入院中の世話等を行う場合 (3 日)
	(3) 男性の育児参加休暇	妻の出産に伴い、出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合 (5 日)
	(4) 育児休業	3 歳に達するまでの子を養育する場合 (拡充) 子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子等を追加
	(5) 育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する場合 (1 日の勤務時間を短縮)
	(6) 子育て支援休暇	小学校修了前の子の看護等を行う場合 (年 5 日)
介 護	(7) 介護休暇	要介護者である家族を介護する場合 (最長 6 ヶ月) (拡充) 合計 6 月以下の範囲内で 3 回まで分割取得可 対象家族のうち祖父母・孫・兄弟姉妹の同居要件を撤廃
	(8) 介護時間 (新設)	要介護者である家族を介護する場合 (1 日 2 時間、3 年)
そ の 他	(9) 自己啓発等休業	公務能力向上のための大学等へ就学する場合 (最長 2 年)
	(10) ボランティア休暇	被災地等で支援活動等を行う場合 (年 5 日)

※拡充・新設は H29. 1. 1 実施

② 就業支援制度

	制 度	概 要
(1) 在宅勤務		小学校修了前の子を養育する場合
(2) フレックスタイム制		小学校修了前の子を養育する場合及び要介護者である家族を介護する場合

(2) 育児にかかる休暇・休業の取得に関する目標 [知事部局等(※)の数値目標]

項目	目標	達成時期	H27実績 (対象者全体の取得率)	
			男性	女性
育児休業	希望者の取得率 100% (男女)	H30.3.31	1.0%	93.0%
配偶者の出産補助休暇	取得率 100% (男性)		86.5%	
男性の育児参加休暇	取得率 100% (男性)		49.0%	

※知事部局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、企業庁

2 超過勤務の縮減

(1) 超過勤務の発生要因を踏まえた対策の推進

長時間労働は、職員の健康に影響を及ぼすとともに、労働生産性の低下や、仕事と家庭生活の両立も困難にする。

超過勤務の発生要因は、即時対応を要する危機管理業務のように事前に予測し得えない要因もあるが、その是正は喫緊の課題である。

その縮減を図るため、国における超過勤務の上限規制に向けた検討状況を踏まえた目標を設定するとともに、全ての課・事務所等において超過勤務の発生要因を点検し、各職場の実態に応じ、①適切な労働時間の管理、②業務量の縮減・仕事の進め方の見直し、③職員の意識改革を3本の柱にした取組みを実施する。

(2) 目標

長時間労働の是正に向け、具体的目標を設定する。

(3) 具体的な取組み

個人だけでなく、班や課・事務所等などチーム単位のマネジメントを基本に次の取組みを実施。

- ① 適切な労働時間の管理
 - ・超過勤務に関する規則の策定
 - ・幹部会議等の場での超過勤務実績の情報共有と対応協議
 - ・休日の超過勤務の原則禁止
- ② 業務量の縮減・仕事の進め方の見直し
 - ・全課・事務所等での超過勤務要因の総点検とディスカッションによる目標設定
 - ・班・課などの単位で、業務の平準化を徹底
 - ・超過勤務ガイドラインの作成
- ③ 職員の意識改革
 - ・タイムマネジメントに関する研修の強化
 - ・チームを評価するインセンティブ制度の導入

(参考) これまでの主な取組み

- (1) 管理職による適切な業務の進行管理
- (2) 超勤上限目標(原則:月45時間、年360時間)達成に向けた、年間を通じた計画的な業務執行
- (3) 週休日等の振替制度の活用
- (4) 超勤代休時間の取得促進
- (5) 産業医による所属長・職員への助言・指導
- (6) 定時退庁日(水曜日・金曜日)・定時退庁週間の取り組み
- (7) 職員相互の親睦行事を組み入れた「コミュニケーションの日」、家族の絆を深める「家族の日」の設定

1 仕事と生活の調和

部局長等で構成する働き方改革推進委員会のもと、兵庫県庁ワーク・ライフ・バランス取組宣言に基づき、「働きやすい職場の実現」「子育て・介護と仕事の両立支援」「超過勤務の縮減」に向けた取組を進める。

(1) 働きやすい職場の実現

所属長をはじめとした管理・監督職の意識改革、休暇・休業等制度の取得促進に向けた取組みを推進する。

(2) 子育て・介護と仕事の両立支援

育児・介護等を行う職員に対する支援制度の充実を図るとともに、運用改善と周知徹底により更なる活用を推進する。

(参考)

① 主な休暇・休業等制度

ア 休暇・休業

制 度		概 要
育 児	(1) 産前産後休暇	出産予定日 8 週間前の日から産後 8 週間を経過するまでの期間
	(2) 配偶者の出産補助休暇	妻の出産に係る入退院時・出産時の付添い入院中の世話等行う場合 (3 日)
	(3) 男性の育児参加休暇	妻の出産に伴い、出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合 (5 日)
	(4) 育児休業	3 歳に達するまでの子を養育する場合
	(5) 育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する場合 (1 日の勤務時間を短縮)
	(6) 子育てのための部分休暇	小学校 1～3 年生までの子を、学童保育施設に出迎える場合 (1 日 2 時間) (拡充) 対象となる子を小学校 1 年生から 3 年生まで、上限時間を 1 時間から 2 時間に拡大
	(7) 子育て支援休暇	小学校修了前の子の看護等を行う場合 (年 5 日)
介 護	(8) 介護休暇	要介護者である家族を介護する場合 (最長 6 ヶ月)
	(9) 介護時間	要介護者である家族を介護する場合 (1 日 2 時間、3 年)
そ の 他	(10) 自己啓発等休業	公務能力向上のための大学等へ就学する場合 (最長 2 年)
	(11) ボランティア休暇	被災地等で支援活動等を行う場合 (年 5 日)

※拡充は H30. 4. 1 実施

イ 就業支援制度

制 度	概 要
(1) 在宅勤務	本庁において小学校修了前の子を養育する場合 (拡充) 対象者を出先機関の職員や管理職などにも拡大できるよう課題把握を行うため、様々な職場や職員を選定の上、試行的に実施
(2) フレックスタイム制	小学校修了前の子を養育する場合及び要介護者である家族を介護する場合

※拡充は H30. 4. 1 実施

② 育児にかかる休暇・休業の取得に関する目標 [知事部局等(※)の数値目標]

項目	目標	達成時期	H27実績 (対象者全体の取得率)	
育児休業	希望者の取得率 100% (男女)	H30.3.31	男性	1.0%
			女性	93.0%
配偶者の出産補助休暇	取得率 100% (男性)		86.5%	
男性の育児参加休暇	取得率 100% (男性)		49.0%	

(3) 超過勤務の縮減

① 超過勤務の発生要因を踏まえた対策の推進

長時間労働は、職員の健康に影響を及ぼすとともに、労働生産性の低下や、仕事と家庭生活の両立も困難にする。

超過勤務の発生要因は、即時対応を要する危機管理業務のように事前に予測し得えない要因もあるが、その是正は喫緊の課題である。

その縮減を図るため平成29年5月に制定した「超過勤務に関する規則」に基づき、上限時間の範囲内で対応可能な業務量や執行体制となるよう、全ての課・事務所等において超過勤務の発生要因を点検し、各職場の実態に応じ、①適切な労働時間の管理、②業務量の縮減・仕事の進め方の見直し、③職員の意識改革を3本の柱にした取組みを実施する。

② 目標

所属平均で、平成30年度に平成28年度の超過勤務時間(実績)の10%減

③ 具体的な取組み

ア 適切な労働時間の管理

- ・ 超過勤務に関する規則、要綱に基づく適切な管理
- ・ 政策会議での超過勤務実績の公表
- ・ 各局、県民局・県民センターでの超過勤務計画の進行管理

イ 業務量の縮減・仕事の進め方の見直し

- ・ 各所属において班・課単位でのディスカッションを行い、職員ごとの業務や超勤時間等の状況を把握するとともに、業務や超過勤務要因の総点検を実施
- ・ 総点検を踏まえ、各所属において業務の縮減・仕事の進め方の見直しを実施
- ・ 各所属から提案を受けた全庁共通の事務や組織横断的な業務の見直しを実施

ウ 職員の意識改革

- ・ タイムマネジメントに関する研修の強化
- ・ 班・課等の単位による超過勤務縮減の新たな取組や成果等に対する表彰制度の実施

エ その他の取組

- ・ 週休日等の振替制度の活用
- ・ 超勤代休時間の取得促進
- ・ 産業医による所属長・職員への助言・指導
- ・ 定時退庁日(水曜日・金曜日)・定時退庁週間の取組み
- ・ 職員相互の親睦行事を組み入れた「コミュニケーションの日」、家族の絆を深める「家族の日」の設定

3 女性が活躍できる場の拡大

【平成30年3月改定】

2 女性が活躍できる場の拡大

女性活躍推進法（H27.9 施行）に基づき策定した「事業主行動計画」において、新たに設定した女性職員の採用・登用に関する数値目標（H28.3 設定）の達成に向け、キャリア形成支援の研修の実施や、育児休業中の職員への情報提供による職務復帰支援等の取組みを推進する。

（参考）

(1) 女性職員のキャリア形成支援、意欲向上のための研修の実施

研修	対象
女性キャリアアップ研修（井戸はた学校）	行政職 4～6 級
自治大学校第 1 部特別課程	45 歳以下の主査・主任（女性職員）
女性のキャリア形成支援研修	若手・中堅職員
女性リーダー育成研修	管理・監督職
育休取得者等情報交換会（H28 新規）	育休中・育休復帰職員

(2) 専門知識の習得、幹部職員の養成に向けた派遣研修の実施

研修	対象
中央省庁等	26 歳～33 歳かつ在職 4 年
自治大学校第 1 部課程	45 歳以下の主査・主任
自治大学校第 1 部特別課程（再掲）	45 歳以下の主査・主任（女性職員）
国内・海外大学大学院	37 歳未満かつ在職 3 年
政策課題海外派遣	行政職 4～6 級

(3) 女性の登用に関する目標 [知事部局等の数値目標]

項目	目標	達成時期	実績(2016(H28).4)
女性職員の採用	採用者に占める女性の割合 40%	2020	31.4% (2016(H28).4 新規採用者)
女性職員の登用	本庁課長相当職以上の職に占める女性の割合 15% (うち、本庁部局長相当職に占める女性の割合 10%)		8.3% (7.4%)
	本庁副課長、班長・主幹相当職に占める女性の割合 20%		14.0%

4 退職する職員が有する経験・知識の活用

【平成30年3月改定】

3 退職する職員が有する経験・知識の活用

退職する職員が有する豊富な経験と専門的知識を生かせるよう県職員として再任用するほか、公社・関係団体等への再就職に係る透明性や公正性を確保するため「退職者人材センター」を適切に運用する。

(3) 行政施策	ア. 事務事業	H28 予算額 (うち一般財源) : 810,459 百万円 (398,329 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 519 百万円 (509 百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 635 百万円 (621 百万円)

[改革の基本方向]

- ① 限られた財源で最大の効果が得られるよう、「選択と集中」を基本として、時代の変化や国の制度改正、県と市町の役割分担、受益と負担の適正化等を踏まえ、見直しを行う。
- ② 事業の執行にあたっては、県民の多様な参画と協働の取組を推進するとともに、仕事の進め方の見直し等により業務執行の一層の簡素化、効率化を図る。

1 一般事業費の削減

行政経費のうち、施設維持費・指定経費を除く一般事業費について、平成 30 年度まで、毎年度 10% の削減を行う。

このうち、5% 相当額については、新規事業の財源として活用する。

2 事務費の削減

(1) 超過勤務手当 (一般行政部門等)

一般事業費の削減に準じ、適切に見直しを行う。

(2) その他事務費

事務執行の実情を踏まえながら、一般事業費の削減に準じ、適切に見直しを行う。

3 政策的経費の見直し

(1) 選択と集中の徹底による不断の見直し

限られた財源の中で最大の効果が得られるよう「選択と集中」を徹底することにより、その施策目的をゼロベースで評価し、継続、修正、廃止について、不断の見直しを実施する。

見直しの視点	対象事業 (例)
(1) 人口減少、少子高齢化などの時代の変化を踏まえ、制度や施策、事業内容についての見直しを行い、新たな課題に対応	老人医療費助成事業の廃止と高齢期移行助成事業の創設
(2) 国の制度改正等を踏まえた本県の取組や独自措置等の見直し	私立高等学校等生徒授業料軽減補助、民間社会福祉施設運営支援事業
(3) 県と市町の適切な役割分担のもと、県から市町への権限移譲等を踏まえた事業の見直し	子ども多文化共生教育推進事業
(4) 市町や地域団体等に対する先導、奨励的な補助金のうち、先導性の低下、所期の目的達成等による事業の見直し	多自然地域アンテナショップ運営事業、老人クラブ活動強化推進事業、鳥獣被害対策事業、子ども多文化共生教育推進事業
(5) 市町に対する地方財政措置の活用を踏まえた、事業の見直し	バス対策費補助
(6) 行政サービスの提供について、関連制度等との均衡を考慮した受益と負担の適正化	山腹崩壊対策事業 (県単独治山事業)
(7) 行政サービスのコスト削減とサービス内容の充実に向けた事業の見直し	旅券事務所
(参考) 国の制度改正に伴う見直し	政令市への権限移譲に伴う教職員給与負担事務等

(2) 国の平成 29 年度当初予算編成を踏まえた事業の見直し

県単独で実施している事業について、新たに国庫補助制度が創設・拡充されたことから、見直しを行う。

(見直しを行う県単独制度)

事業名	見直し内容
①認定こども園整備等促進事業	私立幼稚園が認定こども園に移行する場合の経費について、国庫補助制度が創設されたことから、県単独事業の対象から除外
②放課後児童クラブの充実支援	賃貸物件を活用した改修費について、国庫補助制度の対象に追加されたことから、県単独事業を廃止
③中小企業育児・介護等離職者雇用助成金	育児・介護等離職者の再雇用経費について、国庫補助制度が創設されたことから、国庫補助の対象となる場合は県助成額と国助成額との差額を支給

4 事務事業数の削減

行財政全般にわたるゼロベースからの見直しと「選択と集中」の徹底、事業の見直しや業務執行方法の改善等による定員削減を着実に推進するため、事務事業の廃止・統合により、事務事業数を削減する。

5 経費節減・事務改善等の全庁的な推進

(1) 全庁共通の事務改善

- ・職員提案や他府県事例を踏まえた事務改善の実施
- ・予算編成過程の簡素化・効率化の推進
- ・総務事務の集約化

(参考) 過去 3 か年の主な取組内容

年度	取組内容
H26	○電子申請システム、メールの活用等による照会事務の改善 ○土木占使用システムの改修
H27	○県民局・県民センターの支出命令にかかる決裁権限及び入札参加者資格審査会分科会の所管の見直し ○県庁WANを活用した照会事務にかかる情報共有の推進 ○本庁舎内への地方機関職員用サテライトオフィスの設置 ○リモートアクセスシステムを活用した在宅勤務制度の実施 ○タブレットを活用したモバイルワークの導入
H28	○県庁WAN利用対象者の拡大（密接公社及び県立大学職員にも拡大）

(2) 各班・各課の実情に応じた事務改善

全庁共通事務に加え、各班・各課の実情に応じた事務改善の実施

(3) アウトソーシングの推進

民間活用により効率的な事務執行が図れる業務への導入

(4) クラウド化による情報管理の効率化

災害時の業務継続性の確保及び管理コストの縮減を図るため、県が庁舎内で保有・管理する情報システムを対象に、外部のデータセンターを活用する保有・管理（クラウド化）の導入

(5) 県広報による情報発信の強化

県の魅力を強力に発信するため、新たな広報戦略を検討する委員会を設置し、既存広報媒体等の活用方法の見直しや新しい広報手法の開拓などを検討する。

6 財産の適正管理

公用車等の物品や河川敷・廃川敷など財産について、適正管理に努める。

特に、現在不法占用等されている敷地については、撤去指導や売却など解消に向けて、取り組む。

事務所	件数	面積(m ²)
西宮・宝塚	95	6,810
加古川	25	5,432
姫路	17	5,481
その他	18	2,546
計	155	20,269

※平成 29 年 1 月末現在

(3) 行政施策	ア. 事務事業	私立高等学校等生徒授業料軽減補助	
		H28 予算額 (うち一般財源) : 641 百万円 (641 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 一百万円 (一百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 一百万円 (一百万円)

1 見直しの視点及び内容

国の就学支援金制度の検証・見直しの方向性や、私立学校経常費補助とともに、バランスのとれた私学助成のあり方を検討する。

(参考) 経常費補助については、これまでに実施している①授業料軽減補助との重複解消に伴う交付税分の段階的縮減、②授業料軽減補助拡充に必要な財源を確保するための県税継足分の段階的縮減は、交付税措置単価の増加額の範囲内で継続実施している。

2 実施時期

平成 30 年度

(参考)

① 現行の授業料軽減補助制度の内容 (H28 見直し後)

(単位：円)

階層別の所得基準		H27	H28	H28-H27
生活保護世帯 年収 250 万円未満程度	就学支援金(国)	297,000	297,000	—
	授業料軽減補助(県単)	82,000	82,000	—
	計	379,000	379,000	—
年収 250 万円以上 350 万円未満程度	就学支援金(国)	237,600	237,600	—
	授業料軽減補助(県単)	40,000	82,000	+42,000
	計	277,600	319,600	+42,000
年収 350 万円以上 590 万円未満程度	就学支援金(国)	178,200	178,200	—
	授業料軽減補助(県単)	0	21,000	+21,000
	計	178,200	199,200	+21,000
年収 590 万円以上 910 万円未満程度	就学支援金(国)	118,800	118,800	—
	授業料軽減補助(県単)	0	0	—
	計	118,800	118,800	—
年収 910 万円以上程度	対象外			

※H28 単価は H28 入学者から適用

② 就学支援金制度及び授業料軽減補助の見直し推移

	就学支援金制度(国)	授業料軽減補助(県単)
H22	制度の導入(全学年一斉)	国制度と併せて、生活保護世帯を実質無償化
H23		
H24		
H25	[検証・見直し作業]	[国の検証・見直しに併せて見直しを検討]
H26	新制度の適用(学年進行)	国制度と併せて、250万円未満世帯まで実質無償化
H27		
H28		県単独で軽減拡充(※250～350万円世帯の補助増額、350～590万円世帯の補助新設)
H29	[検証・見直し]	[国の検証・見直し内容に併せて見直しを検討]
H30	新制度の適用開始(予定)	同左

③ 本県・隣接府県等の経常費単価、平均授業料並びに私立高校生徒の割合

(単位:円、位)

	H27年度				H28年度				H28私立高校 生徒の割合	
	経常費単価 (当初予算)	順位	私立高校 平均授業料	順位	経常費単価 (当初予算)	順位	私立高校 平均授業料	順位	割合	順位
京都府	340,379	16	520,321	3	338,166	23	521,223	3	44.5%	2
大阪府	307,700	43	569,491	1	306,800	45	571,806	1	41.4%	4
兵庫県	345,298	14	388,832	15	345,786	17	392,709	16	26.4%	24
奈良県	331,500	26	409,063	10	333,500	27	409,063	10	28.6%	20
鳥取県	468,239	1	222,750	47	468,494	1	261,000	47	22.7%	33
岡山県	305,008	45	314,625	33	316,288	43	314,538	33	32.4%	8

(3) 行政施策	ア. 事務事業	私立高等学校等生徒授業料軽減補助	
		H28 予算額 (うち一般財源) : 641 百万円 (641 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 一百万円 (一百万円) 平年ベース (うち一般財源) : 一百万円 (一百万円)

1 見直しの内容

(1) 県補助上限額の引き上げ

県内全日制私立高校の平均授業料の上昇に伴い、国・県を合わせた補助上限額（実質無償化の対象額）を 379,000 円から 397,000 円 (+18,000 円) に引き上げる。

これに伴い、生活保護世帯・年収 250 万円未満程度世帯の県補助額を 82,000 円から 100,000 円 (+18,000 円) に増額する。

(2) 授業料軽減補助額の拡充（新1年生から適用）

国において、2020 年度までに授業料実質無償化（年収 590 万円未満程度世帯まで）の方針が示されたことを踏まえ、年収 250 万円～590 万円未満程度世帯について、無償化が実現されるまでの間、県の独自措置として、2018(H30)年度は 1/6 (1/3×県負担 1/2 相当)、2019 年度は 1/3 (2/3×県負担 1/2 相当) と、段階的に授業料軽減補助額を拡充

※段階的措置の考え方

国が授業料実質無償化の目標とする 2020 年度までの間、1/3 ずつ段階的に引き上げることとする。この場合、授業料の軽減対策については、これまでから、国及び県が共同で実施してきたことを踏まえ、県負担としてその 1/2 を措置

① 年収 250 万～350 万円未満程度世帯

2018(H30)年度 : +13,000 円 (実質無償化との差額 (77,400 円) × 約 1/6)

2019(H31)年度 : +26,000 円 (同上) × 約 1/3

② 年収 350 万～590 万円未満程度世帯

2018(H30)年度 : +33,000 円 (実質無償化との差額 (197,800 円) × 約 1/6)

2019(H31)年度 : +66,000 円 (同上) × 約 1/3

(参考) 経常費補助については、これまでに実施している①授業料軽減補助との重複解消に伴う交付税分の段階的縮減、②授業料軽減補助拡充に必要な財源を確保するための県税継足分の段階的縮減は、交付税措置単価の増加額の範囲内で継続実施している。

2 実施時期

平成 30 年度

(参考)

① 現行の授業料軽減補助制度の内容 (H30 見直し後)

(単位 : 円)

階層別の所得基準		2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2018 -2017	2019 -2017
生活保護世帯 年収 250 万円未満程度	就学支援金(国)	297,000	297,000	297,000	—	—
	授業料軽減補助(県単)	82,000	100,000	100,000	+18,000	+18,000
	計	379,000	397,000	397,000	—	—
年収 250 万円以上 350 万円未満程度	就学支援金(国)	237,600	237,600	237,600	—	—
	授業料軽減補助(県単)	82,000	95,000	108,000	+13,000	+26,000
	計	319,600	332,600	345,600	+13,000	+26,000
年収 350 万円以上 590 万円未満程度	就学支援金(国)	178,200	178,200	178,200	—	—
	授業料軽減補助(県単)	21,000	54,000	87,000	+33,000	+66,000
	計	199,200	232,200	265,200	+33,000	+66,000
年収 590 万円以上 910 万円未満程度	就学支援金(国)	118,800	118,800	118,800	—	—
	授業料軽減補助(県単)	0	0	0	—	—
	計	118,800	118,800	118,800	—	—
年収 910 万円以上程度	対象外					

※2018(H30)単価は同年入学者から適用、2019(H31)単価は同年入学者から適用

② 就学支援金制度及び授業料軽減補助の見直し推移

	就学支援金制度(国)	授業料軽減補助(県単)
H22	制度の導入(全学年一斉)	国制度と併せて、生活保護世帯を実質無償化
H23		
H24		
H25	[検証・見直し作業]	[国の検証・見直しに併せて見直しを検討]
H26	新制度の適用(学年進行)	国制度と併せて、250万円未満世帯まで実質無償化
H27		
H28		県単独で軽減拡充(※250～350万円の補助増額、350～590万円世帯の補助新設)
H29	[検証・見直し作業]	[国の検証・見直しに併せて見直しを検討]
H30		県単独で軽減拡充(※補助上限額の引き上げ、250～350万円・350～590万円世帯の補助増額)

③ 本県・隣接府県等の経常費単価、平均授業料並びに私立高校生徒の割合

(単位:円、位)

	H28年度				H29年度				H29私立高校生徒の割合	
	経常費単価 (当初予算)	順位	私立高校 平均授業料	順位	経常費単価 (当初予算)	順位	私立高校 平均授業料	順位	割合	順位
京都府	338,166	23	521,223	3	338,754	25	525,018	2	44.9%	2
大阪府	306,800	45	571,806	1	308,050	46	576,194	1	41.7%	4
兵庫県	345,786	17	392,709	16	347,172	18	397,332	14	26.2%	28
奈良県	333,500	27	409,063	10	337,500	27	411,875	10	29.2%	21
鳥取県	468,494	1	261,000	47	468,494	1	269,625	47	23.8%	34
岡山県	316,288	43	314,538	33	317,560	44	319,248	32	32.6%	11

(3) 行政施策	ア. 事務事業	多自然地域アンテナショップ運営事業	
		H28 予算額 (うち一般財源) : 76 百万円 (0 百万円) ※H27 経済対策補正	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : -百万円 (- 百万円)
平年ベース (うち一般財源) : -百万円 (- 百万円)			

1 見直しの視点

多自然地域アンテナショップへの運営支援については、自主・自立的な運営を基本に経営の効率化を図る一方、新たに、多自然地域と都市との交流拠点としての機能を充実するなど、交流人口を増やす観点から、支援のあり方の見直しを行なう。

2 見直し内容

運営者における効率的な運営体制の構築や収益性向上の見直し状況を踏まえ、2019(H31)年度以降の県の支援のあり方について検討する。

(具体的な内容)

ア 経営の効率化に向けた取り組み

- ・ 宅配便の活用、集荷の簡素化等による輸送コスト削減
- ・ 直売所経営のプロによる経営指導
- ・ 店舗の統合等による合理化

イ 交流拠点機能充実にに向けた取り組み

- ・ 近隣レストランへの営業など販売網を拡大
- ・ 県庁マルシェなどの出張販売を実施し、PR強化と新規顧客の取り込み
- ・ 地域フェアなどの交流イベントの強化

3 実施時期

2019(H31)年度

(参考) アンテナショップの概要

名 称	元町マルシェ	北播磨おいしんぼ館	西播磨ふるさと特産館
所在地	元町商店街	元町商店街	北野異人館通り
商品の仕入先	但馬、丹波、西播磨、淡路等の集落等	北播磨地域の農産物直売所、加工団体等	西播磨地域の集落等
運営者	多自然地域応援アンテナショップ運営協議会	北播磨おいしんぼ館運営協議会	ふるさと特産館「好きやde西播磨」運営協議会

(3) 行政施策	ア. 事務事業	老人医療費助成事業の廃止と高齢期移行助成事業の創設	
		H28 予算額 (うち一般財源) : 560 百万円 (560 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 19 百万円 (19 百万円) 平年ベース (うち一般財源) : 123 百万円 (123 百万円)

1 見直しの視点及び内容

昭和 46 年度より実施してきた老人医療費助成事業について、現在、平均寿命が創設当時から大きく延伸し 80 歳を超えていること、今後、団塊世代が 70 歳を迎え 65 歳から 69 歳の人口も減少し、特に人口の多い世代ではなくなること、就業者 (希望者を含む) も増加していることを踏まえ、65 歳から 69 歳を老人として扱う当該事業は廃止する。

ただし、一定の所得以下を基本として、身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な者に限定した高齢期移行助成事業を創設する。

[現行制度の概要]

対象者	65 歳以上 69 歳以下の者			
区分	低所得者 I		低所得者 II	
所得制限	市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得なし (年金収入 80 万円以下かつ所得なし) (後期高齢者医療の低所得基準 I に準拠)		市町村民税非課税世帯で、年金収入を加えた所得が 80 万円以下 (自立支援医療の低所得基準 I に準拠)	
一部負担金	定率 2 割負担		同左	
負担限度額	外来	入院等	外来	入院等
	8,000 円/月	15,000 円/月	12,000 円/月	35,400 円/月
	(後期高齢者医療の低所得基準 I に準拠)		(国民健康保険制度 (70 歳未満) に準拠)	
事業主体	市町			
助成割合	市町の財政力指数に応じて 1 / 2 または 2 / 3			
経過措置	対象者	平成 26 年 6 月末時点での 65 歳到達者		
	負担割合	定率 1 割負担		定率 2 割負担
	負担限度額	外来	入院等	外来
8,000 円/月		15,000 円/月	8,000 円/月	24,600 円/月
	(後期高齢者医療の低所得基準 I に準拠)		(後期高齢者医療の低所得基準 II に準拠)	

2 高齢期移行助成事業の創設

対象者	65歳以上69歳以下で一定の所得以下を基本として、身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な者			
区分	区分Ⅰ		区分Ⅱ	
要件	市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない者(年金収入80万円以下かつ所得なし)		市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下であり、かつ日常生活動作が自立していないとされている者(要介護2以上)	
一部負担金	定率2割負担		同左	
負担限度額	外来	入院等	外来	入院等
	8,000円/月	15,000円/月	12,000円/月	35,400円/月
事業主体	市町			
助成割合	1/2(ただし、経過措置の対象者は従来どおり)			
経過措置	既に現行制度の対象となっている者については、経過措置として、70歳になるまで現行の負担限度額による助成を継続する。			

※区分Ⅰの所得要件及び負担限度額は、後期高齢者医療の低所得基準Ⅰに準拠

※区分Ⅱの所得要件は、自立支援医療の低所得基準Ⅰに準拠、負担限度額は、国民健康保険制度(70歳未満)に準拠

3 地域でともに支え合う体制整備の推進

安心な介護システムの構築に向け、在宅介護緊急対策の実施など、老老介護等の介護困難者を抱える家庭支援や地域でともに支え合う体制整備への支援を図っていく。

4 実施時期

老人医療費助成事業は、平成29年6月末(受給者証更新時期)で廃止

高齢期移行助成事業は、平成29年7月に創設

地域でともに支え合う体制整備の推進は、平成29年度から実施

(参考1) 平均寿命(厚生労働省公表)

区分	男	女
S50	71.7歳	76.9歳
H27	80.8歳	87.1歳

(参考2) 65歳から69歳人口の減少

(単位:人)

区分	本県人口(国勢調査人口)						老人医療費 対象者数
	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	計	
2005(H17)	68,428	59,921	63,835	66,136	67,571	325,891	76,422
2010(H22)	65,183	79,179	75,024	79,064	77,071	375,521	25,101
2015(H27)	86,134	99,576	98,474	93,436	56,491	434,111	20,074
2020	65,100	65,100	69,400	72,300	77,600	349,500	16,200

※2020の本県人口、老人医療費対象者数は、国勢調査人口統計から推計

(参考3) 65歳以上69歳以下の就業者(就労希望者を含む)の増加

男性では、49%が就業し、未就業(51%)のうち25%は就業を希望

女性では、30%が就業し、未就業(70%)のうち14%は就業を希望(H28 高齢社会白書)

(3) 行政施策	ア. 事務事業	老人クラブ活動強化推進事業	
		H28 予算額 (うち一般財源) : 131 百万円 (131 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 25 百万円 (25 百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 25 百万円 (25 百万円)

1 見直しの視点

高齢者の生きがいづくりや地域支援、健康づくり・介護予防を推進する観点から、県が先導して実施してきた単位老人クラブの諸活動に対する支援について、国庫補助事業における県と市町の負担割合が1対1となっていることから、県と市町の負担のあり方を見直す。

2 見直し内容

一般市町に対する負担割合を、現行の2/3から、1/2に見直す。(政令・中核市の負担割合は、現行どおり(県1/3・市2/3))

区 分		現 行		見直し後		老人クラブ助成事業 (国庫補助事業)
対象事業		子育て支援、高齢者の見守り	健康体操等の実施・普及促進	同左	同左	学習活動、リーダー研修等
補助単価		@3,500円/月	@500円/月	同左	同左	@3,500円/月
補助要件		市町老人クラブ連合会加盟	県・神戸市老人クラブ連合会傘下	同左	同左	—
負担割合	一般市町	県 2/3・市町 1/3		県 1/2・市町 1/2		国 1/3・県 1/3 市町 1/3
	政令・中核市	県 1/3・市 2/3		同左		国 1/3・市 2/3

3 実施時期

平成 29 年度

(3) 行政施策	ア. 事務事業	民間社会福祉施設運営支援事業	
		H28 予算額 (うち一般財源) : 396 百万円 (396 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 112 百万円 (112 百万円)
平年ベース (うち一般財源) : 112 百万円 (112 百万円)			

1 見直しの視点

保育所、児童養護施設、障害者支援施設等について、社会保障の充実分等を活用し、職員給与等の改善が図られたことから、県単独で実施している処遇改善を見直す。
併せて、県単独による子ども・子育て支援施策の充実を図る。

2 見直し内容

社会保障の充実等により、保育所等では公定価格等で算定される職員給与の改善が図られるとともに、公定価格等の算定対象となる加配人員も拡充されている。
このたび国が職員給与のさらなる改善を行うが、公定価格等の算定外となっている加配人員を対象に、国と同等の支援とすることで、施設全職員の確実な処遇改善を促進する制度に見直す。

区分	現行	見直し後	
対象施設	県が設置認可権を有する民間社会福祉施設	県が設置認可権を有する保育所、児童養護施設、障害者支援施設等	県が設置認可権を有する救護施設等
配置基準数	4 万円/人・年	廃止	
単独加配数	単価 6 万円/人・年	9 万円/人・年 (公定価格等件費相当額×5%(国制度加算率)×1/2) 【平均勤続年数 11 年以上等による加算率の引上げ施設】	現行どおり
		10.8 万円/人・年 (公定価格等件費相当額×6%(国制度加算率)×1/2)	
上限	配置基準数の半数まで	廃止	
入所施設加算	5 万円/施設・年 (定員 61 人以上 : 10 万円)	廃止	
激変緩和	前年度比△30 万円≤交付額≤前年度比 50 万円	廃止	

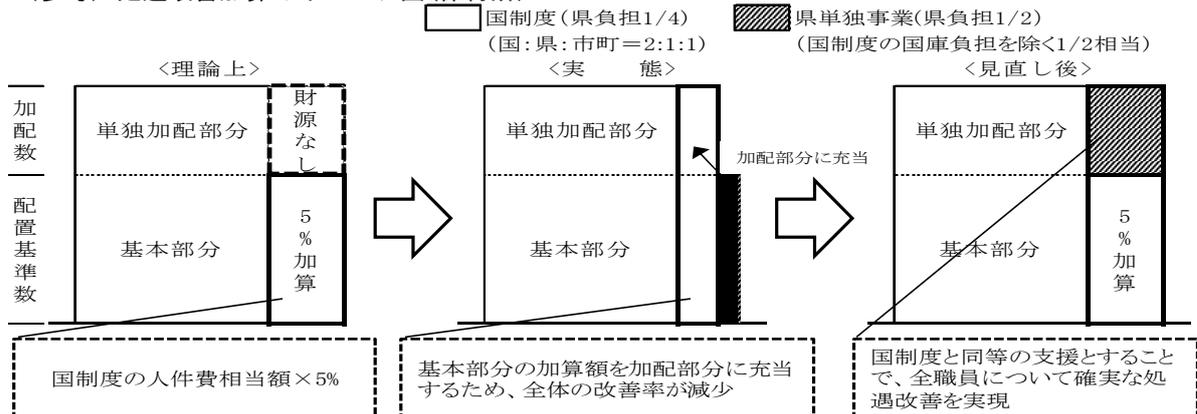
3 子ども・子育て支援の充実

保育士や認定こども園の保育教諭など幼児教育・保育を担う人材の確保に向け、保育技能の向上に向けた研修の実施、習得した技能に応じた処遇改善などにより、保育士等の定着促進と保育の質の向上を進めるとともに、ひょうご保育料軽減事業の拡充など、子育てしやすい環境整備を図っていく。

4 実施時期

平成 29 年度

(参考) 処遇改善加算のイメージ図(保育所)



(2) 平成30年度実施分

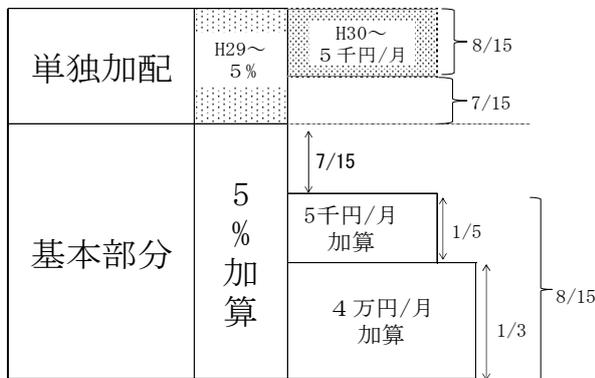
保育所については、保育士の人材確保と質の向上を図るため、公定価格等の算定において、経験年数や職に応じた加算（処遇改善等加算Ⅱ）が行われている。

これを踏まえ、公定価格等の算定外となっている加配人員を対象に、県独自で処遇改善等加算Ⅱに準じた処遇改善への支援を創設する。

【平成30年度見直し内容】

区 分	H30（拡充）
対 象 施 設	県が設置認可権を有する保育所
対 象 者	単独加配人員（公定価格等の算定数を超えて配置している保育士等）
補 助 額	5千円/月（※1）×12月×1/2×単独加配数×8/15（※2） ※1 処遇改善等加算Ⅱの単価 ※2 処遇改善等加算Ⅱの要件を満たす対象者の割合

（参考）



（処遇改善等加算Ⅱの要件）

	経験年数①	研 修②	役 職③	人 数④
月額5千円加算	概ね3年以上	1分野以上修了	職務分野別 リーダー等	基本部分職員の1/5以上 (①～③を満たす)
月額4万円加算	概ね7年以上	4分野以上修了	副主任保育士等	基本部分職員の1/3以上 (①～③を満たす)

3 子ども・子育て支援の充実

保育士や認定こども園の保育教諭など幼児教育・保育を担う人材の確保に向け、保育技能の向上に向けた研修や習得した技能に応じた処遇改善を着実に実施し、保育士等の定着促進と保育の質の向上を進めるとともに、ひょうご保育料軽減事業の拡充など、子育てしやすい環境整備を図っていく。

4 実施時期

- ・平成29年度：5～6%の処遇改善（処遇改善等加算Ⅰ）に対応した措置
- ・平成30年度：技能・経験に応じた処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に対応した措置

(3) 行政施策	ア. 事務事業	旅券事務所	
		H28 予算額 (うち一般財源) : 191 百万円 (0 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 6 百万円 (0 百万円) 平年ベース (うち一般財源) : 6 百万円 (0 百万円)

1 見直しの視点

旅券発給件数の減少に伴い、手数料収入が減少傾向にあることを踏まえ、施設維持費の抑制に向けた経費の見直しを行う。

また、行政サービスの向上を図るため、土日において旅券の申請受付・交付ができる体制を早期に導入する。

2 見直し内容

(1) 経費の見直し

民間オフィスビル (国際会館) に入居している神戸本所について、14 階から3階に移転し、賃借料の節約を図る。

(2) 行政サービスの向上

現在、神戸本所では、日曜に旅券の交付を行っている。今後、各事務所において土日開庁 (平日2日閉庁) し、旅券の申請受付と交付ができる体制に拡充する。

この実施に当たっては、アウトソーシングの導入など柔軟な人員体制の整備を図る。

3 実施時期

平成 29 年度以降順次

(参考) 各事務所の旅券発給件数の推移及び見込み

区分	H10	H18	H26	H27	H28 見込	H29 見込	H30 見込
神戸本所	127,709	118,799	86,830	91,994	100,889	107,096	99,586
尼崎出張所	84,710	60,419	41,150	43,494	47,780	50,719	47,163
姫路出張所	54,998	41,842	26,363	27,380	31,975	33,943	31,563
但馬空港窓口	6,211	4,435	2,587	2,601	3,124	3,316	3,083
合計	273,628	225,495	156,930	165,469	183,768	195,074	181,395

[各事務所の業務執行状況]

区分	現 行			見直し後			
	申請受付	旅券交付		申請受付		旅券交付	
	(月～金)	(月～金)	(日)	(月～金のうち3日)	(土日)	(月～金のうち3日)	(土日)
神戸本所	○(直営)	○(直営)	○(委託)	○(委託)		○(委託)	
尼崎出張所	○(直営)	○(直営)	—	○(委託)		○(委託)	
姫路出張所	○(直営)	○(直営)	—	○(委託)		○(委託)	
但馬空港窓口	○(直営)	○(直営)	—	○(委託)		○(委託)	

※「○」…実施、「—」…実施せず、() 内は実施手法

(3) 行政施策	ア. 事務事業	山腹崩壊対策事業（県単独治山事業）	
		H28 予算額（うち一般財源）：259 百万円（2 百万円）	
		効果額	初年度（うち一般財源）：2 百万円（0 百万円）
			平年ベース（うち一般財源）：2 百万円（0 百万円）

1 見直しの視点

治山事業については、水源の涵養や土砂災害の防止など森林の持つ多面的機能を発揮させる公益性の高い森林造成事業が中心のため、従来、地元負担金は設定していなかった。

しかしながら、治山事業のうち普通林を対象とした山腹崩壊対策事業と類似事業である急傾斜地崩壊対策事業（砂防事業）は地元負担金を設定していることから、制度間の均衡を図るため、新たに地元負担金を設定する。

2 見直し内容

普通林を対象とした山腹崩壊対策事業について、工事費の1/10の地元負担金を設定する。（急傾斜地崩壊対策事業並み）

[見直しの考え方]

普通林を対象とした山腹崩壊対策事業は、①崖地対策であるため森林造成を伴わないこと、②直下の人命・人家保護に特化した法面工事等を実施するため受益範囲が特定できること、③類似事業である急傾斜地崩壊対策事業において地元負担金を設定していること、から急傾斜地崩壊対策事業と同様、地元負担金を設定する。

3 実施時期

平成 29 年度

(参考) 山腹崩壊対策事業と急傾斜地崩壊対策事業の比較（現行制度）

区 分	山腹崩壊対策事業 (治山事業)		急傾斜地崩壊対策事業 (砂防事業)
	普通林	保安林	
事業対象	普通林	保安林	急傾斜地崩壊危険区域
目的	崖地崩壊復旧	森林の山腹崩壊復旧	急傾斜地の崩壊防止
工事内容	法面工、擁壁工 (崩壊崖地の固定)	土留工、柵工、植栽工 (森林造成)	法面工、擁壁工
受益範囲	直下の人家等	下流域全体	直下の人家等
負担割合	県 10/10		県 9/10、地元 1/10

(3) 行政施策	ア. 事務事業	鳥獣被害対策事業	
		H28 予算額 (うち一般財源) : 825 百万円 (82 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 11 百万円 (9 百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 23 百万円 (17 百万円)

1 見直しの視点

鳥獣被害対策事業については、緊急対策として、市町の負担軽減を図りつつ、県が主導的に推進し、一定の成果をあげてきた。今後は、鳥獣被害防止特措法において、市町が主体的に担うとの位置づけを基本として、県・市町負担割合の見直しを行う。

2 見直し内容

(1) 鳥獣被害防止対策

実質的に市町負担のない事業については、新たに市町負担を求める。

負担割合については、鳥獣被害対策のすべての事業について、県：市町実負担（特別交付税措置除く）＝1：1とする。

[見直しの考え方]

- ① シカの狩猟期間外においては、これまで緊急対策として、市町に実質的負担を求めず、県が主導的に対応してきたが、以下を踏まえ、市町に対し、一定負担を求める。
 - ア 農林業等に係る被害防止対策は、鳥獣被害防止特措法上、一義的には、市町が主体的に担う役割にあること。
 - イ 捕獲対策等の効果として、農林業被害額も減少傾向（H23：436 百万円→H26：226 百万円）にあるなど、一定成果をあげていること。
- ② 被害防止対策の一方で、鳥獣保護管理法上、保護管理は県の役割であり、県において、個体数管理を行っていく必要があることを考慮し、県・市町の負担割合は、1：1とする。

3 シカ肉の利用促進・放置防止対策の推進

捕獲したシカの有効活用を一層推進するため、狩猟者の搬入経費支援の充実や移動式解体車の導入支援などシカ丸ごと1頭活用大作戦を拡充する。

また、シカ肉処理加工施設整備等支援事業を拡充し、有効活用できない個体を効率的に処分する減容化処理施設の整備支援など、適正処理の推進を図る。

4 実施時期

平成 29 年度

(参考) 負担割合

(1) 鳥獣被害防止対策

区分	事業名	現 行	見直し後 【県：市町実負担＝1：1】
シカ	狩猟 期間外	シカ有害捕獲促進支援事業 [頭数制(銃)] 国 50% 市町(特交) 40% 県 10% 市町実負担なし	シカ有害捕獲促進支援事業 [頭数制(銃)] 国 50% 市町(特交) 40% 県 5% 市町 5%
		シカ有害捕獲専任班支援事業 国 33% 市町(特交) 54% 県 13% 市町実負担なし	シカ有害捕獲専任班支援事業 国 33% 市町(特交) 54% 県 6.5% 市町 6.5%
	狩猟 期間	狩猟期シカ捕獲拡大事業 市町(特交) 80% 県 13% 市町 7% 県：市町実負担＝2：1	狩猟期シカ捕獲拡大事業 市町(特交) 80% 県 10% 市町 10%
ヌートリア アライグマ	特定外来生物対策事業 市町(特交) 50% 県 33% 市町 17% 県：市町実負担＝2：1	特定外来生物対策事業 市町(特交) 50% 県 25% 市町 25%	
サル	サル出没対策事業 [銃] 国 80% 市町(特交) 16% 県 4% 市町実負担なし	サル出没対策事業 [銃] 国 80% 市町(特交) 16% 県 2% 市町 2%	
鳥獣被害防止総合対策事業 (ハード事業 [防護柵])		[請負施行(農家負担なし)] 国 50% 市町(特交) 40% 県 3.5% 市町 6.5% ※農家負担15%(市町任意)として、県負担3.5% 県：市町実負担＝1：2	[請負施行(農家負担なし)] 国 50% 市町(特交) 40% 県 5% 市町 5%
野生動物防護柵集落連携設置事業 (県単独事業)		[農家負担なし] 市町(特交) 80% 県 13% 市町 7% 県：市町実負担＝2：1	[農家負担なし] 市町(特交) 80% 県 10% 市町 10%

(2) シカ肉処理加工等支援対策

事業名	現 行	見直し後 【県：市町実負担＝1：1】
シカ肉処理加工施設整備等支援事業	[シカ肉処理加工施設等の整備] 国 50% 県 5% 市町 45% 県：市町実負担＝1：9	[シカ肉処理加工施設、減容化処理施設の整備] ※合併特例債充当の場合 市町 2.5% 国 50% 市町(起債) 47.5% 市町(普交) 33.2% 県 8.4% 市町 8.4% ※一般補助施設整備等事業債充当の場合 国 50% 市町(起債) 37.5% 市町 12.5% 県 25% 市町 25%

※県負担分については、市町振興支援交付金として市町一般会計へ交付

(3) 行政施策	ア. 事務事業	バス対策費補助（国庫協調路線維持費補助、県単独路線維持費補助）	
		H28 予算額（うち一般財源）：408 百万円（408 百万円）	
		効果額	初年度（うち一般財源）：321 百万円（321 百万円）
平年ベース（うち一般財源）：321 百万円（321 百万円）			

1 見直しの視点

バス対策費補助について、県の広域的役割を考慮し補助を行ってきたが、身近な公共交通機関であるバス事業については、市町が主体となって行う事業である。

このため、県と市町との役割分担を考慮し、特別交付税を活用した負担割合に見直す。

2 見直し内容

(1) 特別交付税の活用

バス事業は、市町が主体となって行う事業であることから、特別交付税を除く市町実負担額に対し、県負担を行う。

(2) 県と市町の負担割合の見直し

① 現市町域で複数市町に跨る系統

負担割合を県：市町実負担（特別交付税除き）＝2：1とする。

② 合併後市町域で旧市町に跨がる系統

負担割合を財政力に関わらず、県：市町実負担（特別交付税除き）＝1：2とする。

[見直しの考え方]

合併後旧市町の対策として、財政力指数を考慮し、一部市町について、県：市町＝1：1で補助を行ってきたが、①平成28年度で合併市町すべてが、合併から10年以上を経過すること、

②単一市町内の系統については、本来市町の役割であること、③県においても、県民の移動手段として生活交通バスの維持確保を図る必要があることを踏まえ、負担割合を見直す。

3 地域で支える移動手段支援の拡充

地域の移動手段の維持確保に向け、地域住民等が主体となって運行する取組に対して支援を拡充する。

4 実施時期

平成30年度（平成29年10月～平成30年9月の事業期間）

地域で支える移動手段支援の拡充については、平成29年度から実施

(参考) 負担割合

区分	現行	見直し後																	
現市町域で複数市町に跨がる系統	<p>県：市町＝2：1</p> <p>○国庫協調</p> <table border="1"> <tr> <td>国庫 50%</td> <td>県 33%</td> <td>市町 17%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>特交 14%</td> </tr> </table> <p>○県単独</p> <table border="1"> <tr> <td>県 67%</td> <td>市町 33%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特交 26%</td> </tr> </table>	国庫 50%	県 33%	市町 17%			特交 14%	県 67%	市町 33%		特交 26%	<p>県：市町（特交除き）＝2：1</p> <p>○国庫協調</p> <table border="1"> <tr> <td>国庫 50%</td> <td>市町（特交） 40%</td> <td>県 7%</td> <td>市町 3%</td> </tr> </table> <p>※県は市町振興支援交付金で実施</p> <p>○県単独</p> <table border="1"> <tr> <td>市町（特交） 80%</td> <td>県 13%</td> <td>市町 7%</td> </tr> </table> <p>※県は市町振興支援交付金で実施</p>	国庫 50%	市町（特交） 40%	県 7%	市町 3%	市町（特交） 80%	県 13%	市町 7%
	国庫 50%	県 33%	市町 17%																
		特交 14%																	
県 67%	市町 33%																		
	特交 26%																		
国庫 50%	市町（特交） 40%	県 7%	市町 3%																
市町（特交） 80%	県 13%	市町 7%																	
合併後市町域内で旧市町（H12末）に跨がる系統	<p>県：市町＝1：2</p> <p>○国庫協調</p> <table border="1"> <tr> <td>国庫 50%</td> <td>県 17%</td> <td>市町 33%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>特交 26%</td> </tr> </table> <p>○県単独</p> <table border="1"> <tr> <td>県 33%</td> <td>市町 67%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特交 54%</td> </tr> </table>	国庫 50%	県 17%	市町 33%			特交 26%	県 33%	市町 67%		特交 54%	<p>県：市町（特交除き）＝1：2</p> <p>○国庫協調</p> <table border="1"> <tr> <td>国庫 50%</td> <td>市町（特交） 40%</td> <td>県 3%</td> <td>市町 7%</td> </tr> </table> <p>※県は市町振興支援交付金で実施</p> <p>○県単独</p> <table border="1"> <tr> <td>市町（特交） 80%</td> <td>県 7%</td> <td>市町 13%</td> </tr> </table> <p>※県は市町振興支援交付金で実施</p>	国庫 50%	市町（特交） 40%	県 3%	市町 7%	市町（特交） 80%	県 7%	市町 13%
	国庫 50%	県 17%	市町 33%																
			特交 26%																
県 33%	市町 67%																		
	特交 54%																		
国庫 50%	市町（特交） 40%	県 3%	市町 7%																
市町（特交） 80%	県 7%	市町 13%																	
県平均以上の財政力指数以上の市町	<p>県：市町＝1：2</p> <p>○国庫協調</p> <table border="1"> <tr> <td>国庫 50%</td> <td>県 17%</td> <td>市町 33%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>特交 26%</td> </tr> </table> <p>○県単独</p> <table border="1"> <tr> <td>県 33%</td> <td>市町 67%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特交 54%</td> </tr> </table>	国庫 50%	県 17%	市町 33%			特交 26%	県 33%	市町 67%		特交 54%	<p>県：市町（特交除き）＝1：2</p> <p>○国庫協調</p> <table border="1"> <tr> <td>国庫 50%</td> <td>市町（特交） 40%</td> <td>県 3%</td> <td>市町 7%</td> </tr> </table> <p>※県は市町振興支援交付金で実施</p> <p>○県単独</p> <table border="1"> <tr> <td>市町（特交） 80%</td> <td>県 7%</td> <td>市町 13%</td> </tr> </table> <p>※県は市町振興支援交付金で実施</p>	国庫 50%	市町（特交） 40%	県 3%	市町 7%	市町（特交） 80%	県 7%	市町 13%
	国庫 50%	県 17%	市町 33%																
		特交 26%																	
県 33%	市町 67%																		
	特交 54%																		
国庫 50%	市町（特交） 40%	県 3%	市町 7%																
市町（特交） 80%	県 7%	市町 13%																	
その他	<p>県：市町＝1：1</p> <p>○国庫協調</p> <table border="1"> <tr> <td>国庫 50%</td> <td>県 25%</td> <td>市町 25%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>特交 20%</td> </tr> </table> <p>○県単独</p> <table border="1"> <tr> <td>県 50%</td> <td>市町 50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特交 40%</td> </tr> </table>	国庫 50%	県 25%	市町 25%			特交 20%	県 50%	市町 50%		特交 40%	同上							
国庫 50%	県 25%	市町 25%																	
		特交 20%																	
県 50%	市町 50%																		
	特交 40%																		

(3) 行政施策	ア. 事務事業	子ども多文化共生教育推進事業	
		H28 予算額 (うち一般財源) : 102 百万円 (102 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 23 百万円 (23 百万円)
平年ベース (うち一般財源) : 23 百万円 (23 百万円)			

1 見直しの視点

外国人児童生徒の学校生活への早期適応期間後の支援体制が各市町において定着してきたこと及び県費負担教職員制度の見直しにより学級編制基準や教職員定数の決定など義務教育についてのすべての権限が政令市へ移譲されることから、サポーター派遣等支援のあり方を見直す。

2 見直し内容

(1) 政令市

全額政令市負担で実施する。

県費負担教職員制度の見直しにより学級編制基準や教職員定数の決定など義務教育についてのすべての権限が政令市へ移譲され、政令市においては、地域や各学校の特色、課題に応じた人員配置が可能となる環境が整うこと。

(2) 中核市

現行制度を継続する。

市負担で実施すべき早期適応期間(在留期間 12 ヶ月)を超える期間について、平成 28 年度に市負担での実施に見直しを行ったこと。

(3) その他の市町

在留期間 12 ヶ月を超える期間について市町負担で実施する。

市町負担で実施すべき早期適応期間(在留期間 12 ヶ月)を超える期間について、市町の派遣実績、財源基盤等の状況を踏まえ、政令市は平成 27 年度から、中核市は平成 28 年度から市負担での実施に見直しを行ってきたこと。

(参考) 現行の派遣体制

学校区分	在留期間		
	～12ヶ月	～18ヶ月	～36ヶ月
政令市立			
中核市立	県派遣		
その他市町立			各市町派遣

3 実施時期

平成 29 年度

4 県による支援

- (1) 派遣体制の見直しにより外国人児童生徒への支援に支障が生じることがないように、子ども多文化共生センターによる教育相談・ボランティア情報提供等の市町支援を継続する。
- (2) 母語による早期適応支援とともに、日本語習得及び基礎学力の定着を図るため、支援対象児童生徒数の増加に対応した日本語指導支援員の派遣増や日本語指導支援推進モデル校における実践事例の全県発信等により日本語指導支援を拡充する。

(参考)

(3) 行政施策	ア. 事務事業	政令市への権限移譲に伴う教職員給与負担事務等		
		H28 予算額 (うち一般財源) : 66,725 百万円 (50,458 百万円)		
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 一百万円 (一百万円)	
			平年ベース (うち一般財源) : 一百万円 (一百万円)	

1 見直しの視点

平成 29 年度から、教職員給与負担事務、学級編制基準等の決定権限が道府県から政令市へ移譲されることに伴い、教職員配置の見直し等を行う。

2 見直し内容

(1) 教職員配置の見直し

- ① 基礎定数、加配定数に基づく教職員定数の決定及び給与負担のうち政令市分を移譲する。
- ② 移譲に伴い、県単独で追加配置している教職員定数及び給与負担のうち政令市分を削減する。

(2) 教職員旅費、初任者研修旅費等の見直し

移譲に伴い、教職員旅費、初任者研修旅費等の負担のうち政令市分を移譲する。

[教職員給与負担事務等の移譲内容]

① 移譲する権限

区分	現行制度		給与負担等移譲後	
	県	政令市	県	政令市
学級編制基準の決定	○			○
定数の決定	○			○
給与	給与水準決定	○		○
	給与負担	○		○
勤務条件の決定	○			○
任免		○		○
服務監督		○		○

② 移譲する財源

個人住民税所得割 2 %

ただし、平成 29 年度については税源移譲ではなく県から政令市への交付金により措置

3 実施時期

平成 29 年度

(参考) 権限移譲に伴う体験教育推進事業の取り扱い

国（総務省）から、教職員給与負担事務の政令市への移譲に伴う道府県の普通交付税の取り扱いが示され、道府県に留保財源相当額の財源が確保されることから、現行制度を継続する。

(3) 行政施策	イ. 投資事業	H28 予算額 (うち一般財源) : 173,900 百万円 (28,769 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 一百万円 (一百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 一百万円 (一百万円)

[改革の基本方向]

- ① 平成 29 年度以降の投資事業費については、地方財政計画の水準を基本に、本県の喫緊の課題である第 2 次山地防災・土砂災害対策 5 箇年計画の推進、地震・津波対策等耐震改修事業及び公共施設等の長寿命化・環境整備対策などの事業費を、地方交付税措置のある有利な県債を活用することにより別枠で確保する。
- ② 元気で安全・安心な兵庫を目指し、計画的・効率的に社会基盤整備を進めるため、自然災害に「備える」、日々の暮らしを「支える」、次世代に持続的な発展を「つなぐ」の視点のもと、引き続き、社会基盤整備プログラムに基づく緊急かつ重要な事業へ重点化する。
- ③ 建設企業等の健全な育成と公共工事等の品質確保に努める。

1 今後の事業量の見込

[各年度の投資事業費総額]

(単位：億円)

区 分		H28当初	H29当初	H30	参考	
					H31	H32
国 庫 補 助 事 業	通常事業	1,020	1,015	1,015	1,015	1,015
	別枠事業	24	15	※	※	※
	災害関連事業	24	15	※	※	※
	国庫補助事業 計	1,044	1,030	1,015	1,015	1,015
県単独事業	通常事業	560	565	565	565	565
	別枠事業	135	140	130	145	145
	山地防災・土砂災害対策事業	25	25	15	25	25
	緊急防災・減災事業	110	80	80	60	60
	長寿命化・環境整備対策事業	—	35	35	60	60
	県単独事業 計	695	705	695	710	710
合 計		1,739	1,735	1,710	1,725	1,725

注 1 : 災害関連事業は、災害復旧事業に応じて、毎年度、所要額を精査

注 2 : 山地防災・土砂災害対策事業の平成 30 年度の事業費 (15 億円) は、平成 27 年度に 10 億円を前倒し

平成 31 年度以降については、「第 2 次山地防災・土砂災害対策 5 箇年計画」(平成 26～30 年度)の次期計画として、同水準 (5 年間 125 億円) を確保する前提で仮置き

注 3 : 緊急防災・減災事業は、県有施設耐震改修事業の進捗に伴い減少

平成 31 年度以降は津波防災インフラ整備計画 (平成 26～35 年度) 等に必要事業費として、60 億円で仮置き

注 4 : 長寿命化・環境整備対策事業の平成 31 年度以降は、60 億円で仮置き

2 事業費の考え方

(1) 平成 29 年度以降の通常事業費は、平成 28 年度当初予算額に地方財政計画における投資的経費の伸びを乗じた事業費とする。

[地方財政計画と本県通常事業費の水準]

$$\frac{47.7(\text{地方財政計画の投資的経費 [H28 当初/H2.3 中間水準]})}{48.2(\text{本県の通常事業費 [H28 当初/H2.3 中間水準]})} = 0.99 \approx 1.00$$

(2) 喫緊の課題である第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画の推進、地震・津波対策等耐震改修事業及び公共施設等の長寿命化・環境整備対策などについて、地方交付税措置のある有利な県債（自然災害防止事業債、緊急防災・減災事業債及び公共施設等適正管理推進事業債等）を活用し、事業費を別枠で確保する。

3 各年度の投資事業費

(1) 国庫補助事業

① 通常事業費

平成28年度当初予算額（1,020億円）に、平成29年度以降の地方財政計画における投資補助事業の伸びを乗じた額

・平成29年度当初予算：1,015億円

(1,020億円×99.3%（平成29年度地方財政計画の伸び）)

② 別枠加算分

ア 災害関連事業：所要額

台風災害等の災害復旧事業に関連して必要となる事業費

(2) 県単独事業

① 通常事業費

平成28年度当初予算額（560億円）に、平成29年度以降の地方財政計画における投資単独事業の伸びを乗じた額

・平成29年度当初予算：565億円

(560億円×101.0%（平成29年度地方財政計画の伸び）)

② 別枠加算分

ア 山地防災・土砂災害対策事業 H29：25億円、H30：15億円

自然災害防止事業債（起債充当率100%、交付税措置28.5%）を活用し、平成26年8月豪雨災害を踏まえた第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画（平成26～30年度）の取組を推進

イ 緊急防災・減災事業 H29, H30：80億円

平成29年度地方財政対策において平成32年度まで制度延長された緊急防災・減災事業債（起債充当率100%、交付税措置率70%）を活用し、以下の事業を推進

① 津波防災インフラ整備計画（平成26～35年度）等に基づく地震・津波対策の着実な推進を図るために必要となる事業費：60億円

② 緊急防災・減災事業債が活用できる耐震改修事業費：20億円

ウ 長寿命化・環境整備対策事業 H29, H30：35億円

平成29年度地方財政対策で新たに措置された公共施設等適正管理推進事業債（起債充当率90%、交付税措置率30%）を活用し、公共施設等の長寿命化対策等を推進

(参考) 公共施設等総合管理計画に基づく整備事業(総括) H29: 140 億円、H30: 120 億円

- ① 通常枠で対応 計画修繕及び建替整備
- ② 別枠で措置 緊急防災・減災事業(耐震改修)及び長寿命化・環境整備対策事業

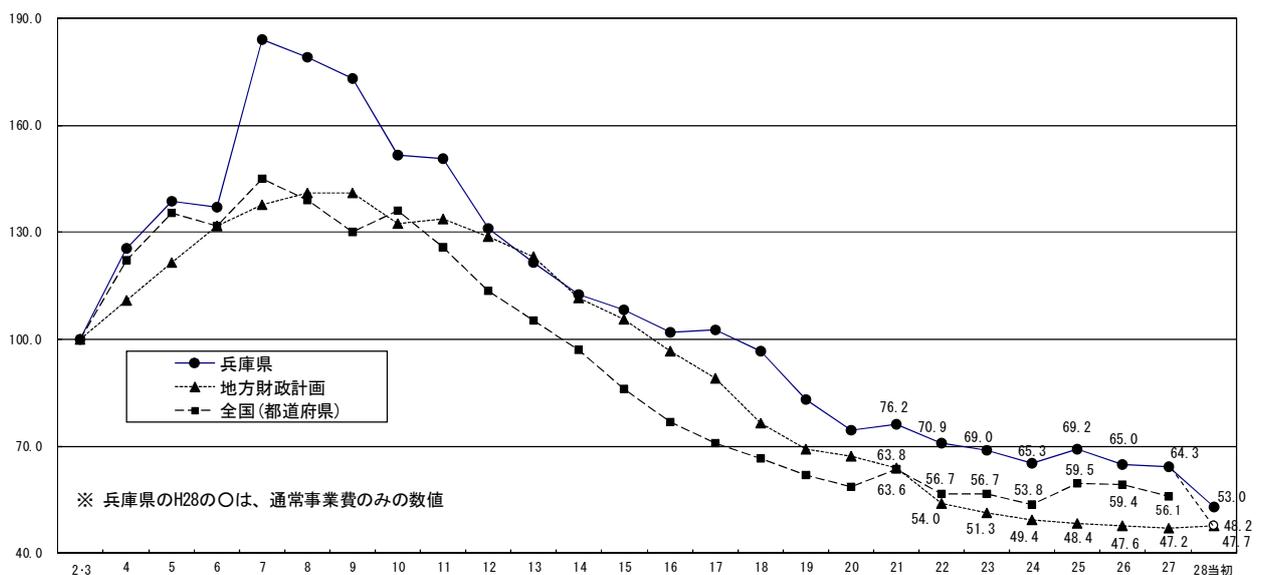
(単位: 億円)

区 分		H29当初	H30	参考	
				H31	H32
通 常 事 業	計画修繕	40	40	40	40
	庁舎、公的施設等	30	30	30	30
	県立学校	10	10	10	10
	建替整備	45	25	25	30
	小 計	85	65	65	70
別 事 業	緊急防災・減災事業(耐震改修事業)	20	20	60	60
	長寿命化・環境整備対策事業	35	35		
	庁舎	5	5		
	県立学校	15	15		
	土木施設(道路、河川等)	10	10		
	警察施設	5	5		
小 計	55	55	60	60	
合 計		140	120	125	130

(3) その他

災害復旧事業や国の補正予算に伴う事業などの臨時的・追加的な投資事業を必要に応じて、別途措置する。

(参考) 本県の投資水準と地方財政計画、他府県の投資水準の状況(事業費総額)



(3) 行政施策	イ. 投資事業	H28 予算額 (うち一般財源) : 173,900 百万円 (28,769 百万円)	
		効果額	初年度 (うち一般財源) : 一百万円 (一百万円)
			平年ベース (うち一般財源) : 一百万円 (一百万円)

[改革の基本方向]

- ① 投資事業費については、地方財政計画の水準を基本に、本県の喫緊の課題である山地防災・土砂災害対策や地震・津波対策、耐震改修事業ならびに公共施設等の長寿命化・環境整備対策などの事業費について、地方交付税措置のある有利な県債を活用することにより別枠で確保する。
- ② 元気で安全・安心な兵庫を目指し、計画的・効率的に社会基盤整備を進めるため、自然災害に「備える」、日々の暮らしを「支える」、次世代に持続的な発展を「つなぐ」の視点のもと、引き続き、社会基盤整備プログラムに基づく緊急かつ重要な事業へ重点化する。
- ③ 建設企業等の健全な育成と公共工事等の品質確保に努める。

1 今後の事業量の見込

[各年度の投資事業費総額]

(単位：億円)

区 分		2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	参考	
					2019(H31) ～2020	2021 ～2023
国 庫 補 助 事 業	通常事業	1,020	1,015	1,030	1,030	1,030
	別枠事業	24	15	0		
	災害関連事業 (注1)	24	15	0		
	国庫補助事業 計	1,044	1,030	1,030	1,030	1,030
県単 独 事 業	通常事業	560	565	570	570	570
	別枠事業	135	140	175	180	100
	山地防災・土砂災害対策事業	25	25	(注2)30	30	30
	緊急防災・減災事業	110	80	100	(注3) 80	0
	長寿命化・環境整備対策事業	—	35	45	(注4) 70	70
	県単独事業 計	695	705	745	750	670
合 計		1,739	1,735	1,775	1,780	1,700

注1： 災害関連事業は、災害復旧事業に応じて、毎年度、所要額を精査

注2： 山地防災・土砂災害対策事業の2018(H30)年度以降の事業費(30億円)は、山地防災・土砂災害対策計画に基づく所要額

注3： 緊急防災・減災事業のうち、県有施設耐震改修事業は進捗に伴い減少する一方、津波防災インフラ整備計画(2014(H26)～2023年度)等については所要額

2018(H30)～2020年度所要額(240億円)を3カ年で確保(80億円/年)

注4： 長寿命化・環境整備対策事業の2019(H31)年度以降は、70億円で仮置き

2 事業費の考え方

- (1) 平成30年度以降の通常事業費は、平成29年度当初予算額に地方財政計画における投資的経費の伸びを乗じた事業費とする。

$$\left(\begin{array}{l} \text{[地方財政計画と本県通常事業費の水準]} \\ \frac{47.7(\text{地方財政計画の投資的経費 [H29当初/H2.3中間水準]})}{48.2(\text{本県の通常事業費 [H29当初/H2.3中間水準]})} = 0.99 \approx 1.00 \end{array} \right)$$

- (2) 喫緊の課題である山地防災・土砂災害対策や地震・津波対策、耐震改修事業ならびに公共施設等の長寿命化・環境整備対策などについて、地方交付税措置のある有利な県債（自然災害防止事業債、緊急防災・減災事業債及び公共施設等適正管理推進事業債等）を活用し、事業費を別枠で確保する。

3 各年度の投資事業費

(1) 国庫補助事業

① 通常事業費

平成29年度当初予算額（1,015億円）に、平成30年度の地方財政計画における投資補助事業の伸びを乗じた額

・ 平成30年度当初予算：1,030億円

(1,015億円×101.4%（平成30年度地方財政計画の伸び）)

② 別枠加算分

ア 災害関連事業：所要額

台風災害等の災害復旧事業に関連して必要となる事業費

(2) 県単独事業

① 通常事業費

平成29年度当初予算額（565億円）に、平成30年度の地方財政計画における投資単独事業の伸びを乗じた額

・ 平成30年度当初予算：570億円

(565億円×101.0%（平成30年度地方財政計画の伸び）)

② 別枠加算分

ア 山地防災・土砂災害対策事業 H30：30億円

自然災害防止事業債（起債充当率100%、交付税措置28.5%）を活用し、山地防災・土砂災害対策の取組を推進

イ 緊急防災・減災事業 H30：100億円

2017(H29)年度地方財政対策において2020年度まで制度延長された緊急防災・減災事業債（起債充当率100%、交付税措置率70%）を活用し、以下の事業を推進

① 津波防災インフラ整備計画（2014(H26)～2023年度）等に必要な事業費（240億円）

について、2018(H30)～2020年度の3カ年で確保：80億円

② 緊急防災・減災事業債が活用できる耐震改修事業費：20億円

ウ 長寿命化・環境整備対策事業 H30：45億円

平成30年度地方財政対策で対象施設が拡充された公共施設等適正管理推進事業債（起債充当率90%、交付税措置率30%）を活用し、公共施設等の長寿命化対策等を推進

新たに追加された施設：河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、治山施設、
港湾施設、漁港施設 等

(参考) 公共施設等総合管理計画に基づく整備事業(総括) H30: 140億円

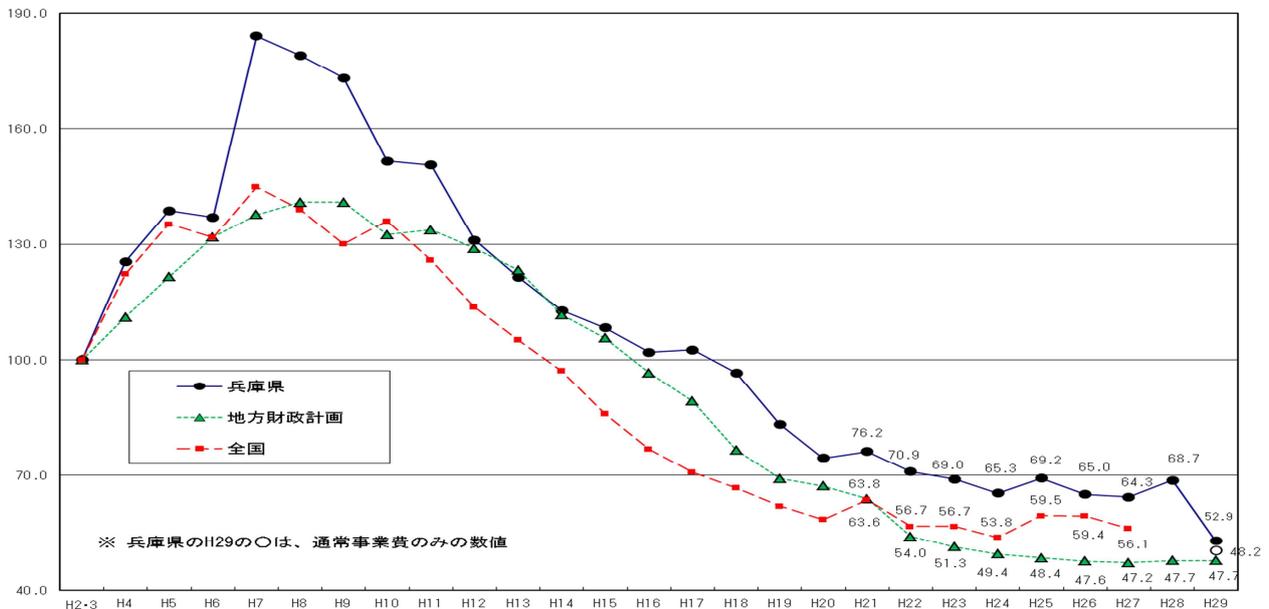
- ① 通常枠で対応 計画修繕及び建替整備
 - ② 別枠で措置 緊急防災・減災事業(耐震改修)及び長寿命化・環境整備対策事業
- (単位: 億円)

区 分		2017(H29) 当初	2018 (H30)	参考	
				2019 (H31)	2020~ 2023
通常 事業	計画修繕	40	50	50	50
	庁舎、公的施設等	30	30	30	30
	県立学校	10	20	20	20
	建替整備	45	25	25	30
	小 計	85	75	75	80
別枠 事業	緊急防災・減災事業(耐震改修事業)	20	20	70	70
	長寿命化・環境整備対策事業	35	45		
	庁舎	5	13		
	県立学校	15	15		
	土木施設(道路、河川等)	10	12		
	警察施設	5	5		
小 計	55	65	70	70	
合 計		140	140	145	150

(3) その他

災害復旧事業や国の補正予算に伴う事業などの臨時的・追加的な投資事業を必要に応じて、別途措置する。

(参考) 本県の投資水準と地方財政計画、他府県の投資水準の状況(事業費総額)



※地方財政計画は当初計画、全国は決算(補正含む)、兵庫県は、~H28: 決算(補正含む)、H29: 当初予算

4 整備の基本的な考え方

(1) 社会基盤整備の方向性

① 今後の社会基盤整備の視点「備える・支える・つなぐ」

元気で安全・安心な兵庫を目指し、災害リスクの高まりなど社会基盤を取り巻く「課題」や「環境の変化」に的確に対応するため、下記の視点で社会基盤整備を推進する。

視点1 「備える」～自然災害に備える防災・減災対策の強化～

東日本大震災等の教訓を踏まえ、施設防御中心の「まもる」に加え、減災の取組を拡大し、想定を上回る災害にも合わせて『備える』

視点2 「支える」～日常生活や地域を支える社会基盤の充実～

地域の実情に応じ、利便性や快適性を向上させ、県民の日々の暮らしや交流を『支える』

視点3 「つなぐ」～次世代につなぐ社会基盤の形成～

ネットワークの強化や施設機能を確保し、将来の県土の骨格を形成することにより、次世代に良質な社会基盤を『つなぐ』

(2) 分野の重点化

社会基盤整備の実施にあたっては、「ひょうご社会基盤整備基本計画（平成25年度策定。以下、「基本計画」という）」のもと、限られた財源の有効活用を図るため、各種分野別計画に基づき、緊急かつ重要な事業へ重点化する。

重点分野	各種分野別計画
地震・津波対策	・津波防災インフラ整備計画(平成26～35年度) ・南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム(平成26～35年度) ・地域の防災道路強靱化プラン(平成26～35年度)
総合的な治水対策	・地域総合治水推進計画(計画策定から概ね10年間) ・ため池整備5箇年計画(平成27～31年度)
土砂災害対策	・第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画(平成26～30年度)
ミッシングリンクの解消等	・ミッシングリンクの解消(路線ごとの事業計画) ・新渋滞交差点解消プログラム(平成26～30年度) ・踏切すっきり安心プラン(平成26～30年度)
老朽化対策	・ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画(平成26～35年度)
農林水産業の支援	・農業生産基盤整備の推進(農林水産ビジョン2025)(平成28～37年度) ・新ひょうご林内路網1,000km整備プラン(農林水産ビジョン2025)(平成26～33年度)

重点分野	各種分野別計画
地震・津波対策	<ul style="list-style-type: none"> 津波防災インフラ整備計画(2014(H26)～2023年度) 南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム(2014(H26)～2023年度) 地域の防災道路強靱化プラン(2014(H26)～2023年度)
総合的な治水対策	<ul style="list-style-type: none"> 地域総合治水推進計画(計画策定から概ね10年間) ため池整備5箇年計画(2015(H27)～2019(H31)年度)
土砂災害対策	<ul style="list-style-type: none"> 第3次山地防災・土砂災害対策計画(2018(H30)～2023年度)
ミッシングリンクの解消等	<ul style="list-style-type: none"> ミッシングリンクの解消(路線ごとの事業計画) 新渋滞交差点解消プログラム(2014(H26)～2018(H30)年度) 踏切すっきり安心プラン(2014(H26)～2018(H30)年度)
老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画(2014(H26)～2023年度)
農林水産業の支援	<ul style="list-style-type: none"> 農業生産基盤整備の推進(農林水産ビジョン2025)(2016(H28)～2025年度) 新ひょうご林内路網1,000km整備プラン(農林水産ビジョン2025)(2014(H26)～2021年度)

(3) 社会基盤整備プログラムの着実な推進

基本計画を踏まえ、2014(H26)年6月に改定した社会基盤整備プログラムに基づき、必要性・緊急性の高い事業への選択と集中を徹底した上で、着実に事業を実施する。

なお、社会・経済情勢の変化等を踏まえ、適宜、事業を追加するなど、柔軟に取り組む。

[社会基盤整備プログラムの概要]

ア 計画期間 10年間(2014(H26)～2023年度)

前期:2014(H26)～2018(H30)年度 後期:2019(H31)～2023年度

イ 策定単位 県民局等单位

ウ 対象事業 県土整備部・農政環境部所管の総事業費1億円以上の社会基盤整備事業

5 整備の進め方

(1) 「備える・支える・つなぐ」取組の推進

① 「備える」～自然災害に備える防災・減災対策の強化～	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震等に備える津波対策・地震対策 頻発する風水害に備える総合的な治水対策等 山の管理の徹底・土砂災害対策 減災のための情報発信
② 「支える」～日常生活や地域を支える社会基盤の充実～	<ul style="list-style-type: none"> 地域の交流を支える道路整備 日々の暮らしを支える道路整備 安全・快適な都市基盤の整備 力強い農林水産業を支える基盤づくり 公共交通の維持・活性化
③ 「つなぐ」～次世代につなぐ社会基盤の形成～	<ul style="list-style-type: none"> ミッシングリンクの解消(基幹道路ネットワークの充実強化) 港湾の機能強化・利用促進 空港の有効活用・利便性向上 計画的・効率的な老朽化対策 良好な環境の保全・創造

(2) 重点分野の整備の進め方

① 津波対策〔津波防災インフラ整備計画(2014(H26)～2023年度)〕

南海トラフ地震による津波に備え、防潮堤等の整備や沈下対策、防潮水門の整備など、発生頻度を踏まえた2つのレベルの津波対策を計画的に推進する。

〔レベル1 津波対策(発生頻度が高い津波への対応)→津波越流を防御
レベル2 津波対策(最大クラスの津波への対応)→津波の浸水被害を軽減〕

② 地震対策〔南海トラフ地震・津波アクションプログラム(2014(H26)～2023年度)〕

南海トラフ巨大地震等に対して、耐震性能が不足する建物・施設の耐震化等を推進する。

③ 総合的な治水対策〔地域総合治水推進計画(計画策定から概ね10年間)〕

河道の拡幅や洪水調節池の整備等の河道対策、内水対策と連携した都市浸水対策などを計画的に推進するとともに、校庭、ため池等の既存施設を活用した流域対策を推進する。

④ 土砂災害対策〔第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画(平成26～30年度)〕

災害発生時の影響が大きい谷出口周辺やガケ直下に人家がある等、緊急性が高い箇所において、砂防えん堤の整備や災害に強い森づくり等、土砂災害対策を強力に推進する。

【平成30年3月改定】

④ 土砂災害対策〔第3次山地防災・土砂災害対策計画(2018(H30)～2023年度)〕

土砂災害特別警戒区域(R区域)に指定された谷出口周辺やがけ直下に人家があるなど、緊急性の高い箇所で、砂防堰堤の整備や災害に強い森づくり等、土砂災害対策を強力に推進する。

⑤ ミッシングリンクの解消

ア 事業を推進する路線

新名神高速道路(大阪府境～神戸JCT)

中国横断自動車道姫路鳥取線(播磨新宮IC～山崎JCT(仮称))

北近畿豊岡自動車道[日高豊岡南道路、豊岡道路]

山陰近畿自動車道(鳥取豊岡宮津自動車道)[浜坂道路]

大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド北～駒栄)

神戸西バイパス(永井谷JCT～石ヶ谷JCT)

東播磨道(八幡稲美ランプ～国道175号)

イ 早期事業化に向けて取り組む路線

名神湾岸連絡線(西宮市)

播磨臨海地域道路(第二神明～明姫幹線、高砂～飾磨BP、飾磨BP～広畑)

北近畿豊岡自動車道[豊岡IC(仮称)～豊岡北IC(仮称)、豊岡北IC(仮称)～城崎温泉IC(仮称)]

山陰近畿自動車道[浜坂道路Ⅱ、佐津IC～城崎温泉IC(仮称)、城崎温泉IC(仮称)～県境]

⑥ 老朽化対策〔ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画(2014(H26)～2023年度)〕

損傷のある要対策施設のうち、重要度の高い施設は10年以内に対策を完了する。

(3) 減災のためのソフト対策の拡充

① 土砂災害特別警戒区域の指定推進

土石の直撃による建物の破壊等、特に危険度の高い区域を土砂災害特別警戒区域として指定する(指定に必要となる基礎調査は2019(H31)年度までに完了)。

② 県民目線の「伝わりやすい」災害危険情報の提供

CGハザードマップや河川監視カメラ画像の配信等の既存システムの普及啓発を推進する。

(4) 県民理解や共感の促進

① 県民に「伝わる」戦略的な広報

社会基盤のストック効果の発揮事例など、事業の必要性や効果について県民に分かりやすく伝えるため、各種媒体を活用しタイムリーに情報発信していく。

② 事業評価の厳格な運用

事業評価に際し、費用対効果(B/C)のみではなく、安全・安心や地域活性化など県独自に設定した評価項目により、透明性を確保しながら適切に評価する。

(5) 「賢く使う」施策の推進

利水ダムやため池の治水活用など、既存ストックを有効に活用した施策を推進する。

(6) コスト縮減等の推進

新技術・新工法等の積極的な採用などにより、計画から工事実施、維持管理に至る各段階でコスト縮減を推進する。

(7) 県民とのパートナーシップによる県土づくりの推進

ひょうごアドプトなど県民の参画と協働による河川、道路等の維持管理や美化活動を引き続き推進する。

(8) 効率的な事業執行と職員の技術力向上

積算・現場監理業務等のアウトソーシングによる効率的な事業執行に努めるとともに、現場実習を重視した技術研修の充実やまちづくり技術センターの専門研修の活用等により、職員の技術力向上に取り組む。

6 建設企業等の健全な育成と公共工事等の品質確保

(1) 若年入職者の確保・技術力向上の支援

① 建設業育成魅力アップ事業の推進

「兵庫県建設業育成魅力アップ協議会」を引き続き設置し、官民連携のもと、建設業のイメージアップや若年者の入職促進等を推進する。

- ・工業高校、定時制・通信制高校等との連携強化
- ・小中学生向け体験イベントなど戦略的なイメージアップ事業の展開

② 女性技術者など担い手の確保

女性技術者など担い手の確保に取り組む建設企業を支援するため、技術・社会貢献評価制度や総合評価落札方式（施工能力評価型）における評価手法を構築する。

③ 新規中小企業者の育成

地域に密着した新たな担い手を育成する観点から、新規中小企業者の受注機会の増大を図る。

④ ICT(情報通信技術)の活用

建設産業全体の生産性向上を図るため、測量・設計、施工の各段階における3次元データを用いたICT技術の活用について、官民が連携して取り組む。

(2) 入札・契約制度の改善

① 女性技術者など担い手の確保（再掲）

② 新規中小企業者の育成（再掲）

③ 総合評価落札方式の見直し

総合評価落札方式の理念から乖離することなく、将来にわたる公共工事の品質確保と中長期的な担い手確保の観点から、国や他府県の動向に注視し、「評価基準の改善」、「評価手法の簡素化」に取り組む。

[改革の基本方向]

- ① 公共施設等の管理に関する総括的な取組指針として平成 28 年度に策定する「兵庫県公共施設等総合管理計画」に基づき、施設総量の適正化に取り組むとともに、長期的視点から財政負担の軽減・平準化を図る老朽化への対応を推進する。
- ② 県有施設について、経営改善や利用率向上等の観点から、施設機能の見直しや統合等により一層の有効活用を図るとともに、施設の環境改善を推進する。
- ③ 指定管理者制度の活用により、利用者サービスのさらなる向上や効率的な管理運営を推進する。
- ④ 県有施設へのネーミングライツ導入や広告掲載等を推進し、歳入確保を図る。

1 「兵庫県公共施設等総合管理計画」に基づく施設の総合管理の推進

(1) 対象施設

県が保有する全ての公共施設等（建物、インフラ施設）

(2) 基本方針

① 施設総量の適正化

施設の利用状況、老朽化状況等を踏まえた統廃合や施設規模・機能の見直しを推進

② 計画的・効率的な老朽化への対応の推進

施設の機能や安全性を確保するため、計画的・効率的な老朽化への対応を推進

③ 施設の安全確保の徹底

災害リスクに備えるための耐震性能の向上や、経年劣化等による安全性の低下を防ぐための適切な点検等を推進

(3) 推進方法

関係部局の情報共有・連携のもと、固定資産台帳の活用による情報の一元管理や各個別施設計画の方針、目標等に基づく取組みを推進

2 県有施設の有効活用

(1) 公的施設

県民ニーズの変化や施設を取り巻く環境変化等を踏まえ、民間事業者・地域団体等のノウハウを活用した施設の活性化等を推進する。

(2) 庁舎等

組織の見直しや県関係機関の移転等に伴う利用状況の変化、維持管理コスト、老朽化状況等を踏まえ、庁舎等の利活用や統廃合等を図る。

県本庁舎については、老朽化に加え、地域の活性化など総合的な観点から、その整備の在り方について検討する。

[主な移転予定]

- ・新長田駅南地区再開発エリアへの県関係機関の移転
- ・社会福祉研修所の移転整備

[耐震化・老朽化対策を図る庁舎]

- ・伊丹庁舎
- ・姫路総合庁舎、西神戸庁舎

[今後検討する庁舎]

- ・三田庁舎、篠山庁舎、本庁舎西館

(3) 施設的环境改善

利用者がより使いやすい施設とするため、トイレの改修など、施設の環境改善を推進する。

3 指定管理者制度の推進

(1) 指定管理者制度の導入促進

① 公募による指定管理者の選定

公の施設としての公共性、利用の公平性、運営の安定性を確保する一方で、施設の特性に応じ、民間事業者のノウハウを活用することにより、効率的で質の高い管理運営が期待できる施設は、原則として公募により指定管理者を選定する。

[新たに公募予定の施設（1施設88団地）]

- ・尼崎の森中央緑地、県営住宅（阪神南地区）

(参考) 公募導入済施設（24施設186団地）

- ・県民会館、神戸生活創造センター、東播磨生活創造センター、ひょうご環境体験館、文化体育館、総合体育館、武道館、海洋体育館、三木山森林公園、奥猪名健康の郷、但馬ドーム、円山川公苑、神戸西テニスコート、先端科学技術支援センター、有馬富士公園、一庫公園、甲山森林公園、丹波並木道中央公園、舞子公園〔移情閣除く〕、播磨中央公園、赤穂海浜公園、淡路佐野運動公園 等

② 特定の団体等の指定による指定管理者の選定

次の施設については、公募によらず、特定の団体等を指定管理者に指定する。

- ・高度な専門的知識の蓄積・活用等が必要とされる施設
- ・施設の設置目的に沿って関係団体等との利用調整や密接な連携を必要とする施設
- ・隣接施設との一体的な管理運営や近傍市町立施設との密接な連携等により効果的な管理運営が図られる施設
- ・地域住民等が管理運営に主体的に参画している施設

なお、地域文化の振興及び生涯学習の拠点である但馬文教府、西播磨及び淡路文化会館、嬉野台生涯教育センターの運営にあたっては、現行の指定管理者である(公財)兵庫県生きがい創造協会を核として形成された地域文化団体や文化関係者とのネットワークの継続、協会の自主事業である地域高齢者大学との連携が必要である。このため、同協会を引き続き指定管理者とした上で、地域の各種団体等が参画する運営体制を構築する。

(2) 指定管理者制度の弾力運用

① 指定管理期間

原則3年であるが、指定管理者の管理運営ノウハウの蓄積・向上、経営の安定化などによるサービス向上が期待できる施設は5年とする。

② 利用料金設定

新たなサービス向上や利用促進策についてより幅広い提案を求めるため、設置管理条例で定めた範囲内で、利用料金設定に関する提案を積極的に募集する。

③ 公募の選定評価

県民サービスの向上に資する施設の管理運営を一層推進するため、公募選定における評価について、サービス向上の項目を重視するよう改める。

(3) 管理運営の評価

施設の適正な管理運営とサービスの一層の向上を図るため、管理運営状況について指定管理者による自己評価及び施設所管課による総合評価を毎年度実施する。加えて、公募施設については、次期指定管理者の選考委員会による外部評価を実施する。

(4) 透明性・公平性の確保

指定管理者の公募における選定方法や評価基準・配点などについて透明性・公平性を確保するとともに、できるだけ多くの情報を事前に公表する。

4 ネーミングライツ・広告掲載等の実施（詳細は「自主財源の確保」で記載）

- ① 施設の安定的な維持運営の財源確保の一環として、文化・スポーツ振興活動に対する民間からの支援・協力が期待できる施設については、施設全体に愛称を付与するなどネーミングライツの導入を推進する。
- ② 県立体育施設や都市公園内の野球場等における施設、ベンチ等への広告掲載や、大会・イベントにおける企業協賛、県有施設の一部スペースの民間への貸付など広告掲載等による収入の確保に努める。

[改革の基本方向]

- ① 大学や民間企業との連携を図りながら、県民等のニーズに直結する実用性の高い研究や成果普及等の業務に重点化を図る。
- ② 限られた研究資源のより効果的な活用を図るため、外部人材の活用、産学官連携による共同研究などにより、弾力的な運営体制を整備する。
- ③ 研究成果の積極的な発信や外部資金の積極的獲得等による機動的な研究活動に取り組むとともに、評価システムの推進など、効率的・効果的な経営手法の徹底を図る。

1 業務の重点化**(1) 農林水産技術総合センター**

農林水産業の競争力強化に直結した技術開発や食・自然環境の両面から県民の安全を守る技術開発を重点的に推進する。

(2) 工業技術センター

ものづくり産業の競争力の強化とオンリーワン企業の成長に寄与する研究開発を推進するとともに、異業種交流や産学官連携を通じ、中小企業のニーズに対応した成長志向型の技術支援を推進する。また、航空関連産業非破壊検査員を養成するトレーニングセンターを設置し、県内航空関連産業の競争力を強化する。

(3) 健康生活科学研究所

健康危機に対応するための試験研究、消費者からの苦情相談や商品の安全性の検証など県民のくらしの安全・安心に関わる諸課題に一元的に対応する。

また、健康科学研究センターの移転建替えにより、研究環境を充実するとともに、健康危機事案に対して高度な試験分析機能の維持向上を図る。

【平成30年3月改定】

(3) 健康科学研究所

感染症、食品・医薬品等による健康危機に対応するための調査研究・試験検査を重点的に推進する。

また、移転建替えにより、研究環境を充実するとともに、健康危機事案に対して高度な試験分析機能の維持向上を図る。

(4) 福祉のまちづくり研究所

最先端の医療・介護用リハビリロボット等の拠点化を図り、ロボットリハビリテーションの普及に向けた研究・実践を推進するとともに、企業等と連携した研究成果物の製品化や福祉機器の展示等を推進する。

2 研究体制等の見直し**(1) 弾力的な研究体制の整備**

任期付研究員の活用、外部研究者の受入等を推進し、研究課題に機動的に対応するための弾力的な研究体制を整備する。

公立の試験研究機関、大学等と産学官連携による共同研究に引き続き取り組み、研究の高度化、効率化を推進する。

(2) 職員数の見直し

一般行政部門の定員削減の枠組みの中で、業務の重点化や運営体制の見直しにより、定員の削減を着実に進める。

(3) 研究アドバイザーの設置

主要研究課題について「評価専門委員会」による外部評価を実施することに加え、研究員による研究活動に対する高度かつ専門的な助言を行うため、各試験研究機関に研究アドバイザーを引き続き設置する。

3 研究成果の積極的発信

学会での発表や学術誌への論文掲載、マスコミへの情報提供、ホームページでの公開などにより、研究成果を積極的に発信する。

4 外部資金の積極的獲得

国等の競争的資金、産学官連携プロジェクト、企業等との共同研究などの外部資金の積極的獲得に取り組み、試験研究費の充実確保に努める。

獲得した外部資金のうち目標を上回る額については、試験研究の充実に充てることを原則とする。

5 効率的・効果的な運営手法の徹底

(1) 数値目標の設定

各試験研究機関の役割をより明確化するため、業務や外部資金獲得の数値目標を設定する。

(2) 評価システムの推進

① 追跡評価の実施

研究終了から数年経過した研究課題について、成果の実用化、施策化や普及状況等を把握し、今後の研究課題の選定等への反映を図るため、追跡評価を実施する。

② 機関評価の実施

試験研究機関の総合的な評価を行うため、各試験研究機関に設置する外部委員による機関評価を実施し、試験研究機関ごとに中期の事業計画を策定する。

(3) 行政コスト計算書の作成

各試験研究機関における活動の透明性を高めるとともに、コスト意識を醸成し、より効率的な運営に資するため、試験研究機関ごとに行政コスト計算書を作成する。

6 試験研究機関間による広域連携の推進

関西広域連合をはじめ、県内及び近畿府県の枠組みを超えた公立の試験研究機関、独立行政法人、大学との協力体制を強化し、情報交換、施設・機器の相互利用、共同研究の実施など、互いの強みを生かした広域的な連携をさらに推進する。

[改革の基本方向]

- ① 第4期中期業務計画（2016(H28)～2020年度）に基づき、産地間競争を勝ち抜くための競争力強化の視点と県民の安全を守る視点の2つに重点化し、農畜林水産の分野ごとに具体的な重点化品目・項目を設定して取り組む。
- ② 研究体制の充実強化を図るため、研究推進手法を改善するとともに、効率的な運営手法の確立に向けた取組を推進する。
- ③ 効率的な研究体制を整備するため、公立の試験研究機関、大学等と協力体制を強化し、共同研究を実施するなど、幅広い連携をさらに推進する。

1 業務の重点化

重点化分野	重点化の方向性	主な内容
農林水産業の競争力強化に直結した技術開発	本県農林水産業の競争力をさらに強化するため、品質や生産性の向上・低コスト化のための技術開発に重点化	農業：主食用米・酒米の新品種開発、施設園芸の環境制御技術の開発 畜産：但馬牛や乳牛のブランド力・生産力強化のための評価手法や飼養技術の開発 林業：資源循環型林業の確立や県産木材の新たな利用技術の開発 水産：ブランド力を強化する育種（リ・ワメ・アサリ・タチ）、養殖技術（アサギ）の開発
食・自然環境の両面から県民の安全を守る技術開発	県民から求められている食の安全性確保や自然環境の保全・再生に資する技術開発に重点化	農業：環境創造型農業に資する化学農薬を削減した新しい防除技術の開発 林業：災害防止機能に着目した森林整備技術の開発 水産：ノリ養殖場の栄養塩の改善技術

2 研究体制の充実強化

(1) 共同研究など連携の推進

重点化分野への機能集約等による効率的な研究体制の整備を推進するため、公立の試験研究機関、大学等と協力体制を強化し共同研究を実施するなど、幅広い連携をさらに推進する。

(2) 現場への普及を見据えたより効率的な研究推進手法の取組

項目	内容
① 研究マネジメント機能の充実	研究目的を効果的に達成するため、研究課題について事前・中間・事後(追跡)の段階ごとに内部・外部評価を実施し、必要な見直しを行う。
② 人材育成・活性化	分野ごとに「研究員育成基本計画」を策定するなど組織的に着実な研究員育成を図るとともに、研修などを通じてマネジメント力の向上を図る。 モチベーションを高め研究力の向上を図るため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）等における研修、学位等の取得促進、研究員自ら独創的な研究課題を提案できるシステムの構築、論文投稿・学会発表等を促す。
③ 研究遂行に伴う倫理研修の実施	「研究倫理関係行動規範」（平成27年度策定）に基づき、公的研究機関として一層研究倫理を確保し、公正な研究に取り組む。

(2) 現場への普及を見据えたより効率的な研究推進手法の取組（続き）

項目	内容
④産学官連携の推進	学会活動等を通じた人的ネットワークを一層強化し、共通の研究課題を持つ大学、農研機構、企業等の共同研究機関の開拓を図る。
⑤外部資金の活用推進	産学官連携の推進により、大学や農研機構等との連携をさらに強化し、外部資金獲得に努める。
⑥知的財産の創出と有効活用の推進	研究段階から価値ある知的財産の創出を意識し、成果の知的財産化を促進する。また、出願・登録した知的財産は、普及・行政と連携し、さらなる戦略的な活用を推進する。
⑦研究成果の公表	学術誌への投稿、マスコミへの情報提供、県民が参加するイベントを活用した広報活動等に引き続き取り組む。その際、一般県民、生産者、研究者など対象に応じた表現の工夫や媒体活用にさらに努める。

【平成30年3月改定】

(3) 新たな試験研究機能の充実

農林水産業を支える研究開発を推進するため、生産性向上技術の開発を目的とした環境制御温室の整備や施設の老朽化対策などにより、試験研究機能の強化を図る。

(3) 効率的な業務運営の推進

【平成30年3月改定】

(4) 効率的な業務運営の推進

試験研究とそれ以外の事業について整理を行い、研究員と行政職員等との役割分担や外部委託などを進めるなど、効率的な業務運営に努める。

(4) 職員数の見直し

【平成30年3月改定】

(5) 職員数の見直し

一般行政部門の定員削減の枠組みの中で、OB職員の活用や補助的業務の外部委託等により職員数の見直しに引き続き取り組む。

(参考) 職員数の状況 (単位：人)

区分	H19.4.1 ①	H28.4.1 ②	対H19増減 ②-①
研究員	112	93	△19
行政職・その他	178	134	△44
計	290	227	△63

3 中期の数値目標

(1) 業務に係る数値目標

区分	H30年度(目標)	H27年度(実績)
開発技術数 (H13以降の累計)	510件	463件
普及技術数 (H13以降の累計)	430件	396件

(2) 外部資金の積極的獲得

研究費総額の2割相当額の獲得を目標とする。

- ・産学官連携の推進により、大学や農研機構等との連携をさらに強化し、国等の競争的資金や受託収入の外部資金獲得に努める。

4 広域連携に向けたさらなる取組の推進

学会活動等を通じた研究員の人的ネットワーク構築を進め、共通の研究課題を持つ農研機構や他府県の公設試験研究機関、大学、民間企業等との共同研究を推進する。

[改革の基本方向]

- ① 第4期中期事業計画（平成26～30年度）に基づき、ものづくりの様々なステージにおける技術支援を強化するため、中小企業が抱える課題やニーズを的確に把握し、ワンストップ体制による技術相談体制の強化を図るなど成果志向を強めた技術支援を推進する。
- ② ものづくり産業の競争力の強化とオンリーワン企業の成長に寄与するため、高度なものづくり基盤技術を活かした高付加価値製品の開発、地域発のイノベーション創出、産地ブランドの確立をめざした研究開発を推進する。また、航空関連産業非破壊検査員を養成するトレーニングセンターを設置し、県内航空関連産業の競争力を強化する。
- ③ 中小企業の技術力の高度化や新たな分野での創造的な技術開発を効果的に推進するため、企業との共同研究や企業、大学とのプロジェクト研究など産学の連携を強化する。

1 中小企業のニーズに対応した成長志向型の技術支援の強化

(1) 技術支援の充実

技術相談により企業ニーズの積極的な把握につとめるとともに、機器利用、試作開発支援、共同研究・受託研究などを通じた技術支援を充実する。

項目	主な取り組み
技術相談支援機能	・ 総合相談窓口「ハローテクノ」を通じた技術相談 ・ 企業訪問等による企業ニーズの把握
技術高度化支援機能	・ 研究や試作開発などによる製品開発支援 ・ ものづくり基盤技術にかかる人材育成

(2) 業務の重点化

重点化分野	重点化の方向性	主な内容
ものづくり基盤技術の高度化	高強度化、軽量化、低コスト化等高付加価値製品の開発に向けた基盤技術の高度化	・ ゴムを素材とした3Dプリント技術の研究開発 ・ ポリマーMEMSによる新規デバイスの研究開発
成長分野における研究開発	環境・エネルギー分野など成長分野における新規性かつ優位性のある研究開発の推進	・ 高効率の燃料電池用電極材料の研究開発 ・ セルロースナノファイバとゴム材料の複合化による超軽量・高機能靴底の研究開発
地場産業の高度化	繊維や皮革等地場産業のブランド力強化をめざした研究開発の推進	・ 兵庫県産酵母を活用した日本酒の研究開発 ・ 炭素繊維複合糸による新製品の研究開発
高度人材の育成	県内航空関連産業の競争力強化等のための非破壊検査員の養成	・ 世界的な認証制度に準拠した航空関連産業非破壊検査員のトレーニングセンターの設置

(3) 異業種交流の推進と産学官連携ネットワークの活用

- ① 兵庫県工業技術振興協議会（14の業種別研究会で構成。会員数約470社）を通じて行ってきた、分野を超えた共同研究、異業種交流を一層推進する。
- ② 神戸大学、県立大学、京都工芸繊維大学、同志社大学、東北大学金属材料研究所との連携協定を活かした新たな連携プロジェクトに取り組むほか、神戸高専など新たな大学等との共同研究の実施など、産学官の連携を一層強化する。

2 研究・技術支援体制の継承と見直し

(1) 研究・技術支援体制の継承

業界のニーズに的確に応えられるよう、多くの分野で蓄積してきた技術を着実に継承するとともに、県立大学との連携を図りながら、新しい技術にも対応できる職員を育成していく。また、技術相談にきめ細かく対応できるよう、外部のアドバイザーの活用を図っていく。

(2) 職員数の見直し

定員の枠組みのなかで、業務の重点化や研究体制の弾力化などを進めることで、職員数の見直しに引き続き取り組む。

(参考) 職員数の状況 (単位：人)

区 分	H19. 4. 1 ①	H28. 4. 1 ②	対H19増減 ②-①
研 究 員	64(1)	49	△15
行政職・その他	13	10	△3
計	77(1)	59	△18

※ () は内数で任期付研究員

3 中期の数値目標

(1) 業務に係る数値目標

区 分	H29～H30 年度 (目標)	H26～H27 年度 (実績平均)
技術相談件数 (年間)	8,500 件	8,552 件
技術移転件数 (年間)	800 件	792 件
利用企業数 (年間)	1,800 社	1,784 社
5回以上利用企業数 (年間)	600 社	606 社

※県内事業所(製造業)の約2割弱の企業が利用

(2) 外部資金獲得に係る数値目標

国の競争的資金、企業との共同・受託研究のほか、テクノトライアル事業、試験分析や機器利用に関わる外部からの収入目標を過去5年間平均の100百万円とする。

4 試験研究機関間における広域連携の推進

(1) 関西広域連合、国、近隣府県等との広域的な連携

(国研)産業技術総合研究所関西センターが運営する「近畿地域産業技術連携推進会議」により、研究成果発表会、展示会、研究者向け研修会を開催するなど、情報共有や共同研究に向けたさらなる取り組みを推進する。

(2) 支援機関のネットワーク構築

産官金ネットワーク構築による公設試験研究機関の橋渡し機能の強化のほか、中小企業の技術的課題を解決するための技術支援機関のネットワークを構築する。

【平成30年3月改定】

(3) 金属新素材研究センターの設置

産学官の連携のもと、高付加価値化を実現する金属素材製造・加工技術を開発し、中小企業への技術移転を通じ次世代産業の生産拡大を図るための金属新素材研究センターを整備する。

[整備スケジュール] 平成30年度 改修工事、機器整備

[設置場所] 兵庫県立大学姫路工学キャンパス内

[改革の基本方向]

- ① 中期事業計画（平成 29～31 年）に基づき、県民のくらしの安全・安心に関わる感染症や消費者問題などの諸課題に対し、専門性と総合力を発揮して、調査・研究、苦情原因究明、情報の分析・提供などに取り組む。
- ② 健康科学研究センターの移転を円滑に進めるとともに、生活科学総合センターについては、消費者被害の防止・救済や“消費者教育”が総合的に推進できる体制を構築する。

1 県民の安全・安心確保のための試験研究の推進

(1) 業務の重点化

① 健康科学研究センター

重点化分野	重点化の方向性	主な内容
健康危機事案の調査・研究	健康危機発生時の対応能力の向上を図るため、新興・再興感染症、食品・医薬品等による健康被害の迅速検査法などの研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ等のウイルス疾患の迅速検査などに関する研究 ・薬剤耐性菌の実態等に関する調査研究 ・食品・水道水中の農薬類及び危険ドラッグ等の迅速分析法開発などに関する研究

② 生活科学総合センター

重点化分野	重点化の方向性	主な内容
消費生活相談の市町支援	市町の消費生活相談窓口を充実・強化するための支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市町職員、相談員等を対象とした専門研修による人材育成 ・専門的知識を要する事案への対応、相談情報の交換
苦情相談に基づく商品テスト	県民のくらしの安全・安心を確保するための商品テストの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者からの苦情相談に基づく安全性の検証や商品の特性比較等を行う商品テスト ・テスト結果の情報提供等による成果普及

(2) 両センターの連携による業務運営の効率化

- ① 健康科学研究センターの高度な試験分析力を活用し、生活科学総合センターの実施する商品テストの更なる高度化など、試験検査の体制を強化する。
- ② 移転後は両センターが遠隔になることで事務に支障が生じないように、総務事務の柔軟な運用を図り、事務の効率化を推進する
- ③ 生活科学総合センターの相談機能を活用し、県民の関心の高いテーマに関する調査・研究を推進する。
- ④ 生活科学総合センターの情報発信力を活用し、健康科学研究センターの研究成果の普及促進を図る。

2 研究体制の整備推進と今後のあり方

(1) 健康科学研究センターの建替

健康科学研究センターの老朽化に伴い、建替整備を実施する。また、移転建替えにより、研究環境を充実するとともに、健康危機事案に対して高度な試験分析機能の維持向上を図る。

[整備スケジュール]

- ・平成 28～29 年度：実施設計、土地造成工事、建築工事
- ・平成 30 年度：供用開始

(2) 生活科学総合センターのあり方

市町との役割分担のもと、県が担う消費者被害の防止・救済機能を発揮し、産官学民が一体となった“消費者教育”が総合的に推進できる体制を構築する。

3 効率的・効果的な運営体制・運営手法の徹底

(1) 外部人材の活用による研究体制の活性化

研究アドバイザーの積極的な活用により、研究所が有しない最新の知見の入手や技術指導を得て、研究員の活性化を図ると共に、研究の高度化、効率化を推進する。

(2) 職員数の見直し

一般行政部門の定員削減の枠組みの中で、更なる業務の重点化や運営体制の見直しとともに、新興・再興感染症や食品添加物等県民の安全、安心をおびやかす新たな行政課題に迅速、適切に対応するため、引き続き職員数の適正配置に取り組む。

(参考) 職員数の状況

(単位：人)

区 分		H19. 4. 1 ①	H28. 4. 1 ②	対H19増減 ②-①
健康科学研究センター	研究員	23	15	△8
	行政職・その他	14	10	△4
	小 計	37	25	△12
生活科学総合センター	研究員	0	0	0
	行政職・その他	21	14	△7
	小 計	21	14	△7
合 計	研究員	23	15	△8
	行政職・その他	35	24	△11
	計	58	39	△19

4 中期の数値目標

(1) 業務に係る数値目標

① 健康科学研究センター

区 分	H29～H30 年度 (目標)	H26～H27 年度 (実績平均)
残留農薬等の新規検査可能項目数(年間)	30 件	30 件
感染症等の迅速検査手法新規導入数(年間)	5 件	5 件

② 生活科学総合センター

区 分	H29～H30 年度 (目標)	H26～H27 年度 (実績平均)
技術相談件数(年間)	400 件	397 件
苦情原因究明テスト件数(年間)	35 件	36 件

(2) 外部資金獲得に係る数値目標

① 健康科学研究センター

研究費総額の2割相当額以上の獲得を目標とする。

- ・大学や他の試験研究機関との共同研究を推進する。

5 関西に所在する独立行政法人、大学、府県等試験研究機関との広域連携の一層の推進

感染症の発生等、健康危機は、県の枠を超えた対応が求められることから、近畿2府4県による地方衛生研究所全国協議会近畿支部の活動、地方衛生研究所間における研究成果の共有、情報交流や県立大学等と合同研究会の開催や共同研究の実施など連携を強化する。

(3) 行政施策

エ. 試験研究機関

③ 県立健康科学研究所

[改革の基本方向]

- ① 中期事業計画（2017(H29)～2019(H31)年度）に基づき、県民のくらしの安全・安心に関わる感染症、食品・医薬品等の健康危機に対応するため、調査・研究などに取り組む。
- ② 健康科学研究センターの移転を円滑に進めるとともに、生活科学総合センターについては、消費者被害の防止・救済や“消費者教育”が総合的に推進できる体制を構築する。

1 組織体制の見直し

県立消費生活総合センターを設置することに伴い、試験研究機関としての生活科学総合センターは廃止することから、県立健康生活科学研究所を県立健康科学研究所に改める。

2 県民の安全・安心確保のための試験研究の推進

(1) 業務の重点化

重点化分野	重点化の方向性	主な内容
健康危機事案の調査・研究	健康危機発生時の対応能力の向上を図るため、新興・再興感染症、食品・医薬品等による健康被害の迅速検査法などの研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> インフルエンザ等のウイルス疾患の迅速検査などに関する研究 薬剤耐性菌の実態等に関する調査研究 食品・水道水中の農薬類及び危険ドラッグ等の迅速分析法開発などに関する研究

(2) 消費生活総合センターとの連携

- ① 消費生活総合センターからの依頼を受けて、健康科学研究所の高度な試験分析力を活用し、食品等の苦情原因の究明を連携して実施する。
- ② 消費生活総合センターの相談機能を活用し、県民の関心の高いテーマに関する調査・研究を推進する。
- ③ 消費生活総合センターの情報発信力を活用し、健康科学研究所の研究成果の普及促進を図る。

3 研究体制の整備推進

健康科学研究所の老朽化に伴い、建替整備を実施する。また、移転建替えにより、研究環境を充実するとともに、健康危機事案に対して高度な試験分析機能の維持向上を図る。

[整備スケジュール]

- 平成 28～29 年度：実施設計、土地造成工事、建築工事
- 平成 30 年度：供用開始

4 効率的・効果的な運営体制・運営手法の徹底

(1) 外部人材の活用による研究体制の活性化

研究アドバイザーの積極的な活用により、研究所が有しない最新の知見の入手や技術指導を得て、研究員の活性化を図ると共に、研究の高度化、効率化を推進する。

(2) 職員数の見直し

一般行政部門の定員削減の枠組みの中で、更なる業務の重点化や運営体制の見直しとともに、新興・再興感染症や食品添加物等県民の安全、安心をおびやかす新たな行政課題に迅速、適切に対応するため、引き続き職員数の適正配置に取り組む。

(参考) 職員数の状況

(単位：人)

区 分	H19. 4. 1 ①	H28. 4. 1 ②	対 H19 増減 ②－①
研 究 員	23	15	△8
行政職・その他	14	10	△4
計	37	25	△12

5 中期の数値目標**(1) 業務に係る数値目標**

区 分	H29～H30 年度 (目標)	H26～H27 年度 (実績平均)
残留農薬等の新規検査可能項目数(年間)	30 件	30 件
感染症等の迅速検査手法新規導入数(年間)	5 件	5 件

(2) 外部資金獲得に係る数値目標

研究費総額の2割相当額以上の獲得を目標とする。

- ・大学や他の試験研究機関との共同研究を推進する。

6 関西に所在する独立行政法人、大学、府県等試験研究機関との広域連携の一層の推進

感染症の発生等、健康危機は、県の枠を超えた対応が求められることから、近畿2府4県による地方衛生研究所全国協議会近畿支部の活動、地方衛生研究所間における研究成果の共有、情報交流や県立大学等と合同研究会の開催や共同研究の実施など連携を強化する。

[改革の基本方向]

- ① 中期事業計画（2017(H29)～2019(H31)年度）に基づき、最先端技術を活用した医療・介護用リハビリロボット及び福祉機器の研究、障害者や高齢者の生活環境の改善に向けた研究等を強化する。
- ② 企業等と連携した研究成果物の製品化や福祉機器の展示等を推進する。

1 業務の重点化

重点化分野	重点化の方向性	主な内容
障害者・高齢者の自立支援・社会参加促進のための研究開発	最先端の医療・介護用リハビリロボット等の拠点化を図り、ロボットリハビリテーションの普及に向けた研究・実践を推進	介護ロボット開発支援評価室の活用やリハビリ専門職の配置等、研究開発体制を強化し、最先端の医療・介護用リハビリロボット等の拠点化 専門分野を活かせるチームを組み研究に取り組む、「研究ミッション制」を活用し、柔軟かつ機動的な研究を行い、地域福祉に貢献し市場流通する製品の商品化
	福祉用具等の改良開発に向けた企業等とのタイアップの推進	介護ロボット開発支援評価室や福祉用具展示ホールを活用し、企業等と連携した研究成果物の製品化や福祉機器の展示
	小児筋電義手バンクによる小児筋電義手貸与事業の充実	ふるさと寄附金を活用した小児筋電義手貸与の促進及び連携病院の人材育成、訓練等を支援
	「手術シミュレーション用骨盤モデル制作プロジェクト」の推進	在宅ワークに率先的に取り組む社会福祉法人と連携し、「手術シミュレーション用骨盤モデル」を製造・販売
	国際義肢装具協会（ISPO）世界大会 2019 開催に向けた取り組みの推進	ISPO世界大会の開催を支援するため、県・市・関係機関と連携し、大会のPRや関連事業を実施

2 効率的・効果的な運営体制・運営手法の徹底

(1) 研究部門と研修・展示部門との連携強化

- ① 研究所の研究成果を介護技術等の研修の内容に反映させ、現場の課題解決に活用する。
- ② 福祉用具や住宅改修の相談等において、研究部門と展示部門が連携して対応する。

(2) 外部人材の活用による研究体制の活性化

任期付研究員制度を活用するとともに、大学や企業等との交流を推進する。

(3) 職員数の見直し

公社の職員数の削減枠組みの中で、業務の重点化や運営体制の見直しにより、職員数の見直しに引き続き取り組む。

(参考) 職員数の状況 (単位：人)

区 分	H19. 4. 1 ①	H28. 4. 1 ②	対 H19 増減 ②－①
研 究 員	8(2)	8(4)	0(2)
行政職・その他	17	10	△7
計	25(2)	18(4)	△7(2)

※ () は内数で任期付研究員。

※研究内容にあった任期付研究員を採用することで研究体制を強化

3 中期の数値目標

(1) 業務に係る数値目標

区 分	H30 年度 (目標)	H27 年度 (実績)
製品化件数 (H20 以降の累計)	15 件	12 件
共同研究件数 (H20 以降の累計)	65 件	46 件

(2) 外部資金獲得に係る数値目標

研究費総額の 5 割相当額以上の獲得を目標とする。

- ・ 大学や他の試験研究機関との共同研究による科研費等の競争的資金の獲得を推進
- ・ 研究所の有する知見・技術を必要とする企業のニーズを発掘し、共同研究を積極的に推進

4 大学や民間企業等との連携の一層の推進

研究所が取り組む研究開発等において、大学や民間企業等と研究テーマに応じた連携を推進する。

(3) 行政施策	オ. 教育(教育委員会所管)	①県立高等学校
----------	----------------	---------

[改革の基本方向]
 ① 県立高等学校教育改革第二次実施計画の内容を踏まえ、社会の変化等に対応した教育内容の改善・充実を図り、学びたいことが学べる、魅力あるひょうごの高校づくりを推進する。

1 ころ豊かで自立した人づくり

(1) 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成

- ① 習熟度別・少人数授業、T T (ティーム・ティーチング) 授業などに加えて、アクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法の改善により、確かな学力を育成する。
- ② 高校生ふるさと貢献活動での生徒自身による企画立案や、インターンシップによる就業体験の促進など、体験活動をより充実させ、豊かな人間性と社会性を育成する。
- ③ 心身の健康増進活動や、日常的なスポーツ活動の実践を通じた体力づくりを推進する。

(2) キャリア教育の推進

- ① 就職希望者のインターンシップ 100%実施を目指した取組を推進するなど、社会的自立に必要な能力を育成するため、教育活動全体を通じた組織的・系統的なキャリア教育を推進する。
- ② 大学や知事部局、近隣企業や研究所等と連携を図り、専門家や経験豊富なOB等を講演会や技術指導等に積極的に活用する。

2 魅力ある学校づくりの推進

(1) 教育内容の充実

- ① 学習到達目標 (CAN-DO リスト) を活用した英語授業改善に取り組み、4 技能 (聞く、話す、読む、書く) を積極的に使える英語力を育成するとともに、チャレンジ精神の育成、異文化理解の促進を図るため、海外留学の支援や国際交流事業を推進する。
- ② 災害から命を守る主体的な行動力を育成するとともに、助け合いやボランティア精神を育むため、各教科や体験活動等を通じた防災教育を推進する。
- ③ インクルーシブ教育システムの視点も踏まえた、特別支援学校と高等学校との交流及び共同学習の推進など、共に学ぶことができる教育活動を推進する。

(2) 教育方法の工夫

ICT を活用したアクティブ・ラーニングの推進や、生徒が互いに教え合う協働型授業、生徒と教員の間あるいは生徒同士の積極的なコミュニケーションが存在する双方向型授業の導入など、ICT の効果的な活用について検証を進める。

(3) 教育システム等の改善・充実

- ① **総合学科、全日制普通科単位制**
 - ア 生徒の多様な興味・関心、進路希望等に対応した多くの選択科目を開設し、生徒の主体的な学習を通して、学ぶことの楽しさや達成感を味わわせる教育内容を充実する。
 - イ 卒業後の進路先や、在学中に取得できる資格等のガイダンスを充実する。

② 全日制普通科学年制（類型・コース）、専門学科

ア 類型→コース→専門学科という段階的・発展的な特色化を推進するとともに、専門性の高い類型については、専門学科への改編に取り組む。

イ 職業学科については、武庫荘総合高校に福祉に関する学科を設置し（平成 30 年 4 月予定）福祉分野の教育を充実させ、生徒の多様な学びや進路希望に応えられるよう教育内容の充実を図る。

③ 中高一貫教育校

ア 少子化や過疎化に対応するため、6年間の計画的・継続的な教育指導や、幅広い年齢層の生徒の交流など、中高一貫教育の良さを発揮できるような魅力づくりを推進する。

イ 連携型中高一貫教育校に再編された学校は、地域の活性化をめざして、将来の地域の産業をはじめ、地域の担い手を育成するカリキュラムづくりを推進する。

④ 定時制、通信制高等学校

不登校経験のある生徒、全日制を中途退学した生徒、発達障害のある生徒など、多様な生徒に対応するため、クラス編製の柔軟な対応や福祉分野などの関係機関との連携等、卒業後の就労を見据えた教育の充実に取り組む。

⑤ 魅力ある学校づくりの支援

学びたいことが学べる高校づくりをさらに推進するため、各校の魅力・特色づくりを支援する「県立高等学校特色づくり推進事業～インスパイア・ハイスクール～」を推進する。

3 入学者選抜制度・方法の改善

平成 27 年度入学者選抜から実施した通学区の再編及び選抜制度の改善について、生徒の動向及び新入生・保護者等を対象としたアンケート調査（平成 27～29 年度）の結果をもとに検証を実施する。

4 県立高等学校の望ましい規模と配置

(1) 各学区における学科等の適正な配置について引き続き取り組む。

(2) 生徒の減少に伴い、職業学科については、複数の学科の内容を学べる新たな学科に再編するなど、教育内容の充実を図るとともに、定員の適正規模への見直しを図る。

(3) 地域の人口減に伴う学級数の取扱いは、高校の配置状況など地域の実情等を考慮する。

(4) すべての学年が 1 学級となった学校は、地域と連携してその活性化方策を研究するとともに、著しく少人数とならない限り、連携型中高一貫教育などの特色ある学校として、原則、存続させる。

[改革の基本方向]

- ① 兵庫県特別支援教育第二次推進計画に基づき、特別支援学校のみならず、すべての学校における一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進する。

1 一人一人の多様な教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実

(1) 校園内支援体制の充実、多様な学びの場における指導の充実

- ① 一人一人の多様な教育的ニーズに対応するため、個別の指導計画等の作成・活用を促進するなど、すべての校園内における校園内支援体制の強化を図る。
- ② 多様な学びの場（幼・小・中・高・特）における指導の充実を図るため、特別支援教育の視点を取り入れた授業改善を促進し、児童生徒の多様性を踏まえた学級づくり、学校づくりを推進するとともに、教員の人事交流を促進する。
- ③ 企業関係者と連携開発した就業に必要な基礎的なスキルに係る認定資格（兵庫モデル案、平成 29 年度本格実施）をもとに、平成 30 年度には、特別支援学校卒業生の一般就労率が全国平均以上となるよう取組を推進する。

(2) 特別支援学校のセンター的機能の活用等による学校間連携の推進

- ① 外部の専門家を効果的に活用し、的確な指導助言を得て専門性を高めることにより、特別支援学校のセンター的機能の充実を図る。
- ② 地域内の教育資源（幼・小・中・高等）を活用した学校間連携を推進する。

(3) 交流及び共同学習のさらなる充実

豊かな人間性や多様性を尊重する心を育むため、特別支援学校と高等学校との交流及び共同学習について、実施校の拡充や内容の充実を図るとともに、実践成果を踏まえ、高等学校への特別支援学校分教室の設置を推進する。

2 すべての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上

- (1) 合理的配慮の提供に係る実践的な研修を通じ、高等学校、特別支援学校、市町教育委員会等の中核となる教員の育成を推進する。
- (2) 知的障害特別支援学校に肢体不自由部門を設置した学校（知肢併置校）の教員を対象に、有識者による講義や肢体不自由部門の学校での実地研修等により、肢体不自由教育に関する専門性の向上を推進する。

3 早期から支えつなぐ相談・支援体制づくり

(1) 就学前から卒業後までを見通した一貫した相談・支援体制の構築

- ① 各教育事務所に特別支援教育推進員を配置し、就学に関する教育相談や指導助言等を行い、市町における就学指導を支援する。
- ② ライフステージに応じた適切な指導や支援ができるよう、学校と医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との連携を強化する。
- ③ 早期から成人に至るまで一貫した指導や支援ができるよう、必要な情報を共有するため、サポートファイル等の作成・活用を図る。

(2) 進路にかかる継続的な支援の推進

- ① 生徒の希望や特性に応じた進路選択にあたり、継続した一貫性のある指導・支援を行うため、個別の教育支援計画等による引継ぎを推進する。
- ② 市教委と連携し、小学校→中学校→高等学校と支援の主体が替わる移行期に、円滑かつ適切に進学先等へ支援を引き継ぐための手法等に関する調査研究を行い、その成果を県全体のシステムとして構築する。

4 教育環境の整備

知的障害部門において若干の増加傾向が見られる阪神・神戸東部地域（東灘区の一部）で、分教室の設置を検討するなど、地域の実情に応じた特別支援学校の教育環境の整備を推進する。

(参考) 県立特別支援学校児童生徒数の状況

区 分	H27	H28	増減
視 覚	52	53	+ 1(+1.9%)
聴 覚	257	243	△14(△5.4%)
肢体・病弱	146	159	+13(+8.9%)
知 的	3,415	3,416	+ 1(±0.0%)
うち阪神・神戸東部	965	1,022	+57(+5.9%)
計	3,870	3,871	+ 1(±0.0%)

[改革の基本方向]

- ① 第2期ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）に基づき、兵庫型「体験教育」の推進、確かな学力の育成など、子どもたちの自立して未来に挑戦する態度の育成や「生きる力」を育む教育など、特色ある教育を推進する。

1 社会的自立に向けたキャリア形成の支援

- (1) 社会における自己の役割、将来の生き方・働き方を主体的に考え、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育成するため、発達段階に応じた体系的なキャリア教育を推進する。
- (2) 「ひょうご匠の技」探求事業など、個々の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる専門的な職業教育を推進する。
- (3) 地域の技術者や芸術文化の専門家等による実演・講演や地域企業の仕事内容等について学ぶことにより、地域産業・芸術等の素晴らしさを知るとともに、ものづくりへの興味関心を高めるなどキャリア形成の支援を図る。

2 兵庫型「体験教育」の推進

- (1) 小学校の「環境体験」や、「自然学校」、中学校の「トライやる・ウィーク」など発達段階に応じた多様な体験活動を通して、命の大切さや生きる喜びを実感させ、社会性、自尊感情を育む効果的な教育活動を推進する。
- (2) 高等学校3年間で全ての生徒が参加する「高校生ふるさと貢献活動」など、ふるさと意識の醸成を図るとともに、地域の伝統行事・文化、歴史資源の継承等に、生徒が主体的に活動し、参画する教育活動を充実する。

3 グローバル化に対応した教育の推進

(1) 国際化に対応した教育の推進

- ① 研修の充実による教員の指導力向上や、英語が話せる地域人材を ALT と共働で活用することで、小学校での教科化への対応を推進するとともに、中学校での英語教育の充実を図る。
- ② 語学学習中心の国際交流に加え、専門学科等における最先端の知識・技能を習得できる海外研修等を推進する。
- ③ ALT をホームルームや部活動、学校行事、補充学習（英検指導など）にもより積極的に活用し、高校生の英語力向上を推進するとともに、イングリッシュキャンプや海外留学支援などにより国際理解教育を推進し、国際的に活躍できるグローバル人材を育成する。
- また、ALT の多くが希望する地域活動への参加を促進するため、教育委員会と知事部局が連携して、地域における国際交流活動の一助となるよう、ALT の活用希望のある NPO・市町と ALT をコーディネートする仕組みを構築する。
- ④ 世界史の中で日本の歴史と関連づけて学ぶことのできる副読本「世界と日本」を世界史の授業等で活用する。

(2) 伝統・文化等に関する教育の推進

- ① 地域・郷土への愛着・誇りなどふるさと意識を醸成するとともに、ふるさとの発展に主体的に参画する行動力を育むため、発達段階に応じた兵庫型「体験教育」を推進する。
- ② 教科の枠を超えて横断的に伝統文化を学ぶカリキュラムをモデル的に実施する学校を指定し、事例発表によりその成果の全県への普及を図る。

4 兵庫型教科担任制の推進

兵庫型教科担任制の教育効果を生かした運用上の工夫改善を図るとともに、小中一貫カリキュラムの作成など円滑な接続に向けた取組を図る市町教育委員会及び学校を支援する。

5 道徳教育の充実

- (1) 学校だけでなく、家庭・地域でも兵庫版道徳教育副読本の活用を進めるため、社会教育施設での貸出、家庭・地域に対する授業公開等、家庭・地域と連携した道徳教育を推進する。
- (2) 小・中・特別支援学校等の道徳教育推進教師等を対象とした研修会を実施し、指導力の向上を図るなど、生き方の追求につながる「道徳の時間」の授業づくりを推進する。

6 体育・スポーツ活動の推進

- (1) 専門的な指導力を有する体力アップサポーターを小学校のニーズに応じて派遣し、体育授業の支援を行うなど、児童の運動への興味や関心を高め、運動習慣の定着を図る。
- (2) 体育授業や運動部活動等の充実のため、「学校体育実技指導者講習会」などを実施し、教員の指導力の向上を図る。
- (3) 専門的な技術指導を受けられない生徒のために、外部指導者を派遣し、運動部活動の活性化を図るとともに、専門的な技術指導ができない顧問に対し、指導力向上を図る。
- (4) 健康志向や仲間と一緒に活動そのものを楽しむことを重視する等、新しい運動部活動のあり方を構築するモデル事業を実施する。

7 いじめ・問題行動等への対応

- (1) 兵庫県いじめ対策審議会の意見を踏まえ、兵庫県いじめ防止基本方針及び「いじめ対応マニュアル」を改訂し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を強化する。
- (2) 兵庫県いじめ対応ネットワーク会議（教育、福祉、警察、人権関係機関で構成）により、的確な情報共有を図るとともに、関係機関・教育委員会による学校支援体制を充実する。
- (3) いじめ防止啓発チラシの全保護者への配布など、学校と家庭が連携した取組を推進する。

8 安全・安心な学習環境の整備

- (1) 地震等の災害発生時における児童生徒の安全確保のため、平成 30 年度末耐震化率 100%の目標達成に向け、引き続き県立学校施設の耐震化を推進する。
- (2) 「県立学校施設管理実施計画(2017(H29)～2021)」(平成 28 年度策定)に基づき、施設の長寿命化改修及びトイレ等の環境改善対策を計画的に推進する。

9 就学支援の充実

高等学校奨学資金の貸与金について、経済的な理由により返還が著しく困難な者の負担を軽減するため、一定収入以下の者に対する返還猶予を実施する。

10 学校・家庭・地域の連携推進

地域学校協働本部の全県展開を図り、地域と学校が連携・協働して、地域全体で子どもたちの成長を支えていく活動を積極的に推進する。

11 政令市との連携推進

県費負担教職員制度の見直しにより学級編制基準や教職員定数の決定など義務教育についてのすべての権限が政令市へ移譲されることとなるが、引き続き連携して兵庫の特色ある教育を推進する。

(3) 行政施策

力. 公舎・待機宿舎

[改革の基本方向]

- ① 公舎については、入居率や業務上の必要性等を踏まえ、必要戸数について引き続き検証する。また、入居資格の弾力的運用や公舎間の相互利用を推進する。
- ② 待機宿舎については、老朽化の状況等を踏まえ、必要戸数等を検証する。
- ③ 存置する公舎等については、適正な維持管理に向けて、耐震改修、外壁補修等計画的な修繕を実施する。

1 知事部局

(1) 職員公舎

- ① 業務上の必要性や民間住宅の確保が困難などの地域性等を踏まえ、必要な公舎を存置する。職員数に対する必要戸数の割合から、目標とする管理戸数を400戸とする。年間平均入居率50%未満または法定耐用年数である築後47年を超える公舎から見直しを行い、当面10年間で560戸とする。
- ② 公舎間の相互利用を図るとともに、幹部用公舎と一体的に管理する。

(参考)

区 分	2007(H19)	2015(H27)	2018(H30) (見込)	2025 (見込)
管理戸数(戸)	1,396	984	700	560
入居戸数(戸)	868	494	470	450
入居率(%)	62.2	50.2 (72.2)	67.1 (80.0)	80.4 (86.6)

<職員数に対する必要戸数の割合>

地 域	必要戸数の割合
但馬	25%
丹波	15%
淡路	15%
神戸・阪神・播磨	5%

※ () は入居抑制を行っている公舎を除いた入居率

(2) 幹部用公舎

- ① 入居率や業務上の必要性等を勘案し、必要な公舎を存置する。
- ② 公舎間の相互利用を図るとともに、職員公舎と一体的に管理する。

(参考)

区 分	H19	H27	H30(見込)
管理戸数(戸)	130	115	111
うち県所有分	99	95	91
入居戸数(戸)	103	93	100
入居率(%)	79.2	80.9	90.1

※借上公舎を含む

(3) 事業用公舎

入居率の状況等を勘案し、公舎間の相互利用を図りながら必要な公舎を存置する。

(参考)

区 分	H19	H27	H30(見込)	
健康福祉部	管理戸数(戸)	15	15	14
	入居戸数(戸)	11	6	8
	入居率(%)	73.3	40.0	57.1
農政環境部	管理戸数(戸)	48	38	21
	入居戸数(戸)	29	15	15
	入居率(%)	60.4	39.5	71.4
県土整備部	管理戸数(戸)	49	15	9
	入居戸数(戸)	22	8	6
	入居率(%)	44.9	53.3	66.7
計	管理戸数(戸)	112	68	44
	入居戸数(戸)	62	29	29
	入居率(%)	55.4	42.6	65.9

(4) 災害待機宿舎

災害発生初期における災害応急対策に必要な待機宿舎を存置する。

(参考)

区 分	H19	H27	H30(見込)
管理戸数 (戸)	77	77	77
入居戸数 (戸)	71	68	70
入 居 率 (%)	92.2	88.3	90.9

2 病院局・企業庁事業用公舎

入居率の状況等を勘案し、借上公舎を含めて必要な戸数を設置する。

なお、企業庁事業用公舎については、公舎間の相互利用を図る。

(参考)

区 分		H19	H27	H30(見込)
病院局	管理戸数 (戸)	759	842	950
	うち県所有分	356	102	28
	入居戸数 (戸)	421	667	880
	入 居 率 (%)	55.5	79.2	92.6
企業庁	管理戸数 (戸)	24	12	11
	入居戸数 (戸)	16	10	8
	入 居 率 (%)	66.7	83.3	72.7

※借上公舎を含む

3 教育委員会事務局

(1) 教職員公舎

業務上の必要性や民間住宅の確保が困難などの地域性等を踏まえ、必要な公舎として 390 戸を存置する。

法定耐用年数である築後 47 年を超える公舎から見直しを行い、当面 10 年間で 440 戸とする。

(参考)

区 分	2007 (H19)	2015 (H27)	2018 (H30) (見込)	2025 (見込)
管理戸数 (戸)	1,000	596	470	440
入居戸数 (戸)	743	465	390	370
入 居 率 (%)	74.3	78.0 (82.6)	83.0 (83.2)	84.1 (84.9)

※ () は入居抑制を行っている公舎を除いた入居率

(2) 事業用公舎

入居率の状況等を勘案し、必要な公舎を存置する。

(参考)

区 分	H19	H27	H30(見込)
管理戸数 (戸)	64	23	17
入居戸数 (戸)	48	17	17
入 居 率 (%)	75.0	73.9	100.0

4 警察待機宿舎

大規模災害等発生時の初動措置に必要な待機宿舎を存置する。

(参考)

区 分	2007 (H19)	2015 (H27)	2018 (H30) (見込)	2025 (見込)
管理戸数 (戸)	1,592	1,166	1,017	1,013
入居戸数 (戸)	1,046	801	834	995
入 居 率 (%)	65.7	68.7 (87.5)	82.0 (91.9)	98.2

※ () は老朽化のため入居不可の戸数を除いた入居率

[改革の基本方向]

- ① 「ひょうご県営住宅整備・管理計画」(2016(H28)年5月改定)に基づき、2025年度末の管理戸数48,000戸程度に向け、計画的な建替え又は集約・廃止や計画的な修繕による建物の長寿命化など既存の住宅ストックの有効活用を図る。
- ② 計画的に整備・管理ができるよう家賃収納対策など収入確保を図るとともに、民間活力を導入するなど経営の効率化に取り組む。
- ③ サービス付き高齢者向け住宅の供給などモデル事業や移住・定住の促進など地域創生に向けた取組を推進するなど新たな展開を推進する。
- ④ UR借上県営住宅の円滑な返還を進める。

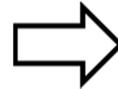
1 県営住宅の管理戸数の適正化

「ひょうご県営住宅整備・管理計画」(2016(H28)年5月改定)に基づき、2025年度末の管理戸数48,000戸程度に向け、計画的な建替事業や集約などに取り組む。

[管理戸数の推移]

(単位：戸)

年度	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2025
実績	52,685	52,684	52,151	



※各年度とも年度末時点の数字(H28は年度末見込)

2 県営住宅ストックの整備・有効活用

県民の住生活の向上・安定や地域のまちづくりを推進するため、団地別・住棟別の活用手法により、長期的な県営住宅の有効活用を図る。

[活用手法の考え方]

活用手法		内容
	建替	老朽度合、耐震性、費用工法とともに住宅需要の有無等を勘案して実施する。
改修	高層住宅耐震等改修	耐震性に課題のある高層住宅の中で、長期活用を図る住宅について実施する。
	中層住宅バリアフリー等改修	バリアフリー化が未対応となっている中層住宅の中で、長期活用を図る住宅について実施する。
集約	団地単位	昭和55年以前に竣工した団地等の中で、長期活用が見込まれない団地(非効率な団地、低需要の団地等)については、団地単位で用途廃止する。
	住棟単位	耐震性等に課題がある住棟と現状のまま活用できる住棟が混在している団地等については、団地内で集約を行い、課題のある住棟は用途廃止する。
現状活用		計画修繕等を実施し、現在の住棟を引き続き活用する。

(1) 計画的な建替事業の推進

入居者の移転が効率的かつ円滑に進むように、非現地建替えなど、多様な整備手法等により、計画的に建替事業を実施する。

[改革期間中の建替事業量]

(単位：百万円)

年度		H20～24	H25～29	H30
建替戸数	単年度	300 戸	400 戸	500 戸
	期間計	1,500 戸	2,000 戸	500 戸
		4,000 戸		
事業費	単年度	4,350	5,600	7,000
	期間計	21,750	28,000	7,000
		56,750		

(2) 耐震化の推進

2025 年度に耐震化率 97%を目標として、耐震上課題のある高層住宅について、耐震改修工事を推進する。

[耐震化率の推移]

	2009 (H21)	2015 (H27)	2025
目標	—	90%	97%
実績	81%	89%	—

(3) バリアフリー化の推進

2025 年度にバリアフリー化率 75%を目標に、長期活用する中層住宅について、住戸及び共用部分への手すりやエレベーター設置等を実施する。

[バリアフリー化率の推移]

	2009 (H21)	2015 (H27)	2025
目標	—	60%	75%
実績	52%	59%	—

(4) 集約の推進

市町との連携の強化、新たな支援制度の導入に取り組むとともに、明渡請求における国の措置状況も参考とするなど集約事業の円滑な推進に向け取り組む。

(5) 計画的な修繕の実施

限られた予算の中で県営住宅の効率的な整備を進めるため、予防保全的で計画的な修繕の実施により、建物の長寿命化や建替時期の平準化を推進する。

3 経営の効率化

(1) 使用料収入の確保

収納率目標について、過去最高の収納率 (98.9%) を上回る 99.0%へ引き上げ、家賃収納対策の取り組みを強化する。

[対策]

- ・指定管理者に対し、目標家賃収納率の達成度合いに応じて指定管理料を増減するインセンティブ制度を全县に拡大
- ・生活保護受給者の委任状無しで家賃の代理納付が実施できるよう市町との協定締結を促進

(2) 民間活力による効率的な管理の推進

現行の地区に加え、平成30年度から阪神南地区において、公募による指定管理を実施する。

(参考) 公募による指定管理の状況

区 分	H18年度～	H21年度～	H24年度～
対象地区	明舞地区	神戸市西区・明舞地区、阪神北地区、中播磨地区	東播磨地区
団地数	17団地 ^{※1}	153団地 ^{※2}	58団地 ^{※3}
戸数	3,205戸 ^{※1}	19,455戸 ^{※2}	9,992戸 ^{※3}

(※1:H18.4.1現在、※2:H21.4.1現在、※3:H24.4.1現在)

(3) 資産の有効活用

集約により発生した余剰地について、民間事業者との共同事業などに取り組む。

4 新たな展開

(1) 高齢者に対する良質な住宅の提供

県営住宅の空き住戸を活用して、サービス付高齢者向け住宅の供給などモデル事業を検討する。

(2) 地域創生に向けた県営住宅の活用

入居資格（県内在住・在職要件）を緩和し、親、子、孫の三世代の支え合いによる近居・隣居の促進や、県外からの若年層の移住促進を図るとともに、定住促進に向けた「お試し居住」（1～2年）等を実施する。

5 UR借上県営住宅の返還

入居者が期間満了時まで円滑に住み替えできるよう、県営住宅への特定入居募集や住み替え支援金の支給等の住み替え支援策を実施する。

なお、高齢や障害など住み替えに配慮を要する世帯や、義務教育期間中世帯など特別な事情がある世帯については、第三者機関である判定委員会において、入居者の実情も十分に勘案するなど総合的に判定した上で、継続入居を認める。

(参考) 借上契約満了戸数の推移

(単位：戸)

区分	年度	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
前年度末借上戸数	A	1,600	1,473	1,077	564	6
当該年度返還戸数	B	127	396	513	558	6
当該年度末借上戸数(A-B)		1,473	1,077	564	6	0

※継続入居認定済戸数 169戸 (2016(H28)年12月末時点)

[改革の基本方向]

- ① 本県流域下水道事業について、財務諸表の作成を通じた経営状態や資産状況の明確化を推進するため、財務面について公営企業会計を適用する。
- ② 市町に対し地方財政制度を踏まえた適切な使用料負担を求めるとともに、施設の更新、維持管理の効率化を図り、将来にわたり自立・安定的な経営を確立する。

1 公営企業会計の適用

(1) 適用範囲

地方公営企業法の一部適用（財務規定の適用）

(2) 適用時期

平成 30 年 4 月

2 自立・安定的な経営の確立

(1) 資本費の負担

① 市町負担の内容

流域下水道事業の資本費に対する地方財政措置の考え方（公費 7 割・私費（使用料負担）3 割）に基づき、下水道事業債（通常分）の県負担額のうち、私費 3 割相当額について、原則どおり市町負担を求める。

[市町負担を求める考え方]

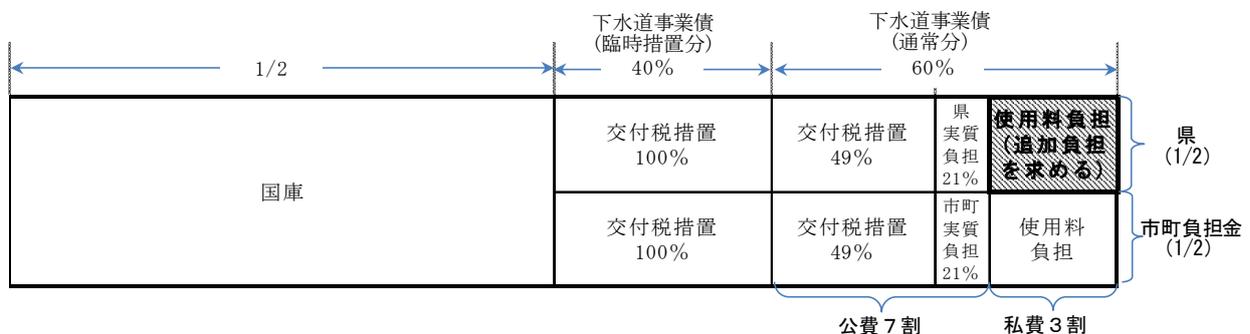
- ア 県費のうち、使用料負担を求めている私費相当部分について、地方財政措置の考え方に基づき、受益者である市町が負担すべきであること
- イ 公共下水道事業において、私費部分は使用料負担となっていることとの公平性を保つ必要があること

② 対象経費

平成 29 年 4 月以降に着手する建設改良事業

(参考) 負担スキーム（建設事業）

○国庫補助事業の場合



(2) 施設更新、維持管理の効率化

- ① 施設の更新にあたっては、経過年数や老朽化の状況等を踏まえ、必要性・緊急性の高い施設から計画的に実施する。併せて、施設の長寿命化を図る。
- ② 維持管理については、包括的民間委託する修繕業務の拡大を図るなど、さらなる効率化に取り組む。

[改革の基本方向]

- ① 地域整備事業は、次により取組を進める。
 - ア 現在、開発している地域では、残用地の状況等を踏まえ、分譲目標(分譲進捗率約90%)の達成時期を2020年度末とする。
 - イ 事業進度を調整している用地については、その利活用の総合的な検討を進め、引き続き事業進度を調整する。
- ② 水道用水供給事業は、健全経営を維持するとともに、安全・安心な水道用水を安定的に供給し、工業用水道事業は、安定的な給水を確保し、経営の健全性を維持する。
- ③ 公営企業として健全経営のもと、地域の振興と県民福祉の向上を図ることができるよう、県民ニーズ等を踏まえ、新たな取組を進める。

1 当面の重点事項

地域整備は、既に整備を終えた開発用地の分譲推進及びまちの熟成を図る。

安全・安心な水道用水や安定的な工業用水の供給を引き続き行う。

人口減少や少子高齢などの社会情勢の変化や経済動向、国の政策動向を踏まえ、地域の振興と県民福祉の向上に向けた事業を展開する。

2 企業庁経営の基本方針

「新・企業庁経営ビジョン」及びその具体的行動計画である「企業庁総合経営計画」に基づき、公営企業として限られた資源の選択と集中を図るとともに、健全経営のもと、地域の振興と県民福祉の向上を図る。

(1) 地域整備事業

平成30年代前半のまちの熟成等を目指し、社会経済情勢の動向を的確に捉えて既開発地区の分譲を推進する。

事業進度を調整している用地については、県民・企業ニーズや事業採算性等を考慮のうえ、地元自治体等の理解と協力を得ながら、その利活用を検討するとともに、長期的には環境林としての活用も含め、引き続き事業進度を調整する。

(2) 水道用水供給事業

給水量の確保、適正な料金設定等により、黒字経営の継続及び企業債残高の削減に取り組み、健全経営を維持する。

アセットマネジメント推進計画に基づく老朽施設の計画的更新を推進し、安全・安心な水道用水の安定供給を図る。

また、受水市町など他団体と連携した危機管理等に取り組むとともに、水道事業の広域連携、技術支援の仕組みづくり等の検討を進める。

(3) 工業用水道事業

新規需要の確保等により、黒字経営の継続及び企業債残高の削減に取り組み、健全経営を維持する。

また、アセットマネジメント推進計画に基づく老朽施設の計画的更新を推進し、安定的な給水確保を図る。

(4) 新たな取組

公営企業として健全経営のもと、地域の振興と県民福祉の向上を図ることができるよう、県民ニーズ等を踏まえ、健康、環境、観光などに関する施設の整備等新たな取組を進める。

3 地域整備事業

(1) 既開発地区の分譲推進

各地区の特性、優位性を生かすとともに、民間ノウハウの導入を積極的に進め、企業立地や宅地分譲を推進する。

現在、開発している地域では、残用地の状況等を踏まえ、分譲目標(分譲進捗率約90%)の達成時期を2020年度末とし、早期にまちの熟成等を目指す。

また、工場立地件数、新築住宅戸数等の経済状況の動向を的確に捉えて機動的な分譲を推進する。

- ① 産業用地については、交通アクセスに優れているなどの本県の企業立地における優位性を生かすとともに、産業立地条例に基づく支援制度との連携や各地区の特性に応じた独自のインセンティブの充実、民間ノウハウの積極的な導入により企業誘致を推進する。
- ② 住宅用地については、各地域の特性を生かし、多様なインセンティブを活用するとともに、住宅メーカーとの共同分譲や一括民卸などの民間ノウハウを活用しながら分譲を推進する。
- ③ 業務用地については、各地区の機能を強化するための集客効果の高い施設の誘致を行う。

(参考) 保有土地の分譲状況等の内訳

区 分	分譲計画 面積	2016(H28) 年度末				分譲率 B/A	2017(H29)～ 2018(H30) 分譲見込 面積	2018(H30) 年度末 分譲見込 面積累計 B+C	2018(H30) 年度末 分譲率 D/A	2019(H31)～ 2020 分譲見込 面積	2020 年度末 分譲済見込 面積累計 D+F	2020 年度末 分譲率 G/A	2020 年度末 残面積 A-G	うち 既利活用 用地面積
		分譲済 見込面積 累計	うち 定借等	うち ガソラー プロジェクト	面積									
	A	B				C	D	E	F	G	H	I		
潮 芦 屋	住宅用地	32	29	1	0	91%	3	32	100%	0	32	100%	0	-
	業務用地	60	59	6	0	98%	1	60	100%	0	60	100%	0	-
	小 計	92	88	7	0	96%	4	92	100%	0	92	100%	0	-
尼崎臨海	産業用地	15	15	0	0	100%	0	15	100%	0	15	100%	0	-
神戸三田 国際公園 都 市	住宅用地	155	147	4	0	95%	4	151	97%	4	155	100%	0	-
	業務用地	111	107	1	9	96%	2	109	98%	2	111	100%	0	-
	小 計	266	254	5	9	95%	6	260	98%	6	266	100%	0	-
西 宮 浜	産業用地	2	2	0	0	100%	0	2	100%	0	2	100%	0	-
	産業用地	83	72	1	2	87%	8	80	96%	1	81	98%	2	-
	小 計	233	152	1	9	65%	9	161	69%	2	163	70%	70	12
播磨科学 公園都市	産業用地	57	57	0	0	100%	0	57	100%	0	57	100%	0	-
	住宅用地	36	18	0	6	50%	1	19	53%	1	20	56%	16	-
	業務用地	114	62	0	1	54%	0	62	54%	0	62	54%	52	12
ひょうご情報公園都市	産業用地	233	152	1	9	65%	9	161	69%	2	163	70%	70	12
網 干	業務用地	15	15	0	0	100%	0	15	100%	0	15	100%	0	-
淡路津名地区	産業用地	146	103	11	3	71%	10	113	77%	16	129	88%	17	2
	業務用地	5	5	0	0	100%	0	5	100%	0	5	100%	0	-
	小 計	151	108	11	3	72%	10	118	78%	16	134	89%	17	2
分譲土地 合 計	産業用地	303	249	12	5	82%	18	267	88%	17	284	94%	19	2
	住宅用地	223	194	5	6	87%	8	202	91%	5	207	93%	16	-
	業務用地	305	248	7	10	81%	3	251	82%	2	253	83%	52	12
	計	831	691	24	21	83%	29	720	87%	24	744	90%	87	14

- ・ ひょうご情報公園都市の分譲面積等に異動が生じたため、分譲計画を修正した。
- ・ 既利活用用地は、まちの活性化、熟成に寄与するために貸付等により利活用している用地を記載(播磨科学公園都市：サッカー場増設用地、光都プラザ用地 等、津名地区：淡路メガソーラー貸付用地 等)

(2) 事業進捗調整地

播磨科学公園都市及びひょうご情報公園都市の中で、未だ土地造成を行っていない、いわゆる進捗調整地については、県民・企業ニーズや事業採算性等を考慮のうえ、地元自治体等の理解と協力を得ながら、その利活用を検討するとともに、長期的には環境林としての活用も含め、引き続き事業進捗を調整する。

(3) 各地区での取組

地区の特性、優位性を生かした土地分譲の推進

① 潮芦屋：計画人口・戸数 8,000人、3,000戸

芦屋らしい高級感や、海と調和した潮芦屋の美しい景観のPR等を行い、平成30年度の分譲完了を目指す。

[分譲戦略の強化]

- ・ Jゾーンについて、まちの活性化、住民の利便性、企業庁の収益等を勘案し、地元芦屋市と連携した土地利用への取組の推進
- ・ 個別民卸などの民間ノウハウを活用しながら、住宅用地等の分譲を推進
- ・ 教育施設用地について、芦屋市と協議、連携を密にし、同市の進捗状況を注視

② 神戸三田国際公園都市：計画人口・戸数 40,000人、10,600戸

ア カルチャータウン

住宅街区の特色や優位性を生かすとともに、商業施設を誘致するなどまちの魅力づくりを進め、2020年度の分譲完了を目指す。

[住宅街区の特色や優位性を生かした分譲推進]

- ・ ワシントン村（学園5丁目）では、アメリカ郊外の邸宅街のようなロケーション等他の住宅地にはない個性を積極的に発信
- ・ 兵庫村（学園6丁目）では、幼稚園と小学校に隣接し高校・大学が徒歩圏にある恵まれた教育環境をアピール
- ・ 学園7丁目では、住宅メーカーへの一括民卸による宅地分譲の推進
- ・ 学園8丁目では、比較的少ない資金でゆとりある住宅が購入できる定期借地権付き分譲をアピール

[まちの魅力向上方策の促進]

- ・ カルチャータウン地区センターに商業施設を誘致
- ・ 学園7丁目にビレッジセンターを整備

[分譲戦略の強化]

- ・ 民間企業等との共同分譲や一括民卸などの民間ノウハウを活用しながら、住宅用地等の分譲を推進

③ 播磨科学公園都市：計画人口・戸数 5,100人、1,800戸

科学・医療・教育・スポーツといった多様なまちの魅力を発信し、分譲推進、交流の促進によるにぎわいづくりを進める。

[分譲戦略の強化]

- ・ 「SPRING-8」、「SACLA」、「ニュースバル」など世界的な科学技術施設の集積、高速道路網の充実、高度研究機関との連携などの地域特性に加え、関西国家戦略特区や関西イノベーション国際戦略特区への指定など高いポテンシャルを生かし、研究機関や企業等の誘致を推進
- ・ 地盤が強固であること等防災面において安全性が高い地域であることを強調し、防災安全性を重視する企業等の誘致を強化
- ・ 産業立地条例や企業立地促進法に基づく立地支援制度（立地補助、税の軽減等）、地域創生割引制度、中小企業支援ゾーンなどの立地インセンティブに加え、企業誘致成約報奨金制度などの民間ノウハウの積極的な導入により企業誘致を推進
- ・ 兵庫県立大学附属中・高校などの教育施設や、県立粒子線医療センターなどの特色ある医療施設等多様なまちの魅力を生かした住宅用地等の分譲を推進
- ・ 様々な広告媒体を通じた販売促進活動の充実及び移住相談会等の機会を活用したPRの実施による住宅用地等の分譲を推進
- ・ 民間企業等との共同分譲や民卸などの民間ノウハウを活用しながら、住宅用地等の分譲を推進

[住環境の充実及び交流人口の増大によるにぎわいの創出]

- ・ まちびらき 20 周年（2017 (H29) 年度）を契機としたにぎわいの創出
 - ・ サッカー場増設及び合宿所整備を行い、周辺市町との連携のもと、より規模の大きな大会やサッカー合宿を誘致し、地域全体でサッカーのメッカを形成
 - ・ 光都プラザに設置した農産物直売所の充実、季節に応じた花畑の整備及び都市の P R 館であるオプトピアの展示内容等のリニューアル
- ・ 大型商業施設の誘致を促進
- ・ 2020 年度末の播磨自動車道の全線開通に合わせた道の駅登録等に向けた取組を推進

④ 淡路津名地区（志筑・生穂・佐野）（産業用地）

明石海峡大橋の通行料金の引き下げや、大都市に近接し、公共岸壁を備えた大規模用地を有していること、津波による浸水被害が少ないと見込まれることなど地域の特色を踏まえた分譲戦略により、企業誘致を推進する。

[分譲戦略の強化]

- ・ 「あわじ環境未来島構想」の理念を生かした環境配慮型企業等の集積を促進
- ・ 産業立地条例や企業立地促進法に基づく立地支援制度（立地補助、税の軽減等）、地域創生割引制度、中小企業支援ゾーン、公共岸壁等の使用料助成等の立地インセンティブに加え、企業誘致成約報奨金制度などの民間ノウハウの積極的な導入により企業誘致を推進
- ・ 明石海峡大橋の通行料金が引き下げられたこと、公共岸壁を備えた大規模用地であることを積極的に P R し、誘致活動を強化

(4) 費用抑制及び収益確保

- ① 土地造成にあたっては、個別のニーズにあった施工により工事費を抑制する。
- ② 組織の統合再編などによる簡素で効率的な執行体制、職員のコスト意識の徹底、民間活力の活用など管理経費の一層の抑制等を図る。
- ③ 効率的な管理運営や一括民卸により、維持管理経費の削減、P R 経費の抑制等を図る。
- ④ 榊夢舞台に貸し付けているホテル等建物の賃貸料の着実な確保を図る。

4 水道用水供給事業

(1) 県水道用水供給事業の継続

市町等に対し、安全・安心な水道用水を広域的・安定的に供給する。

[計画給水量及び施設整備計画]

項 目		現行計画
目標年度		2023 年度
計画給水量 (m ³ /日)		480,400
受水団体		17 市 5 町 1 企業団
施設	水源施設 (箇所)	7
	浄水場 (箇所)	5
	管路延長 (km)	316

(2) 健全経営の維持

① 料金収入の確保

料金収入確保のための取組を推進する。

[目標：平成 30 年度=105.5 百万 m³/年]

ア 安心・安全な水道用水の安定供給に努め、給水量を確保する。

イ 地下水等の不安定水源に依存する市町や浄水場等自己施設の老朽化による更新問題を抱える市町等に対して県水転換を積極的に働きかけること等により、給水量を確保する。

② 企業債残高の縮減

水需要に応じた段階的な施設整備等を行うことで、新規発行債を抑制し、企業債残高の縮減を図る。

H19 年度末	H28 年度末	H30 年度末
約 990 億円	約 359 億円	約 285 億円

③ 費用の抑制

ア 水道管路等の老朽化による修繕・更新等の集中に対応し、中長期的な経営効率性の確保を目的とするアセットマネジメント推進計画の着実な推進を図り、維持更新コストを縮減する。

イ 組織の簡素化による効率的な執行体制、職員のコスト意識の徹底、民間活力の活用など管理経費の一層の抑制等を図る。

(3) 適正な水道料金の検討

健全経営の維持、施設の計画的な更新・耐震化に必要な財源を確保した上で、次期料金算定期間（2020～2023 年度）に向けた適正な料金設定を検討する。

(4) 災害に強い施設整備・危機管理対策の実施

① 渇水対策や漏水事故等の断水対策として、連絡管整備を推進するとともに、山崎断層等の内陸直下型地震（最大想定震度 7）への備えとして計画的な水道施設の耐震化を図る。

② 災害時等において的確、迅速な対応を行うため、「飲料水の供給等に関する業務対応マニュアル」等を改訂・実践することにより、危機管理体制の充実を図る。

(5) アセットマネジメント推進計画に基づく老朽施設の計画的更新

① 施設の老朽化による大規模漏水や給水停止等の事態に対応し、安定的な水道用水の供給を図るため、アセットマネジメント推進計画に基づく、効率的かつ計画的な施設、設備の修繕・更新を行う。

② また、各施設の劣化傾向の点検・診断結果等を踏まえたアセットマネジメント推進計画の検証など計画の見直しを行う。

③ 更新費用を建設改良積立金に積み立て、計画的な更新を図る。
〔積立目標額（2023 年度）150 億円〕

(参考) アセットマネジメント推進計画

計画期間	2009 (H21) 年度～2048 年度				
計画内容	① 施設を「管路施設」「電気設備」「機械設備」「土木施設」「建築施設」の 5 つに区分 ② 施設の劣化度の評価、重要度や既往の知見等に基づく使用目標年数の設定 ③ 施設を延命させライフサイクルコストを最小とする補修・更新方法と費用 ④ 事業収支を考慮した更新時期の平準化 ⑤ 計画の継続的な推進とフォローアップ				
対象施設	管路施設	延長：260km 口径：φ150～φ2,000mm			
	電気・機械設備	受変電設備、監視制御設備、ポンプ設備、薬品注入設備 等			
対象施設の使用目標年数	土木・建築施設	5 浄水場系の沈砂池、浄水池、管理本館 等			
	管路施設	ダクタイル管	60年～100年	鋼管	50年～70年
	電気・機械設備	電気設備	9年～32年	機械設備	15年～34年
費用総額	40年間で約2,100億円(年平均約53億円)				

(6) 県内水道事業者への支援

学識経験者、県内水道事業者等とともに進めている「水道事業のあり方懇話会」において、水道事業の広域連携、技術支援の仕組みづくり、市町への財政支援の方策など市町水道の課題に対する解決方策の検討を進める。

5 工業用水道事業

(1) 健全経営の維持

① 料金収入の確保

市川・加古川工業用水の新規受水企業の開拓及び既に受水している企業への増量要請などによる料金収入確保の取組を推進する。

[目標：平成 30 年度=240.0 百万 m^3 /年]

② 企業債残高の縮減

新規発行債を抑制し、企業債残高の縮減を図る。

H19 年度末	H28 年度末	H30 年度末
約 160 億円	約 93 億円	約 86 億円

③ 費用の抑制

ア 工水管路等の老朽化による修繕・更新等が一時的に集中することに対応したアセットマネジメント推進計画の着実な推進を図り、中長期的な経営効率性の確保と維持更新コストを縮減する。

イ 組織の簡素化による効率的な執行体制、職員のコスト意識の徹底、民間活力の活用など管理経費の一層の抑制等を図る。

(2) 災害に強い施設整備

震度 6 程度の耐震性能を有する管路施設について、山崎断層等の内陸直下型地震（最大想定震度 7）でも通水機能が保持できるよう、管路の老朽化対策と併せ、耐震性能の向上を図る。

(3) アセットマネジメント推進計画に基づく老朽施設の計画的更新

① 施設の老朽化による大規模漏水や給水停止等の事態に対応し、安定的な工業用水の供給を図るため、アセットマネジメント推進計画に基づく、効率的かつ計画的な施設、設備の修繕・更新を行う。

② 各施設の劣化傾向の点検・診断結果等を踏まえた「アセットマネジメント推進計画」の検証など計画の見直しを行う。

(参考) アセットマネジメント推進計画

計画期間	2009(H21)年度～2048年度				
計画内容	① 施設を「管路施設」「電気設備」「機械設備」「土木施設」「建築施設」の 5 つに区分 ② 施設の劣化度の評価、重要度や既往の知見等に基づく使用目標年数の設定 ③ 施設を延命させライフサイクルコストを最小とする補修・更新方法と費用 ④ 事業収支を考慮した更新時期の平準化 ⑤ 計画の継続的な推進とフォローアップ				
対象施設	管 路 施 設	延長：150km 口径：φ75～φ2,000mm			
	電気・機械設備	受変電設備、監視制御設備、ポンプ設備 等			
	土木・建築施設	3 ポンプ所系の沈砂池、管理本館 等			
対象施設 の使用目 標年数	管 路 施 設	ダクタイル管	60年～100年	鋼管	50年～70年
	電気・機械設備	電気設備	9年～32年	機械設備	15年～34年
	土木・建築施設	土木施設	70年～100年	建築施設	60年～80年
費用総額	40年間で約1,200億円(年平均約30億円)				

6 メガソーラープロジェクト（太陽光発電事業）

再生可能エネルギーの普及拡大への貢献、保有資産の有効活用を目的として整備した大型太陽光発電施設（全12発電所）の効率的な維持管理を行い、売電収入を確保する。

(1) 整備概要

- ① 計画期間 2013 (H25)～2035 年度
- ② 整備期間 2012 (H24)～2015 (H27) 年度

太陽光発電所	面積 (ha)	発電出力 (kW)	発電開始 年度
① 網干沖地区	1.5	1,180	H25
② 三田カルチャータウン	8.6	6,530	H25
③ 養老ポンプ場	0.8	550	H26
④ 権現ダム	1.9	1,760	H26
⑤ 神谷ダム土取場	1.7	1,780	H26
⑥ 中西条地区	1.7	1,590	H26
⑦ 播磨科学公園都市住宅用地	6.0	5,000	H26
⑧ 佐野地区	2.5	2,000	H26
⑨ 播磨科学公園都市産業用地	2.2	2,000	H26
⑩ 播磨科学公園都市都市運用地	0.7	610	H26
⑪ 神谷ダム	3.2	4,990	H27
⑫ 平荘ダム	1.6	1,610	H27
合 計	32.4	29,600	—

(2) 収支（2013 (H25) 年度～2035 年度）

事業全体の総収益は80億円程度を見込んでいる。

(参考)

(単位：億円)

収入 ①		支出 ②		収益 ①－②
売電収入等	272	施設整備費	106	
		維持管理費等	86	
合 計	272	合 計	192	80

- ・ 適切、効率的な維持管理の実施により売電収入を最大限確保する。
- ・ 売電収益は各資産保有事業へ還元する。

7 青野運動公苑

(1) 運営方針

企業庁の「機動力」「経営力」「信用力」と運営事業者の「専門性」「運営ノウハウ」「現地対応力」を発揮して運営することとし、地元地域をはじめ広く県民に愛される施設を目指す。

(2) 運営戦略

① 健全経営の確保

健全経営を確保するため、「青野運動公苑経営会議」（企業庁、企画県民部、加西市、運営事業者）において、経営方針、事業計画、地域振興方策等の重要事項を協議、決定する。

② 集客力向上に向けた取組

様々な機会を捉えたイベントや広報の展開、多世代にわたり親しめるスポーツ・レクリエーション事業の実施などにより、集客力の向上を図る。

<参 考>

[契約の相手方]	ニホンターフメンテナンス株式会社
[契約期間]	2015(H27)年12月1日～2025年11月30日(10年間)
[事業者からの納付金]	
① 基本納付金	: 350 百万円(10年間総額)
② 収入実績連動納付金	: 毎年度の目標収入額を超えた額の2分の1
[企業庁運営費]	150 百万円(10年間総額)
[一般会計納付金]	200 百万円(10年間総額)

8 地域創生整備事業

これまで、高度成長期、人口増加の時代の要請に応え、住宅と企業の受皿整備を中心に、地域整備等を進めてきた。

人口減少、少子高齢化のもとで今後は、地域創生に資する事業のうち、市町と協定して取り組む産業拠点の整備や健康福祉、都市再生などの施設の整備等に関する事業を展開する。

事業実施にあたっては、従前の事業と区分経理するため、新たに地域創生整備事業会計を設置する。

(1) 小野・市場産業拠点整備事業

県内産業団地の需給状況や、企業立地の促進、雇用の創出など地域創生を推進する観点から、小野市と協定を締結し、新たな産業拠点を整備する。

- ① 対象地域 : 小野市市場地区(約40ha)
- ② 事業期間 : 2016(H28)～2021年度(2019(H31)年度から一部分譲開始予定)
- ③ 企業庁と小野市の主な役割分担
 - ・ 企業庁: 産業拠点整備に関する総合調整、産業拠点の造成及び分譲
 - ・ 小野市: 道路、上下水道、公園等のインフラ整備、地元との協議調整への積極的な協力

【平成30年3月改定】

(2) 民間事業者を活用した地域介護福祉拠点の整備

兵庫県地域創生戦略の戦略目標である健康長寿社会づくりの実現を企業庁としても推進するため、元県立鈴蘭台西高校用地において、社会福祉法人等の民間事業者を活用し、高齢者向け地域介護福祉拠点を整備する。

(3) 三宮東再整備事業

サンパルの地権者として、これまで三宮の活性化に寄与してきたことから、今回、神戸市が進める新バスターミナルに併設する再開発ビル整備のうち、再開発会社施行の市街地再開発事業として整備するI期(雲井通5丁目)について、企業庁として再開発会社へ出資・参画し、三宮東エリアの活性化に取り組む。

9 組織・定員等の見直し

地域整備、地域創生整備、水道用水供給、工業用水道の各事業の進捗状況等を踏まえ、事業量に応じた組織、定員の体制に見直す。

- ・ 地域整備事業の産業用地・住宅用地等の分譲や地域創生整備事業の新規事業による事業量増が見込まれるなか、効率的な組織・業務体制と定員の適正化を図る。
- ・ 水道用水供給事業、工業用水道事業については、施設の計画的な修繕・更新(老朽化対策)など、業務量に応じた組織と定員の適正化を図る。

企 業 庁	期間目標	H20～H28 実績	H29～H30 見込み
		△30%	△24.7%

10 一般会計との貸借関係の整理

一般会計が企業会計に対して事業推進のために実施してきた支援と、企業会計が一般会計に対して実施してきた資金融通等の支援について、今後、順次整理を進めていく。

(参考) 一般会計と企業会計との貸借関係一覧

1 債権

(1) 一般会計から企業会計に貸付

(単位：百万円)

債 権 名	金 額	貸付先会計	貸付年度
① 北摂開発事業旧住宅金融公庫債繰上償還貸付金	32,044	地域整備事業会計	平成 13 年度
② 播磨科学公園都市土地造成事業貸付金	10,000	地域整備事業会計	昭和 62 年度 昭和 63 年度
合 計	42,044		

※北摂開発事業は平成 13 年度に企業庁へ移管

(2) 企業会計から一般会計に貸付

(単位：百万円)

会計区分	債 権 名	金 額	貸付年度
地域整備事業 会計	① 一般会計長期貸付金	22,000	平成 18 年度 平成 19 年度
	② 青野運動公苑県有地信託事業貸付金	10,575	平成 23 年度
	③ 阪神高速道路湾岸線側道整備事業貸付金	5,639	平成元年度 ～ 4 年度
	④ 中小企業高度化事業貸付金	696	平成 4 年度 平成 5 年度
	小 計	38,910	
企業資産運用 事業会計	① 一般会計長期貸付金	10,000	平成 18 年度
	② 水道用水供給事業料金対策貸付金	2,294	昭和 62 年度 ～平成 6 年度
	小 計	12,294	
合 計	51,204		

2 一般会計が無償借受している用地

(単位：㎡)

用 地 名	借受開始年度	面 積
① 水産技術センター用地	昭和 54 年度	32,215
② 人と自然の博物館用地	平成 4 年度	7,916
③ 海洋体育館用地	昭和 58 年度	7,827
合 計		47,958

参考 事業別財務状況の見込み

(前提)・分譲率：平成32年度末90%目途
 ・分譲単価：最近の処分単価を基に算定

1 地域整備事業

(1) 経営収支

区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
収益的収支	収入	66	127	79	70	84	63	216	122	88	46	58	36	34
	(うち分割による未収額等)①	12	11	3	1	9	1	120	2	11	2	2	2	2
	支出	63	118	74	67	80	59	286	115	86	44	52	32	30
	(うち土地売却原価等)②	51	106	62	54	70	48	272	103	61	30	42	22	21
	当期損益③	3	9	5	3	4	4	△70	7	2	2	6	4	4
資本的収支	収入	316	93	75	86	49	108	98	128	283	36	258	120	0
	支出	403	225	144	267	118	193	176	191	372	124	348	158	24
	(うち企業債償還金)	259	139	70	104	70	148	144	163	216	84	316	136	4
	差引④	△87	△132	△69	△181	△69	△85	△78	△63	△89	△88	△90	△38	△24
	過年度分割未収額回収⑤	18	14	69	16	14	12	18	13	12	10	9	10	10
	資金残高⑥	177	163	227	118	128	106	128	185	160	112	77	73	82
企業債残高		1155	1103	1099	1080	1057	1015	968	933	891	841	783	757	753

※ ④資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

※ ⑥=前年度資金残高-①+②+③+④+⑤

(2) 貸借対照表

平成30年度末

(単位：億円)

資産の部		負債の部	
1 固定資産	740	4 固定負債	1,070
(1)有形固定資産等	175	(1)企業債	647
(2)投資等	565	(2)基金借入金等	423
2 未成事業資産	780	5 流動負債	149
(うち進捗調整地 502)		(1)企業債	136
		(2)未払金等	13
3 流動資産	126	6 繰延収益	0
		(1)長期前受金	0
		負債の部 計	1,219
		資本の部	
		7 資本金	288
		(1)自己資本金	288
		8 剰余金	170
		(1)資本剰余金	5
		(2)利益剰余金	165
		9 評価差額等	△31
		(1)評価差額等	△31
		資本の部 計	427
資産の部 合計	1,646	負債・資本の部 合計	1,646

注) 1 「貸借対照表」は、平成26年度からの地方公営企業会計制度の見直しを反映したものである。
 2 資産の部の未成事業資産のうち進捗調整地については、その利活用の検討を進め、引き続き事業進捗を調整することとしているため、現時点では時価評価を行っていない。

(参考) 平成32年度末

(単位：億円)

資産の部		負債の部	
1 固定資産	689	4 固定負債	1,153
(1)有形固定資産等	161	(1)企業債	747
(2)投資等	528	(2)基金借入金等	406
2 未成事業資産	786	5 流動負債	15
(うち進捗調整地 506)		(1)企業債	6
		(2)未払金等	9
3 流動資産	128	6 繰延収益	0
		(1)長期前受金	0
		負債の部 計	1,168
		資本の部	
		7 資本金	288
		(1)自己資本金	288
		8 剰余金	178
		(1)資本剰余金	5
		(2)利益剰余金	173
		9 評価差額等	△31
		(1)評価差額等	△31
		資本の部 計	435
資産の部 合計	1,603	負債・資本の部 合計	1,603

注) 1 「貸借対照表」は、平成26年度からの地方公営企業会計制度の見直しを反映したものである。
 2 資産の部の未成事業資産のうち進捗調整地については、その利活用の検討を進め、引き続き事業進捗を調整することとしているため、現時点では時価評価を行っていない。

(3) 地域別収支

① 経営収支

ア 阪神地域

(単位:億円)

区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
収益的収支	収入	35	93	62	49	27	35	189	106	61	27	34	14	11
	(うち分割による未収額等)①	0	1	2	1	9	1	119	1	1	1	1	1	1
	支出	23	76	48	39	18	26	57	89	51	22	28	10	7
	(うち土地売却原価等)②	20	72	43	33	15	23	54	85	41	18	25	7	5
	当期損益③	12	17	14	10	9	9	132	17	10	5	6	4	4
資本的収支	収入	98	66	4	11	12	21	54	37	209	0	56	96	0
	支出	133	143	39	161	41	51	76	82	242	60	112	119	9
	(うち企業債償還金)	96	86	4	26	14	28	61	68	120	41	96	108	0
	差引④	△ 35	△ 77	△ 35	△ 150	△ 29	△ 30	△ 22	△ 45	△ 33	△ 60	△ 56	△ 23	△ 9

※ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

イ 播磨地域

(単位:億円)

区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
収益的収支	収入	24	22	8	16	54	23	19	8	16	10	10	6	6
	(うち分割による未収額等)①	12	10	1	0	0	0	1	1	6	1	1	1	1
	支出	23	21	10	16	52	22	55	12	17	10	9	5	5
	(うち土地売却原価等)②	21	18	7	13	49	19	51	9	9	7	7	3	3
	当期損益③	1	1	△ 2	0	2	1	△ 36	△ 4	△ 1	0	1	1	1
資本的収支	収入	216	26	69	73	37	87	44	91	74	36	202	24	0
	支出	265	55	103	104	76	141	100	109	128	61	235	38	14
	(うち企業債償還金)	163	29	66	78	56	120	83	95	96	43	220	28	4
	差引④	△ 49	△ 29	△ 34	△ 31	△ 39	△ 54	△ 56	△ 18	△ 54	△ 25	△ 33	△ 14	△ 14

※ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

ウ 淡路地域

(単位:億円)

区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
収益的収支	収入	7	12	9	5	3	5	8	8	11	9	14	16	17
	(うち分割による未収額等)①	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0
	支出	17	21	16	12	10	11	174	14	18	12	15	17	18
	(うち土地売却原価等)②	10	16	12	8	6	5	167	9	11	5	10	12	13
	当期損益③	△ 10	△ 9	△ 7	△ 7	△ 7	△ 6	△ 166	△ 6	△ 7	△ 3	△ 1	△ 1	△ 1
資本的収支	収入	2	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支出	5	27	2	2	1	1	0	0	2	3	1	1	1
	(うち企業債償還金)	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	差引④	△ 3	△ 26	0	0	△ 1	△ 1	0	0	△ 2	△ 3	△ 1	△ 1	△ 1

※ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

② 資産と負債の状況

平成 30 年度末

(資産)

(単位：億円)

阪神	播磨	淡路	調整額	計
169	801	322	354	1,646

(負債)

(単位：億円)

阪神	播磨	淡路	調整額	計
399	466	0	354	1,219

注) 調整額は、全地域にわたるもので、

- ① 資産は、預金、貸付金
- ② 負債は、修繕引当金、退職給与引当金、預り金等といった内容であり、民間の会計基準の表記に準じて調整額と記載した。

(参考) 平成 32 年度末

(資産)

(単位：億円)

阪神	播磨	淡路	調整額	計
164	814	271	354	1,603

(負債)

(単位：億円)

阪神	播磨	淡路	調整額	計
359	458	0	351	1,168

注) 調整額は、全地域にわたるもので、

- ① 資産は、預金、貸付金
- ② 負債は、修繕引当金、退職給与引当金、預り金等といった内容であり、民間の会計基準の表記に準じて調整額と記載した。

2 水道用水供給事業

(1) 経営収支

(単位：億円)

区 分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
収益的収支	収 入	154	153	157	140	142	141	156	157	149	150
	(うち長期前受金戻入)①						(0)	(14)	(14)	(14)	(13)
	支 出	135	138	137	127	126	124	137	132	139	139
	(うち減価償却費等)②	(67)	(72)	(75)	(64)	(60)	(59)	(73)	(72)	(71)	(71)
	当期損益 ③	19	15	20	13	16	17	19	25	10	11
資本的収支	収 入	173	42	9	1	1	2	1	2	4	3
	支 出	249	122	95	89	89	81	92	85	88	81
	(うち企業債等償還金)	(237)	(114)	(79)	(79)	(76)	(72)	(64)	(56)	(50)	(44)
	差 引④	△ 76	△ 80	△ 86	△ 88	△ 88	△ 79	△ 91	△ 83	△ 84	△ 78
	資金残高⑤	97	104	113	102	90	87	74	74	57	48

※ ④ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

※ ⑤=前年度資金残高+(③-①+②)+④

企業債残高	915	833	753	675	599	527	464	408	359	315	285
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(2) 貸借対照表

平成 30 年度末

(単位：億円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
1 固定資産	1,719	3 固定負債等	702
(1)有形固定資産等	1,719	(1)引当金等	52
		(2)長期前受金	365
2 流動資産	149	(3)企業債	285
		負債の部 計	702
		資 本 の 部	
		4 資本金	995
		(1)自己資本金	995
		5 剰余金	171
		(1)資本剰余金	74
		(2)利益剰余金	97
		資本の部 計	1,166
資産の部 合計	1,868	負債・資本の部 合計	1,868

注) 「貸借対照表」は、平成 26 年度からの地方公営企業会計制度の見直しを反映したものである。

3 工業用水道事業

(前提)

・給水量：H29.1 契約水量を基に算定

(1) 経営収支

(単位：億円)

区 分	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
収益的 収支	収 入	37	33	33	33	33	38	40	38	37	37
	(うち長期前受金戻入)①	0	0	0	0	0	(4)	(4)	(4)	(3)	(3)
	支 出	29	27	27	26	27	26	30	31	32	30
	(うち減価償却費等)②	(14)	(12)	(12)	(12)	(12)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)
	当期損益 ③	8	6	6	7	6	7	8	9	6	6
資本的 収支	収 入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支 出	23	24	19	19	13	9	11	15	12	14
	(うち企業債等償還金)	(12)	(13)	(12)	(11)	(7)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)
	差 引④	△ 23	△ 24	△ 19	△ 19	△ 13	△ 9	△ 11	△ 15	△ 15	△ 14
	資金残高⑤	29	24	24	24	29	39	48	54	60	65

※ ④ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

※ ⑤= 前年度資金残高+(③-①+②)+④

企業債残高	150	136	124	114	106	103	100	96	93	89	86
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----

(2) 貸借対照表

平成 30 年度末

(単位：億円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
1 固定資産	396	3 固定負債等	258
(1)有形固定資産等	396	(1)引当金等	53
		(2)長期前受金	93
		(3)企業債等	112
		(うち企業債)	86)
2 流動資産	115	負債の部 計	258
		資 本 の 部	
		4 資本金	174
		(1)自己資本金	174
		5 剰余金	79
		(1)資本剰余金	34
		(2)利益剰余金	45
		資本の部 計	253
資産の部 合計	511	負債・資本の部 合計	511

注) 「貸借対照表」は、平成 26 年度からの地方公営企業会計制度の見直しを反映したものである。

4 地域創生整備事業

(1) 経営収支

(単位：億円)

区分		29年度	30年度
資本的 収支	収 入	20	10
	支 出	20	10
	差 引	0	0
資金残高		0	0
企業債残高		17	27

(2) 貸借対照表

平成 30 年度末

(単位：億円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
1	未成事業資産	30	2
			固定負債
			(1) 企業債
			(2) 他会計借入金
			負債の部 計
			資 本 の 部
			資本の部 計
	資産の部 合計	30	負債・資本の部 合計
			0
			30

(3) 事業別収支

① 小野・市場産業拠点整備事業

(単位：億円)

区分		29年度	30年度
資本的 収支	収 入	20	10
	支 出	20	10
	差 引	0	0

参考 事業別財務状況の見込み

(前提)・分譲率：2020年度末90%目途

・分譲単価：最近の処分単価を基に算定

1 地域整備事業

(1) 経営収支

(単位：億円)

区分	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
収益的収支													
収入	66	127	79	70	84	63	216	122	89	49	70	36	35
(うち分割による未収額等)①	12	11	3	1	9	1	120	2	30	15	2	2	2
支出	63	118	74	67	80	59	286	115	85	48	65	32	30
(うち土地売却原価等)②	51	106	62	54	70	48	272	103	62	36	51	22	20
当期損益③	3	9	5	3	4	4	△70	7	4	1	5	4	5
資本的収支													
収入	316	93	75	86	49	108	98	128	283	36	259	120	0
支出	403	225	144	267	118	193	176	191	353	130	347	157	20
(うち企業債償還金)	259	139	70	104	70	148	144	163	216	84	316	136	4
差引④	△87	△132	△69	△181	△69	△85	△78	△63	△70	△94	△88	△37	△20
過年度分割未収額回収⑤	18	14	69	16	14	12	18	13	12	25	11	10	10
資金残高⑥	177	163	227	118	128	106	128	185	163	116	93	90	103

※ ④資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

※ ⑥=前年度資金残高-①+②+③+④+⑤

企業債残高	1,155	1,103	1,099	1,080	1,057	1,015	968	933	894	843	785	759	755
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(2) 貸借対照表

平成30年度末

(単位：億円)

資産の部		負債の部	
1 固定資産	737	4 固定負債	1,063
(1)有形固定資産等	174	(1)企業債	649
(2)投資等	563	(2)基金借入金等	414
2 未成事業資産	750	5 流動負債	163
(うち進捗調整地 502)		(1)企業債	136
		(2)未払金等	27
3 流動資産	160	6 繰延収益	0
		(1)長期前受金	0
		負債の部 計	1,226
		資本の部	
		7 資本金	288
		(1)自己資本金	288
		8 剰余金	169
		(1)資本剰余金	5
		(2)利益剰余金	164
		9 評価差額等	△36
		(1)評価差額等	△36
		資本の部 計	421
資産の部 合計	1,647	負債・資本の部 合計	1,647

注) 1 「貸借対照表」は、平成26年度からの地方公営企業会計制度の見直しを反映したものである。

2 資産の部の未成事業資産のうち進捗調整地については、その利活用の検討を進め、引き続き事業進捗を調整することとしているため、現時点では時価評価を行っていない。

(参考) 2020年度末

(単位：億円)

資産の部		負債の部	
1 固定資産	693	4 固定負債	1,155
(1)有形固定資産等	168	(1)企業債	749
(2)投資等	525	(2)基金借入金等	406
2 未成事業資産	749	5 流動負債	29
(うち進捗調整地 506)		(1)企業債	6
		(2)未払金等	23
3 流動資産	172	6 繰延収益	0
		(1)長期前受金	0
		負債の部 計	1,184
		資本の部	
		7 資本金	288
		(1)自己資本金	288
		8 剰余金	178
		(1)資本剰余金	5
		(2)利益剰余金	173
		9 評価差額等	△36
		(1)評価差額等	△36
		資本の部 計	430
資産の部 合計	1,614	負債・資本の部 合計	1,614

注) 1 「貸借対照表」は、平成26年度からの地方公営企業会計制度の見直しを反映したものである。

2 資産の部の未成事業資産のうち進捗調整地については、その利活用の検討を進め、引き続き事業進捗を調整することとしているため、現時点では時価評価を行っていない。

(3) 地域別収支

① 経営収支

ア 阪神地域

(単位:億円)

区分		2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
収益的 収支	収入	35	93	62	49	27	35	189	106	55	21	47	11	11
	(うち分割による未収額等)①	0	1	2	1	9	1	119	1	20	1	1	1	1
	支出	23	76	48	39	18	26	57	89	50	14	40	8	8
	(うち土地売却原価等)②	20	72	43	33	15	23	54	85	42	12	36	4	4
	当期損益③	12	17	14	10	9	9	132	17	5	7	7	3	3
資本的 収支	収入	98	66	4	11	12	21	54	37	209	0	57	96	0
	支出	133	143	39	161	41	51	76	82	141	57	106	118	9
	(うち企業債償還金)	96	86	4	26	14	28	61	68	120	41	96	108	0
	差引④	△ 35	△ 77	△ 35	△ 150	△ 29	△ 30	△ 22	△ 45	68	△ 57	△ 49	△ 22	△ 9

※ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

イ 播磨地域

(単位:億円)

区分		2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
収益的 収支	収入	24	22	8	16	54	23	19	8	23	12	9	8	7
	(うち分割による未収額等)①	12	10	1	0	0	0	1	1	6	6	1	1	1
	支出	23	21	10	16	52	22	55	12	17	15	10	8	6
	(うち土地売却原価等)②	21	18	7	13	49	20	51	9	10	9	6	6	4
	当期損益③	1	1	△ 2	0	2	1	△ 36	△ 4	6	△ 3	△ 1	0	1
資本的 収支	収入	216	26	69	73	37	87	44	91	74	36	202	24	0
	支出	265	55	103	104	76	141	100	109	211	72	238	38	10
	(うち企業債償還金)	163	29	66	78	56	120	83	95	96	43	220	28	4
	差引④	△ 49	△ 29	△ 34	△ 31	△ 39	△ 54	△ 56	△ 18	△ 137	△ 36	△ 36	△ 14	△ 10

※ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

ウ 淡路地域

(単位:億円)

区分		2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020
収益的 収支	収入	7	12	9	5	3	5	8	8	11	16	14	17	17
	(うち分割による未収額等)①	0	0	0	0	0	0	0	0	4	8	0	0	0
	支出	17	21	16	12	10	11	174	14	18	19	15	16	16
	(うち土地売却原価等)②	10	16	12	8	6	5	167	9	10	15	9	12	12
	当期損益③	△ 10	△ 9	△ 7	△ 7	△ 7	△ 6	△ 166	△ 6	△ 7	△ 3	△ 1	1	1
資本的 収支	収入	2	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支出	5	27	2	2	1	1	0	0	1	1	3	1	1
	(うち企業債償還金)	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	差引④	△ 3	△ 26	0	0	△ 1	△ 1	0	0	△ 1	△ 1	△ 3	△ 1	△ 1

※ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

② 資産と負債の状況

平成30年度末

(資産)

(単位：億円)

阪神	播磨	淡路	調整額	計
<u>167</u>	<u>776</u>	<u>309</u>	<u>395</u>	<u>1,647</u>

(負債)

(単位：億円)

阪神	播磨	淡路	調整額	計
<u>398</u>	<u>461</u>	0	<u>367</u>	<u>1,226</u>

注) 調整額は、全地域にわたるもので、

- ① 資産は、預金、貸付金
- ② 負債は、修繕引当金、退職給与引当金、預り金等といった内容であり、民間の会計基準の表記に準じて調整額と記載した。

(参考) 2020年度末

(資産)

(単位：億円)

阪神	播磨	淡路	調整額	計
<u>163</u>	<u>784</u>	<u>267</u>	<u>400</u>	<u>1,614</u>

(負債)

(単位：億円)

阪神	播磨	淡路	調整額	計
<u>369</u>	<u>452</u>	0	<u>363</u>	<u>1,184</u>

注) 調整額は、全地域にわたるもので、

- ① 資産は、預金、貸付金
- ② 負債は、修繕引当金、退職給与引当金、預り金等といった内容であり、民間の会計基準の表記に準じて調整額と記載した。

2 水道用水供給事業

(1) 経営収支

(単位:億円)

区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
収益的 収支	収 入	154	153	157	140	142	141	156	157	150	151	150
	(うち長期前受金戻入)①						(0)	(14)	(14)	(14)	(13)	(13)
	支 出	135	138	137	127	126	124	137	132	134	138	133
	(うち減価償却費等)②	(67)	(72)	(75)	(64)	(60)	(59)	(73)	(72)	(71)	(69)	(64)
	当期損益 ③	19	15	20	13	16	17	19	25	16	13	17
資本的 収支	収 入	173	42	9	1	1	2	1	2	5	2	2
	支 出	249	122	95	89	89	81	92	85	100	76	78
	(うち企業債等償還金)	(237)	(114)	(79)	(79)	(76)	(72)	(64)	(56)	(50)	(44)	(40)
	差 引④	△ 76	△ 80	△ 86	△ 88	△ 88	△ 79	△ 91	△ 83	△ 95	△ 74	△ 76
	資金残高⑤	97	104	113	102	90	87	74	74	52	47	39

※ ④ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

※ ⑤ = 前年度資金残高 + (③ - ① + ②) + ④

企業債残高	915	833	753	675	599	527	464	408	359	314	274
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(2) 貸借対照表

平成 30 年度末

(単位:億円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
1 固定資産	1,773	3 固定負債等	685
(1)有形固定資産等	1,773	(1)引当金等	71
		(2)長期前受金	340
2 流動資産	118	(3)企業債	274
		負債の部 計	685
		資 本 の 部	
		4 資本金	980
		(1)自己資本金	980
		5 剰余金	226
		(1)資本剰余金	73
		(2)利益剰余金	153
		資本の部 計	1,206
資産の部 合計	1,891	負債・資本の部 合計	1,891

注) 「貸借対照表」は、平成26年度からの地方公営企業会計制度の見直しを反映したものである。

3 工業用水道事業

(1) 経営収支

(前提)

・給水量：H30.1 契約水量を基に算定

(単位：億円)

区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
収益的収支											
収入	37	33	33	33	33	33	38	40	37	37	37
(うち長期前受金戻入)①	0	0	0	0	0	0	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)
支出	29	27	27	26	27	26	30	31	29	30	30
(うち減価償却費等)②	(14)	(12)	(12)	(12)	(12)	(12)	(16)	(16)	(16)	(16)	(16)
当期損益 ③	8	6	6	7	6	7	8	9	8	7	7
資本的収支											
収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
支出	23	24	19	19	13	9	11	15	22	11	15
(うち企業債等償還金)	(12)	(13)	(12)	(11)	(7)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)
差引④	△ 23	△ 24	△ 19	△ 19	△ 13	△ 9	△ 11	△ 15	△ 22	△ 11	△ 14
資金残高⑤	29	24	24	24	29	39	48	54	52	60	65

※ ④ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんする。

※ ⑤= 前年度資金残高+(③-①+②)+④

企業債残高	150	136	124	114	106	103	100	96	93	89	86
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----

(2) 貸借対照表

平成 30 年度末

(単位：億円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
1 固定資産	395	3 固定負債等	256
(1)有形固定資産等	395	(1)引当金等	53
		(2)長期前受金	90
		(3)企業債等	113
		(うち企業債)	86
2 流動資産	118	負債の部 計	256
		資 本 の 部	
		4 資本金	174
		(1)自己資本金	174
		5 剰余金	83
		(1)資本剰余金	34
		(2)利益剰余金	49
		資本の部 計	257
資産の部 合計	513	負債・資本の部 合計	513

注) 「貸借対照表」は、平成 26 年度からの地方公営企業会計制度の見直しを反映したものである。

4 地域創生整備事業

(1) 経営収支 (単位：億円)

区分		29年度	30年度
資本的収支	収入	20	10
	支出	20	10
	差引	0	0
資金残高		0	0
企業債残高		17	25

(2) 貸借対照表

平成30年度末

(単位：億円)

資産の部		負債の部	
1	固定資産	0	30
	神戸・三宮東	0	25
2	未成事業資産	30	5
	小野・市場	29	4
	神戸・鈴蘭台西	1	1
			0
			30
		資本の部	
		資本の部計	
		0	
資産の部 合計		30	負債・資本の部 合計
			30

※固定資産及び他会計借入金等の神戸・三宮東については、15万円であるため0と表記

(3) 事業別収支

① 小野・市場産業拠点整備事業 (単位：億円)

区分		29年度	30年度
資本的収支	収入	20	9
	支出	20	9
	差引	0	0

② 神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業 (単位：億円)

区分		29年度	30年度
資本的収支	収入	0	1
	支出	0	1
	差引	0	0

③ 神戸・三宮東再整備事業 (単位：万円)

区分		29年度	30年度
資本的収支	収入	0	15
	支出	0	15
	差引	0	0

[改革の基本方向]

- ① 病院構造改革を一層推進するため、地域医療構想の策定、診療報酬改定の動向などの医療制度改革を踏まえ、地域の医療ニーズに対応した病床機能への見直しを行うとともに、将来にわたり安定した地域医療体制の確保に向け、公立病院等との再編・ネットワーク化の更なる推進を図る。
- ② 移転建替に伴い一時的に収支が悪化した病院について早期に経営の安定化を図るとともに、地域医療連携の推進や診療報酬改定への迅速な対応など経営改革に取り組み、病院事業全体での早期の収支均衡を目指す。

1 県立病院の果たすべき役割

全県や二次医療圏域における拠点的病院として高度専門・特殊医療を中心とした政策医療及び地域医療を効果的かつ効率的に提供する。

なお、県立病院の他に中核となる医療機関がない地域においては、他の医療機関との連携のもと、地域医療の確保について中心的な役割を担う。

2 病院構造改革の基本方針**(1) 病院構造改革の推進**

県立病院を取り巻く環境の変化への的確な対応や県立病院の果たすべき役割を継続的に担うことができるよう、新公立病院改革ガイドライン等を踏まえ、「新県立病院改革プラン(2017(H29)～2020)」を策定する。

また、実施状況について、医療関係者、学識経験者、住民代表等からなる外部委員会の意見も踏まえ、点検・公表するなど、適切にフォローアップする。

(2) より良質な医療の提供**① 診療機能の高度化・効率化**

医療技術の進歩や医療機関の役割分担が進む中、高度専門・特殊医療を中心とした政策医療を提供するため、診療機能の高度化・効率化を進める。

② 県立病院の建替整備等

診療機能の充実、施設の老朽化や療養環境の向上に対応するため、厳しい経営状況も踏まえながら、建替整備等を計画的に推進する。

(3) 自立した経営の確保**① 経営改革の推進**

毎年度経営計画を策定し、経営目標・責任を明確にするとともに、経営のPDCAサイクルを行う。特に、診療報酬改定への迅速かつ的確な対応、地域医療連携の推進や救急患者の積極的受入による新規患者の確保等による収入増を図る一方、給与費や材料費の対医業収益比率を改善するための取組みを進める。

② 計画的な投資の実施

県立病院の機能である高度専門医療等を安定的に提供するため、資金収支及び一般会計の負担を踏まえつつ、計画的な建替整備等を行う。その際、兵庫県保健医療計画(平成25年4月策定)における県立病院と公立病院の役割や公立病院設置市町との均衡を踏まえ、地元市町と更なる連携及び応益負担に基づく費用負担の適正化を図る。

また、高額医療機器整備計画に基づき医療機器を充実するなど、計画的な投資を行う。

(4) 運営体制・基盤の確立

① 医師確保対策の推進

県立病院の医師の診療科及び地域における偏在・不足状況を解消し、安定した医療提供体制を確立するため、医師確保対策を総合的に推進する。

② 看護師確保対策の推進

診療報酬改定に伴う看護師需要の変動に的確に対応しつつ、今後の新病院整備に伴う診療機能の高度化等に対応するため、看護師確保対策を総合的に推進する。

③ 定員・給与の見直し

定員については、法令・診療報酬基準等に基づく職員の適正配置に取り組み、新病院の整備状況や診療機能の高度化等に応じた職員配置を行う。

給与については、知事部局等の動向を踏まえつつ、病院事業の経営状況等を勘案しながら見直しを行う。

④ 組織体制の整備

病院事業を取り巻く環境の変化や診療報酬制度の改定等に迅速かつ機動的に対応できる体制整備や医療情報などに精通し安定的な病院経営を支援するための専門性の高い人材育成及び確保を行う。

3 具体的な取組内容

(1) 診療機能の高度化・効率化

① 診療機能の高度化

診療機能	充実する内容
(ア)がん医療	<ul style="list-style-type: none"> ・がんセンターを中心に、5大がん地域連携クリニカルパスを活用した地域連携を推進 ・高齢化に伴う合併症等に対応するため、がんセンターにおける総合診療機能の強化に取り組む。 ・粒子線医療センターの附属施設として、神戸陽子線センターの整備を推進し、小児がんに対してより治療効果の高い陽子線治療を提供するとともに、増加が見込まれる成人患者へも最新治療を提供 ・粒子線医療センターの機能向上を図り、他の粒子線治療施設で対応困難な「肝臓・膵臓・頭頸部」がん患者への取組みを強化
(イ)循環器疾患医療	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院の統合再編の取組に併せて循環器疾患に係る合併症への対応強化を図る。
(ウ)糖尿病医療	<ul style="list-style-type: none"> ・姫路循環器病センターの糖尿病センターを活用し、心疾患等の合併症を有する糖尿病患者への治療体制を充実 ・無治療糖尿病患者や重篤な合併症を有する糖尿病患者の早期診断・治療のため地域の医療機関との連携体制の構築に取り組む。
(エ)救急・災害医療	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎総合医療センターの救命救急センターにおいて、24時間365日断ることなく救急患者に対応するER型救急医療を引き続き提供 ・加古川医療センターにおいて、準基地病院の製鉄記念広畑病院と連携してドクターヘリの運航回数を拡大 ・姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院の統合再編により、救急医療体制を充実 ・災害医療センター等において災害拠点病院の機能強化と人材養成を実施

診療機能	充実する内容
(オ) 小児救急医療	<ul style="list-style-type: none"> ・こども病院における小児救急医療センター、ヘリポートを活用した小児救急医療の機能を充実 ・尼崎総合医療センターにおいて、阪神圏域の拠点病院として小児の2次及び3次救命救急を提供
(カ) 周産期医療	<ul style="list-style-type: none"> ・こども病院において、小児・周産期医療の全県拠点病院として高度専門・特殊医療に係る診療機能を充実 ・尼崎総合医療センターの総合周産期母子医療センターにおいて、妊婦及び新生児に対する総合的な周産期医療を提供 ・柏原病院及び淡路医療センターにおいて周産期医療を充実
(キ) 精神医療	<ul style="list-style-type: none"> ・光風病院において、認知症疾患医療センターの指定取得等を契機に、名称を「ひょうごこころの医療センター」に変更し、児童、思春期から成人、老年まで幅広い年齢層の患者に対して医療を提供していく。 ・尼崎総合医療センターにおいて、ひょうごこころの医療センター等との連携により、精神科専門医、救急医等関係診療科医が協力して身体合併症を有する精神疾患患者へ適切に対応
(ク) リハビリテーション医療	<ul style="list-style-type: none"> ・循環器疾患を中心に合併症等を軽減するため、急性期リハビリテーションを充実 ・リハビリテーション中央病院におけるロボットリハビリテーション、同西播磨病院におけるパーキンソン病等の神経変性疾患等について、診断・医療・リハビリの一貫した医療を充実
(ケ) その他政策医療	神経難病医療、腎疾患医療、感染症医療等を充実

② 診療機能の効率化

項目	効率化の内容	
公立病院等との再編・ネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> ・柏原病院と柏原赤十字病院を統合再編し、これまで両病院が提供してきた機能を維持・充実させるとともに、地域医療に関わる人材育成の中核病院としての役割を果たす。 ・姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院の統合再編の取組を推進 ・兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院のあり方検討委員会の報告を踏まえ対応を検討 ・県養成医が大幅に増加する中、県立病院が参画した形で、県内公立病院等と連携した医師の育成・教育支援に取り組む。 	
ICT化の推進	(ア) 電子カルテシステムの活用	電子カルテシステムを活用し、医療情報の共有化によるチーム医療や医療安全対策を推進
	(イ) 他の医療機関との情報ネットワーク化の推進	セキュリティ対策の確保を図りつつ、地域医療情報システムへの参画を推進するとともに、ウェブ（インターネットテレビ電話会議システム）を活用した症例検討や遠隔医療を充実
	(ウ) ICT化の推進	医療情報業務の専門人材の活用の推進

③ 各県立病院の役割を踏まえた診療機能

①、②を踏まえた各病院の役割と診療機能の基本的方向は次のとおりである。

病院名	全県機能	2次医療圏域機能
尼崎総合医療センター	成育医療、小児医療、小児3次救急医療、周産期医療、神経難病医療	3次救急医療、がん医療、心疾患医療、呼吸器医療、感染症医療(2種)、エイズ医療等
西宮病院	腎疾患医療(腎移植等)	3次救急医療、がん医療、脳血管疾患医療、糖尿病医療、周産期医療、災害医療
加古川医療センター	生活習慣病医療、緩和ケア医療、感染症医療(1種)	3次救急医療、災害医療、感染症医療(2種)、神経難病医療
淡路医療センター	地域医療の中核	がん医療、脳血管疾患医療、心疾患医療、3次救急医療、災害医療、周産期医療、小児救急医療等 地域医療の確保
ひょうごこころの医療センター	精神科3次救急医療、精神科専門医療(児童・思春期等)	認知症医療
柏原病院	総合診療医の育成 地域医療の中核	がん医療、3次的救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療等 地域医療の確保
こども病院	小児医療、小児3次救急医療、周産期医療、小児がん医療	
がんセンター	がん医療	
姫路循環器病センター	脳血管疾患医療、心疾患医療	3次救急医療、認知症医療、糖尿病医療、災害医療
粒子線医療センター 粒子線医療センター 附属神戸陽子線センター	粒子線医療	
災害医療センター	災害医療、3次(高度救命)救急医療	
リハビリテーション 中央病院	リハビリテーション医療	高次脳機能障害対策
リハビリテーション 西播磨病院	リハビリテーション医療	認知症医療

(2) 県立病院の建替整備等

① 計画的な建替整備等

[2018(H30)年度までの整備計画]

病院名	種別	供用開始	備考(予定)
粒子線医療センター 附属神戸陽子線センター	新規整備 (中央区港島南町)	2017(H29)年 12月	2014(H26)～2015(H27)年度 基本設計・実施設計 2015(H27)～2017(H29)年度 建設工事
柏原病院	統合再編整備 (丹波市氷上町石生)	2019(H31)年度 上期	2015(H27)～2016(H28)年度 基本設計・実施設計 2016(H28)～2018(H30)年度 建設工事
姫路循環器病センター	統合再編整備 (姫路市神屋町)	2022年度上期	2017(H29)・2018(H30)年度 基本設計・実施設計 2019(H31)～2021年度 建設工事

※1 がんセンターについては、がん医療の充実・普及などがんセンターを取り巻く環境や現在地周辺の埋蔵文化財試掘調査結果を踏まえ、建替整備方針を決定

※2 兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院のあり方検討委員会の報告を踏まえ対応を検討(再掲)

② 跡地利用

移転跡地については、資産の有効活用を図るため、基本的に売却する。

こども病院	既存施設のうち利用可能なものについては活用を図ることとし、医療機能を含む事業展開を行う事業者への売却を図る。
柏原病院	既存施設の利用の可否も含めた有効な利活用方策を検討

(3) 経営改革の推進

① 経営改革への取り組み

主要な経営指標について具体的な数値目標を設定し、より実効性及び透明性の高い経営改革を進め、収入の確保を図るとともに、収入に見合った費用への抑制に努める。

ア 収入の確保

- (ア) 地域の医療機関との連携強化（前方連携及び後方連携）、救急患者受入体制の強化等を通じ、新規患者を確保する。
- (イ) 診療報酬改定に的確に対応し県立病院の診療機能に相応しい施設基準を取得するなど適切な診療報酬請求を行う。
- (ウ) クリニカルパスの適用による医療の標準化の推進、入院前検査センターの拡充による入院前検査の外来実施等により、平均在院日数の適正化を図る。
- (エ) 診療報酬の増加に繋がる医療機器の整備・施設の改修等を適切に行う。
- (オ) 地域の医療ニーズに対応した適正な稼働病床数・病床機能への見直しを進め、病床の効率的な運用を図る。

イ 費用の抑制

- (ア) 診療報酬基準の改定等に応じた職員の適正配置を行う一方、業務委託の推進などにより、医業収益に対する給与費比率を抑制する。
- (イ) 同種同効の安価材料への統一化、診療材料コンサルティング業者のノウハウを活かした購入等により、診療材料費比率を抑制する。
- (ウ) 後発医薬品の使用拡大、購入方法の多様化、価格交渉の強化等により、薬品費比率を抑制する。
- (エ) 医療機器保守契約の一括契約化の推進、事務消耗品等の安価用品への切り替え等により、経費比率を抑制する。
- (オ) 高額医療機器の一括共同購入の推進等により、医療機器整備費を抑制する。

ウ 診療報酬制度等の見直しの要望

高度専門・特殊医療を担う公立病院が自立した経営を確保するため、消費税損税の解消等適正な診療報酬制度への見直しや交付税措置の的確な反映を行うよう関係機関と連携し国へ申し入れを行い改善を図る。

② 一般会計負担金

地方財政計画や地方公営企業繰出基準を踏まえた見直しを適時適切に行う。
なお、各年度の投資事業規模との関連で、必要な調整を行う。

[経営安定化に向けた各病院の取り組み]

病院名	取り組み内容
尼崎総合医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後方連携会議の本格稼働等による平均在院日数の短縮 ・ 総合入院体制加算 1 等の施設基準の取得
西宮病院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二次救急受入体制の充実や重症患者の確保 ・ むこねっとの活用や開業医訪問による紹介率の向上
加古川医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ リウマチ膠原病センターなどの本格診療による患者の確保 ・ 救命救急センターの機能に見合った重症患者の確保
淡路医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ あわじネットの活用など地域連携の推進による紹介患者の確保 ・ 休日入院など効率的な手術室運用による診療単価の向上
ひょうごこころの医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療連携の強化や断らない医療の徹底による紹介患者の増 ・ 入院患者の地域移行支援による在院日数の短縮
柏原病院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柏原赤十字病院との診療相互補完による患者確保 ・ 関係機関との連携強化による救急患者の確保
こども病院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急総合診療科を中心とした救急医療の充実 ・ 近隣医療機関との円滑な連携による患者確保
がんセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外来化学療法室増床による新規患者の確保 ・ 地域連携の推進による紹介患者の確保
姫路循環器病センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製鉄記念広畑病院との連携強化による経営の安定化 ・ 病床の効率的運用による病床利用率の向上
粒子線医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療連携推進による潜在患者の掘り起こし等による紹介患者の確保 ・ 保険適用された疾患の積極的 P R 及び附属神戸陽子線センターの新規整備による新規患者の確保

[病院事業全体の経営見通し]

区 分		H26 年度 (実績)①	H27 年度 (実績)②	H30 年度 (目標)③	②-①	③-①
経営 指標	病床利用率	80.6%	80.9%	87.3%	0.3%	6.7%
	職員給与費比率	62.7%	64.2%	59.1%	1.5%	△3.6%
	経常収支比率	99.4%	96.4%	100.6%	△3.0%	1.2%
経常損益		△6 億円	△42 億円	9 億円	△36 億円	15 億円

※経営指標は 10 病院

指定管理者(利用料金制)により運営している災害医療センター、リハビリテーション中央病院、リハビリテーション西播磨病院は除いている。

(4) 医師確保対策の推進

対 策	具体的な取り組み
① 医師の確保・育成	<p>ア 指導医を確保・育成するとともに、研修基盤の充実を行うなどにより、臨床研修医をはじめとした若手医師の確保・定着を図る。</p> <p>イ 新専門医制度に対応した研修プログラムの実施による若手医師や特定診療科医師の確保・育成を図る。</p> <p>ウ 県養成医師の育成拠点としての機能が果たせるよう、柏原病院の教育・研修機能の充実に努める。</p> <p>エ 「地域医療活性化センター」との連携により、医師の安定的な確保・定着方策を推進する。</p> <p>オ 中・西播磨地域に勤務する医師を確保するため、修学資金制度を実施するなど地域全体で医師を育てる仕組みの構築を図る。</p> <p>カ 系列大学等との連携を図り、魅力ある研修フィールドの提供等により、若手医師の確保・養成を図る。</p>
② 魅力ある環境の整備	<p>ア 医療秘書の設置により、医師の業務負担の軽減を図る。</p> <p>イ 高度先進医療機器の新規導入など魅力ある環境の整備を進める。</p> <p>ウ 女性医師が働きやすい環境整備を、より一層推進する。</p>

(5) 看護師確保対策の推進

対 策	具体的な取り組み
① 看護師の確保	<p>ア 地方試験会場での採用試験の実施</p> <p>イ 県立病院における看護師の地域偏在や新病院整備に伴う看護師の増員に対応するため、看護師修学資金制度を実施する。</p> <p>ウ 7対1看護要件の見直し等、今後の診療報酬改定に的確に対応し、適切な看護体制の整備に取り組む。</p>
② 魅力ある環境の整備	<p>ア 認定看護師等の養成に向けた派遣研修制度の活用により、キャリア支援の充実を図る。</p> <p>イ 看護補助者の効果的な配置等により、看護師の業務負担の軽減を図る。</p> <p>ウ 看護師のニーズに応じた多様な勤務形態を整備するなど、魅力ある職場環境づくりを更に推進する。</p>

(6) 定員・給与の見直し

自立した経営の実現に向け、職員給与費比率の改善を図るため、定員及び給与制度の見直しを行う。

① 医療職員の適正配置

医師等の医療職員については、新病院の整備や診療機能の高度化、診療報酬基準の改定及び地域の医療ニーズを踏まえた稼働病床数・病床機能への見直し等に応じた適正配置を行う。

② 定員の見直し [平成 30 年度までの削減数：約 300 人 (正規職員)]

ア 嘱託化、委託化を推進し、医療技術職員(検査、放射線等)の定員の概ね 2 割(平成 19 年度比)を削減する。

イ 看護業務の嘱託化等の見直しにより、外来部門の看護師定員の概ね 3 割(平成 19 年度比)を削減する。

ウ 事務職、技能労務職等職員の定員の概ね 3 割(平成 19 年度比)を削減する。

平成 20～28 年度の削減実績を踏まえ、平成 29～30 年度で残りの概ね 3 %の定員の削減に取り組む。

③ 給与の見直し

給与抑制のあり方について、病院事業の経営状況等を勘案し、県全体の動向を踏まえた見直しを検討する。

(7) 組織体制の見直し

病院事業を取り巻く環境の変化に迅速かつ機動的に対応し、県民に良質で安全な医療を効果的かつ効率的に提供するため、課題に応じた組織・職制の見直しを行う。

① 医療機能の高度化・専門分化、医療ニーズの多様化、診療報酬の改定等に迅速、的確かつ柔軟に対応できる組織・職制の整備を行う。

② 新病院の開設にあたり、病院機能が十分発揮できるよう、複数の診療科、多職種の協働による専門センター制を推進するなど、効果的、効率的な組織・職制の整備を行う。

4 病院事業の経営形態のあり方検討

本県病院事業は、平成 26 年度以降、消費税増税による損税の拡大、診療機能拡充に伴う給与等の費用の増により赤字となっているが、今後の経営改革への取組の推進により、病院事業全体で平成 29 年度の収支均衡を目指している。

このような中で、地方独立行政法人制度適用については、検討を行ったものの、現時点では多額に上る初期投資等の財源確保など解決すべき課題が多い。

このため、「新県立病院改革プラン」の終期である平成 32 年度までは、地方公営企業法の全部適用を維持する。

地方独立行政法人制度適用の是非については、他団体の動向を注視しながら引き続き検討する。

【平成30年3月改定】

4 病院事業の経営形態のあり方検討

本県病院事業は、2014(H26)年度以降、消費税増税による損税の拡大、診療機能拡充に伴う給与等の費用の増により赤字となっているが、今後の経営改革への取組の推進により、病院事業全体で 2017(H29)年度の収支均衡を達成する見込みである。今後とも黒字基調の経営を行っていくこととしている。

このような中で、地方独立行政法人制度適用については、検討を行ったものの、現時点では多額に上る初期投資等の財源確保など解決すべき課題が多い。

このため、「新県立病院改革プラン」の終期である 2020 年度までは、地方公営企業法の全部適用を維持する。

地方独立行政法人制度適用の是非については、他団体の動向を注視しながら引き続き検討する。

(参考)

1 病院事業全体の経営見通し

区		分	H19年度 (実績)	H20年度 (実績)	H21年度 (実績)	H22年度 (実績)	
収益的 収支	指標	病床利用率	81.3	80.2	82.4	83.3	
		職員給与費比率	66.5	65.9	62.7	61.5	
		経常収支比率	94.7	95.4	98.4	100.7	
	収支	経常収益	(A)	831	841	872	952
		(うち一般会計繰入金)	(B)	110	109	113	122
		経常費用	(C)	875	879	886	946
		当期経常損益	(D = A - C)	△ 44	△ 39	△ 13	6
		特別損益	(E)	△ 1	△ 1	△ 8	△ 1
	当期純損益	(F = D + E)	△ 45	△ 40	△ 21	5	
	資金収支	(G)	△ 9	1	22	46	
資本的 収支	収入	(H)	202	133	200	214	
	(うち一般会計繰入金)	(I)	42	40	42	42	
	(うち一般会計繰入金調整)	(J)	0	0	0	0	
	支出	(K)	199	133	217	246	
	差引(資金収支)	L = H - K)	3	0	△ 17	△ 32	
一般会計繰入金の合計		B + I - J)	152	149	155	164	
総資金収支		M = G + L)	△ 6	1	5	14	
内部留保資金残高		(N = M + N [前年度])	5	6	11	25	

※指標は災害医療センター・リハビリテーション病院を除く。

※計数については億円未満を四捨五入のため、合計が合わない場合がある。

※資本的収支の一般会計繰入金については、各年度の投資事業規模との関連で必要な調整を行う。

2 県立病院の経営目標

区	分	尼崎・塚口			西宮	加古川	淡路	
		尼崎	塚口	合計				
指標	病床利用率	H21(A)	92.9	68.4	83.7	88.9	81.4	89.3
		H25(B)	91.9	73.3	84.9	81.2	84.2	83.3
		H30(C)	-	-	97.0	86.9	88.1	88.4
		差引(B-A)	△ 1.0	4.9	1.2	△ 7.7	2.8	△ 6.0
		差引(C-A)	-	-	13.3	△ 2.0	6.7	△ 0.9
	職員給与費比率	H21(A)	50.9	75.8	57.5	63.0	73.4	71.0
		H25(B)	52.4	69.5	57.3	61.7	63.4	72.4
		H30(C)	-	-	57.2	61.6	57.1	63.4
		差引(B-A)	1.5	△ 6.3	△ 0.2	△ 1.3	△ 10.0	1.4
		差引(C-A)	-	-	△ 0.3	△ 1.4	△ 16.3	△ 7.6
	経常収支比率	H21(A)	104.4	90.6	100.2	98.1	90.8	100.6
		H25(B)	105.9	100.6	104.3	105.4	98.8	93.6
		H30(C)	-	-	99.9	102.1	102.6	99.9
		差引(B-A)	1.5	10.0	4.1	7.3	8.0	△ 7.0
		差引(C-A)	-	-	△ 0.3	4.0	11.8	△ 0.7
経常損益	H21(A)	6	△ 5	1	△ 1	△ 10	0	
	H25(B)	9	0	9	5	△ 1	△ 7	
	H30(C)	-	-	0	3	4	0	
	差引(B-A)	4	5	8	6	9	△ 7	
	差引(C-A)	-	-	△ 1	4	13	0	

(単位：%、億円)

H23年度 (実績)	H24年度 (実績)	H25年度 (実績)	H26年度 (実績)	H27年度 (実績)	H28年度	H29年度	H30年度
82.7	83.1	80.6	80.6	80.9	83.9	86.9	87.3
61.4	63.4	61.0	62.7	64.2	61.4	59.6	59.1
101.5	100.4	100.5	99.4	96.4	98.3	100.2	100.6
991	1,023	1,032	1,115	1,149	1,260	1,312	1,343
132	138	142	142	149	155	155	158
978	1,019	1,027	1,121	1,191	1,281	1,310	1,334
13	4	5	△ 6	△ 42	△ 21	2	9
△ 3	4	△ 20	△ 8	△ 49	△ 35	△ 1	0
10	8	△ 15	△ 14	△ 91	△ 56	1	9
70	65	67	34	3	29	61	76
116	209	192	334	289	130	232	212
50	51	51	57	47	48	63	55
△ 15	△ 14	△ 13	△ 16	△ 13	△ 13	△ 13	△ 13
168	261	245	392	302	173	286	270
△ 52	△ 52	△ 53	△ 58	△ 13	△ 43	△ 54	△ 58
167	175	180	182	183	190	205	200
18	13	14	△ 24	△ 10	△ 14	8	18
43	56	70	46	36	22	30	48

(単位：%、億円)

光風 (こころ)	柏原	こども	がん	姫路	粒子	合計
71.6	61.3	89.6	87.3	69.4	81.3	82.4
63.9	81.5	89.0	81.7	67.7	85.2	80.6
80.1	88.7	88.3	82.5	76.4	76.2	87.3
△ 7.7	20.2	△ 0.6	△ 5.6	△ 1.7	3.9	△ 1.8
8.5	27.4	△ 1.3	△ 4.8	7.0	△ 5.1	4.9
139.5	123.9	72.0	49.8	46.9	24.1	62.7
157.2	95.9	71.6	46.0	48.5	23.6	61.0
119.0	88.0	72.2	45.5	47.5	37.0	59.1
17.7	△ 28.0	△ 0.4	△ 3.8	1.6	△ 0.5	△ 1.7
△ 20.5	△ 35.9	0.2	△ 4.3	0.6	12.9	△ 3.6
92.3	72.6	102.8	102.4	103.9	98.7	98.4
85.2	85.5	100.6	104.1	103.1	103.1	100.5
102.2	91.7	101.3	100.8	103.5	101.3	100.6
△ 7.1	12.9	△ 2.2	1.7	△ 0.8	4.4	2.1
9.9	19.1	△ 1.5	△ 1.6	△ 0.4	2.6	2.2
△ 3	△ 10	3	3	4	0	△ 13
△ 6	△ 7	1	5	3	1	5
1	△ 5	2	1	5	△ 2	9
△ 3	3	△ 2	2	△ 1	1	18
4	5	△ 1	△ 2	0	0	22

(参考)

1 病院事業全体の経営見通し

区 分		2007 (H19) (実績)	2008 (H20) (実績)	2009 (H21) (実績)	2010 (H22) (実績)	2011 (H23) (実績)	2012 (H24) (実績)
収益的 収支	病床利用率	81.3	80.2	82.4	83.3	82.7	83.1
	職員給与費比率	66.5	65.9	62.7	61.5	61.4	63.4
	経常収支比率	94.7	95.4	98.4	100.7	101.5	100.4
	経常収益 (A)	831	841	872	952	991	1,023
	(うち一般会計繰入金) (B)	110	109	113	122	132	138
	経常費用 (C)	875	879	886	946	978	1,019
	当期経常損益 (D = A - C)	△ 44	△ 39	△ 13	6	13	4
	特別損益 (E)	△ 1	△ 1	△ 8	△ 1	△ 3	4
当期純損益 (F = D + E)	△ 45	△ 40	△ 21	5	10	8	
資金収支 (G)	△ 9	1	22	46	70	65	
資本的 収支	収入 (H)	202	133	200	214	116	209
	(うち一般会計繰入金) (I)	42	40	42	42	50	51
	(うち一般会計繰入金調整) (J)	0	0	0	0	△ 15	△ 14
	支出 (K)	199	133	217	246	168	261
	差引(資金収支) (L = H - K)	3	0	△ 17	△ 32	△ 52	△ 52
一般会計繰入金の合計 (B + I - J)	152	149	155	164	167	175	
総資金収支 (M = G + L)	△ 6	1	5	14	18	13	
内部留保資金残高 (N = M + N(前年度))	5	6	11	25	43	56	

※指標は災害医療センター・リハビリテーション病院を除く。

※計数については億円未満を四捨五入のため、合計が合わない場合がある。

※資本的収支の一般会計繰入金については、各年度の投資事業規模との関連で必要な調整を行う。

2 県立病院の経営目標

区 分	尼崎・塚口			西宮	加古川	淡路		
	尼崎	塚口	合計					
指標	病床利用率	2009 (H21) (A)	92.9	68.4	83.7	88.9	81.4	89.3
		2013 (H25) (B)	91.9	73.3	84.9	81.2	84.2	83.3
		2018 (H30) (C)	-	-	95.0	87.3	83.6	87.8
		2020 (D)	-	-	95.0	87.3	83.6	87.8
		差引 (B-A)	△ 1.0	4.9	1.2	△ 7.7	2.8	△ 6.0
		差引 (C-A)	-	-	11.3	△ 1.6	2.2	△ 1.5
	差引 (D-A)	-	-	11.3	△ 1.6	2.2	△ 1.5	
	職員給与費比率	2009 (H21) (A)	50.9	75.8	57.5	63.0	73.4	71.0
		2013 (H25) (B)	52.4	69.5	57.3	61.7	63.4	72.4
		2018 (H30) (C)	-	-	56.3	62.8	60.4	63.3
		2020 (D)	-	-	56.6	62.8	60.5	63.2
		差引 (B-A)	1.5	△ 6.3	△ 0.2	△ 1.3	△ 10.0	1.4
		差引 (C-A)	-	-	△ 1.2	△ 0.2	△ 13.0	△ 7.7
	差引 (D-A)	-	-	△ 0.9	△ 0.2	△ 12.9	△ 7.8	
	経常収支比率	2009 (H21) (A)	104.4	90.6	100.2	98.1	90.8	100.6
		2013 (H25) (B)	105.9	100.6	104.3	105.4	98.8	93.6
		2018 (H30) (C)	-	-	100.9	102.8	101.8	100.7
		2020 (D)	-	-	100.9	102.5	101.6	101.2
差引 (B-A)		1.5	10.0	4.1	7.3	8.0	△ 7.0	
差引 (C-A)		-	-	0.7	4.7	11.0	0.1	
差引 (D-A)	-	-	0.7	4.4	10.8	0.6		
経常損益	2009 (H21) (A)	6	△ 5	1	△ 1	△ 10	0	
	2013 (H25) (B)	9	0	9	5	△ 1	△ 7	
	2018 (H30) (C)	-	-	3	3	2	1	
	2020 (D)	-	-	3	3	2	2	
	差引 (B-A)	3	5	8	6	9	△ 7	
	差引 (C-A)	-	-	2	4	12	1	
差引 (D-A)	-	-	2	4	12	2		

(単位：%、億円)

2013(H25) (実績)	2014(H26) (実績)	2015(H27) (実績)	2016(H28) (実績)	2017(H29)	2018(H30)	2019(H31)	2020
80.6	80.6	80.9	83.7	85.0	86.2	84.6	86.2
61.0	62.7	64.2	61.6	59.8	59.6	59.7	58.6
100.5	99.4	96.4	98.3	100.1	100.4	100.4	100.9
1,032	1,115	1,149	1,257	1,312	1,324	1,331	1,353
142	142	149	155	157	154	157	157
1,027	1,121	1,191	1,278	1,311	1,318	1,326	1,341
5	△ 6	△ 42	△ 21	1	6	5	12
△ 20	△ 8	△ 49	△ 35	△ 1	5	△ 21	0
△ 15	△ 14	△ 91	△ 56	0	11	△ 16	12
67	34	3	29	59	73	47	74
192	334	289	139	212	232	265	257
51	57	47	48	63	62	60	62
△ 13	△ 16	△ 13	△ 13	△ 13	△ 13		
245	392	302	184	264	301	305	299
△ 53	△ 58	△ 13	△ 45	△ 52	△ 69	△ 40	△ 42
180	182	183	190	207	203	217	219
14	△ 24	△ 10	△ 16	7	4	7	32
70	46	36	20	27	31	38	70

(単位：%、億円)

こころ	柏原	こども	がん	姫路	粒子	合計
71.6	61.3	89.6	87.3	69.4	81.3	82.4
63.9	81.5	89.0	81.7	67.7	85.2	80.6
77.9	89.3	90.2	80.1	76.8	73.7	86.2
80.1	88.4	90.2	80.1	76.8	72.7	86.2
△ 7.7	20.2	△ 0.6	△ 5.6	△ 1.7	3.9	△ 1.8
6.3	28.0	0.6	△ 7.2	7.4	△ 7.6	3.8
8.5	27.1	0.6	△ 7.2	7.4	△ 8.6	3.8
139.5	123.9	72.0	49.8	46.9	24.1	62.7
157.2	95.9	71.6	46.0	48.5	23.6	61.0
131.1	84.5	75.3	43.6	49.5	34.2	59.6
119.0	65.4	72.4	43.7	49.6	34.7	58.6
17.7	△ 28.0	△ 0.4	△ 3.8	1.6	△ 0.5	△ 1.7
△ 8.4	△ 39.4	3.3	△ 6.2	2.6	10.1	△ 3.1
△ 20.5	△ 58.5	0.4	△ 6.1	2.7	10.6	△ 4.1
92.3	72.6	102.8	102.4	103.9	98.7	98.4
85.2	85.5	100.6	104.1	103.1	103.1	100.5
96.9	91.1	100.3	102.1	101.8	103.3	100.4
100.7	95.0	101.1	101.4	101.8	108.3	100.9
△ 7.1	12.9	△ 2.2	1.7	△ 0.8	4.4	2.1
4.6	18.5	△ 2.5	△ 0.3	△ 2.1	4.6	2.0
8.4	22.4	△ 1.7	△ 1.0	△ 2.1	9.6	2.5
△ 3	△ 10	3	3	4	0	△ 13
△ 6	△ 7	1	5	3	1	5
△ 1	△ 5	0	3	2	1	6
0	△ 4	2	2	2	2	12
△ 3	3	△ 2	2	△ 1	1	18
2	5	△ 3	0	△ 2	1	19
3	6	△ 1	△ 1	△ 2	2	25

3 貸借対照表

(参考)H30年度末

(単位:億円)

資産の部		負債の部	
1 固定資産	1,564	3 固定負債	1,487
(1)有形固定資産等	1,564	(1)企業債	1,184
		(2)他会計借入金	67
2 流動資産	214	(3)引当金	110
		(4)長期前受金	126
		4 流動負債	265
		(うち企業債	99)
		負債の部計	1,752
		資本の部	
		5 資本金	221
		(1)自己資本金	221
		6 剰余金	△ 195
		(1)資本剰余金	50
		(2)欠損金	△ 245
		資本の部計	26
資産の部 合計	1,778	負債・資本の部 合計	1,778

【平成30年3月改定】

(参考)2020年度末

(単位:億円)

資産の部		負債の部	
1 固定資産	1,718	3 固定負債	1,662
(1)有形固定資産等	1,718	(1)企業債	1,297
		(2)他会計借入金	68
2 流動資産	241	(3)引当金	132
		(4)長期前受金	165
		4 流動負債	273
		(うち企業債	102)
		負債の部計	1,935
		資本の部	
		5 資本金	222
		(1)自己資本金	222
		6 剰余金	△ 198
		(1)資本剰余金	50
		(2)欠損金	△ 248
		資本の部計	24
資産の部 合計	1,959	負債・資本の部 合計	1,959

(5) 公立大学法人兵庫県立大学

[改革の基本方向]

- ① 中期計画の達成に向け、後半の3か年（H28～H30）において、少子化により激化する大学間競争や地域創生の推進などの環境変化にも対応するため、学部・学科等の再編をはじめとした教育、研究の充実強化、産学連携や地域連携等による社会貢献など、個性、特色豊かな魅力ある大学づくりに取り組む。
- ② 理事長、学長の分離に対応し、円滑な運営ができる新たな管理運営体制を確立する。
- ③ これまでの取組を検証するなど、次期中期目標を策定する。

(参考) 中期計画前半（H25～H27）における大学の個性化、特色化の主な取組

- ① 教育「次代を支え挑戦する人材を育成」
 - ・リーディング大学院(ピコバイオロジー専攻(H25.4)、共同災害看護学専攻(H26.4))開設
 - ・経済学部国際キャリアコースにおける英語による卒業論文の導入(H26)
 - ・経営研究科介護マネジメントコース開設(H26.4)
 - ・シミュレーション学研究科博士後期課程、地域資源マネジメント研究科開設(H26.4)
- ② 研究「世界へ発信し地域に貢献する研究を推進」
 - ・環境人間学部先端食科学研究センター開設(H25.4)
 - ・姫路工学キャンパス建替整備着手(H26)
 - ・周産期ケア研究センター開設(H27.7)
- ③ 社会貢献「地域再生の核として社会に貢献」
 - ・COC事業(地(知)の拠点整備事業)着手(H25)
 - ・グローバル人材の育成(グローバルリーダー教育ユニット開設(H25.4)等)
 - ・産学連携拠点(次世代水素触媒共同研究センター(H25.12)等)の開設
 - ・COC+事業(地(知)の拠点大学による地方創生推進事業)着手(H27)

1 教育、研究の充実強化

(1) 学部・学科等の再編

① 経済学部、経営学部

広い国際的視野と高いコミュニケーション能力を備え、グローバル社会で活躍できる人材育成を目指す観点と、独立大学院との連携を含む文系理系の分野を横断した特色ある教育を目指す観点から、英語による専門教育のコース新設も含め、平成31年4月の開設に向け、2つの学部へ再編を進める。

【平成30年3月改定】

① 経済学部、経営学部

独立大学院との連携を含む文系理系の分野を横断した特色ある教育を目指す観点と、広い国際的視野と高いコミュニケーション能力を備え、グローバル社会で活躍できる人材育成を目指す観点から、2019(H31)年4月に「社会情報科学部(仮称)」と「国際商経学部(仮称)」の新たな2つの学部へ再編する。

ア 新設する学部の概要

(7) 社会情報科学部(仮称)の開設

ビッグデータ・AI・IoT等、情報科学技術の飛躍的な進展による将来的な社会構造の
変革を見据え、社会科学と情報科学を融合した教育により、経済学・経営学の社会科学
の知識を背景に持ちながら情報科学や計算機科学等の知見・スキルを駆使して、新たな
社会的要請に応える創造的な人材を育成

【平成30年3月改定】

(イ) 国際商経学部（仮称）の開設

経済・経営学部を統合し、経済学・経営学の基礎の上に、それぞれの体系的な専門応用プログラム、経済経営の融合領域プログラム及びグローバル人材を養成する特別プログラムを提供し、より幅広い視野と高いスキルを持ってグローバル社会や地域で活躍できる人材を育成

イ 「社会情報科学部（仮称）」と「国際商経学部（仮称）」設置に伴う施設整備

(7) 新教育研究棟

社会情報科学部（仮称）において、ビッグデータの利活用等、情報科学・計算機科学のスキルを習得するとともに、データの背景を見抜き、新たな価値を創造できる人材を育成するため、高度演算装置等の機器を備え、データ流出を防止する高セキュリティ環境を有する新たな教育研究棟を整備する。

(イ) 国際学生寮

国際商経学部（仮称）を中心に、グローバル社会で活躍できる人材を育成するため、日本人学生と外国人学生が共同生活を送る国際学生寮を整備し、併せて県立大学全体の国際化を促進する国際交流センター機能も整備する。

② 環境人間学部のコース

地域の核となる人材育成など、社会ニーズを踏まえ、現在の食環境栄養課程と6コースを食環境栄養課程と4コース程度に再編し、平成30年4月の開設に向けて、新たなコースに合わせた専門科目の体系化を行う。

【平成30年3月改定】

② 環境人間学部のコース

地域の核となる人材育成など、社会ニーズを踏まえ、平成30年4月に現在の食環境栄養課程と6コースを食環境栄養課程と人間形成系など4コースへ再編する。

③ 情報系大学院

応用情報科学とシミュレーション学の相乗効果による課題解決が期待されていることから、2020年4月の開設に向けて、応用情報科学研究科とシミュレーション学研究科を統合する。

(2) 兵庫の強みを生かした特色ある研究、教育の展開

① 高度な科学技術基盤を活用した先端研究の推進

ア ピコバイオロジー研究の推進

生命科学研究科ピコバイオロジー専攻（H25.4開設）において、SPRING-8、SACLA等と連携した原子レベルでのタンパク質の解析等の研究を通じ、生命科学分野を中心に活躍するグローバルリーダーを養成する。

定員：8名/年 H28在学者数：23名

イ 世界最高水準の情報セキュリティ教育、研究の推進

世界最高水準の情報セキュリティ教育、研究を進めるカーネギーメロン大学（CMU）と連携したダブルディグリープログラムを引き続き推進し、情報セキュリティの専門家を育成する。特に、国内企業、大学からの学生の確保に積極的に取り組むとともに、CMU、企業との共同研究を進める。

定員：10名/年 H28 在学者数：20名

② 震災の経験、教訓を生かした教育、研究の推進

ア 減災復興政策研究科の開設（H29.4）

阪神・淡路大震災の経験と教訓を生かし、減災や復興に貢献する専門的な人材を育成するため、減災復興政策研究科を人と防災未来センター内に開設する。

定員：12名/年（10/14 募集開始）

【平成30年3月改定】

ア 減災復興政策研究科の開設（H29.4）

阪神・淡路大震災の経験と教訓を生かし、減災や復興に貢献する専門的な人材を育成するため、減災復興政策研究科を人と防災未来センター内に開設する。

博士前期課程 2017(H29).4 開設(定員:12名/年)

博士後期課程 2019(H31).4 開設予定(定員:2名/年)

イ 災害看護教育、研究の推進

阪神・淡路大震災の経験を経て災害看護学の礎を築いた本学をはじめとする5大学が共同し、災害現場における看護活動の中核を担う人材等、災害看護に関するあらゆる場において活躍できる人材を育成する。

定員：2名/年 H28 在学者数：6名

5大学：兵庫県立大、高知県立大、東京医科歯科大、千葉大、日本赤十字看護大

(3) 世界へ発信し地域に貢献する研究開発拠点の形成

① 姫路工学キャンパスの整備

平成30年度までに、新たに地域交流機能を有した新本館（仮称）など、建設予定の半分にあたる3つの建物を供用開始する。

整備年次：2014(H26)～2023年度 整備費：約115億円

2017(H29)～2018(H30)に供用開始する施設（仮称）

H29：新本館（管理、共通教育、交流）

H30：新1号館（電気系、共同利用機器）、新学生サークル会館

【参考】2019(H31)～2023に供用開始する施設（仮称） 新2号館～新4号館

② 周産期ケア研究センターにおける助産ケア方法の開発等の推進

出産から子育てまでを通じた支援プログラムや、看護師を対象に臨床実践を振り返る教育プログラム等の効果を科学的に検証し、助産ケア方法の研究、開発や質の高いケアを提供できる助産師の育成を推進する。

H27.7 開設 H28 研修参加者数：60名

③ 地域資源マネジメント研究科における人材育成の推進

コウノトリや山陰海岸ジオパーク等の地域資源を保全、活用することで、持続可能な地域社会づくりなどの課題解決に地域と連携しながら取り組む人材を育成する。

博士前期 H26.4 開設（定員：12名/年） 博士後期 H28.4 開設（定員：2名/年）

H28 在学者数 博士前期：28名 博士後期：2名

④ 自然・環境科学研究所における実践研究を通じた社会貢献

ア 自然環境部門（人と自然の博物館に設置）

丹波竜の調査、発掘など、自然史科学分野における研究、生物多様性及び地域資源の管理に関する研究を行い、これらの成果を生かした生涯学習支援等を推進

イ 地域資源マネジメント部門（コウノトリの郷公園に設置）

コウノトリの野生復帰、田園生態系やジオパークに関する地域環境学等の研究をもとに、地域の歴史を踏まえた健全な生態系と地域社会の再生を推進

ウ 森林・動物部門（森林動物研究センターに設置）

シカ、クマなどの野生生物の生理、生態を科学的にモニタリングする技術等を研究し、地域に密着し農林業被害を防ぐための実践活動を推進

エ 宇宙天文部門（天文科学センターに設置）

日本最大の光学赤外線望遠鏡「なゆた望遠鏡」を活用し、太陽系内の惑星から銀河までを観測し、天文に関する研究等を推進

オ 景観園芸部門（淡路景観園芸学校に設置）

栽培管理技術から花と緑のまちづくり、地域文化の創造、自然環境の保全、園芸療法の研究をもとに、良好な環境と景観形成を推進

また、景観園芸学校として、県行政との密接な関係を生かし、他大学の追随を許さない実践カリキュラムを充実させ、時代のニーズにあった人材を養成するとともに、現役社会人を対象とする実践教育を強化していく。

(4) 総合大学のメリットを生かした学際的教育の推進

① 各学部教員による専門的教育の推進

各学部、研究科の教員が専門的知識を簡潔に講義する科目を、全学共通教育の中で遠隔授業も活用しながら、他学部学生も受講可能とする仕組みを H29 年度から開始する。

② ユニット教育の充実

防災教育や、英語による専門教育等を学部の枠を超えて、総合的、体系的に履修できるユニット教育を推進する。

ア 防災教育ユニット

災害発生のしくみや災害対応をフィールドワーク等で学べる実践教育をより一層推進するため、新たに減災復興政策研究科と連携した科目を開設する。

H28 特別専攻：72 名 一般専攻：105 名 科目数：16

イ グローバル教育ユニット

国際社会や地域社会で主体的に活躍する人材の育成を推進するため、1 年次での実践的な英語能力を高める科目や国際理解等に関する科目数を 5 から 13 に増やすとともに、各学部での英語での専門教育や海外研修の充実に取り組む。

定員：100 名 H28 受講者数：113 名 海外研修参加者数：76 名

③ 全学共通教育の科目体系の見直し

学生が、自らの専門に加え、学士として身に付けるべき教養を体系的に学ぶことができるよう、全学共通教育の科目体系の見直しを図る。

(5) 学生支援の推進

① 寄附金を活用した学生支援

県民、企業等からの寄附金を原資とした「学生飛躍基金」や「学生応援基金」を活用した奨学金などの修学環境の整備により、学生や学生団体を支援する。

ア 学生飛躍基金（H25.11 設置、H27 末基金額：94 百万円）

平成 26 年度に実施したふるさとひょうご寄附金などを原資として、学業やスポーツ、地域貢献活動等において優秀な成績を収めた学生、学生団体を支援

- ・各学部、研究科の学業成績で最も優れた学生
- ・地域や自治体への貢献活動で成果等をあげている学生団体
- ・部活動やサークル活動等の課外活動で優れた業績をあげた学生、学生団体

イ 学生応援基金（H28.4 設置、H30 目標額：9 百万円）

ふるさとひょうご寄附金制度を活用し、学生のボランティア活動等を支援

- ・防災教育、ボランティア活動
- ・地域創生への取組活動
- ・海外との交流活動
- 等

② 給付型奨学金制度等を踏まえた就学支援

国が新たに実施する給付型や所得連動返還型の奨学金制度を踏まえながら、授業料減免制度の見直しの検討などを通じ、意欲ある学生の就学の機会を支援する。

(6) 中高大連携教育の充実

① 教育の充実と人材の育成

大学教員による課題研究指導、留学生との交流など大学の教育研究資源を活用した連携教育の充実により、科学技術研究の後継者や国際感覚豊かな人材を育成、確保

② 新たな展開

移管により大学と附属学校を一体的に運営できることとなった強みを生かし、中高大一貫教育や入学者選抜方法などのあり方を検討

2 社会貢献の推進

(1) 産学連携の推進

① 産学連携・研究推進機構による研究成果の地域企業への還元

テクノロジーサポートセンターの技術相談やものづくり教育、次世代水素触媒共同研究センターにおける水素や燃料電池等の次世代産業分野での研究成果を地域企業に還元する。

また、教員の研究分野やマッチング等の成果を県内外へ発信し、県内企業利用を推進する。

H27 企業等からの相談件数：235 件

② 放射光の産業利用の促進

放射光ナノテクセンターや高度産業科学技術研究所において、企業との共同研究等を実施し、放射光の産業利用を促進する。

H27 県有 BL 産業利用件数：65 件、ニューズバル産業利用件数：39 件

③ 金属新素材研究の推進

【平成30年3月改定】

産学官の連携のもと、高付加価値化を実現する金属素材製造・加工技術を開発し、中小企業への技術移転を通じ次世代産業の生産拡大を図るため、県立工業技術センターが整備する金属新素材研究センターの運営に参画する。（設置場所：姫路工学キャンパス内）

③ 熟練工の技を生かしたものづくり支援の推進

【平成30年3月改定】

④ 熟練工の技を生かしたものづくり支援の推進

地域企業が有する熟練工の技をデジタルデータ化することで、地域産業界のものづくり技術の向上を推進する。

H28 高度加工技術を有する熟練工の技のデジタル解析

H29、H30 実用化に向けた実証、研究

④ 先端医工学研究センターにおける医・産・学連携の推進

【平成30年3月改定】

⑤ 先端医工学研究センターにおける医・産・学連携の推進

医療機関、ものづくり企業と連携して、県立大学の医工学研究成果を活用することで、新産業の創生、最先端医療工学技術の実用化、産業化を推進する。

また、姫路市内で整備予定の県立新病院との連携も視野に、医・産・学連携を充実する。

主な研究テーマ ・医療ビッグデータ解析による先制医療、予測医療の実現

・ナノ結晶制御材料や金属ガラスをコアにした生体適合材料の開発 等

⑤ 情報系大学院における研究成果の社会還元

【平成30年3月改定】

⑥ 情報系大学院における研究成果の社会還元

ヘルスケア、情報セキュリティの分野やスーパーコンピュータ「京」を活用した研究について、計算科学連携センターも活用しながら、その成果の社会還元を推進する。

主な研究 ・医療、ヘルスケア技術分野への情報処理技術の適用（「第40回井植文化賞」受賞（H28））

・偽のウェブサイト判定技術の実用化に関する研究

(2) 地域連携の推進

① COC 事業等を継承した地域連携事業の推進

COC 事業（地（知）の拠点整備事業）終了後においても、その成果を継承し、コミュニティ・プランナー育成プログラムやCOC+事業と連携した取組を全学的に展開するなど、引き続き地域課題の解決に主体的に取り組む実践力を備えた人材を育成する。

COC 事業主な取組（COC 事業：大学が自治体と連携して地域活性化などの課題解決に取り組む事業）

・コウノトリ、ジオパーク等の自然資源の保全、活用と新たなサービスの創出など地域課題の解決に向けた6つのプロジェクトを展開

・6つのプロジェクト成果を踏まえたカリキュラム（五国豊穰プログラム）の実施により、地域課題の解決に主体的に取り組む実践力を備えた人材を将来にわたって育成

② 環境人間学部等による地域連携活動の推進

環境人間学部エコヒューマン地域連携センターや地域創造機構の活動を中心に、自治体や地域団体とのマッチングや共同プロジェクトの実施など地域連携活動を推進する。

③ 生涯学習等の支援

大学の教育研究資源を活用し、県民の多様な学習ニーズに応える公開講座等を開催する。

区分	H27 実績	H28 目標	H29 目標	H30 目標
公開講座の延べ受講者数	1,056 人	618 人	659 人	700 人

(3) 地域や企業が求める人材の育成

① コミュニケーション、課題解決能力を有する人材の育成

文部科学省の大学教育再生加速プログラムを活用し、卒業時における学生のコミュニケーション、課題解決能力等の向上を目指し、TOEIC等の外部試験も活用しながら入学時から卒業時までの学力向上を数値化するなどの教育プログラムを開発、実施する。

2017（H29） 環境人間学部で試行 2020 全学で実施

② 海外インターンシップ等によるグローバル人材の育成

県の海外事務所内に開設した大学の海外事務所を活用した短期海外インターンシップや海外大学との交流協定に基づく海外派遣などにより、学生の海外留学を拡充する。

区分	H27 実績	H28 目標	H29 目標	H30 目標
留学生派遣人数	162 人	128 人	139 人	150 人
うちインターンシップ数	3 人	4 人	9 人	

③ 地域の健康問題解決に貢献する人材の育成

全看護学部生が、看護師に加え保健師の受験資格を取得する教育カリキュラムを履修し、3年次には中山間地域での実習を取り入れるなど、地域の健康問題の解決に貢献できる人材を育成する。

H27 保健師国家試験合格者数：101人（合格率98.1%（目標合格率90%））

(4) 地域創生の推進など新たな課題への対応

① COC+事業（地（知）の拠点大学による地方創生推進事業）の推進

東京一極集中の是正など地域創生を担う人材を育成するための教育プログラムを開発、実施するとともに、喫緊の課題である学生の県内就職を促進するため、COC事業で得たノウハウやネットワークを生かし、インターンシップ事業やフィールド演習等を着実に推進する。

区分	H27実績	H28目標	H29目標	H30目標
インターンシップ参加者数	1,395人	1,433人	1,455人	1,478人

② 大学コンソーシアムひょうご神戸との連携促進

卒業者の県内就職率の向上に向け、大学コンソーシアムひょうご神戸との連携を通じた県内大学との連携を強化する。

区分	H27卒業生	H28卒業生目標	H29卒業生目標	H30卒業生目標
兵庫県立大学の就職率	98.2%	96.0%	96.0%	96.0%
県内就職率	39.3%	39.5%	41.1%	42.7%
県内大学の県内就職率	29.8%	31.0%	31.6%	32.3%

③ 第2新卒者の県内就職支援

県立大学の第2新卒者の本県への再就職を支援するための体制づくりに取り組む。

3 自主的、自律的な管理運営体制の確立

(1) 大学改革を進めるための法人運営体制の構築

① 理事長、学長の分離

公立大学法人への移行から3年経過し、大学運営は安定化している。

今後は、学生や企業、地域等から魅力ある大学との評価や知名度の向上を図るため、総合大学としての強みや旧三大学の伝統を生かした特長ある教育・研究・社会貢献を進めることが求められる。

このため、理事長・学長の連携を強化しながら、経営と教学の職務と責任を明確にし、理事長は法人経営に、学長が教学に専念し、それぞれがリーダーシップを発揮できる体制を平成29年度からスタートさせる。

② 県との円滑な連絡調整

大学改革や教育、研究の充実を推進するため、新たな協議、調整の場の創設を図るなど、県との連携を強化する。

(2) 教員体制の確立

① 平成30年度までに対19年度比で10%程度削減する一方、削減した定数の1/2に相当する5%を新規枠として活用するなど、魅力ある大学となるよう教員の適正配置を計画的に進める。

(30年度目標：584名（19年度）×0.95（0.9+0.05）=555名）

② 教育、研究、社会貢献、学内業務等の活動に対する教員評価について、評価結果を給与等に反映させるなどの取組を推進し、教員の質、意欲の向上を図る。

③ 教員任期制について、適用範囲の拡大、更新基準の適正化などに取り組み、教員の質を確保する。

④ 外部資金等も活用し、教育、研究の活性化に資する人材（客員教員、研究員）の確保に努める。

(3) 事務局職員体制の見直し

- ① 平成 30 年度までに 19 年度に比べ、30%削減に向けて、残る約 8%の削減を行う。
(30 年度目標 : 173 名 (19 年度) × 0.7 = 121 名)

区分	期間目標	H20~H28 実績	H29~H30
事務局職員	△30%	△22.5%	△約 8%

(参考) H19~H28 実績

区分	H19 年度	H28 年度実績
事務局職員	173 人	134 人 (△22.5%)

- ② 事務局職員の削減に合わせ、外部委託を活用するなど専門性が高く効率的な事務局体制を構築する。

(4) 安定した財務運営の確保

① 自主財源の確保

ひょうごふるさと納税を活用した学生応援基金について、学生災害ボランティアへの支援など、活用用途を明確にすることにより、寄附意欲を促し、効果的な募金活動を推進する。

区分	H28 目標	H29 目標	H30 目標
学生応援基金への寄附金額	3 百万円	3 百万円	3 百万円

② 外部資金の確保

中期目標に掲げる年間 25 億円の達成に向け、全分野において、研究活動の活性化を促し、更なる外部資金獲得に向けた取組を推進する。

ア 大型外部資金の獲得に向けたチームとしての取組を支援するための学内制度を整備

イ 産学連携・研究推進機構のコーディネーターやリサーチ・アドミニストレーター及び各教員の活動強化を推進

ウ テーマ選定、申請、プレゼンテーション技法の向上を推進

エ 資金獲得実績等に応じた研究費加算や配分、表彰など研究意欲を高める対策に取り組む。

区分	H27 実績	H30 目標
外部資金獲得額	19 億円	25 億円

③ 経営努力認定額の活用

経営努力によって得られた剰余金について、老朽化施設や設備の計画修繕、教育研究の質向上など、計画的な活用を図る。

(5) 施設の整備、充実

施設の計画的な老朽化対策を実施するため、経営努力認定額の活用をはじめ財政負担の軽減、平準化や財源確保に努める。

4 中期目標、中期計画の検証、次期計画の策定

中期目標、中期計画の達成に向け、各年度の業務実績を評価委員会が検証、評価し、毎年度公表する。

また、次期中期目標、中期計画の策定に向けた取組を進める。

[改革の基本方向]

- ① 社会経済情勢の変化や公社等経営評価委員会からの提言等を踏まえ、意義・役割の検証を行い、公社の持つ個別の機能を活かした行政サービスや新たな事業展開などさらなる改革を進める。
- ② 運営の効率化など経営改善を徹底するとともに運営の透明性の向上を図る。

1 各団体共通の取組み

(1) 職員数の見直し

① 県派遣職員の見直し

事務事業や組織の見直し等により、平成20～30年度において概ね50%の削減を行う。平成20～28年度の削減実績を踏まえ、平成29～30年度で残る概ね2%の削減に取り組む。なお、即戦力となる人材の確保及び人件費の合理化のため、平成19年度の県派遣の概ね20%にあたる職員をOB職員に振り替える。

② プロパー職員の見直し

既に平成30年度までの期間目標を達成しているが、一般行政部門に類似する業務への従事職員については、退職不補充を基本に、引き続き適正な職員数の管理に取り組む。

公社経営に直結する収益部門等の従事職員については、経営状況を踏まえた適正配置を行う。

区 分	期間目標	H20～H28 実績	H29～H30
県 派 遣 職 員 (当初配置職員)	△50%	△47.6%	約△2%
プロパー職員 (当初配置職員)	△10%	△20.9%	—
うち一般行政類似部門	△30%	△37.7%	—

※1 「当初配置職員」は、新行革プラン策定時の所管分野の職員数

※2 知識・技能等公社ごとの要請に応じて、概ね20%程度の県OB職員を活用

(参考) 平成20～28年度の実績

区 分	H19年度	H28年度(実績)
県 派 遣 職 員	576人 *a	401人(△30.4%)
当初配置職員	576人	302人(△47.6%)
その後の業務移管等	—	99人(—)
プロパー職員	1,880人	1,814人(△ 3.5%)
当初配置職員	1,880人	1,487人(△20.9%)
うち一般行政類似部門	591人	368人(△37.7%)
その後の業務移管等	—	327人(—)
小 計	2,456人	2,215人(△ 9.8%)
県OB職員の活用	107人 *b	175人(+63.6%) *c
計	2,563人	2,390人(△ 6.7%)

※1 「その後の業務移管」は、新行革プラン策定後の業務移管等に伴う職員数

※2 県OB職員は、常勤職員を記載。平成28年度時点の県OB職員への振替は11.8%
 $((175人(*c)-107人(*b))/576人(*a))$

(2) 給与の見直し

県に準拠した給与抑制措置を実施している団体においては、県の動向を踏まえつつ、各団体の経営状況等を勘案して縮小を図る。2019(H31)年度以降についても、県準拠を基本に取り組む。

独自の給与抑制措置を実施している団体においては、自立した経営基盤を確保する観点から、その取扱いを定める。

区 分		取組内容
役 員	理事長等の常勤役員	<ul style="list-style-type: none"> 給与については、人事委員会勧告に基づく県の再任用職員の給与との均衡を考慮して決定 特別職・管理職と同様に減額措置を縮小 給料月額：△7% (H26) →△5.8% (H29) 期末手当：△25% (H26) →△10% (H29)
	非常勤監事	<ul style="list-style-type: none"> 給与は、人事委員会勧告に基づく県の再任用職員の給与との均衡を考慮して決定 月額報酬：△15% (H26) →△6% (H29)
プロパー職員	県準拠の給与制度	<ul style="list-style-type: none"> 県職員に準じた見直しを実施 収益部門を有する団体については、採算性を確保する観点から必要に応じて更なる見直しを実施
	独自の給与制度	<ul style="list-style-type: none"> 各団体の経営状況等に応じて見直しを実施

[標準給料月額]

(単位：円)

区 分	H19年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	500,000	458,000	450,000	453,000	454,000
大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	450,000	398,000	391,000	394,000	395,000
中小規模団体の専務理事・常務理事等	400,000	359,000	357,000	359,000	360,000

(参考) 各団体において現在行っている給与見直しの取組状況 (県職員に準じた見直し以外のもの)

区分	団体名	主な取組内容
県準拠の給与制度 (収益部門を有する団体)	(社福)兵庫県社会福祉協議会	定期昇給の抑制、管理職手当の削減
	(公財)ひょうご環境創造協会	定期昇給の抑制、期末・勤勉手当の抑制
	新西宮ヨットハーバー(株)	初任給基準の引下げ
	(公財)兵庫県園芸・公園協会	地域手当の廃止
	兵庫県住宅供給公社	地域手当の引下げ
独自の給与制度	(社福)兵庫県社会福祉事業団	給料水準の引下げ
	(公財)兵庫県勤労福祉協会	給料水準の引下げ、諸手当の一部廃止
	ひょうご埠頭(株)	初任給基準の引下げ
	(株)夢舞台	定期昇給の抑制

【平成30年3月改定】

区 分		取組内容
役 員	理事長等の常勤役員	<ul style="list-style-type: none"> 給与については、人事委員会勧告に基づく県の再任用職員の給与との均衡を考慮して決定 特別職・管理職と同様に減額措置を縮小 給料月額：△7% (H26) →△5.4% (H30) 期末手当：△25% (H26) →△5% (H30)
	非常勤監事	<ul style="list-style-type: none"> 給与は、人事委員会勧告に基づく県の再任用職員の給与との均衡を考慮して決定 月額報酬：△15% (H26) →△3% (H30)
プロパー職員	県準拠の給与制度	<ul style="list-style-type: none"> 県職員に準じた見直しを実施 収益部門を有する団体については、採算性を確保する観点から必要に応じて更なる見直しを実施
	独自の給与制度	<ul style="list-style-type: none"> 各団体の経営状況等に応じて見直しを実施

〔標準給料月額〕

(単位：千円)

区 分	H19	H26	H27	H28	H29	H30
大規模団体や職務が困難な団体の理事長等	500	458	450	453	454	458
大規模団体の専務理事・常務理事や中規模団体の理事長等	450	398	391	394	395	399
中小規模団体の専務理事・常務理事等	400	359	357	359	360	363

(参考) 各団体において現在行っている給与見直しの取組状況 (県職員に準じた見直し以外のもの)

区分	団体名	主な取組内容
県準拠の給与制度 (収益部門を有する団体)	(社福)兵庫県社会福祉協議会	管理職手当の削減
	(公財)兵庫県健康財団	地域手当の引下げ
	(公財)ひょうご環境創造協会	定期昇給の抑制、期末・勤勉手当の抑制
	新西宮ヨットハーバー(株)	初任給基準の引下げ
	(公財)兵庫県園芸・公園協会	地域手当の廃止
	兵庫県住宅供給公社	地域手当の引下げ
独自の給与制度	(社福)兵庫県社会福祉事業団	給料水準の引下げ
	(公財)兵庫県勤労福祉協会	給料水準の引下げ、諸手当の一部廃止
	ひょうご埠頭(株)	初任給基準の引下げ
	(株)夢舞台	定期昇給の抑制

(3) 県の財政支出の見直し

① 財政支出の見直し

社会経済情勢の変化等を踏まえ、県からの委託事業や補助事業、県派遣職員を含めた人員体制を見直すことから、平成30年度における県からの一般財源支出額は、89億円程度と見込んでいる。

(参考) 県の財政支出の見直し (見込み)

(単位：百万円)

区 分	H19年度 (うち一般財源)	H28年度 (うち一般財源)	H28/H19 増減率	H30年度 (うち一般財源)	H30/H19 増減率
委 託 料	43,271 (9,643)	26,463 (5,562)	△38.8% (△42.3%)	33,110 (8,880)	△32.0% (△38.1%)
補 助 金	5,393 (4,710)	4,768 (3,420)	△11.6% (△27.4%)		
基金充当額	5,637	2,985	△47.0%	2,970	△47.3%
計	54,301 (14,353)	34,216 (8,982)	△37.0% (△37.4%)	36,080 (8,880)	△33.6% (△38.1%)

② 損失補償等債務額の縮減

事務執行の効率化等による職員数の見直し、経費の削減や新たな事業展開等により、公社等の経営改善を徹底し、県の損失補償等債務額の縮減を図る。

(4) 運営の透明性の向上等

① 情報公開の推進

業務・財務等に関する文書に加え、県からの財政支援・人的支援について、情報公開・情報提供を推進する。

県は、ホームページ等を活用し、一元的に情報提供を行う。

② 監査体制の強化

監事を公認会計士、税理士又は経理事務に精通した者が務めるとともに、会計監査人の設置が義務づけられていない団体についても、公認会計士等による外部監査の導入に努める。

③ 契約手続の適正化

公社等と他の事業者との契約手続について、一般競争入札の適用範囲の拡大等を図る。

(5) 継続的なフォローアップの強化

① 公社等経営評価委員会による点検・評価

毎年度の決算を踏まえた経営状況の点検・評価や経営課題等について、専門的な指導・助言を実施する。

また、2019(H31)年度以降の公社等の経営評価のあり方について検討する。

② 資金管理委員会による点検・評価

安全かつ有利な資金運用を推進するため、県が策定した資金運用指針に沿って各団体が策定した資金運用方針に基づき、専門的立場から、運用状況の点検・評価、指導、助言を実施する。

③ 公社等の見直し

各公社等について、民間との役割分担や廃止した場合の影響などの観点からその必要性を検証するなど、引き続き不断の取組みとしての見直しを行う。

2 今後の主な取組内容

社会経済情勢の変化や県民ニーズ等を踏まえ、公社等の持つ個別の機能を活かし、県との連携のもと、公的セクターとしての役割を担う取組みを進め、原則として平成30年度までに各取組みの具体化を図る。

団体名	項目	取組内容
兵庫県道路公社	播但連絡道路の利用促進策	沿線市町・観光施設等と連携した利用増対策を推進する。また、北近畿豊岡自動車道の延伸を見据えたより利用しやすい料金とするため、上限料金を導入する。
兵庫県住宅供給公社	公的セクターとしての役割を踏まえた取組み	人口・世帯数の減少を踏まえて今後の公社賃貸住宅の管理戸数の適正化を図る。また、住宅確保要配慮者への住宅供給や既存団地への高齢者施設等の誘致など少子高齢化への対応、建替等で生じる余剰地を活用した民間事業者との共同分譲事業などに取り組む。
	オールドニュータウン再生に向けた取組み	県と連携し、明舞団地再生事業のノウハウを活用する、県内オールドニュータウンの再生に向けた取組みを推進する。
(公社) 兵庫みどり公社	担い手への農地集積	農地中間管理事業の制度を活用し、借受希望者とのマッチングの強化を図る。また、JA 出資法人をはじめとした農地利用を促進する組織等や農業委員会及び一般社団法人兵庫県農業会議と連携するとともに、不耕作農地を含めた農地全体の有効活用対策を推進する。
	農業後継者の育成強化	各市町、農業団体等と一体となり、地域の農業経営を継承する後継者の確保・育成を強化する。
(公財) ひょうご環境創造協会	再生可能エネルギーの導入拡大など新たな事業展開	太陽光発電事業収益を活用し、COP21 を踏まえた兵庫県地球温暖化対策推進計画に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大や新たな地球温暖化対策などに取り組む。
(公財) 兵庫県園芸・公園協会	明石城築城400年に向けた取組み	明石市制100周年記念事業との連携も含め、県・明石市・地元団体等と連携し、2019(H31)年度の明石城築城400年を祝うイベント等を実施する。
(公財) 兵庫県生きがい創造協会	阪神シニアカレッジの魅力向上	2019(H31)年度から利用する専用学舎の機能を生かし、複数学科による合同講座の実施など多様な学びの機会の提供、学科の枠を越えた学生同士の交流や仲間づくりなど学生の主体的な活動の活性化を推進する。
	文化会館等の活性化	引き続き指定管理者として、地域の各種団体等が参画する運営体制を構築し、日常的・継続的な賑わいを創出する。
(公財) 兵庫県青少年本部	インターネット上の有害情報対策	関係機関・団体と連携のもと、インターネット依存傾向にある青少年を対象とした“青少年のネットトラブル防止大作戦”を県民運動として展開する。また、インターネット利用に関するルールづくりの推進や県民へのさらなる普及啓発を実施する。
	ひょうご出会いサポートセンターの運営	地域出会いサポートセンターとひょうご出会いサポート東京センターを拠点に個別お見合い紹介等に取り組むとともに、ビッグデータを活用した新システムの運用により、更なる会員拡充や利便性向上を推進する。

団 体 名	項 目	取 組 内 容
(公財) 兵庫県健康 財団	健診後のフォ ローアップの 充実・強化	働き盛り世代の健康増進を図るため、県や協会けんぽ など関係機関と協働し、ビッグデータを活用した健康指 導など健康づくり支援策を充実する。
	健康道場の利 用促進等	年末年始の営業、閑散期割引等により利用促進を図る。 また、施設改修の必要性等を踏まえ、県・洲本市ととも に今後のあり方を検討する。
(公財) 兵庫県勤労 福祉協会	ワーク・ライ フ・バランス (WLB)の取 組みの充実	相談員派遣や研修の企画・実施、アクションプラン のひな形公表など各企業等のレベル(段階)に応じた支 援の強化、職場環境整備への助成等によりWLBの取 組みを推進する。
(公財) ひょうご産 業活性化セ ンター	ひょうご・神 戸経営相談セ ンターの運営	神戸市産業振興財団や神戸商工会議所と連携して運 営する“ひょうご・神戸経営相談センター”において、 経営相談や専門家派遣の共同化や起業、販路開拓まで 縣市連携した支援を展開する。
	プラットフォ ーム機能の強 化	神戸市産業振興財団等との連携による起業支援ととも に、起業・創業拠点施設の開設や異業種交流グループへ の集中支援に取り組む。 また、“中小企業支援ネットひょうご”がもつ技術支 援、資金調達、相談機能などプラットフォーム機能を強 化し、中小企業への支援を図る。
	起業・新事業 展開への重点 的支援	女性やシニア、若者、UJIターン者などの起業家 への助成により、新規事業の立ち上げを支援する。ま た、次世代の兵庫を担う成長企業を創出するため、“ひ ょうご新産業創造ファンド”の後継ファンドを新たに 組成するなどベンチャー企業等への支援に取り組む。
(公財) 計算科学振 興財団	ポスト「京」 稼働等を見据 えた事業展開	“FOCUS スパコン”について、2020年頃に稼働が予 定されているポスト「京」に対応できるよう、混雑緩 和のための増設と機能向上に取り組む。
(公財) 兵庫県国際 交流協会	外国人県民へ の支援	市町国際交流協会やNGO等と連携し、生活相談等 の実施や日本語教室に対する運営支援など、地域での 国際交流・多文化共生の取り組みを推進する。
	海外事務所の 経済機能の強 化	ひょうご産業活性化センター、JETROやJICA等と連 携し、現地における販路、商習慣、出展・商談等など について専門家による相談や現地支援など経済活動の 強化に取り組む。
(公財) 兵庫県体育 協会	2020 東京オリ ンピック・パリン ピックへの対応	東京オリンピック等に向け、選手支援の選考基準を 見直すなど競技力向上方策の重点化を図る。また、県 や各競技団体等と連携し、海外チームの事前合宿招致 活動を促進する。
	関西ワールドマ スターズゲームズ 2021 への対応	関西ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会と 連携し、大会開催に向けた競技団体との競技運営等 に関する連絡調整、機運醸成のための広報活動を実施する。

(7) 自主財源の確保

ア. 県税

[改革の基本方向]

- ① 徴収歩合が全国平均を上回ることを基本としつつ、収入未済額の一層の縮減に向けて、新たな目標設定のもと税収確保対策の充実・強化を図る。
- ② 収入未済額の約8割を占める個人県民税については、平成30年度から全ての事業者を対象に特別徴収の一斉指定を行うとともに市町の徴収力の向上を図る。
- ③ 地方税の充実を図るよう引き続き国に対して積極的に働きかける。

1 目標

徴収歩合について、引き続き全国平均を上回るよう徴収強化を図るとともに、収入未済額を平成30年度には、概ね100億円程度まで縮減するよう一層の税収確保対策に取り組む。

(収入未済額の縮減目標)

税収確保対策の取組により、第3次行革プランの目標（平成21年度から25%縮減）を達成したことから、新たな目標として、平成21年度から半減以下（57%縮減）となる概ね100億円程度まで縮減とする。

収入未済額

(単位：百万円、%)

区分	H21 ①	H27 ②	H30 ③	増減④ (③-①)	増減率 ④/①	増減⑤ (③-②)	増減率 ⑤/②
収入未済額	決算 23,641	決算 13,343	目標 10,000	△13,641	△57.7	△3,343	△25.1

(参考) 徴収歩合の推移

(単位：%)

区分	H19	H25	H26	H27
兵庫県①	96.5	97.0	97.5	98.0
全国平均②	97.2	96.9	97.4	98.1
①-②	△0.7	+0.1	+0.1	△0.1

2 税収確保対策の充実・強化

(1) 個人県民税の滞納対策の強化

① 他府県と連携した特別徴収の一斉指定

ア 県税の収入未済額の約8割を占める個人県民税の未済額を縮減するため、全ての事業者を対象に平成30年度から特別徴収義務者の一斉指定を実施する。その実施に向け市町と連携して、事業所への指定予告等を行うとともに、事業者や納税義務者、税理士会等関係団体への周知・理解促進を徹底する。

イ 同時期に一斉指定を実施する大阪府・京都府・和歌山県と共同で周知活動を行うなど4府県の連携を強化する。

② 個人住民税等整理回収チームの派遣

ア 市町の要請を踏まえ、平成28年度から3年間、個人住民税特別対策官の指揮のもと、整理回収チームを市町に派遣する。

イ 従前の個別困難事案等の滞納整理への助言等に加えて、各市町の状況に応じた現年度分の滞納整理に係る支援を新たに実施する。

ウ 特別徴収の全県一斉指定や市町の実情等を踏まえ、2019(H31)年度以降の市町支援のあり方を検討する。

(2) 課税調査の強化

- ① 法人事業税について、外形標準課税対象法人を対象とした現地調査・書面調査や、複数の都道府県に事業所等を有する法人の分割基準調査を着実に実施する。
- ② 個人事業税について、課税対象となる事業者の現地調査・書面調査を着実に実施する。

(3) 滞納対策の強化

- ① 自動車税、個人事業税を中心に催告を着実に行うとともに、滞納整理ガイドライン等を活用し、催告や預金の差押等による滞納処分を計画的に進める。また、悪質滞納者に対しては捜索や動産の差押え、自動車のタイヤロック、公売等を実施する。
- ② 滞納が長期化しやすい自動車税の抹消・移転分について、繰越分に加えて、新たに現年分についても滞納処分を実施する。

(4) 不正軽油対策の強化

- ① 不正軽油特別対策官の指示の下、不正軽油撲滅に向けて、大口需要家を中心とした集中調査、県発注公共工事現場や事業所、路上における自動車燃料の抜取調査など取組を強化する。
- ② 不正軽油流通阻止に向けて、関係機関と協力した不正軽油の製造・販売等の摘発、近畿府県等と連携した広域的な取組を推進する。

(5) 納税環境の整備

Pay-easy の拡大に向け、未対応の金融機関に対応を働きかけるとともに、クレジット収納の導入など収納窓口の拡充を進める。また、事務処理の効率化に向けた取組を推進する。

※Pay-easy：A T Mやインターネットバンキングによる納付及び支払い情報の収納機関への即時通知

3 県施策を推進するための軽減措置の活用

【平成30年3月改定】

地域振興や産業振興、福祉対策など県政の重点施策を推進する一環として実施している県税の軽減措置について、税の公平性や県財政への影響を勘案しつつ、その活用を検討する。

3 制度改正に向けた働きかけの強化

【平成30年3月改定】

4 制度改正に向けた働きかけの強化

全国知事会、近畿ブロック知事会等と連携し、制度改正に向けた働きかけを強化する。

[要望例]

- 地方消費税関係
 - ・消費税及び地方消費税率 10%への確実な引上げと軽減税率導入に伴う代替税財源の確保
 - ・地方消費税における消費実態を反映できる清算基準への見直し
- 法人事業税関係
 - ・法人事業税交付金算定基礎からの超過課税分の除外
 - ・法人事業税における事業活動の実態を反映できる分割基準の見直し
- 自動車税関係
 - ・自動車税の堅持
 - ・自動車取得税が廃止され環境性能割が創設されることに伴う減収等に対する確実な財源措置
- ゴルフ場利用税関係
 - ・ゴルフ場利用税の堅持
- 個人住民税関係
 - ・U I J ターンを促す個人住民税の地域別課税制度の導入
- 森林吸収源対策に関する税制
 - ・森林整備等のための新たな税制等における適切な制度設計の実施

[改革の基本方向]

- ① 現在実施している法人県民税超過課税、法人事業税超過課税及び県民緑税が有効に活用できるよう、充当事業を効果的・効率的に実施する。併せて、充当事業の効果を検証のうえ、社会情勢や県民ニーズ等の変化を踏まえ、次期計画の必要性について検討する。
- ② 地方財政制度の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえ、地域が抱える政策課題に対応するための財源確保や政策誘導の手段として、法定外税等の導入の可能性を検討する。

1 法人県民税超過課税

[第9期分超過課税の概要]

- ① 超過税率：法人税額の0.8%（標準税率3.2%に上乘せ）
- ② 適用期間：2014(H26)年10月1日から2019年9月30日までに開始する各事業年度分
- ③ 対象法人：資本金等1億円超、又は法人税額が2千万円（第8期:1,500万円）超の法人
- ④ 税収見込：130億円程度
- ⑤ 充当事業：勤労者の仕事と調和の実現を目指し、多様な働き方と生き方及び健康で豊かな生活環境を推進するため、「勤労者の能力向上と労働環境の整備への支援」、「子育てと仕事の両立支援」、「子育て世帯への支援」に係る事業に充当

区 分	事 業 名
勤労者の能力向上と労働環境の整備への支援	<p><勤労者の能力向上> ひょうご若者就労支援プログラム、短期職場体験就業事業、大学生インターンシップ推進事業、中小企業合同研修等支援事業、特例子会社・事業協同組合設立等助成金事業、障害者雇用拡大支援事業、障害者体験ワーク事業、女性起業家支援事業、シニア起業家支援事業、高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業、異業種交流活性化支援事業、ひょうご女性再就業応援プログラム、地場産品マーケット対応力強化事業</p> <p><勤労者の労働環境の整備> 労働環境対策事業、企業等のメンタルヘルス改善支援事業、職場と地域の健康づくり環境整備事業、企業における女性特有のがん検診受診促進事業、（新）勤労者が骨髄ドナー登録等をしやすい環境づくりの推進</p> <p><仕事と生活の調和の取組支援> ひょうご仕事と生活センター事業、中小企業育児・介護等離職者雇用助成事業、中小企業育児・介護代替要員確保支援事業</p>
子育てと仕事の両立支援	多子世帯保育料軽減事業、乳幼児子育て応援事業、認定こども園整備等促進事業、診療所型小規模病児保育事業
子育て世帯への支援	こども医療費助成事業

2 法人事業税超過課税

[第9期分超過課税の概要]

- ① 超過税率：標準税率の1.05倍
- ② 適用期間：2016(H28)年3月12日から2021年3月11日までに終了する各事業年度分
- ③ 対象法人：資本金等1億円超、又は年所得7千万円（第8期:5千万円）（収入金額課税法人は収入金額が年5.6億円（第8期:4億円））超の法人
- ④ 税収見込：400億円程度
- ⑤ 充当事業：ひょうご経済・雇用活性化プラン（2014(H26)～2018(H30)年度）に基づく将来を見据えた革新的な施策等に充当

区 分	事 業 概 要
ものづくり産業とサービス産業のバランスのとれた「産業力」の強化	<ul style="list-style-type: none"> 成長産業の創出や科学技術基盤の強化・活用の促進 産業立地条例による立地支援制度の拡充 ものづくり産業の競争力強化や中小企業技術力の強化、中小企業の新事業展開の促進
県民の潜在力と政労使一体となった取組を生かした「人材力」の強化	<ul style="list-style-type: none"> UJI ターン就職など若者の県内定着就労の促進 ものづくり大学校等におけるものづくり人材の育成
兵庫のネットワークを生かした「国際力」の強化	<ul style="list-style-type: none"> 外国人観光客受入基盤整備等のインバウンドの推進 中小企業の海外事業展開の推進
産業立地基盤整備・防災力強化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 道路、神戸空港、港湾等の整備 多数が利用する建築物の耐震化や津波防災インフラの整備

3 県民緑税

[第3期分超過課税の概要]

- ① 超過税率
 - ア 個人：800円（標準税率（均等割額1,000円））
 - イ 法人：標準税率の均等割額の10%相当額
- ② 適用期間
 - ア 個人：2016（H28）年度～2020年度分
 - イ 法人：2016（H28）年4月1日から2021年3月31日までに開始する各事業年度分
- ③ 税収見込：120億円程度
- ④ 充当事業：森林における流木・土石流災害の軽減、野生動物による農作物被害の減少等を図る「災害に強い森づくり事業」や、都市における環境改善や防災性の向上を図る「県民まちなみ緑化事業」に充当

区 分	事 業 名 等
災害に強い森づくり	<ul style="list-style-type: none"> 緊急防災林整備 針葉樹林と広葉樹林の混交整備 里山防災林整備 野生動物共生林整備 住民参画型森林整備 都市山防災林整備
県民まちなみ緑化事業	<ul style="list-style-type: none"> 空き地、広場、公園等への植樹 校園庭、ひろば、駐車場の芝生化 建築物の屋上緑化、壁面緑化 大規模都心緑化

4 特別な制度による税収確保の検討

地方財政制度の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえ、地域が抱える政策課題に対応するための財源確保や政策誘導の手段として、法定外税等の導入の可能性を検討する。

[改革の基本方向]

- ① 社会経済情勢の変化や利用者の利便性向上、受益と負担の適正化等の観点から、観覧料及び施設使用料等の料金体系を見直す。

1 使用料・手数料の適正化

(1) 県立施設使用料の利用体系の見直し

① 考え方

県立の文化施設の観覧料等については、現在、中学生以下については、無料とするとともに、65歳以上の高齢者及び高校生は基本的に半額としている。全体としての収入額を維持しながら、今後の兵庫を担う若者に学習の機会等の拡充を図ること、利用しやすい料額とするため、次の見直しを一体的に行う。

② 見直し内容

ア 高齢者減免要件の見直し

昭和46年度の制度導入時に比べ、平均寿命や健康寿命が大きく伸びて、就業、地域活動への参加など、高齢者の社会参加が進んでいることなどを踏まえ、減免対象年齢を現行の65歳以上から70歳以上に引き上げる。

イ 高校生観覧料の無料化

家族とのふれあいや学習の機会をさらに広げるため、中学生以下の児童・生徒を対象に実施している博物館・美術館等の無料開放について、高校生にも拡大する。

ウ 利用者の利便性向上等のための料金改定

利用者の利便性向上や収受事務の効率化を図るため、10円単位となっている観覧料及び施設使用料について、原則100円単位（50円単位切り捨て）に改定する。併せて、電子マネー（ICカード）の導入について検討する。

（参考）改定例

県立美術館（常設展）	大 人	510円→500円
明石公園（テニスコート）	1 時 間	670円→650円
但馬文教府（第1研修室）	9～12時	410円→400円

③ 適用時期 平成29年4月

(2) 県立職業訓練校の授業料等の見直し

① 考え方

公立職業能力開発施設の役割や他府県の動向等を踏まえ、受益と負担の適正化の観点から、普通課程の授業料等について、他の県立専修学校並の授業料等を徴収する。

② 見直し内容

区 分		現行	見直し後
授 業 料	高卒以上コース	1年生	0円
		2年生	118,800円
入学考査料		0円	2,200円
入 学 料		0円	5,650円
証明手数料		0円	400円

③ 適用時期 平成30年度入学生から徴収開始

(7) 自主財源の確保

エ. ネーミングライツ・広告収入

[改革の基本方向]

① 県有施設へのネーミングライツ導入や広告掲載等を推進し、歳入確保を図る。

1 ネーミングライツの推進

施設の安定的な維持運営の財源確保の一環として、文化・スポーツ振興活動に対する民間からの支援・協力が期待できる施設については、施設全体に愛称を付与するなどネーミングライツの導入を推進する。

【平成30年3月改定】

1 ネーミングライツの推進

施設の安定的な維持運営の財源確保に加え、施設の認知度を高め利用者の増加や有効活用につなげるため、文化・スポーツ振興活動等に対する民間からの支援・協力が期待できる施設については、対象施設を拡充し、ネーミングライツの導入を推進する。

(参考) 導入済み施設 (平成29年4月時点)

(単位: 千円)

区分	愛称	スポンサー	年額(税込)
芸術文化センター	大ホール	KOBELCO 大ホール	(株)神戸製鋼所 32,400
	中ホール	阪急中ホール	阪急電鉄(株) 16,200
	小ホール	神戸女学院小ホール	(学法)神戸女学院 5,400
三木総合防災公園	屋内テニスコート	ブルボンビーンズドーム	(株)ブルボン 16,200
	球技場	兵庫県サッカー協会フットボールセンター(呼称:みきぼうパークひょうご)	(一社)兵庫県サッカー協会 5,400
明石公園	第1野球場	明石トーカロ球場	トーカロ(株) 4,320
	陸上競技場	アサダスタジアム	(有)浅田コーポレーション 1,080
文化体育館		神戸常盤アリーナ	(学法)玉田学園 5,518
但馬ドーム	多目的グラウンド	全但バス但馬ドーム	全但バス・神姫バス共同事業体 2,160
加古川上流浄化センター	上部利用施設(芝生広場)	ゴールデンスターおの芝生グラウンド	キンボシ(株) 250
横断歩道橋		大西脳神経外科病院江井ヶ島歩道橋 ほか10橋	(医社)英明会 ほか 2,257
トンネル		伊丹産業(株)伊丹坂トンネル	伊丹産業(株) 172
計			91,357

2 広告掲載等の実施

県立体育施設や都市公園内の野球場等における施設、ベンチ等への広告掲載や、大会・イベントにおける企業協賛、県有施設の一部スペースの民間への貸付など広告掲載等による収入の確保に努める。

(参考) 広告掲載等の見込額 (平成29年度)

(単位: 千円)

項目	内容	金額(税込)
広告掲載	全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」への広告掲載	45,463
	グラフ広報誌「ニューひょうご ざこく」への広告掲載	3,703
	県ホームページへの広告掲載	12,588
	納税通知書送付用封筒への広告掲載	3,300
	庁舎内壁面広告掲載	1,200
	エレベーター外扉への広告掲載	1,200
	県庁封筒裏面への広告掲載	2,000
	庁内パソコンの起動画面の広告掲示【県警除く】	600
	県立都市公園の野球場等への広告掲載	2,155
	ひょうごアドプト・あかりのパートナー事業	2,660
	県警給料袋、県警パソコンの起動画面への広告掲載	54
	庁内放送での広告放送	486
	免許更新センターへの広告掲載	2,280
小計		77,689
施設貸付等	公募選定業者による自動販売機の設置	133,279
	公募選定業者による県警本庁舎売店営業	2,665
	弁当販売業者への本庁舎西館ロビーの時間貸貸	777
小計		136,721
合計		214,410

[改革の基本方向]

- ① 債権管理推進本部のもと、特定債権の処理方針を決定するとともに、収入未済額縮減に向け、債権の回収・整理を推進する。併せて、全庁的なノウハウの共有化や債権回収の支援体制を強化する。
- ② 災害援護資金貸付金については、関係市に対する償還指導の強化と国に対する償還免除要件の拡大、償還期限の再延長等の働きかけ等を継続する。

1 次期3カ年の債権管理計画の策定

(1) 特定債権の指定

特に重点的に処理を進める債権（特定債権）について、平成27年度末の収入未済額1千万円以上の債権とする。

(2) 取組期間

平成28～30年度

(3) 目標の設定

① 処理方針の決定

平成27年度末で処理方針が決まっていない約42億円の債権について、回収見込債権か回収困難債権かの処理方針を決定する。

② 収入未済額の縮減

ア 平成27年度末の収入未済額（約111億円）について、平成30年度までに約8億円の回収等により、平成30年度末に約16億円を縮減する。

イ 債権管理マニュアルに基づく、債権回収・処理を実施する。

③ 新たな収入未済額の抑制対策の実施

現年分の徴収率について、債権ごとに過去最高の回収率を上回る目標率等を設定のうえ、具体的な対策を実施する。

2 災害援護資金貸付金（阪神・淡路大震災に係るもの）

平成27年4月の内閣府からの通知により、当初の履行期限から10年を経過した債権について、なお、借受人、保証人がともに無資力又はこれに近い状態であり、かつ将来にわたって弁済できる見込みがない場合に債権管理法に基づく償還免除が可能となった。

今後、国及び関係市との調整のうえ要件拡大された免除の円滑な実施を図る。

併せて、行方不明など回収困難な場合でも免除対象外となっている案件について、市への償還指導の強化を図る一方、国に対して免除要件の拡大やこれまで3度延長が認められている償還期限の再延長等の働きかけを行う。

[改革の基本方向]

- ① 市場環境や投資家ニーズを捉えた柔軟な起債運営により、安定的かつ低利な資金調達を推進する。
- ② 今後の基金残高の推計や、将来における金利上昇の可能性も考慮しながら、効率的・効果的な資金運用を推進する。

1 資金調達

(1) 柔軟な起債運営による安定的かつ低利な資金調達

中長期的な公債費負担の軽減を図るため、超低金利環境下においては、超長期債を積極的に活用するなど毎年度、市場環境や将来の借換債発行額を踏まえた発行計画を策定し、効率的な資金調達を行う。

なお、発行計画については、市場環境や投資家ニーズの変化を捉え、随時見直しを行い、機動的・弾力的な資金調達に努める。

(2) 新規投資家の確保による県債引受基盤の強化

投資家の資金運用ニーズをタイムリーに把握するとともに、幅広い投資家層を確保するため、本県の財政状況等の理解を得るよう、積極的な個別訪問（IR活動、50件／年）を実施する。

(3) 住民参加型市場公募債の活用

住民参加型市場公募債については、県政への参画意識の促進に繋がるものの、一方で県民の投資機会の確保の観点から発行環境を十分に検証のうえ、その活用を図る。

2 資金運用

(1) 保有する資産の安全かつ有利な運用の実施

「兵庫県及び関連公社等資金運用指針」に基づき、今後の基金残高の推計や市場環境も踏まえつつ、流動性の向上にも配慮しながら、安全かつ有利な資金運用を行う。

また、関連公社等に対しても、指針対象外商品での運用の解消に向けた指導・助言を実施する。

(2) グループファイナンスの活用による効率的な資金運用の実施

県及び関連公社における将来の金利上昇リスクの軽減や運用益の確保を図るため、グループファイナンスの年限長期化など商品性の向上に取り組み、資金運用のさらなる効率化を図る。

[改革の基本方向]

- ① 地域の個性と特色を生かした地域づくりを推進するため、魅力ある活用事業に取り組むとともに、華美とならない範囲で独自の返礼品を贈るなどふるさとひょうご寄附金制度の一層の活用を図る。
- ② 地域創生の取組に対する民間資金の活用、寄附を通じた企業の地域貢献を促進するため、企業の共感と賛同を得られる魅力ある事業について、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の一層の活用を図る。

1 ふるさとひょうご寄附金

(1) 利活用の促進

① 魅力ある活用事業の実施

寄附者の共感と賛同を得られる魅力ある事業に取り組むとともに、募集実績等を踏まえ適宜に見直しする。

② 県独自の特典等の設定

華美な返礼品とならない範囲で県オリジナルギフトの贈呈や特別イベントへの招待など、寄附の目的が実感できる事業毎の特典等の設定を行う。

③ 効果的な広報・PRの展開

各事業に関連する団体・企業・イベント等と連携した効果的なPRや県の広報誌・広報番組等を積極的に活用するなど、各事業の魅力を幅広く発信する。

(参考1) 平成29年度募集事業（全16事業）

*⑮⑯は29年度追加事業

募 集 事 業 名			
①	ひょうご若者被災地応援プロジェクト	⑨	小児筋電義手バンクへの応援プロジェクト
②	未来を担う県立大学生への応援団募集プロジェクト	⑩	県立芸術文化センター応援プロジェクト
③	県立学校環境充実応援プロジェクト	⑪	神戸ルミナリエの開催応援プロジェクト
④	児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト	⑫	神戸マラソンの開催応援プロジェクト
⑤	コミュニティカフェ開設応援プロジェクト	⑬	障害者スポーツ応援プロジェクト
⑥	「子ども食堂」応援プロジェクト	⑭	ひょうご孫ギフトプロジェクト
⑦	子犬子猫の飼い主探し応援プロジェクト	⑮	県立美術館・博物館等応援プロジェクト
⑧	コウノトリ野生復帰プロジェクト	⑯	新開地演芸場応援プロジェクト

(参考1) 平成30年度募集事業(全18事業)

*⑰⑱は30年度追加事業

募 集 事 業 名	
① ひょうご若者被災地応援プロジェクト	⑩ 県立芸術文化センター応援プロジェクト
② 未来を担う県立大学生への応援団募集プロジェクト	⑪ 神戸ルミナリエの開催応援プロジェクト
③ 県立学校環境充実応援プロジェクト	⑫ 神戸マラソンの開催応援プロジェクト
④ 児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト	⑬ 障害者スポーツ応援プロジェクト
⑤ コミュニティカフェ開設応援プロジェクト	⑭ ひょうご孫ギフトプロジェクト
⑥ 「子ども食堂」応援プロジェクト	⑮ 県立美術館・博物館等応援プロジェクト
⑦ 子犬子猫の飼い主捜し等応援プロジェクト	⑯ 神戸新開地・喜楽館応援プロジェクト
⑧ コウノトリ野生復帰プロジェクト	⑰ 初代県庁復元等応援プロジェクト
⑨ 小児筋電義手バンクへの応援プロジェクト	⑱ 暴力団事務所撤去応援プロジェクト

2 企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)

(1) 企業に魅力ある活用事業の実施

寄附を募集する事業については、地域創生に資する人口対策、地域の元気づくりを推進する効果の高い取組みの中で、企業の共感と賛同を得られる魅力ある事業に取り組む。

(参考2) 募集にあたっては、県外本社の企業1社以上から予め寄附の内諾を得た上で、地域再生法に基づく地域再生計画の認定を受ける必要がある。

(2) 企業への周知・PR

認定を得た寄附対象事業について、県人会、同郷会、同窓会等のルートを活用して、企業関係者に情報発信を行うほか、東京、大阪等の兵庫ゆかりの企業に対する個別の寄附依頼など効果的な周知・PRを行う。

(参考3) 企業版ふるさと納税寄附対象事業(平成29年1月末時点)

区 分	寄附申出企業	本 社 所在地
森林の恵み活性化プロジェクト (平成28年11月29日地域再生計画認定)	(株)日本海水	東京都
	日本土地山林(株)	東京都
	(株)関電エネルギーソリューション	大阪府
「国生みの島」ツーリズム戦略の推進 (地域再生計画認定申請中)	卸売業	大阪府

(平成29年度の地域再生計画申請予定案件)

区 分
JR姫新線利用促進・活性化プロジェクト
六甲山にぎわい創出プロジェクト

(8) 長期保有土地

[改革の基本方向]

- ① 長期保有土地については、地元市町から取得要請等があった用地を除き、公共目的のために取得した経緯を踏まえ、次の基本方針をもとに処理する。
 - ア 庁内、公社等での利活用
 - イ 地元市町等への売却、譲渡、交換、貸付
 - ウ 県・市町等での利活用が見込めない場合は、民間売却を基本とする
 - エ 山林のうち、直ちに利活用が見込めない場合は、県有環境林として取得し当面の間適正管理
 - オ 上記の処理が困難なものは、引き続き公正な利用や適正な管理を図りながら、当面継続して保有する。
- ② 地元市町から取得要請等があった用地は、市町と連携して利活用方策の検討を進める。

1 長期保有土地の処理促進

(1) 保有状況

先行取得用地を含め、県全体で利活用又は処分に取り組む長期保有土地は、平成 28 年度末見込で約 2,144ha、約 1,330 億円となっている。

[長期保有土地の状況]

区 分		H28年度末見込			
				今後借入金の対応を要する土地	
		面積(ha)	金額(百万円)	面積(ha)	金額(百万円)
先行取得 用地	先行取得用地特別会計	633.99	61,996	633.99	61,996
	土地開発公社	58.18	10,516	58.18	10,516
	特定用地等 代替地	0.76	662		
	小 計	692.93	73,173	692.17	72,511
その他 未利用地	一般会計等用地	33.83	8,771		
	公営企業用地 ※	1,379.59	49,631	214.98	33,782
	公社事業用地	37.37	1,394	37.28	1,350
	小 計	1,450.79	59,795	252.27	35,132
合 計		2,143.72	132,969	944.44	107,643
(参考)県有環境林として取得した用地		2,051.04	131,855		

※公営企業用地には、事業進度調整地を含む。

(2) 庁内、公社等、地元市町等における利活用の推進

各部局局長級で構成する「県有財産等活用推進会議」を活用し、庁内横断的な利活用や市町等への売却、譲渡、貸付等を推進する。

(3) 民間売却の促進

庁内等で利活用が見込めない土地については、民間売却を促進する。

① 入札機会の確保

- ア 一般競争入札及びインターネット入札の回数を最大限確保（年 12 回程度）する。
- イ 一般競争入札では、郵送型入札の実施により購入希望者に多様な購入機会を提供する。

② 広報・売却情報の提供を強化

- ア 市町・法務局等での売却ポスターの掲示、J A・商工団体・金融機関等への情報提供、市町の広報紙やCATV、新聞折込みなどの広報を強化する。
- イ 宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会へのあっせん委託による売却を促進するため、物件所在地の宅建業者への情報提供を拡充する。

③ 売却物件の確保

- ア 用途廃止前から計画的に実施している境界確定等の条件整備を強化する。
- イ 土地の未利用部分を分割するなど、売却物件の確保に取り組む。
- ウ 土地開発公社による業務支援及び予算インセンティブ制度の更なる活用に取り組む。

④ 入札不調物件の有効活用

入札不調となった物件について、収入確保及び維持管理経費削減の観点から、一時貸付による有効活用に取り組む。

(4) 県有環境林の計画的な取得と適正管理

① 計画的な取得

先行取得債の償還期限が到来する用地や、直ちに利活用が見込めない先行取得用地等について、償還期限や金額、有利な県債等の活用可能額を踏まえ、県有環境林として計画的に取得する。

[先行取得債の償還期限の状況]

償還期限	用地名	面積 (ha)	金額(百万円)
2024 年度	宝塚新都市 (玉瀬(2)、境野)	108.39	8,981
2029 年度	宝塚新都市 (玉瀬(2)(3))	265.35	28,717
	小野市市場	147.64	15,834
	南あわじ市 (旧西淡町) 津井	33.27	1,795
	南あわじ市 (旧西淡町) 伊加利	57.89	3,038
	計	504.15	49,384
合 計		612.54	58,365

② 適正管理

地元市町等との連携の下、環境林として適正に管理する。

(5) 簿価抑制対策の実施

先行取得用地特別会計が保有する用地及び土地開発公社が保有する特定用地について、事業化までの間、簿価を抑制するため、利子補給を行う。

(6) 地元市町と連携した利活用の推進

地元市町から取得要請等があった用地は、市町と連携した利活用方策の検討を進める。

【平成30年3月改定】

(6) 地元市町と連携した利活用の推進

地元市町から取得要請等があった用地など、地元市町との連携を図ることとした用地については、県において取得し、本格的な利活用方策の検討を進める。

[地元市町から取得要請等があった用地の状況]

用地名	面積 (ha)	金額(百万円)
淡路市浅野神田	30.54	5,123
篠山市小多田	99.34	3,355
三田市酒井・畦倉	62.66	3,790

(参考) 長期保有土地一覧

区分	用地名	28年度末残高見込					
				今後借入金への対応を要する用地			
		面積(ha)	金額(百万円)	面積(ha)	金額(百万円)		
先行取得用地	先行取得用地特別会計	宝塚新都市	373.75	37,699	373.75	37,699	
		玉瀬(2)・境野	108.39	8,981	108.39	8,981	
		玉瀬(2)(3)	265.35	28,717	265.35	28,717	
		加古川市神野	21.44	3,630	21.44	3,630	
		小野市市場	147.64	15,834	147.64	15,834	
		南あわじ市(旧西淡町)伊加利	57.89	3,038	57.89	3,038	
		南あわじ市(旧西淡町)津井	33.27	1,795	33.27	1,795	
	計	633.99	61,996	633.99	61,996		
	土地開発公社	特定用地等	尼崎臨海西部拠点	0.16	194	0.16	194
			丹波市(旧柏原町)柏原駅南	2.37	3,492	2.37	3,492
			淡路市(旧北淡町)浅野神田	30.54	5,123	30.54	5,123
			三田市有馬富士公園(2期)	25.10	1,707	25.10	1,707
		計	58.18	10,516	58.18	10,516	
	代替地	0.76	662				
	計	58.94	11,177	58.18	10,516		
先行取得用地計(A)		692.93	73,173	692.17	72,511		
その他未利用地	一般会計等	西播磨リハビリテーションセンター周辺	5.10	1,527			
		元龍野実業高校	4.19	1,252			
		元新宮高等学校等	24.55	5,992			
		計	33.83	8,771	0.00	0	
	公営企業	企業庁	播磨科学公園都市・ひょうご情報公園都市の進捗調整地等	1,378.63	49,553	214.98	33,782
		病院局	医師公舎等	0.96	78		
	計	1,379.59	49,631	214.98	33,782		
	公社	土地公	呑吐ダム周辺	30.52	708	30.52	708
			滝野工業区域外	1.56	2	1.56	2
			計	32.07	710	32.07	710
		住公	有馬峠堂	1.61	409	1.61	409
			加古川市神野台等	3.60	231	3.60	231
			計	5.21	640	5.21	640
	道路公	職員公舎等	0.08	44			
	計	37.37	1,394	37.28	1,350		
その他未利用地計(B)		1,450.79	59,795	252.27	35,132		
合計(A+B)		2,143.72	132,969	944.44	107,643		

(9) 地方分権の推進

[改革の基本方向]

- ① 地方分権の推進や地方税財源の充実強化に向け、全国知事会、関西広域連合や県地方六団体とも連携を図りつつ国へ働きかけるとともに、県から市町への権限移譲を推進する。
- ② 規制改革等による産業の国際競争力の強化や地域活性化を図るため、国の特区制度（関西圏国家戦略特区、関西イノベーション国際戦略総合特区及びあわじ環境未来島特区）を活用する。

1 地方分権の着実な推進

(1) 地方分権改革の推進

国の役割を外交、防衛等にできる限り限定し、それ以外を地方が担うという役割分担の下で、地方がその役割に見合った権限、財源を有する自立分権型の行政システムの構築に向けた取組を推進する。

(2) 新たな広域自治体の検討

新たな広域自治体について、関西広域連合における検討状況も踏まえ、国に働きかけるとともに、十分な国民的議論の喚起を図る。

(3) 国の事務・権限の移譲等の推進

① 国から都道府県への事務・権限の移譲の推進

国が実施すべきもの以外の事務・権限及びそれに伴う税財源の地方への移譲に取り組む。

② 県と市町の役割分担を踏まえた権限移譲の推進

ア 国の地方分権の動向や県と市町との役割分担を十分踏まえ、必要に応じて事務・権限、財源の県から市町への移譲を進める。

イ 平成 24 年度に設置した「県から市町への権限移譲検討会議」において、県と市町との役割分担や市町の意向を踏まえつつ、県と市町が連携した県独自の権限移譲に取り組む。

ウ 中核市からの児童相談所の設置に係る要請等について、法律改正の動向を見据えながら適切に対応する。

③ 義務付け・枠付けの見直し等規制緩和の推進

ア 地方の実情に応じた施策展開が可能となるよう、地方分権改革に係る提案募集方式を積極的に活用し、義務付け・枠付けの見直し等規制緩和に係る提案を実施する。

イ 国への協議、同意等国の関与が残されている項目の是正を図る。

(4) 国と地方の協議の場の機能強化

① 地方財政対策や国・地方を通ずる税制改革等新たな分科会の設置を国へ求める。

② 政策の企画立案に地方の意見が反映できる十分な期間の設定を国へ求める。

(5) 政府関係機関等の移転の推進

① 「政府関係機関移転基本方針」で決定された(独)理化学研究所の産学連携体制の強化について、科学技術ハブ推進本部関西拠点の機能拡充を積極的に支援する。また、文化庁、消費者庁、総務省統計局の地方移転についても、関西拠点での円滑な事業実施に協力するとともに、関西広域連合とも連携し、これらの早期かつ全面的な移転を国へ求める。

② 「基本方針」及び「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」で明記された地方移転に関する実証実験の着実かつ速やかな実施を国へ求める。

③ 政府関係機関移転に続く取組として、内閣統括下にはない機関を含む全ての国家機関を対象とした地方への移転分散の推進を国へ求める。

(6) 関西広域連合による取組

- ① 提案募集方式を活用し、府県域を超える国の権限や広域計画の策定権限の移譲等大括りの事務・権限の移譲に取り組む。
- ② 地方分権改革の突破口を開くための広域行政体制のあり方に関する研究を実施する。

2 地方税財源の充実強化

地方税財源の充実強化に向け、全国知事会、関西広域連合や県地方六団体とも連携を図りつつ、次のとおり国への積極的な働きかけを行う。

(1) 常態化している地方の財源不足への対応

- ・常態化している財源不足を解消し、臨時財政対策債に頼らない財政運営を可能とするため、地方税体系の抜本的な見直しと併せ地方交付税法定率の引上げを実施すること
- ・景気変動に伴う地方消費税の減収に対する補填措置を創設すること

(2) 地方一般財源総額の確保

- ・社会保障関係費の増加に伴う地方負担への確実な措置や臨時財政対策債の償還財源及び地域の経済雇用対策、防災・減災対策の推進など、地方が直面する喫緊の課題への機動的な対応を可能とするための必要な地方一般財源総額を確保すること

(3) 消費税率の確実な引上げに向けた景気の底上げ

- ・社会保障関係費の増加に対応する消費税率の確実な引上げに向け、個人消費のてこ入れや地方経済の活性化等経済の底上げを図る対策を継続的に実施すること

(4) 税制の抜本改革の実施

- ・消費税率引上げは社会保障財源を確保するものであり税制の抜本改革ではないことから、国と地方の役割分担のもとで国と地方の税源配分を抜本的に見直すこと
- ・消費税と地方法人課税の税源交換等により、地方税の偏在是正を図ること
- ・交付税原資となる法人税収等の特別会計への直入等を含め地方税体系を抜本的に見直すこと
- ・地方交付税が地方自らの財源であることを明確にする「地方共有税」を創設すること

(5) 地方交付税による政策誘導の見直し

- ・地方交付税は地方固有の財源であり、どの地域においても一定の行政サービスを行うために必要な財源を保障するものであることから、国が政策誘導の財源として活用することを見直すこと

3 特区制度の推進

(1) 関西圏国家戦略特区

民間事業者や市町による新たな特区事業の創出を促進するため、次の取組を推進する。

① 新たな事業認定の提案

- ・開発許可手続の特例を活用した神戸発の手術支援医療ロボット等の開発拠点の整備 等

② 新たな規制緩和の提案

- ・医療機関が実施する先進医療に係る検体検査の一部工程の外部委託容認
- ・ホテル・旅館で技能実習を受ける外国人の実習期間の延長
- ・ホテル・旅館の業務等に従事する外国人への2回目のワーキング・ホリデー査証の発給
- ・地方自治体による国立公園内における開発行為等の許可基準に係る特例の設定
- ・工場拡張に係る農振除外要件の緩和 等

③ 特区制度の周知・PR

- ・特区制度の説明会やシンポジウムでのPR、商工会議所等を通じたリーフレットの配布

(参考) 関西圏国家戦略特区の概要

区 分	内 容
指 定 日	平成 26 年 5 月 1 日
対象区域	兵庫県、大阪府及び京都府
目 標	・健康・医療分野等における国際的イノベーション拠点の形成 ・チャレンジングな人材の集まるビジネス環境を整えた国際都市の形成
認定事業	・高度医療提供事業（医療法上の基準病床数規制の特例を活用した病院の設置） 等（県内分 6 件）

(2) 関西イノベーション国際戦略総合特区及びあわじ環境未来島特区

平成 28 年度末でそれぞれ計画期間が終期を迎えるが、引き続きイノベーション創出に向けた技術開発の支援、及びあわじ環境未来島構想（目標：2050 年）の実現を図る必要があることから、計画期間を延長のうえ、特区制度による国の支援措置を活用する。

① 関西イノベーション国際戦略総合特区

関西が強みを有するライフ分野・グリーン分野をターゲットに、引き続き関西 6 府県市が連携して、イノベーションの創出に取り組む。

② あわじ環境未来島特区

「持続する環境の島」の実現に向けた取組をさらに進めるため、放置竹林の竹のエネルギー源としての活用や再生可能エネルギーの地産地消、農と食を通じた新たな交流の拡大等に取り組む。

(参考) 関西イノベーション国際戦略総合特区の概要

区 分	内 容
指 定 日	平成 23 年 12 月 22 日
対象区域	関西 6 府県市（兵庫県、神戸市、京都府、京都市、大阪府、大阪市）内の指定地区
計画期間	平成 23～28 年度
目 標	関西が強みを有する医療・医薬、バッテリー、エネルギー等をターゲットに課題解決型ビジネスの提供、市場展開を後押しする仕組みの構築
認定事業 (本県分)	・放射光とシミュレーション技術を組み合わせた革新的な創薬開発の実施 ・SPRING-8 を活用した次世代省エネ材料の開発・評価 ・粒子線治療装置の小型化や粒子線照射の高精度化等に関する技術開発

(参考) あわじ環境未来島特区の概要

区 分	内 容
指 定 日	平成 23 年 12 月 22 日
対象区域	淡路島全域（洲本市、南あわじ市、淡路市）
計画期間	平成 24～28 年度
目 標	・エネルギー自立の島、エネルギー消費の少ないライフスタイルが定着した地域づくり ・活力ある農漁業に支えられた安心して暮らし続けられる地域づくり
これまでの 取 組	・規制緩和や金融上の支援措置を活用した太陽光発電施設整備促進 ・国の財政支援を活用した再生可能エネルギーの実証実験等の実施 ・農業人材の育成、地元定着の促進 等

4 県と市町の連携強化

地域創生や税財源確保等の喫緊の課題について、県・市町懇話会や地域づくり懇話会、地域政策懇話会、さらには兵庫県・神戸市調整会議、兵庫県・中核市連絡会議、兵庫県地方分権推進自治体代表者会議などを活用し、県と市町の連携強化を図る。

6 新たな施策展開

行財政構造改革推進条例が目標とする平成 30 年度は、県政 150 年の節目である。収支均衡など行財政構造改革を成し遂げた基盤の上に、県政の原点である参画と協働を基本姿勢として、県民ニーズや時代潮流を的確に捉え、人口減少の中でも、活力と魅力あふれる兵庫を築くための施策を展開する。

(1) 兵庫の未来を拓く地域創生を進める

① 出会いから育児まで生み育てやすい環境をつくる

本県の地域創生戦略では、毎年の出生数の目標を 44,000 人としている。

2060 年における兵庫県の人口を目標とする 450 万人とするため、出生数を維持できるよう出会い、結婚、出産・子育てまで、切れ目のない対策を推進する。

<重点的に取り組む施策及び平成 29 年度の主な事業>

○ ひょうご出会いサポートセンターにおけるマッチング機能の充実や県内市町との連携強化など、若者の出会いの機会を増やし、婚姻率の向上につながる施策

- ・ひょうご出会いサポートセンターの機能充実（新マッチングシステムの稼働、市町窓口の設置）
- ・個別お見合い紹介、出会いイベントの充実、結婚力アップセミナーの開催
- ・看護協会など専門職域団体と連携した専門職を対象とした出会い支援事業の実施

○ 住宅の確保や結婚、出産、育児に対する経済的支援、保育の質と量の向上など、出産・子育て世代の県内居住を促進する施策

- ・県営住宅に新婚・子育て家庭優先枠の設定、空き家改修費に対する助成の拡充
- ・待機児童解消に向けた保育所の整備の促進
- ・多子世帯及び第 2 子に対する保育料軽減の拡充
- ・保育士等の処遇改善及びキャリアアップ研修の実施、修学資金貸付の創設

○ 地域祖父母や放課後児童クラブの充実、里親・養子縁組制度の推進、子どもの貧困対策など地域全体で子育て家庭を支える施策

- ・「小 1 の壁」解消に向けた放課後児童クラブの設置促進
- ・ふるさとひょうご寄附金を活用した「子ども食堂」の立ち上げ支援
- ・地域祖父母モデル事業の拡充
- ・子育て世代に対しシニア世代との交流機会を増やし地域の伝統文化等を伝え地域とのつながりを深める取り組みを推進

② ふるさと兵庫への定住・環流を促す

若者を中心に東京圏、大阪圏への転出超過が続いている。

この解消に向け、U J I ターンを促す一方、県内での居住・就職を進めるため、地域の主要産業の振興による働く場の確保、既存ストックを活用した起業支援、定住や環流を促すふるさと意識の醸成などの対策を推進する。

<重点的に取り組む施策及び平成 29 年度の主な事業>

○ 首都圏を中心に県外からの本社や事業所の移転や、海外からの投資や企業立地に対するインセンティブ付与、新たな産業団地の整備など、県内に雇用を生む施策

- ・本社及び研究所等の本県への移転を促すため企業立地支援制度を要件緩和（県内住所要件の一部廃止、移転元エリアの拡大）

- ・企業庁と小野市とが共同で実施する産業団地の整備
- ・中小企業の資金需要に機動的に対応するため県と神戸市の制度融資を統合
- 県内企業のPRや就業体験機会の充実など、高校生、大学生及び既卒者の県内就職を促進する施策
 - ・U J Iターンを支援するカムバックひょうごハローワークの開設
 - ・県内再就職と移住の一体的な相談機能を持つ「ひょうご既卒者相談ネットワーク」の構築
 - ・中小企業が行う若年労働者の雇用確保対策への支援（奨学金返済への補助など）
 - ・就職支援協定を締結した県内大学等が実施する県内企業の就職説明会等を支援
 - ・就職・移住・兵庫の魅力をインターネットで総合的に発信する「ひょうご生活・しごとカムバックポータルサイト」の開設
- 空き家ストックを活用した起業支援、都市部におけるオフィススペースの提供など、県内での起業創業を支援する施策
 - ・空き家を活用した起業に対して立ち上げ助成に改修費を上乗せ
 - ・スモールオフィス、コワーキングスペースなど起業を支援する「起業プラザひょうご」の開設
- 農林水産業やものづくりへの新規参入、林業を志す人材教育など、本県の多様な産業に応じた人の流入を図る施策
 - ・農業施設、漁業施設等に対する貸与制度など初期負担の軽減
 - ・U J Iターン者等の新規就農や雇用就農者から経営者となるよう各種支援の促進
 - ・女性の就農を促進するための相談会、セミナー等の開催
 - ・森林・林業の担い手を養成する県立森林大学の開設
- 長時間労働の是正や非正規雇用労働者の正規雇用への転換、育児介護等離職者雇用への支援、働きやすい職場づくりなど、働き方改革を推進する施策
 - ・企業経営者を対象とする長時間労働是正に向けた普及啓発
 - ・育児・介護に対応した柔軟な勤務体制や再雇用促進に向けた支援
 - ・中小企業が行う非正規雇用労働者の福利厚生事業への支援の充実
- 高校教育の特色化や大学教育の充実、専門職大学の設置構想など、兵庫の未来を担う人づくりを推進する施策
 - ・英語教育、海外留学などを通じたグローバル化に対応する高校教育の推進
 - ・県立大学減災復興政策研究科の開設、姫路工学キャンパス、医産学連携拠点の整備、理事長・学長分離の新体制における学部・学科等の再編など県立大学の魅力づくりを支援
 - ・観光・芸術・食など本県の強みを生かした専門職業大学構想の検討
 - ・経常費補助や授業料軽減等を通じた県内私立学校の振興
- 伝統文化や地域の魅力発信、体験学習の充実など、若い世代のふるさと意識を育み県内定着を図る施策
 - ・兵庫芸術文化センター管弦楽団による県内小学校へのアウトリーチ活動の拡充
 - ・県内の伝統的な祭り・行事を護り活用するための調査の実施
 - ・学校において郷土の歴史や伝統文化を学ぶ取組みの推進

③ 地域の元気をつくる

本県の地域創生戦略では、GDP、GNI の成長率について国を上回ることを目標としている。このため、兵庫の強みであるものづくりを活かした新事業や新産業の創造、ブランド化の推進など高付加価値化を進め、地域の新たな活力となる交流人口の増加を図る対策を推進する。

<重点的に取り組む施策及び平成 29 年度の主な事業>

- **健康医療、航空宇宙、ロボット、環境など、今後成長が見込まれる分野におけるグローバル企業、オンリーワン企業を兵庫から生み出す施策**
 - ・航空機・医療ロボットなど戦略産業の雇用を創造するプロジェクトの推進
 - ・航空機関連産業の非破壊検査員トレーニングセンターの開設
 - ・ひょうご国際ビジネスサポートデスクの拡充、香港貿易発展局の展示会への出展など県内企業の海外展開を支援
- **スパコン「京」や SPring-8 など先端科学技術基盤を活用した革新的な技術に加え、IoT、AI、ビッグデータの活用など新たな事業展開を促進する施策**
 - ・ポスト「京」を中核とするスパコン研究教育拠点の形成に向けた支援
 - ・ビッグデータなどを活用した新たなヘルステック（ICT×健康・医療・生活）ビジネス創出に向けた研究
- **農地の有効活用や都市農業の推進、県産食材のブランド力の強化など、経営規模や供給力を高める施策**
 - ・不作付地を解消する新たな担い手に対する農業機械補助などの創設
 - ・生産者と実需者を結びつける新たな流通ビジネスの開発を支援
 - ・海外展示会・商談会への出展を通じて県内の農林水産物の輸出の促進
- **地域の魅力を発信するツーリズム人材の育成、訪日外国人の受入基盤の強化、観光資源の広域ネットワーク化など、定住人口を補う交流人口の増加を促す施策**
 - ・訪日外国人向けの県内ゴールデンルートの設定と誘客促進対策の実施
 - ・ふるさと創生推進費の特別枠として県民局・県民センター独自の多彩な事業を展開
 - ・情報発信の強化や県民参加を促進するなど新たなふれあいの祭典となる「西播磨ふれあいフェスティバル」の開催
 - ・ロコミサイト（トリップアドバイザーなど）と連携した本県の魅力発信

(2) 地域創生を支える社会基盤をつくる

県民の暮らしは、安全安心な基盤の上に成り立つ。

将来、発生が確実視される南海トラフ巨大地震はもとより、台風や集中豪雨などの自然災害への万全な備えを強化することに加え、生活や産業を支える交通基盤、快適な生活空間を生む社会基盤の整備、環境優先社会の構築などを促す対策を推進する。

<重点的に取り組む施策及び平成 29 年度の主な事業>

- **南海トラフ地震に備えた津波対策、頻発する風水害に備えた山地防災や土砂災害対策等を計画的に推進するなど、県土の安全性を高める施策**
 - ・津波防災インフラ整備計画の着実な推進
 - ・第 2 次山地防災・土砂災害対策 5 箇年計画の着実な推進
 - ・土砂災害特別警戒区域（R 区域）内の住宅の移転促進対策の充実
 - ・千苅ダム治水活用に向けた取組

- 住宅や多くの県民が利用する施設の耐震化を進めるなど、建築物の安全性を高める施策
 - ・民間住宅の耐震性向上を図るための改修工事等への支援
 - ・中小規模を含めた多数利用建築物の耐震化の促進
- 自然災害への備えはもとより、防犯活動を促進するなど地域ぐるみで安全で安心なまちづくりを促進する施策
 - ・個別計画策定への支援など災害時要援護者対策の強化
 - ・総合防災・津波一斉避難訓練の実施
 - ・ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」の設置
 - ・自治会等による相互見守り体制（地域となり組）づくりを支援
- 関西都市圏や日本海国土軸の高速道路網ミッシングリンクの解消など、交流、物流の円滑化を進める基幹交通インフラの整備を促進する施策
 - ・大阪湾岸道路西伸部、名神湾岸連絡線、播磨臨海地域道路、神戸西バイパス、山陰近畿自動車道、北近畿豊岡自動車道などミッシングリンクの早期解消
 - ・新たな基幹道路整備の基本計画を策定
- 三宮など兵庫を代表する街の再整備や、都会と豊かな自然が近接する魅力を生かした都市空間の利便性や快適性を高める施策
 - ・神戸市等と共同で再生委員会を設置し、六甲山の賑わい再生を総合的に推進（遊休施設の改修補助、集客イベントの実施、県立六甲山自然保護センターの改修）
 - ・三宮駅周辺の再整備、新長田における県・神戸市共同庁舎の整備推進
 - ・尼崎をモデルとして自転車を活用したまちなかの魅力づくりを促進
- 再生可能エネルギーの活用や水素利用の拡大、省エネ化の推進など地球温暖化に対応する施策
 - ・スマートライフを普及促進する蓄電池システムの導入を支援
 - ・播磨臨海エネルギー自立圏構想、水素エネルギーやメタンハブプレートなど次世代エネルギー対策の推進
- 豊かな自然の中で、人と野生動物が共生できる環境づくりを推進する施策
 - ・シカ肉の利用促進のための報償費加算などシカ丸ごと一頭大作戦の充実
 - ・狩猟者訓練センター（仮称）の検討など狩猟後継者の養成への支援

(3) 健康で安心できる兵庫をつくる

生涯を健康で過ごすことができる健康寿命が重要となっている。

生活、職場、地域など様々な場面での健康づくりを進める。また、介護が必要となっても、住み慣れた場所で安心して暮らせるよう、地域ぐるみで支援する仕組みを推進する。

<重点的に取り組む施策及び平成 29 年度の主な事業>

- 生活習慣病を予防するため、健康診断や受診結果などの医療に関するビッグデータを活用し、健康づくりを支援するなど県民の健康寿命を延ばす施策
 - ・協会けんぽ等が保有する健診データ等の連携分析に向けた実証実験の実施
 - ・働き盛り世代の健康管理や運動習慣の定着に向けた環境整備を支援
 - ・心に悩みを抱える人の 24 時間電話相談体制の拡充
- 医師や看護師などの人材確保、県立施設の整備など誰もが安心して医療を受けられる体制の整備を推進する施策
 - ・県立病院の計画的な建替え整備（県立柏原病院と柏原赤十字病院の統合病院、姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院の統合病院の整備、神戸陽子線センターの開設）

- ・高齢者をはじめ急増する救急要請・救急相談に適切に対応するため神戸市が設置する救急安心センターの整備に支援
- ・平成30年度から35年度を期間とする次期兵庫県保健医療計画の策定
- **東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスタースゲームズ2021などを契機にスポーツの振興を図り、生涯スポーツを通じた県民の健康づくりを進める施策**
 - ・関西ワールドマスタースゲームズ2021兵庫県実行委員会の設置
 - ・日本ワールドマスタース兵庫大会2017の開催
- **認知症の予防・早期発見と支援体制の強化、在宅介護を支える24時間の見守り、介護を支援するロボットの導入促進など、2025年問題を見据え、高齢者が安心して暮らせる環境をつくる施策**
 - ・市町と連携し特定健診などを活用した認知症の早期発見・早期支援システムの構築
 - ・定期巡回・随時対応サービスの普及促進などによる在宅介護を支援する緊急対策の実施
 - ・特別養護老人ホーム待機者の早期解消の推進
- **鉄道・バスなどの公共交通機関やまちのバリアフリー化を進め、県民が安全で快適に移動できるなど、ユニバーサル社会づくりを推進する施策**
 - ・鉄道駅ホームドア設置への支援制度の創設、鉄道駅舎のバリアフリー化への支援
 - ・みんなの声かけ運動を充実するための公開講座等の開催

(4) だれもが活躍できる社会をつくる

少子高齢化が進展し、生産年齢人口が減少する社会を迎えている。

今後は、一人ひとりが様々な役割を担うことが不可欠となることから、女性、若者、高齢者、障害のある人も、地域社会の中で、元気に活躍できるよう、多様な働き方を推し進める。また、個々人の能力開発や、ユニバーサル社会、多文化共生社会の構築を進め、外国人を含め県民だれもが活躍できる環境整備を推進する。

<重点的に取り組む施策及び平成29年度の主な事業>

- **出産や育児による離職の防止や再就職支援、育児や介護をする者を応援する企業への支援とともに、起業を促進するなど、女性の就業率を高める施策**
 - ・育児・介護で離職した者を再雇用する中小企業を助成制度で支援（再掲）
 - ・中小企業において育児・介護休業を取得しやすいよう代替要員の賃金を助成
 - ・空き家を活用する女性起業家への立ち上げ支援として改修費を上乗せ
- **長時間労働の是正や非正規雇用労働者の正規雇用への転換、育児介護等離職者雇用への支援、働きやすい職場づくりなど、働き方改革を推進する施策（再掲）**
 - ・企業経営者を対象とする長時間労働是正に向けた普及啓発
 - ・育児・介護に対応した柔軟な勤務体制や再雇用促進に向けた支援
 - ・中小企業が行う非正規雇用労働者の福利厚生事業への支援の充実
- **定年延長の推進、第二の人生を視野に入れた現役時代からの副業・兼業の促進、起業支援等を通じ、65歳以上の高齢者を生産年齢人口として活用する施策**
 - ・空き家を活用するシニア起業家への立ち上げ支援として改修費を上乗せ
 - ・元気高齢者の就労のための資格取得の支援や地域活動を担うための育成講座の実施
- **障害がある人の一般就労機会の拡大や在宅就業を促進するための能力開発やトレーニングの支援など、社会参加を推進する施策**
 - ・障害者の在宅ワークを支援するモデル事業を実施

- ・発達障害者支援法の改正を踏まえた支援体制の構築
- ・措置入院時や解除時の精神保健指定医の判断を支援する仕組みの構築
- ・障害者雇用就業・生活支援センターによる支援の促進
- 鉄道・バスなどの公共交通機関やまちのバリアフリー化を進め、県民が安全で快適に移動できるなど、ユニバーサル社会づくりを推進する施策（再掲）
 - ・鉄道駅ホームドア設置への支援制度の創設、鉄道駅舎のバリアフリー化への支援
 - ・みんなの声かけ運動を充実するための公開講座等の開催
- ビジネス人材や留学生に加え、介護・看護、旅館・ホテル等のサービス分野での外国人受入を支援するための母語教育や日本語教育の充実など、多文化共生を推進する施策
 - ・海外展開を進める中小企業に対して留学生の活用や就職を支援
 - ・県国際交流協会等と連携した日本語教育、母語教育の推進
 - ・英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語に新たにベトナム語の相談窓口の開設

(5) 県政 150 周年を機に新たな県政を展開する

兵庫県政は、平成 30 年度に節目となる 150 年を迎える。

行財政構造改革を成し遂げた後の県政推進の方向性を示さねばならない。県民とともに、県政のこれまでの歩みを振り返るとともに、未来の活力と夢ある兵庫県を構築するための取組を推進する。

<重点的に取り組む施策及び平成 29 年度の主な事業>

- 記念式典、地域の未来を考えるイベント、姉妹・友好州省等世界と祝うイベントなどの記念事業の全県的な展開
 - ・県政 150 周年の推進協議会や企画委員会の設置など推進体制の構築
 - ・県政 150 周年 1 年前イベントの実施
 - ・県民主体で県政 150 周年を記念し開催する事業を支援
 - ・県立高校生が考えるふるさと兵庫の特色を活かした取組みへの支援
- 2030 年頃の兵庫を展望した県政の新たな取組方向の取りまとめ
 - ・「兵庫 2030 年の展望」の策定
 - ・県政 150 周年を機とした兵庫県史の編纂準備
- 未来への橋渡しとなるシンボリックな施設や交流拠点の整備
 - ・県庁発祥の地を活用した県政資料館構想の推進
 - ・県公館の県政資料の一部リニューアル

行財政構造改革推進条例が目標とする平成30年度は、県政150年の節目である。収支均衡など行財政構造改革を成し遂げた基盤の上に、県政の原点である参画と協働を基本姿勢として、県民ニーズや時代潮流を的確に捉え、人口減少の中でも、活力と魅力あふれる兵庫を築くための施策を展開する。

(1) 新時代の兵庫づくり

県政150年を契機にした新時代の兵庫づくりを推進するため、記念事業を展開するとともに、めざす姿を県民と共有するために、新たな将来展望を示し、県民と協働のうえ、これからの県政の方向性を考える取組を推進する。

<重点的に取り組む主な施策>

① 県政150周年記念事業の展開

- 記念式典や地域の未来を考えるイベント、未来への橋渡しとなるシンボリックな施設の整備などの記念事業の展開
- 兵庫のこれまでの歩みを振り返り、次代を拓く礎となる兵庫県史の編纂と、将来の兵庫の姿を示す「兵庫2030年の展望（仮称）」の策定

② 地域創生の展開

- 県版地域創生戦略に基づき、国の地方創生推進交付金など有利な財源を活用しながら、自然増や社会増の人口対策、地域の元気づくり対策を推進する施策
- 市町の地域創生戦略に基づき、市町や地域団体等が創意工夫をこらした特色ある取組を支援するため、ひょうご地域創生交付金制度を創設

(2) 安心できる社会づくり

成熟の時代となり、少子高齢化がとまらない。

少子高齢化のなかでも地域の活力を維持するため、出会い、結婚、出産・子育てまで、切れ目のない対策を推進し、出生数の維持に努める。また、兵庫に住むだれもが生きがいを持ち、安心して活躍できる社会づくりを進める。

<重点的に取り組む主な施策>

① 子育て環境の一層の充実

- ひょうご出会いサポートセンターにおけるマッチング機能の充実や県内市町との連携強化など、若者の出会いの機会を増やし、婚姻率の向上につながる施策
- 住宅の確保や結婚、出産、育児に対する経済的支援、保育の質と量の向上など、出産・子育て世代の県内居住を促進する施策

② 健康長寿社会に対応した医療・介護の充実

- 医師や看護師などの人材確保、県立施設の整備など誰もが安心して医療を受けられる体制の整備を推進する施策
- 認知症の予防・早期発見と支援体制の強化、在宅介護を支える24時間の見守り、介護を支援するロボットの導入促進など、2025年問題を見据え、高齢者が安心して暮らせる環境をつくる施策
- 生活習慣病を予防するため、健康診断や受診結果などの医療に関するビッグデータを活用し、健康づくりを支援するなど県民の健康寿命を延ばす施策

③ 誰もが活躍できる社会の実現

- 障害がある人の一般就労機会の拡大や在宅就業を促進するための能力開発やトレーニングの支援など、社会参加を推進する施策
- 鉄道・バスなどの公共交通機関やまちのバリアフリー化を進め、県民が安全で快適に移動できるなど、ユニバーサル社会づくりを推進する施策
- 地域祖父母、放課後児童クラブ、里親・養子縁組制度など地域全体で子育てを支える施策

④ 地域の安全安心の確保

- インターネットを通じた犯罪被害等から青少年を守るための取組強化や消費者教育の推進など、青少年の健全育成や暮らしの安全確保を図る施策

(3) 次代を担う人づくり

新しい地域づくりには人づくりが欠かせない。

このため、学力の向上と合わせて、創造力や感性を伸ばす教育を推進する。加えて、大人の学び直しの環境整備や地域産業分野を担う専門人材の育成などを進める。

<重点的に取り組む主な施策>**① 学習・教育環境の充実**

- 学力向上方策の充実、高校教育の特色化や特別支援教育の充実など、兵庫の未来を担う人づくりを推進する施策

② 感動体験を通じた人づくり

- 兵庫型「体験教育」の充実、生きる力を育む教育の推進など、ふるさと意識の醸成や豊かな感性と心を育む施策

③ 大学教育の充実

- 個性、特色豊かな魅力ある県立大学づくり、専門職大学構想の推進など、グローバル人材や地域産業を担う人材などを育成する施策

(4) 元気な地域づくり

若者を中心に東京圏、大阪圏への転出超過が続いている。

定住・移住への取組をさらに強化するため、地域の活力を生む次世代産業の育成や農林水産業の基幹産業化促進、交流人口の増加、ふるさと兵庫の魅力再生を図り、地域の賑わいの創出を図る。

<重点的に取り組む主な施策>**① 定住カムバックの促進**

- 県内企業のPRや就業体験機会の充実など、高校生、大学生及び既卒者の県内就職を促進する施策

② 働く場の充実

- 首都圏を中心に県外からの本社や事業所の移転や、海外からの投資や企業立地に対するインセンティブ付与、新たな産業団地の整備など、県内に雇用を生む施策

- 長時間労働の是正や非正規雇用労働者の正規雇用への転換、育児介護等離職者雇用への支援、働きやすい職場づくりなど、働き方改革を推進する施策
- 出産や育児による離職の防止や再就職支援、育児や介護をする者を応援する企業への支援とともに、起業を促進するなど、女性の就業率を高める施策
- 定年延長の推進、第二の人生を視野に入れた現役時代からの副業・兼業の促進、起業支援等を通じ、65歳以上の高齢者を生産年齢人口として活用する施策
- ビジネス人材や留学生に加え、介護・看護、旅館・ホテル等のサービス分野での外国人受入を支援するための母語教育や日本語教育の充実など、多文化共生を推進する施策

③ 地域産業の活性化

- ITを活用した革新的ビジネス創出ができる“イノベーションが起こるまち”を目指し、高度技術を有するIT人材、IT関連企業の定着・集積を促進する施策
- 空き家ストックを活用した起業支援、都市部におけるオフィススペースの提供など、県内での起業創業を支援する施策
- 健康医療、航空宇宙、ロボット、環境など、今後成長が見込まれる分野におけるグローバル企業、オンリーワン企業を兵庫から生み出す施策
- スパコン「京」やSPRING-8など先端科学技術基盤のさらなる整備、これらを活用した革新的な技術の開発に加え、IoT、AI、ビッグデータの活用など新たな事業展開を促進する施策

④ 農林水産業の基幹産業化

- 農業の持続的な発展につなげる農業経営の法人化を促進するため、農業機械・設備の導入助成や財務・労務管理などの経営面の支援などの施策
- 農地の有効活用や都市農業の推進、民間企業の新規参入など、経営規模や供給力を高める施策

⑤ 兵庫ブランドの育成

- 神戸ビーフ、日本酒などの兵庫のブランドを強化する新技術・新商品等の開発や輸出拡大を促進する施策
- 国内外の観光客に兵庫の食の魅力を発信する施策

⑥ 野生動物対策の推進

- 豊かな自然の中で、野生動物との共生をめざし、シカなどの野生動物による農林業被害の低減を図るため、新たに捕獲専門家チームの編成や外来生物の捕獲など被害対策を総合的に強化するとともに、狩猟後継者を育成する施策

⑦ 交流の拡大

- 地域の魅力を発信するツーリズム人材の育成、訪日外国人の受入基盤の強化、観光資源の広域ネットワーク化など、定住人口を補う交流人口の増加を促す施策

⑧ 芸術文化・スポーツの振興

- 魅力ある公演、企画展の開催や芸術文化活動の活性化及び伝統文化の継承・発展の促進など、芸術文化の振興を進める施策
- ワールドマスターズゲームズ2021 関西の機運醸成や東京オリンピック・パラリンピックに向けた競技スポーツの強化など、県民スポーツの総合的な振興を進める施策

⑨ ふるさと兵庫の魅力再生

- 五国の多様性を生かした魅力の発信や地域遺産などの各地域の資源を活用した個性あふれるふるさとづくりを推進する施策

(5) 社会基盤の充実

県民の暮らしは、安全安心な基盤の上に成り立つ。

将来、発生が確実視される南海トラフ巨大地震はもとより、台風や集中豪雨などの自然災害への万全な備えを強化することに加え、生活や産業を支える交通基盤、快適な生活空間を生む社会基盤の整備、環境優先社会の構築などを促す対策を推進する。

<重点的に取り組む主な施策>

① 防災・減災対策の強化

- 南海トラフ地震に備えた津波対策、頻発する風水害に備えた山地防災や土砂災害対策等を計画的に推進するなど、県土の安全性を高める施策
- 災害時要援護者対策や自主防災組織の体制強化、防災・教育研究拠点の形成など、震災の経験・教訓を「忘れず」、「伝え」、「活かし」、「備え」ていく施策

② 交流・生活基盤の整備

- 関西都市圏や日本海国土軸の高速道路網ミッシングリンクの解消など、交流、物流の円滑化を進める基幹交通インフラの整備を促進する施策
- 三宮など兵庫を代表する街の再整備や、都会と豊かな自然が近接する魅力を生かした都市空間の利便性や快適性を高める施策

③ エネルギー・環境対策の充実

- 温室効果ガスの削減を図るため、再生可能エネルギーの活用や水素利用の拡大、省エネ化の推進など地球温暖化に対応する施策
- 微小粒子状物質(PM2.5)対策や窒素酸化物の削減、災害廃棄物・海ごみなどの適正処理など、生活環境対策を進める施策

7 2019 (H31) 年度以降の行財政改革

最終2カ年行革プランでは、平成30年度の目標としている収支均衡はもとより、実質公債費比率、将来負担比率など8つの財政運営の目標についても概ねその範囲内となる見込みとなっている。このほか、組織、定員、事務事業、投資事業など行財政全般にわたり、構造改革は成し遂げることができると考えている。

このことから、現行の行革推進条例に基づく構造改革は、条例の規定どおり平成30年度をもって終了する。

改めて、平成30年度前半に、これまでの行財政構造改革の取組の成果を検証する。

一方で、実質公債費比率や将来負担比率は依然として全国平均よりも高い水準にある。また、震災関連県債の残高も減ったとはいえ、4,400億円も残っており、今後も償還が続く。約40%の県債管理基金積立不足の解消も行わなければならない。

【平成30年3月改定】

一方で、実質公債費比率や将来負担比率は依然として全国平均よりも高い水準にある。また、震災関連県債の残高も減ったとはいえ、3,600億円も残っている。加えて、行革期間中に特別な財源対策として発行した退職手当債及び行革推進債が約4,000億円あり、今後、償還しなければならない。約40%の県債管理基金積立不足の解消も行わなければならない。

加えて、世界経済や日本経済の見通し、これに関係する県税収入の動向、2020年度を目標とする国の財政健全化への取組と関連した地財計画の見通し、臨時財政対策債を含めた地方一般財源総額の水準、消費税率等の10%引上げ時期の再延期による社会保障と税の一体改革への影響などを十分に見極める必要がある。

このような状況から、2019(H31)年度以降においても、健全な行財政運営を維持できるよう、不断の取組みとしての見直し(改革)が不可欠と考えられる。

平成30年度に行う行財政構造改革の検証と併せて、2019(H31)年度以降の行財政規律の確保に関する基本的な枠組みについて、新たな条例の制定の有無も含め、検討する。

(参 考)

[基本的な枠組みの検討]

① 財政運営の目標の設定及びこれを踏まえた財政フレームの策定

【平成30年3月改定】

① 財政運営の目標の設定及びこれを踏まえた財政フレームの策定

(目標設定を検討する主な財政指標)

実質公債費比率、将来負担比率、県債管理基金積立不足率、県債残高(臨時財政対策債、減収補填債75%除き)、経常収支比率、公債費比率(一般財源に占める公債費の割合)、県債残高比率(一般財源に対する県債残高の割合)

② 組織、定員、行政施策、公社など各分野の取組方針をとりまとめた行財政運営方針の策定

③ 運営方針に基づいた毎年度の取組内容・実績の公表

④ 毎年度の取組内容等を諮問する審議会の設置 等